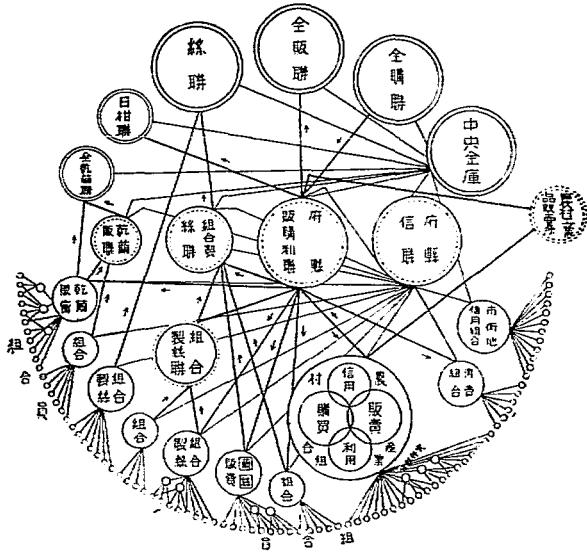


M4  
F131.31  
2

# 論合組業產本日

著 夫 信 田 立



版 閣 文 叢 京 東



3 2285 4515 2

## 序 言

嘗て、昭和十年四月から十二月に至る數回に亘つて著者は『日本に於ける産業組合の檢討』を「經濟評論」誌上に書いたことがあるが、その時の心持は、その前年に出版された近藤康男氏の名著『協同組合原論』に於て手薄に取り殘されてゐると思はれる點たる、協同組合の日本の特質を闡明することを、具體的事實の分析に基いて行ひ、そこから右の書に混入せる修正主義的方法・理論の抽出に、出來れば遡及したいと考へ、及ばねば（筆者の研究の關心はヨリ強く半封建的地代と獨占資本支配とを繞る日本農業の基本的な問題に馳り立てられてゐたから）、さう言ふ方向へ研究を二層發展させるための一つの端緒となるだけではないかと考へてゐた。

幸ひに、この兩三年來、協同組合の日本の特質の闡明といふことが、數多の進歩的な産業組合研究者達のほとんど中心の課題として追求され來り、産業組合の諸問題にわたつての具體的・實證的研究は、從來にない活況を呈して進められてゐると思はれる。

そこで、いま右の資料を重要な構成的内容の一部としてゐるところの本書を上肆するといふことは、或ひは既に屋上屋を架することになりはしないかと恐れないではないが、それにも拘らず之を敢へて上肆するといふ

積りになつたのは、一つには先學長々と論文間の勤めに従つたのであり、一つには舊稿に蕪雜に成しかけて放置して置いたことを一應體系的に完成して置くことが、産業組合の現研究段階に於て尙感ぜられるところの組合の史的研究に對する理論的研究の跛行・具體的研究と抽象的研究の不統一との克服に若干寄與することがあるかも知れないし、又自分自身にとつても組合研究の爲と言はず一般農業問題研究の爲に有益であると考へたからである。

さて本書の研究に於ては、舊稿に於て初めに具體的なものから取り組んだのと異り、一應正攻的に、抽象的なもの・理論的なものから具體的なもの・歴史的なものへと、ふ途をたどつて進んでゐる。このことは、前者の研究と後者の研究の懸絶・不統一が惹起してゐると思はれる諸混亂を整理する上に於て是非とも必要なことであると考へられた。

但し、協同組合論に於ける抽象的・理論的なもの、一般的分野は、勞働者協同組合に於ては兎も角、一歩足を農業小生産者の組合に踏み入れるならば、極端に狭められて來ざるを得ない。何となれば本書に述べるであらう様に、農業小生産なるものはもとゞ歴史の・具體的に規定せられる質的内容を持つものであつて、早くも抽象的なもの・理論的なものは、具體的なもの・歴史的なものに、具體化・個別化されて來なければならぬからである。この農業小生産者組合が協同組合論の理論的・抽象的なもの肥沃な一般的分野とならないといふことが

ともすれば、この國に於ける組合研究をして抽象的なものと具體的なものとを懸絶・不統一に陥らしむるものがあると思はれる。

こゝに本書の、理論的・抽象的なもの、取り扱ひに於て留意せる一つの點は、協同組合の商品社會に於ける合法的介在の一貫性——即ち資本制商品社會を本來とするが、必ずしも資本制社會體制内に限られず、末期封建社會體制内に於ても又過渡期社會主義社會體制内に於ても、凡そ商品交換經濟の一定程度の發達又は殘存がある間は一定の合法性を以て介在し得るといふこと——と、その介在する社會體制によつて異り、それを把持するインシャチブの歸屬階級の如何によつて異るところのその社會的機能の差別性とを明らかにすることであつた。従來この國の研究者には、右の一貫性が（主として組合主義者の側から）取り上げられる場合には右の差別性は必ず之を捨て去られ、差別性が（主として進歩的研究者の側から）取り上げられる場合には一貫性が忘れられた憾みがあつたと著者には思へた（この一貫性の忘却はブラクチカルに機械論的誤謬の因をなすことである）。——尤も奥谷松治氏は近業『協同組合論』に於て、右の一貫性に注意して居られる様であるが、未だ漠とした指摘に留まつて、自ら之を體系的に取り出すことをされては、いなる様に思へる。

次に抽象的・理論的なもの、日本産業組合への具體化の途上に於ては、農業小生産者の協同組合を、この小生産の歴史的・個別的特質によつて異なるその小生産の歴史的展開消長に對する役割の種々性に於て把へることに

努めた。

このことは日本産業組合の特質を一般性の具體化として理解し、且つ又この特質を矛盾の特質として把む上に於て重要であると考へた。以上かつて岡々向坂逸郎氏が『資本主義に於ける構造的變化の問題』、中央公論、昭和十年十二月號、四一—四二頁—の中に於て著書の舊稿に觸れて、日本産業組合運動の半封建的土地所有制、半農奴制的零細耕作持續の意圖が、その分壤の促進といふ矛盾を内包するべきことを反問されたが、勿論筆者に於てその分壤の促進といふ作用を認めないのではなく、問題としてあることはその分壤の特質、この分壤が不幸にして資本主義農業の勝利によつてとつて代られつゝないといふ點にあつたのであつて、これらの特質は、本書第二編以下の研究に於て、貫して追求せられる。

第三編以下の組合全活動分野にわたつての具體的、實證的研究に於ては、強ひて歴史的展開にとゞはれず、主として理論的展開に従ひ、半封建的農業を基礎とする日本産業組合の特質の抽出とその内包的矛盾の追求を念としたのであつて、従つて歴史的記述の不備については卷末に附した「日本産業組今年表」によつて補ふことにしたい考へである。

もと／＼協同組合、産業組合は商品經濟社會に於ける副次的部分たる流通過程に位するのであるから、經濟社會に對する主導性を持つことは勿論あり得ないが、しかもそれは、特に最近の我國農村産業組合の如きに於ては

農村生活のありとあらゆる面にまたがつてゐるのである。だから産業組合論程、上すべりに陥り易いものはないと同時に、それ程農業・農村問題のあらゆる諸問題にわたつて廣汎にタッチせざるを得ないものもないのである。

だから、著者の未熟が、本書を前者の通弊に陥らしめてゐるとすれば、それを著者は本書が日本農業・農村問題に對する重要論點手引として寄與すべき點を以て補ひたいと願つてゐる。

著 者

7065.2  
8654

目次

序言

第一編 商品・資本制商品社會に於ける協同組合介在の合法則性

第一章 緒論

一、協同組合主義より科學的協同組合論へ

二、商品・資本制生産の展開と協同組合

第二章 資本制商品社會に於ける協同組合介在の合法則性

第三章 資本制社會體制内に於ける小生産

單純商品生産者の協同組合介在の合法則性

斷章 小生産者の協同組合の早期的發生の可能性について

第四章 歴史的・具體的に規定せられる小生産の質的内容と、その質的相違に

基く小生産者の協同組合の歴史的役割の差別

目次



——協同組合は小生産を資本主義化するに役立つか——

一、所謂小生産の歴史的・具體的規定性……………四

二、諸國に於ける小生産の本質把握と、夫々の小生産者協同組合の歴史的役割の差別の把握……………四

——協同組合は小生産を資本主義化するに役立つか——

I イギリス……………四

II フランス……………四

III ドイツ……………四

IV ロシア……………四

V 日本……………四

第五章 過渡期社會主義體制内に於ける協同組合の役割……………五

第二編 日本資本主義機構の社會的基礎と産業組合との相關……………五

第一 日本に於ける産業組合構築の社會的要因……………五

第一章 日本資本主義社會支配機構の社會的基礎としての自作農中堅……………五

中農上層……………五

一、	「自作農」的土地所有觀念の社會的性質	一七
二、	日本農村の階級構成	二二
	——自作農中堅は中農上層に分布の中心を持つ——	
第二章	自作農中堅・中農上層の崩壊危機に對する	二七
	補強支柱としての産業組合構築	二七
一、	農業クリーゼ開始期に於ける産業組合の移植	二九
三、	日本資本主義興隆期の農業クリーゼ進行に對處する産業組合の展開	二九
三、	大戰後一般的クリーゼの展開に對處する産業組合の發展	二六
第三章	日本産業組合階級構成の特徴	三五
第二	日本資本主義機構の社會的基礎と産業組合との内的相關	三五
第一章	自作農の土地所有が組合結成の條件たる	
	相互信用の基礎となることについて	三七
第二章	半農奴制的・商品的經濟制度に於ける自作農の一應の均等な條件について	四〇
目次		三

## 第二編 産業組合の諸種機能に於ける日本の特質

それに内包される矛盾の諸契機……………一四

緒言……………一四

第一章 信用組合の半封建的性格……………一五

一、産業組合に於ける信用事業の地位……………一五

二、この國金融機構に於ける信用組合の地位……………一五

三、地主的高利貸付資本と信用組合との相互關係……………一六

Ⅰ この國貨幣資本の底流たる地主的な高利貸付資本との相互關係……………一六

Ⅱ 寄生地主型地方銀行との相互關係……………一七

四、特殊日本型國家資本に於ける信用組合の統合……………一七

第二章 獨占的肥料資本をその展開導因とする購買組合……………一八

一、半封建的零細農業經營に於ける購買、主として肥料購買の意義……………一八

二、肥料産業資本の獨占化と購買組合の展開……………一九

附節、雜貨配給について……………一九

三、購買事業展開による産組基本的矛盾の契機	二〇七
第三章 國家的米穀統制をその主なる展開導因とする販賣組合	二四四
一、産組販賣事業展開の諸導因	二四四
I 國家的統制下に直屬連繫する米穀	二四五
II 獨占的産業資本に連繫する小麦	二五〇
III 獨占的輸出資本に連繫する生絲・蜜柑	二五三
二、産組販賣事業の特質と、それに内包する矛盾の契機	二五六
第四章 利用組合の未發達と、その散出の方向・意義	二五九
一、利用組合の未發達性	二五九
二、利用組合散出の方向と其の意義	二六〇
附節(一)、組合製絲について	二六〇
(二)、所謂「農村工業」の行き悩みについて	二六九
(三)、産業組合土地管理の正體	二七〇
断章 消費組合の姿徴について	二七五

補遺 農家小組合について……………三〇一

第五章 産業組合に於ける諸矛盾の成熟……………三三三

——最近の動向——

一、産業組合五ヶ年計畫の産組運動に於ける段階的特質……………三三四

    I 經濟的觀點から……………三三五

    II 政治的觀點から……………三三九

二、産業組合五ヶ年計畫の進行と諸矛盾の成熟……………三四〇

    I 組合數及び組合員數について……………三四四

    II 資金構成及び信用事業について……………三四七

    III 購買、販賣事業について……………三四〇

    IV 上級系統機關について……………三四五

三、産業組合「大衆化」に於ける産組基本的矛盾の現出……………三四七

附節 第二次産業組合擴充三ヶ年計畫へ……………三四〇

附錄 産業組年年表……………三四三

日本産業組合論



第一編

商品・資本制商品社會に於ける

協同組合介在の合法則性





# 第一章 緒論

## 一、協同組合主義より科學的協同組合論へ

協同組合が、既に他の領域に於ては、この國大衆の知的骨肉となつてゐる科學的批判の方法の下に、眞に科學的研究の對象として取り上げられ始めたのは、この國に於てはやうやく、こゝ兩三年來のことであつたと思はれる。他の社會經濟的諸現象に對する場合と較ぶれば、この領域では洵に立ち遅れたことゝ言はざるを得ないが、元來、いづれの國の例に於ても、協同組合程、あらゆるプチ・ブルジョアの幻想、ナロードニキの空想に對し住み心地よい住家を供したものはなかつたのである。

それはもとより、協同組合が、現資本制社會の核心構造を形成する生産過程そのものに關はりなく、單にその副次的部分たる流通過程に關係するに過ぎないといふところから、よつて來ることにちがひない。生産の收取機構の秘密が流通關係に於て覆はれて居り、従つて生産關係の矛盾が、一應は屢々流通過程の矛盾として現れて來るところに於て、單にこと流通過程に關してのみ不合理の除去を齎し得るに過ぎない協同組合を以て 現資本制

社會の根本的矛盾の至上の解決策をになふものとして、かつぎ出されたとしても、先づ不思議はない。

そこで、かゝる協同組合至上主義（我國に於ては通常産業組合主義）と呼ばれるものゝ本性は、この資本主義社會構成に於ける基本的階級間のストラツグル技きの資本制社會諸矛盾の揚棄が、協同組合の發展によつて齎されるかの如き幻想をふり撒くことによつて、資本主義社會の永久化に奉仕するといふことにある。

この協同組合至上主義的觀念の形成に於て重要なことは、第一によつ、協同組合的結合の非歴史的・超階級的根據づけである。それは屢々『愛の精神』とか、我國の爲政者的造語に従へば『隣保共助の精神』とかいふものに求められ、これが人間の本然であることの實證には、舊來の又は現在の生産諸關係・社會諸構成にいさゝかも頓着なしに、古い農村共同體の殘存物が回顧せられる。我國に於ては、かの徳川封建社會に於ける貢租收取の連帶保證機構たり且つ *Polizai* 機構たりしところの五人組制度を、あたかも、自生・自主的結合であるかの如く看做し、これを『隣保共助の精神』の故郷として回顧するの破廉恥が行はれてゐるのである。兎に角、この様に『精神』に協同組合的結合の根據が据えられることは、協同組合の神聖化に役立つてゐるといふことは、あらそはれぬ點である。

第二には、協同組合の發展の獨、自性を主張することである。即ちそれが存在する現社會構成の基本たる生産關係との關聯なしに、協同組合の發展を導き出さねばならぬ。そこで協同組合主義に於ては屢々、協同組合組織上

の『技術』が、この獨自的發展の爲の『原理』に祭り上げられる。シュルテュとかライフアイゼンとかの、二・三の組合創始者の頭腦の考案が、所謂『組織原理』として尊章される理由がこゝにある。

かくて協同組合は設計者のプランに従つて、資本主義の矛盾を平和的に揚棄する。そして、その後如何なる社會が來るか。それも、もとより設計者の隨意でない筈がない。修正された資本主義。社會主義。資本主義でもなければ社會主義でもない獨自の面目を發揮する協同組合社會。——それは嗜好と便宜にまかせよう。

その最も彩色ある一例——

『協同組合主義なるものは對利本位の資本主義制度を否定して、人格中心主義を高調する點に於て資本主義と異り、また生産の無政府状態を否定して、生産の統一と聯絡を圖るといふ點に於て社會政策と相違してゐる。』<sup>甲</sup>にそれは社會主義が私有制度を十把、からげに撤廢すると共に、一種の專制政治を生み出すとする主張にも賛成しない。かくの如くにして協同組合主義は資本主義にもあらず、社會政策主義にもあらず、又社會主義にもあらずるところの一箇獨特の面目を發揮してゐるのである。』<sup>(註)</sup>

(註) 那須皓・東畑精一共著『協同組合と農業問題』四六四—四六五頁。

けれども、從來の協同組合主義が描いた、これらの極端に空想的な幻想は、戦後資本主義の一般的クリーゼの段階に於て、新たに強化された協同組合運動の展開につれて、次第に無力化しつゝある。それは二つの側から、

即ち一つには、この運動の下に動員把握せられる組合成員が廣汎化し、従つてそれが現社會構成に於ける基本的な被支配階級を包摂することが進めば進む程、組合員大衆の批判力の前に無力化し、更に又二つには、舊來の協同組合政策家の組合指導、運営の實踐的經驗の側からも明らかに耐え得ぬものとなりつゝある。

かくてこの國に於て協同組合理論の貧困が、叫ばれ始めた時（一九三四年六月宇都宮に於ける第一回産業組合研究會の開催にその具現をみる）に、其の渴を慰した觀があつたのは、近藤康男氏の著『協同組合原論』の出現（一九三四年）であつた。まことに、この書が組合員大衆に與へた反響といふものは、測り知れないものがあつたと思はれる。

協同組合を所與の資本制社會に於ける合法的産物として、資本の運動法則との合理的關聯に於て把握することの企てがなされ、協同組合が本來、商業資本の節約によつて資本制生産に於ける商品流通過程の合理化を任務とするものであるといふ正しい命題が、この國に於て一般に定式化し、普遍化したのは全くこの書の大きな業績に歸せられてよい。

ところで、この一般的命題、協同組合がその介在によつて排除を目指すところのものが、利潤一般でなく、單に商業利潤に過ぎないこと、協同組合が資本制社會に關はるところは、資本制社會構成の核心部分たる生産過程になく、單にその副次的な流通過程に過ぎないこと、こゝから吾々が當然歸結するであらうことは、次のことで

あらねばならぬ。

即ち協同組合がそのものとして、其から資本主義の場業に對して力を持ち合せないといふこと、それが何等かかゝる揚棄に役立ち得るのは、生産過程にひそめるところの、この社會機構を形成する基本的矛盾、生産諸條件の所有者たちと、これに對立する直接生産者たちとの antagonismus に於て、商業利潤でなく産業利潤即ち利潤そのもの………宣言するところの後者の側に、その闘争手段の一つとして従屬した場合を除いてはないと言ふことにならねばならぬ。

しかるに近藤氏がその書に於て註(一)右の一般的命題から導き出したことは、これとは別である。

氏は、協同組合が究極に於て流通過程の合理化に資することによつて、資本の蓄積運動の推進に奉仕することを明らかにすることにより、協同組合運動が終極に於て持つ一つの限界を指摘するといふことを正しく爲しつつ、而も、協同組合の階級社會に於けるいづれかの側への Klassen Kampf の手段としての従屬を歎過しつつ右の限界のうちに於て協同組合が一般にそのものとして進歩性を持つことを承認してゐるのである。

かくては、いかにその科學的裝備を以てする従來の陳腐な協同組合主義理論の批判者的役割の一應の成果に拘らず、本質に於ては、河本勝男氏が逸早く之を評した様に註(二)『協同組合主義の新版』と云はるゝも是非がたい。

(註一) この書以後藤氏の主張は、さう移つてゐるとみられる。たとへば

『産業組合と政治』（高陽書院版）所收論文『産業組合の自主性を論ず』に於ては次の様に言はれる。「産業組合がそれだけで労働農民、労働者の状態をよくするための組織として如何に限られた能力しか持たないか、それは他の一般的運動と共に進められるのでなければ力か弱いといふことを痛感せしめる」と。尙右所收論文に對するつき込んだ批評については、木村恒夫稿『産業組合の自主性について』——『經濟評論』第三卷・第一號を参照されたい。

〔註二〕河本勝男稿『協同組合主義の新版』——『經濟評論』第二卷・第三號。

では、こゝに近藤氏の思惟過程をして、かくの如く協同組合のそのものとしての、進歩性を認めしめたものは何か。

第一の理由は、所興の社會構成のより高い社會構成への推轉（進歩性とはとりも直さずこの推轉に役立つといふ性質に他ならない）をその基本的階級間のアンタゴニスチックな矛盾の成就に於ける、その下からの解決のうちに看ることに目を覆ひ、資本蓄積の高度化を、その儘より高い社會構成へのより多くの接近とみるところの、本質に於て非辯證法的な漸進主義がそのうちに潜んでゐることにあると思はれる。もとより資本蓄積の高度化は階級間の矛盾を激成しはするが、果して社會の推展力を擯ふ階級の力をより増大せしむるか、或ひはその逆の力をより優勢ならしめるかは、このこと自體から定まることではなく、従つてそれ丈では未だ進歩性も反動性も言及出來ないことは言ふまでもない。

さて第二に、更に根強い他の理由は、氏の我國半封建的零細自作農に對する簡略規定の謂はゞ樺田氏の誤謬、即ち西歐諸地方に於ける「獨立自由な自營農民」の範疇をその世界的・具體的諸條件との關聯なしに無難作にこの國の自作農に擬制することに由來してゐる。蓋し封建的土地所有の廢墟に簇生し、現實的に資本主義的商品生産への理論的起點たる單純商品生産を形造れるところの獨立自營農民、小農のブルジョア的方式を、封建的土地所有制が歴として繼承せられ、封建的寄生地主と農奴的零細小作とを兩極とする中間階層を形成してゐるところのこの國半封建的零細自作農にあてはめ、この半封建的自作農のブルジョア化の可能を想定するといふ様な場合にのみ、之等の零細農民を成員とする協同組合が右のブルジョア化への滑溜の役割を演ずることを指摘し得て、もつて協同組合のそのものとしての、即ちこの半封建的構成に於ける基本的敵對的矛盾、即ち封建的土地所有と隷屬的零細土地利用との矛盾に相應する半封建的寄生地主と半農的小作農との對抗に關はりなしの、封建制に對する進歩性を主張するには、からないであらうからである。

要するにこの點になると、日本資本主義の特殊なる基本的構造の嚴密なる把握が、先づ要請されねばならぬ。既にその出發が世界的に極めて立ち遅れたるところの當初より、産業資本主義、自由主義の時代をフルマルに經過せずして帝國主義、獨占資本主義の構成をとり、この構成の不可分の質量的補充代位部分として、その裡に封建的土地所有、農奴制的零細農耕が繼承再放せられてゐるところの日本資本主義に於ては、この再版「半封建



的零細農は、ブルジョア革命によつて、一舉に封建的土地所有の掃蕩の後に作り出されたフランスの分割零細土地所有農と異るはいふまでもないが、ブルジョア革命が徐々に或ひは不徹底に終つた場合でも、例へばユンケル土地所有と零細土地所有農が並存せるプロシヤに於て、更には又ユンケル土地所有とかの雇役制度・債務農奴とが並存せる舊露に於てさへ、その産業資本主義時代の經過の程にユンケル地主經營の發展を通じて資本家的經營への移行の條件を持つた場合に照して、明白に異り、遂にそのブルジョア化の可能性を持たず、この特殊の獨占資本主義の揚棄に至るまで、持ち越さるゝものとして存してゐる。

かゝる日本資本主義の基本的構成に於ては、その基本的對抗はブルジョアジー對プロレタリアートと半封建的地主對半封建的耕作者との二重の相互に滲透聯繫する關係となり、従つて協同組合はプロレタリアート又は半封建的耕作者のいづれかの側面に從屬することに於て始めて、一方は反資本主義的、一方は反封建主義的でありつゝ、而も二重に同義的に進歩性を昭現せられ得るといふことになる。

かくて結構、問題が特定の具體的なこの國の産業組合の解明に移る場合に、資本一般の運動の中に於ける合法則性を示すところの、曩に近藤氏によつて提示された協同組合の一般的命題は、第一に日本資本の、並びにその運動の特殊性の認識、言ひかへれば日本資本主義の基本的構造・半封建的特殊型制の把握を前提としてのみ役立つこと、ましてこのことは、協同組合が社會構成の第二義的な部面たる流通過程に關はるに過ぎないに於

てをやであらう。してみよと、裏に日本農林の研究 『農業政策論』(一九三三年)に際し、ローザ・ルクセンブルグ著論の狩俣氏流修正に基いて、再生産運動上に於ける資本一般に、この國の資本を解消し、その半封建的抑制をこの資本の質的内容から單なる量的關係としてその外に除外したところの、近藤氏の研究方法が、惟ふに氏の産業組合の研究に於ける、その特殊性の一般性への解消といふ方向を決定してゐると言へる様である。

右に反して、専ら日本産業組合の特質をこの資本主義の特質に基いて把握するといふ正しい努力が、奥谷松治氏の『日本産業組合批判』(一九三六年)に於て試みられてゐる。が惜しいことに、この書は日本産業組合を協同組合一般から完全に切り離し、特質を具體化された一般としてでなく、別個のあるものとして措定するの誤謬に陥つてゐることを、指摘せざるを得ない。この書の著者は日本産業組合が、その在立の基調を政府の強權に根差すことを強調することに専らなる餘り、何が故に政府の外的公力が、かゝる協同形態による農業政策の採用を不可避としたかといふ點のみでなく、更にこの採用を何が故に可能ならしめたかといふ、協同組合存立の内的契機の見逃し、かくて一種の國家萬能論・經濟に對する政治の過重評價に把えられてゐると言はざるを得ないのである。實踐的には、このことが、産業組合を如何なる場合に、でも、絶對的に、この社會構成に於ける基本的階級間の對抗に於ける進歩の擔ひ手の側から、見離してしまふといふ極めて機械的な結論を導くであらうとの危懼が成立する。

以上に述べた如き、これらの著書の相互に對蹠的な方法に對する、或る場合には批判を、或る場合には補遺を自ら包蔵しつつ、本研究に於ては、再び協同組合介入の商品・資本制商品社會に於ける、一般的合法則性の分析から出發せんとする。而してこゝからの再度の出發は、全くこの國の半農奴制的型制にある資本主義社會に於ける協同組合の合法則性の特質の理解に役立てる前提としてのみ爲されるのであつて、この理論的理解に基いて、日本産業組合の具體的把握を、その必然的動向に自づと通するに至るまで、試みねばならぬ。

## 二、商品・資本制生産の展開と協同組合

協同組合は、商品社會に於て、そのうちに一定の合法則性を以て介入するところの歴史的範疇である。

而してこゝに於ける商品社會とは、もとより本格的には資本制商品社會を意味するのであるが、しかもとて必ずしも資本主義的社會體制内に限定せられない。先資本主義的社會體制内に於ても、商品生産が既に活潑なる展開をとげ、端的に資本制商品生産が興隆しつつある場合に、協同組合はその萌芽的發生を見得るし、又……  
………・デイクタートル………の過渡的社會體制内に於ても、商品生産が未だ完全に揚棄されざる間は、協同組合はその活動の分野を與へられるものである。言ひ換へれば、協同組合は、先資本主義社會體制内に

於て資本の循環として、先づ流通部面に現れるところの商業資本及び高利貸付資本の一定の發展の傍に於て、産業資本の錯綜的發芽をみる段階に於て、既に端初的に發生し得、やがて産業資本が商業・高利貸付資本を從屬するところの資本主義社會體制内に於て綿爛と開花し、而して更に……………・デイクタートル下……………の過渡的社會體制に於ても亦、商品生産が揚棄されざる間は、その揚棄を自己の揚棄として存続するところのものなのである。

然らば、協同組合は如何なる合法則性を以て商品社會に介在し、商品生産の獨目的運動法則に基く發展に伴はれるのであるか。——これが解明には、このものゝ歴史的發生の序列によつてでなく、論理的に繼起する序列に従ふことが必要である。

周知の如く歴史的序列と論理的序列とは、たとへば商業資本範疇が産業資本範疇に歴史的に先行するにも拘らず理論的には後者の分析を俟つて始めて前者が闡明せられる様に、必ずしも一致するものでない。吾々の協同組合の商品社會に於ける合法則性の解明も、同様に、純粹な發達せる資本制商品社會に於ける合法則性を先づ解明することによつて、自ら齎されるであらう。

## 第二章 資本制商品社會に於ける協同組合 介在の合法則性

何よりも先づ、協同組合は資本制生産様式の核心をなすところの生産過程に直接的に關與する組織ではなく、間接的に、資本制總生産行程中の媒介的行程にすぎない流通過程に於て、何等かの機能を持つところの組織である。

従つてこの機能を闡明するには、さしあつて、流通過程を専門的操作場とするところの商業資本（商品取引資本と貨幣取引資本）の機能と對照考察される必要がある。

元來、商業資本なるものは、産業資本の運動

$$G-W \left\{ \begin{array}{l} P_m \dots P \\ A \end{array} \right. \cdot W \cdot G'$$

の中に於ける流通過程  $G-W$  及び  $W-G'$  の部分を自己の專屬の活動部面として産業資本より分岐獨立せる資本に他ならず、これが資本として利潤を齎すのは、もとよりその流通部面に於て獨立に新たな價值を生み出すのではなく、全く生産過程  $W \left\{ \begin{array}{l} P \\ P_m \dots P \end{array} \right. \cdot W$  に於て造り出された既存の剩餘價值の分け前に與るに過ぎない。

この、自らは何ら剩餘價值も生み出さず、しかも既存の剩餘價值への分け前への參與によつて、一種の獨立したる資本姿容を採るところの、商人の貨幣前貸を檢するに當り、それは第一に、産業資本家の生産する商品の購買に充當せられる貨幣を以て、第二に又商人の營業の執行に必要な勞働や不變資本、即ち事務所・紙・郵税や商業使用人の勞賃等、所謂「純粹な流通諸費用」に充用せられる貨幣を以て成り立つてゐる。

(註) 商業資本の今一つの形態たる貨幣取引資本については、一應保留し、こゝでは一應商品取引資本を以て商業資本を代表せしめれば足りる。

前者の商品購買代金の前貸は、産業資本家をしてその生産物を貨幣に再轉化せしむる、 $W \rightarrow G$  に先だつて、新しい商品を購入 ( $G \rightarrow W$ ) し、次の生産を繼續せしめるに必要なものであり、いま若し産業資本家が自ら商人を兼ねる場合に於て、彼の生産資本に對する一つの追加を形成すべき部分である。而もこの追加資本それ自らは何らの追加剩餘價值を形成するのではないのであるから、全體としてこの資本追加分は利潤率を低下せしめることとなる。

いま産業資本の前貸を  $C$  (不變資本) +  $V$  (可變資本) とし剩餘價值を  $M$  とすれば、利潤率  $\frac{M}{C+V}$  に對し商人の購買代金前貸  $g$  は、その分母を増加せしめることによつて、利潤率を低下せしめる。  $\frac{M}{C+V} < \frac{M}{C+V+g}$

後者の純粹な流通諸費用に充用せられる貨幣前貸  $g$  も、自ら追加剩餘價值を形成しないところの、生産資本に

對する一つの追加資本として、利潤率低下に作用することは前者と同様であるが、のみならず更にそれ自身、商品社會にのみ特有な社會的冗費として既存の剩餘價值  $M$  より消耗控除せられるべき部分を成しており、かゝる剩餘價值よりのマイナスによつても亦、利潤率低下を不可避ならしめる。

即ち社會的冗費たる純粹な流通費用  $g$  は産業利潤率  $\frac{M}{C+V}$  に對し、その分子を減少せしめることによつても、之を低下せしめる。

$$\frac{M}{C+V} \searrow \frac{M-g}{C+V+g}$$

さて、これらの流通上に於ける前貸が、産業資本家の資本追加分としてなく商業資本家の獨立せる資本委分に分岐するの必然性は、この獨立化によつて、他でもない、右の利潤率低下がより小さい程度にセーブされるといふ一點にかゝつてゐる。

しからば、如何にしてかゝる一點が生起するのであるか。

第一には、先づ、分業の結果、前記の所謂純粹な流通費用の絶対額そのものが直接的にヨリ小となる。

第二には、同じく分業の結果、流通期間が短縮せしめられる。このことは純粹な流通費用のみならず、商品購買代金の相對的大いさを節する。

第三に、重要なことは「商人資本總體を産業資本と比較して考へるとき、商人資本の一回轉は單に一の生産部面に於ける諸資本の回轉を代表し得るのみでなく、尙まに相異つた生産部面に於ける諸多の資本の回轉をも代表

し得る。」(註一)しかして「商人資本の回轉は同じ大きさの一産業資本の回轉、又はかゝる産業資本の一回分の生産と同じものではなく、それは寧ろ同一の生産部面に屬するにしろ、又は相異つた生産諸部面に屬するものにしろ、兎に角若干數のかゝる産業資本に依つてなされる回轉の總和に等しいのである。」(註二)として「貨幣資本總體の中の商人資本として表現される部分は、商人資本の回轉が急速なればなる程ますます小。」(註三)となる。かくて商業資本の獨立化によるその回轉の急速化が、産業資本の平均利潤率の低下をセーブすることとなる。

(註一)『資本論』第三卷 第十六章 三三七頁。

(註二、三) 同前 二三八頁。

この様に、商業資本をして産業資本の一部から分離獨立せしめる内的合理性といふものは、社會總資本中に於ける商業資本の量的限度をミニムムとなし、産業資本の平均利潤率をマキシムに維持せんとする、資本の運動の謂はゞ自動律にあることが明らかである。

さていまこゝに、協同組合が或る場合に介入し來り、商業資本の流通機能の一部を代位担當するといふ關係を導くところの内的合理性は如何。之は亦勿論右の自動律に關係する。

即ち協同組合が、その介入によつて商業資本の量的限度を、さうにミニムムに爲し得る可能性を持つてゐると



いふことである。但し注意を要するのは、この可能性を現實性たらしめるものは、協同組合自身の性質に係はることではなく、社會の總資本の發展程度や、そのうちに於ける商業資本總體の內的編制の諸狀態なぞの如何にかゝることなのである。

次に先づ右の可能性から述べよう。

協同組合——純粹な資本制生産の總再生産行程内にそれを考へるならば、非資本家的小生産者協同組合の存在を一應捨象することが出来る。その場合には本格的な協同組合としては、勞働者又は諸使用人の消費組合に自ら限定される(註一)——の介在が齎し得ることは、何よりも先づ、資本制商品社會に於ける生産が消費を目的としないで、利潤を目的としてゐるといふことによつて生ずる生産の無政府性・生産と消費との直接的連結の懸絶の諸矛盾を部分的ながら相當有効に調整し得るといふことである。それは零細な大衆消費の量を大量に取りまとめ雜多なその質を統合し、商品需要に對する一定の見透しを可能にするといふことによつて得られる。この生産と消費との間の懸絶・分離の調整・連繫は、いふまでなく、それ之前述の流通上の諸費用の絶對額を節減することを得せしめる。この節減が如何に馬鹿にならぬかは、組合の介在によつて、商業資本の最も大きな冗費の一つたる廣告費が省けることを想起する上で、理解するに充分であらう。

次に又考へ得られることは、組合が純粹に組合員の抽出せる資金を出て非營利的に經營せられる限り、この流

通上に投ぜられる資金は、その再生産を要求するとは言へ、それ以上に産業資本の剩餘價值の一部を自己に引き附けないといふことである。この點に於て、流通上の一切の前貸が、商業乃至産業資本家によつて投ぜられた場合と特徴的に異り得る。

従つて、協同組合の介入は、たゞにそれによる消費の質量の統轄によつて、流通費用の大きさを節減するのみでなく、この費用の資本前貸としての産業利潤への分け前への參與を杜絶すること（註二）によつても亦、産業資本平均利潤率の低下をセーブし、それをマキシマムに維持することが出来る。但しこの後の點は、協同組合形態による流通過程合理化に一つの特徴を興へる點ではあるが、この特徴は現實的には必ずしも嚴密には現れない。蓋し或る程度の借入金を通じて銀行資本に從屬せざるを得ないとこの資本制社會に於ける協同組合にあつては、その企業形態は資本主義的企業形態に接近せざるを得ないからである。

そこで、平均利潤率をマキシマムに維持せんとする流通過程合理化に於ての、協同組合介入の方法が、さきにも述べた商業資本の專屬化の方法と異るところは、根本的な點では極めて僅かであり、むしろ消費質量の統台といふ様な技術的な相對的な點に於て、比較的有利であるといふに過ぎないのである。

（註一）所謂勞働者生産組合なる名稱を以て呼ばれるところの生産組合は、實は多くは、勞働者の組合ではなくて、手工業的小生産者の組合なのであつて、只、ユートピア組合主義者の觀念に於て、資本主義的生産に於ける勞働者と、先資本主

義的小生産に於ける手工業者との適當な區別がつかないだけなのである。

尤も資本主義生産の興隆の初期に於たつて、未だ資本制生産の株式企業形態が確立しないときには、一つの過渡期的企業形態としてロバート・オーエンが試みた如き、勞働者生産組合企業の実験が可能であつた。だが、それは單なる過渡期の實驗的産物に過ぎないのであつて、資本制生産の株式企業形態が發達するや、ひとたまりもなく、それとの競争に耐え得ないことをがした。(これについては後編、利用・生産組合の章に再言する筈である)。

(陸三) この組合據出の流通費用削減が、産業利潤への分け前への參與を杜絶し得るといふことこそは、利潤の基本となる産業利潤にてなく、商業利潤に求めんとするブルジョア經濟學者の觀念にとつて、利潤そのものゝ廢絶と映じ、彼等を協同組合による利潤なき社會への移行といふ幻想に導くものである。その典型的な例をシャル・デードやこの國に於ては本位田群男『消費組合運動』第一章第二節に於てみることが出来る。

では次に、協同組合の以上にのべた流通過程合理化、商業資本の量的限度の節減の可能性を現實化し、商業資本の流通機能の一部をそれに代位擔當せしめるものは何かと言へば、それは既に述べた様に、協同組合自身の性質によることなく、全く資本の發展の歴史的・具體的諸状態の如何にかゝることである。例へば、元來商業資本の龐大な存在といふことは、家内工業やマニファクチュアの數多い存在といふことに基礎を持つてゐるのであるが、生産の集積集中、資本の獨占化がいまこゝに急激に進行し來り、これに應じて急激なる商業資本の整理再編制の過程が進行すると言ふ様な場合、協同組合はこの整理再編制を最も有効に遂行せしめる補助物として立

ち現れる。即ち整理さるべき群小商人資本の分野は、協同組合によつて置き換へられ、その上に獨占的商業資本を頂とする流通體系が編制せられるか、或ひは又或る産業部門の特質に應じては、商業資本抜ききの産業資本への直接的連繋が保たれるのである。

特に又、この様な協同組合の商業資本への代置を引き起す客觀的條件は、こゝには一應捨象されてゐることであるが小生産者を組織するところの協同組合についてみる時、極めて豊富であり、多様である。それは後述に追つて述べるであらう。

さてこゝに次の問題が残る。一體協同組合（こゝでは消費組合）の介在によつて、組合員たる労働大衆の消費資料の價格は低下するのか、しないのか。

勿論、組合介在が各産業部門の流通過程に同一程度に行きわたり、それによる商業資本の削減のために起る産業資本平均利潤率の増大が個々の産業資本の夫々の利潤率の増大に、均一に分布すると言ふ様な場合を想像し得たならば、右の價格は従前と變る筈がない。若しかゝる場合に價格が低下するとしたならば、組合介在による當該産業利潤率の増大といふことはあり得ないことゝならねばならないからである。

だが、もとより、かくの如き假定は成り立たない。第一、この純粹な『理論的』資本主義的再生産圈内に

於ては、既に豫め、組合が介入し得るところの流通過程は、勞働大衆の消費資料生産部門の、それに限られてゐる。

そこで、現實に起ることは、消費組合の介入によつて、その取扱ふ消費資料の價格が經驗的に従前より低下するといふのが通例である。従つて、當該消費資料生産部門に於ける産業利潤率は、全然従來と同様であるか、或は少しは増大するとしても、組合介入による商業資本の節減に基いて惹起せられ得る程度にまでは上昇しないといふことになる。

然らば、さきに述べた商業資本の節減が、それだけ産業資本の平均利潤率の増大を歸結するといふことは、如何にして行はれるかといふに、消費資料の價格が組合の取扱ひによつて低下すればする丈、當該勞働者を雇備するところの産業部門に於ける相對的剩餘價值を増大する可能性が與へられ、かくてこの産業部門の利潤率は従前よりも上昇し得ることとなる。かくて終極に於て、曩の消費資料生産部門に於ける利潤率の上昇が現れないとしても、他の産業部門に於ける利潤率の上昇が喚起されることによつて、總體として、即ち社會總資本に關する平均利潤率に於ては、上向することとなる。(註)

(註) 協同組合の介入が商業利潤を節減することによつて、産業資本の利潤率の増大に資するといふ命題に於て、この利潤率とは以上の如く、社會總資本に關する平均利潤率を指してゐること言ふまでもない。この平均利潤率と、個々の産業資本

の利潤率とを混同するところ、本位田氏は、此の命題が成立するためには、消費組合の活動した場合も、商人の介入した場合も、消費者の支拂ふ価格は同一でなければならぬ」と誤り即断し、實際は消費組合の活動した場合の価格は商人の介入した場合よりも安くなる」といふことを以て、「消費組合によって産業資本の利潤率が高められる筈がない」と右の命題をあたかも論破したかの如き捷應を示してゐられる。——本位田詳男「マルクス主義的の産業組合理論の批判」

(産業組合、昭和十一年、四月號、二二頁)

右の關係の分析は、いまや次の重要な指示を含むものたることを知らねばならぬ。

即ち、資本主義社會に於ける協同組合が、それ自身として有する目的——言ひかへれば該社會に於ける存在の合法則性——は、こと流通過程上に於ける商業資本に關はるに過ぎない、にも拘らずこの限界内に於ても、生産過程に於ける相對的剩餘價値の變動と無關係ではあり得ないのである。ことに、それ自身としては單に商業利潤の節減を爲し得るに過ぎないところの協同組合が、かゝるものとしても、産業利潤・即ち利潤そのものゝ絶減を最終的に目指すところの労働者階級運動に、従屬せざるを得ないか、(註)或ひは利潤の追求を自己の至上命令とする資本の側の調争手段として従屬せざるを得ないか、そのいづれかへの従屬の必然性を懐いてゐることを見出すのである。協同組合の經濟的機能をその政治的歸結から切り離し、協同組合の政治的中立性を主張するところのブルジョア的常套理論の欺瞞性は、いまやこゝに明らかである。

(註)一九一〇年……………コペンハーゲン會議に於て、協同組合に對する労働者階級の態度が議せられたる際に、修正マ

ルクス主義に壓倒するうちに、ロシア代表の示した草案のみは唯一の、正しい態度が示されてゐた。それは次の如く、プロレタリア消費組合が労働者の労働條件に影響を與へ得ること（相對的剩餘價値の變動に關係あること）及びプロレタリアートの………從屬の行き方をかしてゐる。

ロシア社會民主黨代表者の原案

「大會は次の如き見解を持つ、

一、プロレタリア消費組合は、諸種の商業媒介者の側からの收取の程度を緩和し、生産者の工場に雇はれてゐる労働者の労働條件に影響を與へ、また本来の使用人の状態を改善するといふ意味で、労働者階級の状態を改善する。

二、この消費組合はストライキ、工場閉鎖、………などに際し、労働者を支持することによつてプロレタリアートの大衆的及び經濟的………のために大きい意義を持ち得る。『レーニン』協同組合について』希望閣版 七〇頁。

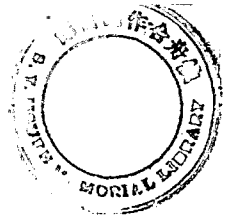
## 第三章 資本制社會體制内に於ける

### 小生産・單純商品生産者的協同組合介入の合法則性

これまでのところでは、資本主義社會に於ける協同組合の合法則性を究明するにあつて、協同組合の介入を純粹に資本制再生産の圖式通りの展開といふ理論的假定のうちに限る、従つて労働者消費組合のみを念頭に置いた。だが一度、現實の資本主義社會に多かれ少なかれ何らかの存在の仕方にて存在する、先資本主義的小生産の領域にまで、眼界を押し擴げるならば、協同組合は消費資料の購買のみならず生産手段の購買をも含み得、販賣はもとより生産若しくは利用、或は信用等の多種多様の方面を含むことが出来、その機能はより複雑化して來る。

けれども、ここに先づ注意を要する點は、非資本主義的小商品生産者によつて組織せられる協同組合が、たとへ販賣購買に限らず該小生産の生産部面までも組織化するにせよ、それは該社會の資本制總生産行程からみれば、依然としてその流通過程の一環を管掌してゐるに過ぎないといふことである。而して、そも／＼資本制總生産行程の役割を離れたる流通過程といふ生産過程といふ區別は、理論的に意味を失はねばならないのであるから、非





日本産業組合論

二八

資本家的小生産者を組織員とする諸種の協同組合の基本的合法則性を見出すにあつては、この非資本家的小生産者そのものを中心としてではなく、それを圍繞する資本制總生産行程を中心として觀ねばならぬのであり、従つて協同組合の職能が流通過程に限定されてゐるといふ上來繰り返し述べ來つた命題は、非資本家的小生産者による販賣、購買はもとより生産組合にも、更に信用組合にも無論妥當するのである。

總じて言へば、非資本家的小生産者によつて組織されるところの協同組合は、資本主義的總生産行程の媒介的過程たる流通行程のうち非資本家的小生産諸行程を連交するところの導管として機能する。かゝる導管を媒介として非資本主義的小生産の領域を取り込むところの總資本の再生産は、商業資本を唯一の媒介とする場合よりもより圓滑に回轉するのである。

即ち、資本の轉形  $W \rightarrow G$  及び  $G \rightarrow W$  を非資本家的小生産者側の零細且つ雑多な需要若しくは供給の質量の綜合統一によつて圓滑ならしむることは、この小生産者を組織する購買及び販賣組合によつて果される。特に

$G \rightarrow W$  に應ずる小生産者間の供給に關しては、その生産組合によつてより徹底的に果される——發達せる資本制社會に於ける小生産者の生産組合の役割が、本來は小生産者側の生産そのものになく、資本家の生産者側の購買（流通）を合理化するといふことの裡にあるのであり、従つて小生産者的生産組合の本格的發展は、多くの場合販賣事業に附隨してゐるのである。——

かくして、これらの諸種の小生産の組織化によつて、貨幣資本總體のうら流通上の費用として分擔さるべき部分が減少せしめられるといふことは、その非資本家的小商品生産者の需要或は供給が有するところの極端な不統一性によつて、これまでの單純なる消費組合よりもヨリ大きな意義を以て現れる。

さらに又、非資本家的小生産者の、資本主義的總生産行程の媒介的環節たる流通行程への結びつけが、商業資本にとつて代つて協同組合を以てなされることの合理性は、次の重要な點、即ち非資本家的小生産を地盤としてこれに吸着する商業資本の不正な取引を、これによつて排除するといふことにある。

さて、次に信用組合については、どうであるか。曩に協同組合一般の資本制社會に於ける合法則性について論述せる場合に述べ、純粹な資本制再生産の表式通りの運行といふ假定の圈内に見出される協同組合が、典型的には労働者消費組合に自ら設定せられるといふ理由から、故意に述べたことを保留した信用組合の資本制社會に於ける合法則性について、いまや若干觸れねばならぬ。

元來、貨幣取引資本は商品取引資本と共に商業資本範疇に包括されるのであり、曩に商品取引資本を以て商業資本の機能を表せしめて述べたことは、貨幣取引資本にも同様にあてはまる。即ち産業資本の流通行程（商品取引資本の流通行程も含んで）に必要な貨幣の諸操作（貨幣の保管・拂出・受入・諸支拂の清算）等を自己の專屬の活動部面として、總資本の一部の獨立したる貨幣取引資本が齎す利潤なるものは、それ自らが生み出すもので

も生み出された價値の實現に參與するものでもなく、既に實現された剩餘價値からの一つの控除分を意味するに過ぎぬ。而して貨幣取引資本の獨立化によつて得られるところの社會總資本利潤率の實益は、たゞに分業の結果によつて得られる貨幣諸操作に要する費用の節減といふ點のみならず、ヨリ重くは、購買要具・支拂要具として生産期間に遊休する退蔵貨幣を最低限度まで縮小せしむ得るといふ點にある。

だが、貨幣取引業者は事實上、單に産業資本の單純なる出納方として、商業資本の一形態であるところの貨幣取引資本の機能を果すに止まることはなく、更に今、一つの資本形態たる貨幣貸付資本も利子貸付資本の機能に踏み込み、いまや産業利潤の分け前への參與によつて、平均利潤率の運動に參與するところの商業利潤の擧取にとまららず、このかくして形成された平均利潤よりの利子形態に於ける無難作な分配、即ち資本としての貨幣、商品の貸貸料を要求するに至るのである。この貨幣貸付資本の發展が遊休する退蔵貨幣の機能資本への動員なる信用組織の發展、銀行制度の確立を通じて窺されることは言ふまでもない。

ところで、非資本家的小生産者間に組織せられる信用組合が位置するところは、これらの小生産を地盤とする貨幣貸付資本の唯一つの形態たる私的高利貸付資本に部分的に代位することであり、之を通じて資本主義社會に於ける貸付資本の抑制、銀行を中心とする信用體制に非資本家的小生産の領域を結びつける導管として存在することである。かくして總じて、私的高利貸付資本を逆する右の結びつきが行はれる場合に比較して、信用組合の

介在がいかなる點に合理性を持つてゐるのかといふに。

一つには貨幣取引資本たる商業資本の節約といふこと。特に小生産者に於ける零細退職貨幣の資本制信用體系への動員、遊休貨幣の減少といふことがこの點に關係あること。

第二に、より目立つて著しいことは、小生産者を地盤とする貨幣貸付資本と利子附資本の唯一の形態たる私的高利貸付資本の無節操な恣意を制限統禦するといふことにある。

こゝで念の爲に述べて置かねばならぬことがある。それは信用組合が高利貸付資本掃蕩のために決定的な力を有すると看做す皮相的な見解に對してである。もとゞ、高利貸付資本から、資本制生産方法の本質的な一要素としての利子附資本を區別するところのものは、決して高利貸付資本それ自身の性質、例へば利率が高いか低いか等の如何によるのではなく、(註)この資本の依つて以て機能する諸條件の如何、即ち貨幣貸付者に對立する借受者の生産者としての性質の如何にかゝつてゐるのであるから、この借受者の生産者としての性質が、資本制生産方法に於ける生産資本家に移り行かざる限り、即ち、非資本家的小生産に留る限りは、高利貸付資本範疇の脱却はあり得ないことである。

而して、もとより、この生産方法の變化の起動力は生産力自らにあり、貨幣取引乃至貸付上の一制度たる信用

組合なぞにあり得る筈がないことは明記せねばならぬ。せいぜいこの制度がそれ自らとして、なし得るところは、高利貸付資本の無制限な恣意の統禦、調整に過ぎないのである。

(註) 『資本論』第三卷(下) 改造社版 四一頁。

以上に於て、われ／＼は資本主義社會環境の内に、何等かの存在の仕方にて存続する先資本主義的小商品生産を組織員とするところの、諸種にわたる協同組合の、資本主義社會體制にとつての、一般的合法性を規定した。だがそれはこの小生産の既與の資本制再生産運動への單なる結びつきに關はる全くの一般的抽象的規定たるに留り、右の非資本家的小商品生産そのものが、協同組合を通する右の結びつきに於て如何に動きつゝあるか、といふ點については、未だ一步も踏み出しては居ないのである。之に踏み込むためには、先づこゝに残存せる非資本家的小商品生産の歴史的・具體的把握を前提とするのであるが、いま假に之を資本制商品生産への理論的出發點としての理論的範疇たる單純商品生産そのものとして取りあげるならば、これに對し協同組合はいかに作用して行くであらうか。

第一に先づ、單純商品生産者の協同組合は、その組合員中の比較的富裕なる部分の資本制商品生産への推展を促進する。それは協同組合が、主として流通部門に於て、ある、兎も角も持ち込むところの大規模經營の有利性

の享受の機會を、之に與へるからである。この享受の程度は、同じく組合員中にあつても、その經營の些小の大小に伴つて均一でなく、この程度が大ならば大なる程右の資本制商品生産への推轉は相對的に容易となり、この程度が小ならば小なる程反對であり、かくて、總じて協同組合の介在は、この小生産者間に於ての階級分化を促進するといふことになる。

次に又、一面に於て、この協同組合は、發達せる資本主義との直接的接觸に於て生ずる小生産者の急激なる没落、プロレタリア化を或る程度まで喰ひ止め、その過程を緩慢にする機能を持つ。この機能は前に述べた機能と一見背馳するかの如く思はれるがさうでない。協同組合は、若し之がなかつたならば、資本主義部門との接觸によつて、ひとたまりもなく耐え得ない様な小生産者連を或る程度にまで持ちこたへ得しめ、外部からでなく、彼等の内部から、少數の富裕なる部分を資本家的生産者へ轉成せしめる餘地を與へるのであるから。かゝる餘地を與へるのは、彙にのべた様に協同組合が齎す大規模經營の有利性の搬入といふ點によるは勿論であるが、尙協同組合の存在が商業資本の不正の（價值通りでない）交換や、私的高利貸付資本の無制限の恣意に基く覆滅的影響を匡正するといふ點にも、より重くかゝつてゐる。

以上單純商品生産者の協同組合が、この單純商品生産に對して有する二つの作用、即ち一つにはその階級分

化を促進し、一つには、その崩壊を喰ひ止めるといふことを述べ、しかしてこれらの矛盾せる作用が、相互に矛盾しつゝ統一せられてゐる點を指摘したのであるが、右の二つの作用のうちのいづれが強く、主導的に働くかといふことは、資本主義の發展の歴史的段階的諸状態に相應じて、異つてゐる。

即ち資本の發展が小生産の存続を必要とし、之を有利に利用せんとするときは、右の二つの協同組合の作用のうち、後者の作用が主導的に現れ、資本の發展が小生産の存続に桎梏を見出すときには、前者の作用が主として現れる。

概して言へば、——一般的法則としては勿論取り出すことが出来ないが——、資本主義の原始的蓄積が特定部門の小生産の「アウス・ヌツツェン」に據つてゐるとき、及び資本主義の發達の初期に於ては、この單純商品生産者の協同組合は、それらの小生産の崩壊の喰ひ止めに、主として力を發揮する。之に反し資本主義の自由競争の段階（産業資本主義段階）が最も自由に開花するときには、それは小生産の階級的分化の促進に、ヨリ強く作用するのである。而して、資本主義が獨占段階（帝國主義段階）に移り、金融獨占資本の寡頭支配下への全産業の編制が成立するときには、資本の獨占的性質の故に、一般に小生産の少しでも有利な「アウス・ヌツツェン」が見逃せられないといふ傾向が現れる。かくて再び、獨占資本主義の段階に至つて、小生産者的協同組合の役割に於て、小生産の持続への方向が強力に現れ來るのである。

では、資本による小生産のハウス・メツツェンが如何なる形態で行はれるかといふことについては、ひとはマルクスの所謂近世的、家内工業や、レーニンの所謂農村に於ける資本家的家内労働<sup>(註二)</sup>と名附けて、本来の都市工業や農村家内工業と區別せるものについて想起すればよい。

「この近世的家内工業と稱するものは、相獨立した都市的手工業や、自營農業や、就中また労働者家族の住宅やを前提する舊式の家内工業とは、名稱以外に何等の共通するところがないのであつて、後者はいまや工場なりマニユファクチュア場なり、又は貨物倉庫なりの外業部となつてゐるのである。空間的に多數密集されて直接命令されてゐる工場労働者や、マニユファクチュア労働者や、手工業的労働者以外にも資本は目に見えぬ糸を以て大都市及び農村到處に散在してゐる家内労働者の他の一軍を動員する」(註三)。特に農村に於けるかゝる關係は農産加工品を原料とするマニユファクチュア資本の下への農業小生産の副業的、家内工業の編成に於て、普遍的に現れる、マニユファクチュアが、ある形態を有する都市の手工業や農村家内工業を、特殊な生産部門の内部に於て、一定の點で破壊したとしても、それは再び他の形態で他の地點に創り出す。何故といふにマニユファクチュアは原料を加工するため、之等の諸形態をある程度まで必要とするからである」(註四)。而してマニユファクチュア自身も亦獨占的、大工場の制縛下に、その外業部として編成せられることが出来るのである。

勿論、かうした資本の見えざる糸の支配下への都市手工業や農村家内工業やの編成のために、小生産者の協同



組合が、役割を屢々與へられて來るのである。

(註一) 小林良正『日本産業の構成』——「いはゆる資本家的家内労働の意義についての補遺」五四—五九頁。及び同書二—三二頁参照。

(註二) 『資本論』第一卷 第十三章 改造社版 四四六—四四七頁。

(註三) 同、第一卷 第二十四章 アドラツキー版 七八八頁(傍點—引用者)。

## 斷章 小生産者的協同組合の早期的發生

### の可能性について

以上に於ては、資本制社會體制内に於ける小商品生産者的協同組合の合法的役割を、抽象的理論的範疇の埒内に於て述べたのであるが、同じくその埒内に於て、次に封建社會體制内に於ける小商品生産者的協同組合の萌芽の可能性について遡及附言して置かう。

もとゞ、商業資本は資本の基本的なものではないが、その基本的なものたる産業資本よりは歴史的には古いものであり、資本制生産様式を離れて、それに先行する生産様式のうちに存在し得るところの「資本の自由な存在様式」なのである。而して資本制生産様式に於ては、商業資本は生産資本に従屬し、商業利潤は産業利潤に依據するのであるが、それに先行する生産様式に於ては、産業利潤は零であり逆に商業利潤が利潤の唯一支配的な形態として現れて来る。この様な商業資本の生産を離れての獨立優勢的な發達が、資本制生産様式の發達程度に逆比例することはいふまでもなく、資本制生産様式の發達・産業利潤の發生・産業資本の形成と共に、追々に商業利潤と産業利潤との、商業資本と産業資本との地位の轉倒が行はれねばならぬ。

商業利潤の節減を本來の役割とする協同組合が、この轉倒にあつて、商業利潤をその利潤一般に對する支配的な地位より、産業利潤に對する從屬的な地位に引き下げるための助力者となり、よつて以て産業資本の發展に對して寄與を爲し得るといふことに於て、其の登場の意義が與へられるのである。

かくして登場する早期的小生産者組合は、屢々産業資本に對し、その資本家的企業形態に株式會社企業への過渡期的企業形態に小生産に於ける零細前貸資金の糾合の協同組合的便法を與へることによつて、産業資本の發展・その株式會社企業形態への形成のパイロットを務めてゐるのである。

類似のことが、古い利子附資本たる高利貸付資本に對する商業並に産業資本の關係にあつての信用組合の登場の意義について見られる。

商業資本の雙兒兄弟といはれる高利貸付資本は、前者と共に資本制生産方法の久しい以前に見出されるところの、所謂「洪水前期的資本諸形態」(註二)に屬するものであるが、この高利貸付資本は、生産上の利潤を喰ひつづすことはいふまでもなく、さらに商業利潤にも喰ひ込んでゐた。即ち高利貸付資本は産業資本の胚胎の障礙であるのみならず、獨立の商業資本に對しても、これを屢々從屬してゐたのである。そこで、高利貸付資本に對する從屬的な地位から、産業をといはず商業資本を、解き放すといふ必然的な歴史的階程に於て、高利貸付資本の節制を役割とする信用組合が、その發芽の意義を擧げ得る。

(註一) 『資本論』 第三卷(下) 改造社版 一三四頁。

(註二) 「十二世紀及び十四世紀中ウエネチア、ゲヌアの兩市に設立された預信用組合は、海上貿易及びそれに立脚せる卸商業をば、漢式な高利貸付業の支配と金融業獨占者たちとの手から解放せんとする要求に出たものであった。」 『資本論』 第三卷(下) 改造社版 一四二頁。

而して、この信用組合の發芽は、これによつて商人の一切の寢かされた貨幣準備を持ち寄り、これを金融市場に投げ入れ、以て高利貸付資本の手から獨占を奪ふといふことに於て、屢々金融業の銀行株式企業形態への定置の過渡期的先導をなすものである。

(註) マルクスは、前(註二)に於けるウエネチア・ゲヌアの信用組合を嚴密な意味に於て銀行の萌芽とみてゐる。——『資本論』 第三卷(下) 改造社版 一四二頁。

されば、協同組合は資本制社會體制内に先立つ社會體制内に於ても、既に資本制生産方法の端緒的な萌芽をもたげてゐるところに於て萌芽的に發生し得る。

だが、注意を要すべきは、こゝでも協同組合が右の生産様式の推移に對し、主導性を何等持つものでなく、單にそれに追従するといふに過ぎないことであり、従つてこの場合協同組合が寧ろ右の役割に於て、却つてマニユファクチュアを自己の體制の維持の物質的根據として取り込むところの、アブソリュートイズムの傾向にある末期

封建社會體制の補強物として、封建的支配者によつて取り上げられるといふことである(註)。

かゝる封建的制度としての協同組合を無差別に資本制社會體制内に於ける協同組合と同一視し、協同組合の超歴史的存在とその永續性の理論に役立つと見做すブルジョアの協同組合論は荒唐無稽はさることながら、これの性急なる批判者に屢々見る如く、この萌芽的存在に對する上述の理論的連繫を斷ち截することは許されない。

(註) この國封建社會末期(一八四〇年、天保十四年以後)に現れたところの報徳社、報徳講の如きはかゝるものゝ日本的な一節である。幕府は之を當時の農村經濟更生計畫として、二宮尊徳翁起用の下に奨励したのであつた。この報徳社、報徳講の純粹封建社會體制の補強物としての印綬を、左にみるなれば、所謂「報徳社是」なる機構「報徳社法」なるその運営は大概に於て今日の信用組合に類似するが、これと異なる最も顯著なる特異點は、組合員に所謂「分度」なる自分の生計標準を設け「分度」外の資財は「德行」と稱して救恤的若しくは公共的費途に放出せしめ、かくて一方に於ては、「死なぬ條に、生ぬ條に」式農政の實を擧げると共に、他方に於ては、商業資本的集積(蓄財)を助邊せんが爲の手段を用意した、點に認められる。

#### 第四章 歴史的・具體的に規定せられる小生産の質的内容と、

その質的相違に基く小生産者の協同組合の歴史的役割の差別

——協同組合は小生産を資本主義化するに役立つか——

##### 一、所謂小生産の歴史的・具體的被規定性

既に上述に於て明らかな様に、資本主義社會體制に於て、協同組合がその最も多種多様の業態を以て開花するのは、この社會體制のうち手工業の領域にしろ、農業の領域にしろ、種々の存在の仕方にて存在する先資本家的小商品生産の領域に於てである。而して勿論、この残存が工業に比して資本主義的生産方法の發達の立ち遅れを通期とする農業面に於て、特に顯著な事實であることについては、斷はるまでもない。

ところで、爰に資本主義社會體制内に於ける小商品生産者の協同組合の、合法性の理論の展開する範圍に於ては、この小商品生産を資本制商品生産の理論的基礎としての理論的範疇たる單純商品生産そのものと規定してか

かつてゐた。だが、この小商品生産の歴史的規定はもとより理論的規定そのものではない。

元來が農業に於ける小生産、零細經營なるものは封建的生産様式の基礎をなしてゐるものであり、この零細農業經營に於て耕作される零細土地利用に對し、巨大土地所有が、單に強力を以て前者を隷屬せしめることによつてのみ、全剩餘勞働をその唯一の支配的通例的形態としての封建地代形態（勞働地代→生産物地代→貨幣地代）までの順次的段階を含むに於て汲みとる關係が成り立つてゐるのである。

かゝる農奴制的零細經營・封建的土地所有が、これに於ける生産力の發展に應じて、いかにして大規模經營を自己に適合せるものとし、價值・利潤及び生産價格の形成なる特殊のメカニズムによる剩餘價值の一部の分岐形態たる資本制地代を生み出すところの關係、即ち資本主義的大經營・資本主義的土地所有に轉成するのであるかといふに、理論的には零細農業經營に於ける生産力の發展によつて現れ來るところの商品生産の自己運動、この運動の根本的法則たり、これに基いて生産力の發展が行はれるところの價值法則の貫徹に於て追究されるのであつて、この場合地代そのもの、自己發展に於て導かれるのではない。即ち農奴制的零細經營に於ける生産力の發展それに伴つて遂には商品交換をその内に發動せしめるに至るまでの發展につれて、封建地代形態が順次に勞働地代から生産物地代へ、生産物地代から貨幣地代に至る形態變化を遂げるのであるが、さてこの封建地代の最終形態たる貨幣地代が、いかにして資本制地代に質的に轉化を遂げるのであるか、この貨幣地代が、そのと、資本

制地代に移りゆく、内的必然性を持つてゐるのかといふに、さうではない。封建地代と資本制地代との論理的連環性は中斷する。歴史過程に於ても封建地代の最終形態たる貨幣地代が一應消滅し、而して後に新たに資本制地代が現れ來る場合もあり、この貨幣地代が消滅することなしに、そのまゝ、後者に質的轉化を遂げる場合もある。而らば資本制地代を生むものは何であるかといふに、それは即ち商品生産の運動に於て、剩餘價値の一形態としての利潤が生れ來たり、平均利潤が成立し、生産價格が形成せられ、かくてこれらの諸範疇の運動のメカニズムの結果として資本制地代が現れ來るのであり、この場合、理論的連續は疑ひもなく、價値法則の發現の側にこそある。

従つて經濟學上、資本制生産様式、資本制商品生産の發現についての理論的基點は、土地所有關係を食ひ捨象したる單純商品生産に置かれてゐるのである。これを謂はゞ、舊來の封建地代の消え失せたる小商品生産が、資本制商品生産への推展の理論的出發となり、しかしてこの推展の結果として、新規に資本制地代の發生を考へられるといふコースになるのである。

だが、歴史的・現實的には、資本制生産様式がその當初に農業に於て見出すところのものは、勿論かゝる理論的基點に單純商品生産そのものではなく、舊來の土地所有關係乃至はそれの分壞過程に生ずる土地所有諸形態によつて制約されたところの小生産である。尤も、零細耕作農民による自由な土地所有が成立し、事實上封建地代が



消滅した場合には、この自己の耕地を自ら所有する自營農民經營に於て、右の單純商品生産なる範疇が最も適切に具現されてゐるのであるが、この場合といへども、理論的基點と現實的基點とを混同されてはならず、若しこれが混同されるならば、この獨立自營農民經濟が様々の舊來の土地所有關係の分壞遺片（一例を挙げれば獨立自營農民經濟の成立の典型國たるフランスに於ける場合の分益小作等）との遭遇に於てたどる、チグザグの途を何等解明することが出来ないのである。

いはんや、舊來の土地所有關係が一應消滅することなしに、新たな土地所有關係に引き繼がれる場合、地代について言へば封建地代の最終形態たる貨幣地代が、そのまゝ資本制地代へと質的轉化を遂げて行く場合は尙更である。更に、資本制地代の現れさへもなく、本質的に舊來の生産極式・土地所有關係が資本制社會體制内に「再版」されて來る場合に於て、農業に於ける小生産を單純商品生産の範疇に追ひ込むなぞは、最早いかにしても誤れる立論と言はねばならぬ。

してみれば、われ／＼は舊の農業小生産者的協同組合を單純商品生産者のそれと假定する小生産者的協同組合理論を以て、特定の國に於ける小生産者的協同組合の歴史的現實的機能の規定に代へてはならぬ。われ／＼はいまや現實にある農業小生産の質的内容の明確な把握に蹈み込み、それに基づいて、そこに於ける協同組合の役割を規定することに移行行かねばならぬ。

## 二、諸國に於ける小生産の本質把握と、

### 夫々の小生産者協同組合の歴史的役割の差別の把握

——協同組合は小生産を資本主義化するに役立つか——

しからは、そも／＼諸國に於ける資本主義興隆の歴史に於て、舊來の土地所有關係分壞の上述の如き様々のコースを描き出さしめ、資本主義社會體制のうちに立ち遅れて殘存する農業小生産の質的内容を規定するところのものは何であるかといふに、それは資本主義の興隆に際する生産諸力總體の諸國に於ける發展度合の差異、ならびに、たとへこの生産諸力總體の發展度合を均しいと假定した場合にも、その總體の内部に起り得る種々の生産諸力の夫々の發展程度の様々の極様、即ち例へば、工業部門生産力に對する農業部門生産力の相對的發展度合乃至緩急等にかゝるのである。生産力の問題は辯證法的に生産關係の問題と不可分であるから、このことは語を換へて言へば、各國に於ける舊來の封建社會構成の內的堅固さの如何にかゝるとも謂へるのである。

#### I イギリス

先づ、イギリスの場合には、農業に於ける生産力の發展が、工業に於ける生産力發展、資本主義の興隆と均衡的に噛み合つた最もよき典型として見ることが出来る。

第一編 第四章 歴史的研究的に規定せられる小生産の質的内容と、その質的相違に基く  
小生産者の協同組合の歴史的役割の差別

イギリス封建制度は、既に極めて早くよりそのうちに、封建的隸農が自生的に自己の力で代償によつて地代支拂義務から自己を解放し、自分自身の耕地を自ら所有する獨立自營農民に轉化する潜在的可能性を藏してゐた。この封建制度は、その當初ウヰリアム征服王の時代から、その封建的構成の兩極、即ち一極の大名・領主 lords・教會と對極の隸農民 Villani 及びこれに従屬する封建的雇傭民 Bordenii, Colaniti, Servi との中間に多かれ少なかれ大名・領主・教會等の大土地所有に從屬しつつも、隸農民よりは自由を獲得せるところの小土地所有者乃至は占有者 gentry, copyholder, free holder 等の諸種のグループが交錯存在して居り、極めて複雑した、謂はゞ弱體封建制を形造つてゐたと考へられる。元來隸農民に於ける生産力の相當程度の發展がかかる弱さを規定してゐたと共に、逆にこゝに又其の生産力は成長の餘地を得、漸次に或は世襲借地權 Copyhold を贖償して freeholder になるなり、或は gentry の土地を攝收するなりして自己を獨立自營農民 yomen に轉生する可能性を見出した。だからイギリスの農奴制は、ヨーロッパに於て農奴制がなほ全盛であつた十四世紀末に事實上消滅した(註二)とさへ謂はれてゐる。更に十五世紀に於けるイギリスの人口の大多數は自由なる自營農民——その所有權は如何なる封建的看板によつて隱蔽されてゐたにしろ——から成つてゐた(註三)とも謂はれてゐる。

(註一) 及び (註二) 『資本論』第一卷(下) 改造社版 七二二頁。

而して更に又、數世紀の間に、いま一つの過程、即ちこの獨立小自營農民 Yomen が分解し、その土地が新た

に集中化し、資本家的借地農業などに代位するといふ、農業資本主義化の過程が、右に引き續いて進行したのであつた。ナポレオン戦争のための、大陸からの穀物輸入困難によつて惹起された穀價の高騰がこの過程を助成した。然して何よりも、この過程の最も衝撃的なイベントとなつたものは、十五六世紀から毛織物工業を樞軸として、他國に先んじて急速に興隆せることゝのイギリス資本制工業の發達に基き、羊毛價格の騰貴を契機とするところの、かの有名な共有地の「圍ひ込み」(Enclosure)と稱する、自作農民からのその經營に不可欠なる家畜飼養場の直接的收奪、その牧羊場化であつた。かくしてイギリスに於ては、十八世紀乃至十九世紀初頭「工業に於ける資本主義の初めの頃には、農業も亦資本主義的組織の完成された形態をとつてゐた」(註)のである。

ところで、一八四六年の穀物條例による、かつてナポレオン戦争この方、地主勢力によつて堅持せられた穀物保護關稅の撤廢を轉期とし、イギリス資本主義に於ける國內農業生産は、その支配する植民地圏内に置き換へられイギリス資本主義は尨大な植民地支配の資本主義として聳立し來るのである。

(註) リヤンチエニコ著『農業社會經濟學』上巻 直井譯 南北書院版 二四七頁。

そこで、協同組合について言へば、イギリスに於て本格的に發展し得るところの協同組合の分野は、工場勞働者乃至諸使用人を以て組織對照とする消費組合を以て唯一のものとすることになる。事實歴史に於て、消費組合の先進地はまさるもなくイギリスなのである。一八四四年、マンチエスター近郊都市たるロツチヂールに出現し

#### 第一編 第四章

歴史的、具體的に規定せられる小生産の質的内容と、その質的相違に基く  
小生産者の協同組合の歴史的役割の差別

た労働者消費組合は、未だに消費組合経営の典型として、世界的に模範とされて居るのみならず、其の後のイギリス消費組合の急速な發展、特に其の早くより（一八七三年）の組合聯合會組織 C. W. S (The English Co-operative Wholesale Society) の確立は、イギリスに於ける植民地支配に基礎を持つところの、労働貴族の最も早い發生と共に注目し價するところである。

## II フランス

フランスに於ても、隸農的零細農耕に於ける農業生産力の發展が、自己の力に於て、隸農の領主への封建地代支拂義務からの解放をうながして居り、封地 (Fief) に對する領主權に、助からざる風化作用を興へることが出来た。既に革命前に、ケネーを代表とする重農主義者の注目をいたく率いた様に、資本主義的借地經營すら、たとへその數は多くないにしろ、現れてゐたのである。

だが、フランスのイギリスと異るところは、その工業に於ける生産力の發展テンポが、當時イギリスと比較しては緩慢であつたといふ點に求められる。當時フランスの工業を代表するものとしては、リオン市を中心とする絹織物マニユファクチュア、パリを中心とする花毛氈、鐘等の奢侈品製造マニユファクチュア及び目ぼしいものとしては鐵工場があつたが、それは、王有マニユファクチュアに屬してゐた。

そこで、イギリス工業の資本主義發展テンポの急性期、イギリスのブルジョア革命を農民の大衆的な役割の演

出なしに清算したのと異り、フランス革命に於てはその工業發展テンポの緩慢が却つて、成長する資本主義と封建的秩序との諸矛盾を深まりにまで高めた。農民大衆の自由の要求に對する積極的的基本的役割を、あざやかに押し出さしめた。かくてフランス革命は、封建貴族から、その土地所有權を無償に奪ひとつて、之を零細耕作農民の所有に分割し、こゝに封建的隷屬は、封建地代支拂義務から解放された過小農的土地所有者 *Parzellen eigen farmer* に轉化し、純粹にこの分割土地の自己の農耕生産物の消費乃至販賣のみを以て農民家族の生計を保持することを得るところの、嚴密な意味に於ける『小農』範疇を形成するに至つた。

この *Parzellen eigentum* に於ては、既に封建地代は消滅してゐるのであり、且つこの『小農』經營に於ては貧農の如く自己の勞働力そのものを商品化するのでなく、又富農の如く他人の勞働生産物の收取販賣を加味するのでもなく、自己の生産物の部分的商品化を唯一とするのであるから、まさにさきに述べた理論的範疇たる單純商品生産が、最も適切に具現されたものとしてあてはまるのである。従つて、これの自己發展に於て、やがて資本主義的農業への分解・轉成が見透される。只、前述の如きこの國資本主義工業の比較的緩慢な發展テンポが、こゝでもこの過程を極めて徐々な且つチグザグなものとし、遂には非資本家的小生産からの資本制生産への成長に對して、一般的に梗塞的モメントを醸成せるところの、頽廢せる資本主義たる帝國主義段階にまで、その過程を部分的には引き延してゐるといふ點が指摘出来るのである。で、フランスに於ける協同組合の特徴はと言へば、

#### 第一編 第四章

歴史的・具體的に規定せられる小生産の質的内容と、その質的相違に基づく  
小生産者の協同組合の歴史的役割の差別

それが極めて多方面に、且つ多様な形態に於て發現したといふことである。

第一に、フランス工業に於ける資本主義發展テンポの緩慢は、手工業者の生産組合を、主としてバリを中心にして簇生せしめた。この手工業者の生産組合への結合は、その没落の維持といふ消極的部面と共に、その工場制手工業への適應的轉成といふ積極的部面をも持つものである。フィリップ・ブツシエ、ルイ・ブラン等、ユートピア組合主義者シャル・フリーエの後継者達が、彼等の理想の實驗をこゝに得た。彼等の理想に於ては、手工業者生産組合を労働者生産組合と混同し、その生産組合の發展を以て、搾取なき社會への移行を想定してゐたのである。だがもとより先資本制生産方法に於ける手工業者と、資本制生産方法を基礎とする労働者とは異なるのであり、労働者生産組合が本格的に發展し得ないは勿論のこと、手工業者生産組合としても、その發展の限界は、手工業の没落もしくは、工場制手工業乃至は工場制工業への轉成に置かれて居り、極めて狭いものであるといふことが出来る。

第二に、右と比較して、より本格的に、發展の基礎を持つところの、労働者消費組合が、フランス革命直後に（一八三五年）ソジンス第一の工業都市たるリヨン市に於て、その發生をみせてゐる。

第三に、信用組合及び農業協同組合である。後者は、前記の「小農」を基礎として、所謂サンヂカリズムの運動と結びついて、發展せるところのものである。

この『小農』の協同組合が、『小農』の單純商品生産者の本質の故に、まことに單純商品生産者の協同組合について述べたところに従ひ、一方に於て資本主義との接觸に基く外部から、『小農』の没落を喰ひとめると共に、他方に於てこの『小農』の内部から、その組合員中の、比較的富裕なる部分の農業資本家への、そして爾餘のもの、農業プロレタリアへの階級分化を促進し、『小農』の内からの農業資本主義生産様式の極めて徐々の發生の滑劑として作用することは、もとより當然である。

フランス農業協同組合が、農業生産手段(土地施設・家畜・農業機械)の導入及び技術の促進を擔當せる農業サンチカーと結びつき、これと融合して發展したことはこの協同組合の右の滑劑たるの基本的方向を示すものである。

### III ドイツ

ドイツ資本主義の發展は、イギリスと較べては勿論、なほフランスよりも數十年を立ち遅れた註。

(註) このドイツ資本主義の世界史的立ち遅れを現はすところの、世界市場に於けるドイツの地位を示す表がある。それは一八三〇年—一八五〇年間に於ける、ドイツ、イギリス、フランスの對外商業の總價格の比較表である。

イギリス	一八三〇年	一八四〇年	一八五〇年
	百萬マルク	百萬マルク	百萬マルク
フランス	一、七六〇	二、二六〇	三、三八〇
	七四〇	一、三二〇	一、三二〇
ドイツ	六六〇	一、二二〇	一、二二〇
〔備考〕	フリードリッヒ・フォン・シーボルト『近世西洋史』邦譯	下巻	一七八頁。

第一編 第四章 歴史的・具體的に規定せられる小生産の質的内容と、その質的相違に基く小生産者の協同組合の歴史的役割の差別



ドイツ封建體制の特徴の一つは、小封建國家に分立する封建的小國家聯邦を造り上げてゐた點であり、それだけにこの内の堅固さは、前記諸國のそれよりも鞏固であつたと謂はれ得やう。

ドイツ工業に於ては永く、手工業が優勢であり、このことは、農村に於ける農奴制的收取の堅持と結びついてゐた。

ところで注意すべきことには、ドイツ資本主義の後進性、即ちドイツ資本主義が十九世紀半の其の出發に於てイギリス、フランスの資本主義工業の一步先んじた興隆の環境のうちに置かれたといふことは、ドイツ資本主義工業の自由な發展に對しては、尠なからぬ阻礙となりながら、他面農業に對しては、イギリスの工業國化に伴ふ穀物需要の増大・穀價高騰、即ち穀物世界市場化の展開に基いて、却つてその急速な生産力増大、資本主義化の刺激を與へたのであつた。

かくて、ドイツに於ては、工業生産力の漸次の増大と共に、これと比較的平潤化するまでの素早い農業生産力の増大が現れたのであつた。

さて、こゝで考慮に入れねばならぬのは、經濟史家の均しく認むるところの、大體に於てエルベ河を境としてこれより東部と西部に於ける、農業發展の型の相違である。

フランスとの近接によつて、その影響を直接的に受け、且つマライン沿岸の工業地帯を有するところのエルベ

河以西に於ては、隸農たちは、自己の力を以て代償によつて封建領主・地主に對する封建地代（賦役・現物及び貨幣のあらゆる形態を含む）支拂義務から漸次に自己を解放し、零細な隸農地 Bauernhof を完全に自己所有地となし、獨立經營上必要な共有地 Hufe へ、最初は期限付借地・後には無期限借地を経て、自己のものに附加しかくして獨立自營農民の過小農的土地所有 即ち兼にフランスに於て見出したと同様の所謂『小農』範疇を構成したのであつた。農業の資本主義化は、こゝでは従つて、『小農』の裡から生れ出る。

しかるに、エルベ河以東に於ては、隸農に於ける生産力の右の如き自生的な發展は、土著スラブ人の征服による農奴化によつて構成されたところの、より鞏固な封建的收取機構の重壓によつてひしがれた。こゝではエルベ以西に於ける土地所有の分散と反對に、封建貴族の隸農主的巨大土地所有の集積が進行したのであつた。Bauernhof は徐々はこの巨大土地所有者に兼併せられ、共有地をも奪取せられた。

かゝる基礎に於て、前述の穀價の騰貴に刺戟され、穀物國外市場の急激な展開に應じて起つた農業の資本主義化は、右の封建貴族的巨大土地所有者が、かゝる封建的領主・地主としての地位を保ちつゝ次第に自ら地主企業家に轉化するといふ方向に於て現れた。かくてこゝにプロシヤ型として類型化される、ユンケル地主經營が構成されたのである。

この様なユンケル經營に於て現れて居る如き、封建的土地所有と資本家的生産方法との二重的結合は、とりも

直さず、ドイツのブルジョアの變革の不徹底、ドイツ・ブルジョアジの優柔不斷、封建的貴族との合作、農奴制の資本主義體制内への殘存を語るものである。

だが、たとへ舊い土地所有の地盤に於てにせよ、農業に於ける資本主義的生産方法は、既にこの變革の當初に芽生えてゐるのである。そして、ドイツ資本主義の其の後にひき續く半世紀に近い自由競争時代、産業資本主義時代の發展は、ユンケル經濟の純粹な資本主義的農業經濟への移行を可能ならしめてゐるのである。

そこで、ドイツの協同組合を見よう。

ドイツ協同組合は、都市に於ける消費組合、農村協同組合、信用組合等の多様の姿容を以て現れてゐるが、特徴的なことは、第一に農村協同組合が賤倒的地位を占めてゐること。第二にこの發達が信用組合をその根幹としてゐること。第三に都市消費組合が庶民的乃至は手工業者的組合の性質を持つてゐることである。

右のうち第三の點は、ドイツ資本主義工業の後進性に、その久しい間の工場制工業と家内手工業との融合に、甚くものなることはいふまでもないことであり、而してこの特徴が、ラッサール等の労働者生産組合に對する過重評價を植えつけてゐると思はれる。

次に、この國の低い農業生産力が外的環境に刺戟されて生じた、比較的急テンポの増大、資本主義農業への轉換への前提條件の急激の成熟といふ、前述せる特徴的な事態が、農村協同組合の、特にその信用組合を樞軸とす

る發展を惹き出したのであつた。言ふまでもなく、販賣・購買が農民經營の正常的なものとなるには相當程度の生産力の發展を前提とするのであるが、先づこの前提が成立するにあつて、早くも高利貸付資本の桎梏が痛感せられる。高利貸付（利子付）資本が、生産資本の發生に對して與へる前に早くも、商業資本に對しても桎梏を與へてゐることについては既に述べた如くである（註）。

（註）本編、斷章、三八頁。

そこで、労働者消費組合の發祥地をイギリスであつたとすれば、信用組合の發祥地はドイツであつたといはれる。信用組合の二つの古典の創設者、農村のそれたるライプアイゼン、都市庶民的のそれたるシュルツェは、いづれも、かゝるドイツを地盤としてゐる。

しからばさて、これらのドイツ協同組合は、ドイツ農業の展開の上に、いかなる歴史的役割を演ずるか。

エルベ以西の獨立自營の過小農的土地所有、「小農」の成立せるところに於ては、フランス「小農」の協同組合と同様、資本主義の鋭い浸潤に基く外部からの小農の没落を喰ひとめると共に、この小農の内部から、そのうちの富裕なるもの、農業資本家への成長。その他のもの、農業プロレタリアへの分解の滑劑となるといふ役割を多かれ少かれ持つ。

そして、エルベ以東の、ユンケル經濟の支配するところに於ては、協同組合は、ユンケル經營の、封建的地主

第一編 第四章

歴史的・具體的に規定せられる小生産の質的内容と、その質的相違に基く  
小生産者の協同組合の歴史的役割の差別

と資本家的企業者との二重性に照應して、二重的性質を帯びる。

即ち協同組合は、一方に、ユンケル經營に就存するところの隸從的零細農耕の急速なる没落を食ひとめるといふことによつて、ユンケル經營に封建的收购地盤の保證をなす。そして同時に、他方に於て、協同組合は、ユンケル經營の零細農耕經營に對する優位性を益々發揮せしめるといふことによつて、ユンケル經營の資本家的經營への、比重の移行の滑溜として作用するのである。こゝに於て前述フランス型「小農」の協同組合と異るところは、協同組合成員たる零細農民の内、部からの、農業資本家への轉成の見透しがなく、この農業資本家の發生が全くユンケル經營の質的移行を促進することによつて齎されるといふ點である。

要するに、この協同組合の封建的收购地盤維持といふ封建的性質も、資本主義的生産方法への移行といふ、資本家的性質も、いづれもユンケル經濟の封建地主的・資本家的二重性とその徐々の、上からの資本家的性質への移行とに奉仕してゐるのである。

#### IV ロシア

エルベを境として東プロシヤからポーランド、ロシアを経て極東日本をも含め、この廣大な地帯のいづれに於ても、ブルジョア……不徹底にしか行はれず、隸農がその農耕生産力の發展の弱さの故に封建的地代からの解放、自耕地の完全な所有、自由獨立の經營の確立を、下から、即ち隸農たち自らの力に於て獲得するといふことが出

來ず、商・エブルジョアによつて、ブルジョアの變革を餘儀なくせられた封建的支配者・地主の側からの上、からの妥協的讓歩として、極めて不徹底な形で、なしくづしに與へられるといふ方向をとつた。

いま、右の地帯の諸國のうち、プロシヤよりも遙かに日本に近似するところを持つロシアのこゝに於ける特質を一瞥することは、日本に於ける半封建的農業の特質を理解する上に尠からず役立つと思はれる。

ロシアに於ける資本主義の發達は、プロシヤよりも尙數十年を遲滞する。特に農業に於ける生産力の滯滞は、原始共同體の一形態たるかの有名な土地割替共同體「ミール」の廣汎な殘存を以てしても一證左とするに足る。

ローマノフ封建制の主要特徴の一つは、現物地代若しくは金納地代を收取するところの年貢制度と並んで、最も原始的な封建地代たる勞働地代を收取するところの徭役制度が支配して居り、農奴制が極度に苛酷な形態をとつたといふことであり、ミールも亦、貢租徵收の連帶責任制といふ封建的制度として、生かされてゐたのであつた。

此の苛酷な農奴制は、それだけに、農奴制手工業に於ける生産力の漸次の發展、及び、農業に於ける商品化の浸潤にうながされる生産力の極めてわづかな發展に對しても、適應することが出來ず、直ちに著しい桎梏を與へ、生産力の基礎を腐朽せしめるのみであつた。例へば、徭役勞働を基礎とする地主經濟についてみても、最初に一週の中三日を地主の土地で働く義務を負つてゐた農奴は、農産物の地主による商品化が進むに従ひ、後には一週

第一編 第四章

歴史的・具體的に規定せられる小生産の質的内容と、その質的相違に基く  
小生産者の協同組合の歴史的役割の差別

のうち六目を全部地主の土地に行かねばならなくなつて來たといふ。

遅れて緩慢にはあるが、ロシアに工業ブルジョアを先頭として資本主義の方途をとらしめた經濟的發展の力に押され、頻發する農民「一揆」の形による下からの農奴制の搖駭を前にして、封建的支配者「農奴主は、農奴制の下からの崩壊を待つよりは、上からの名目的「解放」に讓歩を行ふに如くはないことを認めざるを得なかつた。

一八六一年の「農奴解放」とは周知の如く、かくの如きものである。而して農奴解放をしてかくの如き上からのものたらしめた根本的理由は、もとより農民の『極端な弱さ、無自覺、分散』、要するにその經濟的發展の劣勢にある。

この農奴の「解放」のからくりは、數行を以て述べるにはあまりに複雑してゐる。が強ひて、かいつまんで注意すべきことを言へば、「農奴の身分的解放が土地附きでなされたこと。而もこの土地に分有地の分與にあつてそれが無償でなく舊農奴主への買戻金の支拂を、即ち舊來の封建地代支拂の一時的前拂の強制を代償としてなされたこと。更に分有地の配分と買戻金の積集の技術的手段として、土地共同體ミールを之に活用すること、即ち農民に與へられた土地は、農民の私有地としてとなく實はミールの共有地として與へられ、農民はこの共有地の一部を分有地として、使用收益する權利を與へられたに過ぎなかつたこと、等である。

これらの諸點を通じて、表面解放された農奴制は裏面に再現された。

さきに述べた年貢制度は、年貢の單なる形態變化たる「買戻金」(本質に於て封建地代の最終形態たる貨幣地代の支拂義務を通じて直接的に分有地零細農民經濟に残存された。そしてかの徭役制度は、舊來の徭役義務者たる農民が、分有地面積の地主による部分的奪取(「切り取り」)によつて獨立性を奪はれた結果、地主經營への「雇役」を條件として土地を借りるといふ行き方によつて、打ち出されたところの、その直接的繼承たる雇役制度(ハトラゴボ)に再現せられた。

かくてこゝに、ロシア資本主義の半農奴制的型制が構成せられる。

ところで注意すべきは、その後二・三十年の滯滞を経ての農業生産力の發展である。

この發展の契機は、第一に農民經濟についてみれば、年貢の買戻金への形態變化に於てなされた現物地代の貨幣地代への推展による、農民經營に於ける利潤發生の可能性の展開であり、第二に雇役制度の地主經濟について言へば、たとへ雇役を基礎とするにせよ、地主が單なる農奴主的寄生者たることを止め、ユンケル企業者として立ち現れて居ることによつて、資本家的農業企業者への移行、即ちさきに述べた『プロシア型』の農業資本主義發展の經路を潜在的に具有してゐる點である。そして十九世紀最後の數十年のロシア資本主義が經過したところの、自由競争時代(産業資本主義的段階)に於ける資本主義の急激な上向が、これらの農業資本主義化の潜在的

#### 第一編 第四章

歴史的・具體的に規定せられる小生産の質的内容と、その質的相違に基く  
小生産者の階級同組合の歴史的役割の差別



能性を次第に現實化したのであつた。

もとより、この農業資本主義化のテンポはドイツに比すればより緩慢であり、例へば、ユンケル地主經營の資本家的企業家への轉成も、プロシヤ程の完成された形となつては現れて居ない。だが『ロシアに於ける資本主義の發達』の著者が一八八〇年代のゼムストヴォ統計に取材して、生々と描寫した様に、農業資本主義化は、特に南方黒土帯地方（ユンケル經營多き地方）に於て、可成の程度に進行してゐるのである（註）。

（註）この一八八〇年—九〇年代に於ける、ロシア南方諸縣に於て發生せる農業資本主義經營の規模を右のレーニンの著書によつて、示せば次の如く、之を五、六十年後の今日の日本農業と較べても、全く雲泥の相異である。

「一八九〇年に蒐集された五百二十六經營に關する報告によれば、それらの經營にゐた労働者数は……一、經營あたり平均六十七人で……」又「一八九三年にはエリザヴェートグラード郡の多かれ少なかれ大なる經營百につき、一萬一千九百九十七人の労働者（平均經營當り百十二人）がゐた。」——レーニン『發達』邦譯、ロシア農業問題體系Ⅱ、四七四頁。ヨローロッパ・ロシアには……大約三百五十萬人の農業労働者がゐる……この數は労働能力を有する成年男子（農民）總數の約三〇%にあたる。」——前掲書、四四四頁、（括弧内—立田加筆）次に農業機械の使用についてみれば、一八七六年から一八九四年の二十八間に農業機械の消費は三倍半以上に増加した」と言はれ「穀物を收穫するために數百臺の刈取機を同時に使用する大經營の例」が示されてゐる。——前掲書、四一六頁及び四三一頁。

この農業資本主義的發展をバツクとして、半農奴主的ブルジョアのロマノフ政權は一九〇五年ストリーピン

改革に於て再び上からの譲歩を餘儀なくせねばならなかつた。ロマーノフ・レヂームは舊來の腐朽した封建的支柱以外に新たな支柱を新興農村ブルジョアジーに求めたのであつた。この改革に於てミールの割替共有地が、その成員の分有地用益者に分配せられ、これによつて富農の土地集積が自由となつた。

だがこのストリービン改革も、その上からの性質の故に、本質に於てはもとより一八六一年の農奴解放の再版に他ならない。ミール解體によるブルジョアの發展の保證のより多くの強化に拘らず、農奴制の決定的清掃は一八六一年の封建的地主に對する農民の側からの、即ち下からの方法による起ち上り（プロクタリア・イニシヤチーブがこの立ち上りを可能ならしめた）を待たねばならなかつたことは歴史の示すところである。

さて以上に概説した如きロシア資本主義の半農奴制的型制は、この國協同組合の特質を規定する。

先づロシア協同組合の發展の特徵的な遲滯が、この國資本主義の興隆の遲滯性と關聯して、指摘せられる。ロシア協同組合の最初の芽生えは、一八六一年の農奴解放後の數年に見られる——リガの消費組合（一八六五年）、ドワアトフの貸付及び貯蓄組合（一八六五年）、チーズ製造組合（一八六六年）——のであるが、それらは單なる先蹤に過ぎず、其の後二・三十年を経て九十年代に入つてようやく、斷定的に發展の兆候をみせ、而して眞に廣汎なものとして展開したのは、一九〇五年以後のストリービン時代に於てである。

ロシア協同組合の次の特徴は、その壓倒的大多數が農村協同組合であり、その首位を占めたものは大戦前は信

用組合であつたこと勿論であるが、更に第二位を占めたところの消費組合（但し戦時中の食糧供給統制政策を好機として首位に飛躍）も、その八割乃至九割までが都市消費組合でなく、農村消費組合を以て占められてゐたことである。かくの如きロシア協同組合の農村への極端な偏在は、ロシア資本主義の小農民經濟への依存、封建的收取地盤の抱合を語るものであり、而してそこに於ける信用組合の地位の重大性は、従來の遲滞せる農業生産力が、買戻金等（形態による貨幣經濟への外的促進をモメントとして、資本主義農業への轉換のための前提條件の急激な成熟に遭遇した（前述ドイツの場合と相似）といふことによつて説明せられる。

次にしからは、ロシア農村協同組合の、ロシア農業の展開に對する歴史的役割はどうであるか。

まづ、雇役制度を結合せるところの地主經濟について見れば、協同組合のそこに於ける役割の二重性、即ち一方に於ける、雇役の基礎地盤たる零細農民經營の持續と、他方に於ける地主經營の零細農民經營に對する優位性の一段の發揮による資本家的經營への移行の促進と、矛盾せるこれらの性質が、地主經濟に於ける二重性と結びつき、謂はゞユンケル經濟的の制度として存するといふことは、さきにのべたプロシヤのユンケル經濟の支配的な場合に於ける協同組合と同様である。

たゞ、プロシヤの場合と比べて異な點は、右の二重の性質のうち、前者の性質が後者の性質よりも、ヨリ強力に現れて居るといふことである。このことはロシアユンケル經濟の發展テンポが、プロシヤのそれと比べて、は

るかに遲滯性、緩漫性を有してゐるといふことからして、もとより當然のことである。

次に、零細農民經濟が支那的に行はれる地帯に於ては、協同組合はフランス的行き方、即ち、その成員たる零細農民内部からいふ少數の富裕なるもの、ブルジョア化の促進の可能性を取得してゐる。だが、他面に於て協同組合は、原始共同體の殘存物にして封建的制度の一環として、活用されてゐるところのミールとの事實上の聯繫に於て、封建的收取の合理化のために役立つてゐるのである。

以上のロシア協同組合の反動的役割の比重の大きさと關聯して、ロマノフ政府の協同組合に對する干渉、その自由な發展の畸型化を考へ合せねばならぬ。ロシア協同組合は、一九〇五年以前の搖籃期はもとより、それ以後の發展期に於ても、官僚的統禦を以て一貫してゐるのである。

## V 日 本

こゝに於て必要なことは、半封建的、………日本資本主義の基柢たる半農奴制的零細農耕を地盤とするところの産業組合の歴史的役割に於ける最も基本的な特質を、上述諸國との對比に於て、一應見定めて置くことである。(其の詳細な、ヨリ具體的な、複雑な分析と展開こそは、後續、諸章へ、その課題として承け繼がれる。)

日本資本主義の興隆は、ロシアよりも更に十數年を立ち遅れる。ロシア資本主義の確立期が前世紀の八十年代

### 第一編 第四章

歴史的・具體的に規定せられる小生産の質的内容と、その質的相違に基く  
小生産者的協同組合の歴史的役割の差別

の末から九〇年代の始めに置かれるとして、日本のその期は廿世紀の初頭から、五・六年（日露戦争後）の間にあると見られてゐる。

日本農業に於ける生産力がアジア的農業として特徴付けられるところの、滯滞を示してゐることは、右の甚だしい立ち遅れの根本的要因として考へられる。封建末期に於ける都市手工業の相當程度の發達、端的なマニユア・アクチュアへの轉化にも拘らず、それにも不適合な農業生産力の特徴的な停滯——役畜の缺除・農具の未發達・手勞働の支配・生産力振興の唯一の方向が手勞働の集約化、人間勞働力の驚くべき濫費——及び人間排泄物（役畜排泄物に代用する）を主とする施肥の増大にしかなく、人工灌溉が必須であること、稻作勞働に於ける共同の殘存、この人工灌溉と生産力低位の矛盾に關聯する飢饉の特徴的頻發、等々——が、日本封建制を殊の外鞏固なものとして規定し、この外溢を永く資本主義の世界史的段階が帝國主義時代へ移らうとする秋まで、先進資本主義の一觸を待つまで、維持せしめたものとみられる。

かくの如き特徴的な農業生産力の停滯は又、明治維新に於けるブルジョアの變革の不徹底、その上からの性質を決定的ならしめてゐる。隸農がその農耕生産力の發展に基いて、下から封建的地代の廢止、人格的自由の獲得を成しとげるといふことが出来ずに、農奴生産物の農奴主による商品化に基く商業ブルジョアの發展、マニユア・アクチュアの簇生をバツクとし、外國資本の壓力に觸發せられて、餘儀なくせられたところの封建的支配者の側

からの、舊社會體制の妥協的解消・農奴制のブルジョア社會體制への繼承的再編成がなされたのである。封建的領主制に於ける農奴制的收取の典型が、この割據的な領主制の單なる全國的統一化（落籍奉還基點）を意味するところの明治政府の地租收取に形態變化し、更にこの移行を媒介として、法外に高い現物小作料收取の小作制度に解消再現（地租改正基點）せられることは周知の如くである。

かくて、こゝに「再版」半農奴制的收取地盤の上に聳立する日本資本主義の半封建的型制が構成せられる。日本資本主義の發端が、既に世界史的には帝國主義段階として特徴づけられるところの段階に轉入しつゝあつたときに於てあつたといふことは、日本資本主義の育成の官府的色彩と、その育成の軍議的主導性を決定的ならしめる。右の官府の哺育の物質的基礎は、もとよりこの半農奴制的收取に、主として原始的蓄積期を通じて、あつたし、又資本制再生産軌道の定立後に後に於ても、軍事的産業部門の日本産業構成に於ける主導性・轉倒的先天性に基づくギャップを、「資本」に於てもその對極たる「勞働力」に於ても、補填するものは、やはりこの半農奴制的收取地盤の存在によつて與へられてゐるのである。そして日本資本主義は、自由主義時代Ⅱ産業資本主義時代のノルマルな發展を省略し、その初發に於て、世界史的段階に應じ、一舉に帝國主義段階的・金融獨占資本的型制をとつて現出して來てゐるのである。

ところでさて、この國のこの高度な獨占段階的資本制社會體制内に再版せられた農奴制の、か他のとの比較に

#### 第一編 第四章

歴史的・具體的に規定せられる小生産の質的内容と、その質的相違に基く  
小生産者の協同組合の歴史的役割の差別

於ては割合に日本に近似せりと見られるところのロシア資本主義に於ける再版農奴制とい、差異を吾々は見逃すことが出来ない。

何よりも先づ、雇役制度として現れてゐるロシア再版農奴制に於ては、封建的地主の經營者としての資格に於て、資本家的經營者への移行の潛在的可能性を當初から並有してゐるのであるが、日本の小作制度に於ては、封建的地主は純然たる寄生者であつて、經營は完全に土地所有から分離して居り、このプロシヤ型資本主義的農業の發展の途さへも全く備はつてゐない。

前述の如く、もとゞ、生産手段が極度に貧弱で専ら手労働が行はれ、生産力の増大がアジヤ的な萎微沈滞をし、再生産規模の擴大がほとんど絶望であるところの、單に飢餓的生活を維持せんが爲に營まれるこの國の零細小作經營に於ては、土地所有による現物封建地代Ⅱ小作料收取の捺除のあとに、經營に於ける利潤發生の餘地を押し出す力は盡く去勢される。こゝに於ては、明らかに土地所有の經營に對する壓倒的優位性が成立し、自家の最低生活扶養面積以上の地積を所有するに至る中農最上層乃至富農をして、その地積につき自耕乃至自己經營を爲すことの代りに、之を小作に附することによつて寄食化する方向を採らしむる。

それ故に、小作制度の支配するところに於ける自耕Ⅰ自作農は、本質的に既述の所謂「小農」範疇ではない。それは、その上層の資本家的經營者化、その下層の農業プロレタリアート化なる分解を本筋となすのでなく、そ

の上層の小作料收取者たる寄生地主への變化とその下層の小作農變化をその分解の基本的兩極とするところの、中間的階級、謂はゞ封建的自作農である。

この様に、自作農民經營が、封建的土地所有の下からの完全な掃蕩の上に成立せるところのフランスに於て典型を見出す農民經營と、本質的に異なることは明瞭であるが、次に之をロシアに於ける零細農民經營（前述雇役型との直接的な關係なき場合の）と比較して見ても、その差異は明らかである。

ロシア農民經營に於ては、年貢の貨幣地代への變化形態なる「買戻金」の桎梏を有してゐたにも拘らず、とへいかに緩慢にせよ、そこに於ける生産力の發展は（十九世紀末葉のロシア農業生産力増大の既述せる諸表徵を日本の場合と比較せよ）、貨幣地代控除のあとに、この經營の上層部分に可及的に利潤發生の餘地を押し出すことが出來た。ロシアに於ては土地所有取前の經營者取前に對する優位性は、既にユンケル地主の經營への參刺に於ても見られる様に、崩れつゝある。買戻金形態に於ける再生された農奴制を結合せる農民經營は、この結合にも拘らず、その分解に於て小農的なブルジョア的分化の途をたどつてゐるのであつて、日本に於ける自作農の分解の場合、封建的兩極への再分化が、右のブルジョア的分化を被覆壓倒してゐるのとは異なるのである。

さて、この様な日本の再版農奴制的・半封建的農業の資本主義化の特徵的な困難を見るに於て、忘れてならないことは、この困難を發着の重みこそしめてゐるものが、單に半封建的土地所有による半封建的收取の苛烈とい



ふことのみならず、これと相互規定的關係に於て聳立する日本的な獨占資本の、獨占的性質にもあるといふことである(註)。

(註) もともと「半農奴制的零細農耕と日本型獨占資本とが一個の統體の兩面を爲し、そのいづれも他を持つことに於て存し、それ自體として獨立にあり得ない、この國の半農奴制的・獨占資本主義構成に於ては、農奴制的收取と資本の獨占的支配とが單獨に意味を持ち得ないのが當然である。」——拙稿『獨占資本と封建的土地所有との相關に因る日本農業資本主義化の阻礙』經濟評論 昭和十一年八月號所收 七頁。

この資本の初發よりの獨占資本主義的構成に基く、農業資本主義化の阻礙は、之をや、具體的に言へば、資本の獨占的性質が、農耕經營に於ける新たな小資本の發泡をさまたげることのみならず、この農耕に結合せる家内手工業加工産業の、これよりの分岐、その獨立せる資本主義的産業部門への定立をも停頓せしめ、これを舊來の低い生産形態のまま、獨占資本のアウトソウイングの外延として、獨占資本に何らかの線を通じて繋留してゐることである(註)。

(註) この問題については、私はかつて前掲『獨占資本と封建的土地所有との相關に因る農業資本主義化の阻礙』(經濟評論 十一年八月)に於て提起し、如作↓參照資本主義萌芽論の検討——として、具體的な分析と展開を與へて置いた。封建的土地所有の地代收取の重慶が主穀稻作と比較して、幾分緩和されざるを考へられし如作に於て、かへつてそれだけ資本の獨占的支配の側の重慶が稻作の場合よりも明瞭に行取され得るものである。

要するに、日本に於ては、半封建的農業の分蘗を強ひるところの他産業に於ける資本主義の發展が、半封建的農業の資本主義化を推進せしめるものでなく、既に當初から、かへつてこれを押し止める側に廻つてゐることを知らねばならぬ。半封建的農業は、だから、分塊によつて資本主義農業に置き換はることが出來ずに、農業そのものの……頽廢化、農業（そのもの）クライゼとして現れて來るより他はない。

さて、日本のかくの如き半封建的農業に於ける協同組合、所謂産業組合の日本農業の展開に對する歴史的役割は、これとの類似點を最も多く持つところのロシア農村協同組合のロシア農業の展開に對する歴史的役割とも、ましてやフランスに於ける小農的協同組合のそれとも、自ら相違せねばならぬ。

日本の産業組合が、半封建的零細農耕の、他産業部門の資本主義との外部からの接觸に基く急速なる……………は、先づ誰しも異存がない。

だが、一方に之と共に、フランスの小農的協同組合に於て見た様な、この零細農耕經營の下からの資本主義的農業の成育、或は又、プロシヤ→ロシアに於て見られたが如き、半封建的收取者からの上からの資本家的經營への移行の滑溜と、果してなり得るかといふことが問題である。

既に述べた様に、日本農業の資本主義的發展は、フランス的な經路はもとより、封建的土地所有者の側からの

プロシヤの経路も閉塞されてゐるのであるから、産業組合のこの様な役割が、獨、自、にあり得やう筈がない。産業組合が、あづかつてもつて手助けするところの方向は、とりもなほさず、さきに述べた土地所有の經營に對する壓倒的優位性、自耕より寄食化への普遍的方向にねち向けられてゐるのである。

組合成員中の零細自作農經營相互間について言へば、この經營の中幾分でも富裕なるものゝ、幾分でも小なる經營に對する優位性は、産業組合の利用程度の量的な差によつて益々顯著に發揮せられることは言ふまでもないが、この優位性の發揮は富裕なるものゝブルジョアの經營への推展とならずに結局、自耕より寄食化への、封建的地主への凝化に結實するに過ぎない。更に又、組合成員中の地主と小作農間について言へば、それらの各々の産業組合利用の差は單に、量的なものだけでは無く、始めから質的なるものを、即ち、地主の封建的地主としての利用、小作農の封建的隷農としての利用を有つてゐる。たとへば信用組合について言へば、地主のこの利用は高利貸付者の利用で、小作農のそれはその債務隷農の利用であるし(註一)、販賣組合について言へば、前者の利用は封建的收取現物の販賣、後者の利用は被收取隷農民の窮迫による自家消費農産物の販賣なのである(註二)。

(註一)及び(註二) 之等の諸語の具體的な、分析展開は、とりも直さず後綴編・章に、論及せられる。

要するに日本の産業組合が、半農奴制的零細農耕を他産業部門に於ける資本主義發展の外からの腐蝕作用に對して保持するといふことその他に、内からの絶えざる分壞に助演して齎し得ることは、これの資本主義農業への轉

成ではなくて、半封建的生産關係の再出に扭曲せられる。

本編第三章に、資本主義の獨占段階に於ける小生産者の協同組合が、概してこの小生産の資本主義的分化の促進の方向に於てなく、この小生産の崩壞の喰ひ止めの方向に主として向けられて來る傾向を持つことを述べたが、その初發から帝國主義段階、獨占資本主義的構成を持つて始まつたところの、日本の再版農奴制的構造を持つ資本主義に於て、この再版農奴制的零細農耕を組織化する産業組合が、右の零細農耕崩壞喰ひ止めの方向に終始して主力を向けられてゐることは、蓋しうなづかれるのである。

舊生産關係に對する破産の宣告者たる資本主義自身が、農業に於ける舊生産關係の維持、その資本主義化の阻止者の側に立ち廻つてゐるところの日本資本主義の下にあつては、そこに於ける農村協同組合のブルジョア的進歩性も、失はれてゐるのである。これの恢復は全く、次の進歩的階級とつながる半隷農的耕作者の手中に於てのみ可能となる。

第一編 第四章

歴史的・具體的に規定せられる小生産の質的内容と、その質的相違に基づく  
小生産者の協同組合の歴史的役割の差別

## 第五章 過渡期社會主義體制内に於ける

### 協同組合の役割

こゝに於て述べようとすることは、商品・資本制商品生産の社會主義的生產への轉化の過渡期的段階、商品社會の臨終前に於ける、協同組合の機能に觸れることによつて、これまでの商品・資本制商品社會に於ける協同組合の合法性の究明に一應終尾を興へ、よつてもつて現資本制社會に於ける協同組合の將來の展望に役立たしむるといふ、ほんのそれ丈のことに過ぎない。それ以上にわたつての研究は、未だこの國に於ては當面の問題たり得ないのであるから。

周知の様に、協同組合はこゝに於ては、社會主義社會體制内に、主として農業の領域に於て廣汎に残存するところの、小生産を社會主義的生產に移行せしめる有力なる手段として立ち現れる。

元來、資本主義的社會體制内に於ては、單にその流通過程に位置するもの（たとへ小生産に於ける生産行程を包攝せる協同組合の場合でも、資本制總生産行程内に於ける本來的ボデションから見れば、流通過程に位することについては茲に述べた）であり、資本主義的生產の揚棄に對して、何等の積極性をも持ち得なかつた協同組合

が、一體こゝではどうして先資本主義的小生産より、社會主義的生産への一足飛びの移行といふ如き、圖方もなく積極的な役割を獲得するのであるかといふに、それは、次の至つて簡明な條件の成立、即ちこゝに於ては今や既に、資本制總生産機構の核心をなすところの主要産業部門の巨大な生産手段や、金融機構………の掌中に收握せられ、それが社會主義的生産に移されてゐるといふことに據つて居るは勿論である。

社會主義的生産の前提條件たる生産の大規模化を農業小生産に持ち込むことは、先づ小生産の單なる集團化たる協同組合企業を通じてなされ得る。而してこゝに於ける協同組合的企業は、既に土地所有が他の重要産業に於ける主要生産手段と共に、國家即ち労働者階級に屬してゐる條件下では、資本主義社會の環境に於ける協同組合企業と根本的に異り、それ自身、單なる小生産の集團物から、容易に社會主義的生産へ轉化發展する可能性を獲得する。

もともと、資本主義社會體制内に於ける小生産者の協同組合に於ては、小生産の生産部面までの協同的組織化は困難であり、たとへ、これの組織化を包摂したとしても、協同販賣（若くは購買）事業への從屬的地位に於てであつたのであるが、過渡期社會主義體制内に於ける協同組合企業に於ては、流通上の協同化から容易に生産協同組合へ獨立的に發展し、販購事業を適に之に従事せしめることが出来る。蓋し、こゝに於ては農業に於ける生産的協同の最大の障礙であるところの土地所有が、根本的には労働者階級農家の所有に移されて居り、且つ又從

來の資本主義工業や、金融機構への協同組合企業の從屬が斷ち切られてゐるからである。

さらに又、この重要資本主義産業部門に於ける生産手段の労働者階級への所屬、社會的所有は農耕生産への新たな高度な生産手段の導入の可能性を與へると共に、これも導入せられる農耕上の生産手段の、社會的所有も亦協同組合的形態に於て可能となる。かくてこゝに於ては、いままや協同組合的企業は單なる小生産の集團から、社會主義的生産・配給の施設に自己を揚棄することが可能となるのである。

さて、こゝで考慮して置かねばならぬことは、生産協同化を基本として發展するこれらの社會主義的役割を持つた協同組合が、資本主義的社會體制内に於ける流通上の協同化を基礎として築き上げられた舊來の協同組合の掃蕩の上に、突如として新規に造り出されるのでなくて、それを受け継ぎ、之に質的變化を與へることによつて建設せられるといふ點である。資本主義社會體制に於ける一切の生産手段、技術等と同様に協同組合も、設備としては資本主義が………遺す遺産の一つとなることを知らねばならぬ。

第二編 日本資本主義機構の社會的基礎と

産業組合との相關





## 第一 日本に於ける産業組合構築の社會的要因

### 第一章 日本資本主義社會支配機構の

#### 社會的基礎としての自作農中堅・中農上層

これまでのところでは、協同組合一説を、その主として資本制商品社會内に於ける介在の物質的法則性、即ち人間の意志から獨立した一つの經濟的合法則性に於て擱へて來たのであつたが、いまこの國の資本主義社會體制中に於ける産業組合を検討するといふ段になつては、そこに於ける支配者達をして産業組合の構築に懸命ならしめる社會的要因を見究めることが、吾々の前に何よりも先づ重要な問題として立ちはだかる。いづれ行論に於て明らかにせられることであるが、もと／＼日本産業組合の存立の基礎が、かくの如き社會的な要因に於て持つ重さが、物質的・經濟的要因に於て持つ重さを補填してゐるといふ點は、日本産業組合のもつとも大きな特色の一つであると言へるのである。

さて、日本に於ける支配者達の産業組合構築の社會的要因とは、之を一言にして言へば、それを以て、日本資

本主義社會支配機構それ自身の社會的基礎「堡壘」を堅持するための強力なる支柱たり、補強物たらしめんとすることにある。

で、この日本産業組合の存立の社會的妥因を、突き込んで検討せんがためには、あらかじめ先づ、日本資本主義社會の支配機構そのもの、社會的基礎「堡壘」の特質を知り盡して置かねばならぬ。

### 一、「自作農」的土地所有觀念の社會的性質

日本資本主義社會支配機構の社會的基礎「堡壘」を形成するものは、自己所有の土地の上に小規模自耕生産を行ふところの、所謂「自作農民」の中堅部分である。

この自作農民は、既に屢々論述した様に、封建的土地所有の廢墟の上に生じた、獨立自營農民とは範疇的に異り、小作制度の上に繼承再轉されたる封建的生産關係に於ける兩極、半封建的地主と半隷農的小作農との中間階層として中農上層部を構成してゐるところの、謂はゞ半封建的自作農民なのである。

そこで、この自作農民の中堅部分が日本資本主義社會の支配機構の社會的基礎を形造るといふのは、單に所謂「小農」が西歐諸國の資本主義の國家的支配機構の形成に於て、其の社會的基礎を成したと相似た意味に於てのみでなく、この國に於ては資本主義そのもの物質的基礎となつてゐるところの半封建的生産關係の持續の發榮

たるの意味に於て、更に一層の重要性を重んずる。

こゝでいふ、半封建的生産關係を基礎に持つところの日本資本主義社會支配機構に於ける社會的基礎としての半封建的自作農民中堅部分の性質の特殊性を吟味して見よう。

元來フランス的な・古典的な形態に於て自己の零細耕地面積を所有する獨立自營農民の眞實な存在が資本制社會支配機構形成の社會的基礎をなすと言ふのは、この所謂「小農」の次の性質に基いてゐる。

即ち第一に、小農の自給自足的生産の非社會的性質・孤立分散性は、小農自身の政治的組織能力の欠除を意味し、その他の強權への依頓性を性格づけてゐる。こゝに行政權の獨立的優勢と官僚的政府機關の權威がその基礎を得る。而も、官僚的政府機關がこゝに獲得するものは、單にその權威の基礎ばかりでなく、その機關維持の物質的基礎までもである。即ち、いかに個々に於ては零細なりと言へ、完全なる無産者と異るところの有産者としての小農の、租稅負擔能力ある多數の存在は、總體として右の官僚的政府機關維持の物質的源泉となり、これに關する支配者達の負擔を、それ丈輕からしめるのである。

第二に又、土地を殆んど凡ての生産手段とするところの小農經營に於ては、全體としての小農のブルジョア社會に於ける經濟的地位の低劣にも拘りなく、その自らの土地所有に於て、ブルジョアの私有觀念の發揮に遺憾ない。何よりも始めにブルジョア支配機構の形成にあつて、小農の自耕土地に對する自由な所有への渴仰の満足

が、彼等をして舊封建的支配勢力のブルジョアの支配勢力への反撃に對する要塞を形成せしめてゐることは言ふまでもないことであるが、更に積極的には、彼等の零細土地所有に於て體化されたる神聖なる財産の防衛といふイメーヂは國土の防衛にまで引き伸され、愛國心に於て無比なる軍隊精銳を造り上げるところのプールを、ブルジョアの支配勢力に供してゐるのである。

以上に述べたフランス的「小農」の土地所有觀念の社會的性質、マルクスが名づけて「ナポレオンの觀念」と言へるものは、日本の半封建的「自作農」に於ては、次の特殊性を以て現れる。

その特殊性をあげれば、根本的には、そこに於ける土地所有がブルジョアの私有觀念によつて飾飾されては居るが、封建的土地所有の本質を伏在的に有してゐるといふことである。土地賣買の自由・地價の成立は、この土地に支配的なる生産關係の如何に係りなく、ブルジョアの私有觀念を罩めるに役立つてゐるのである。だが、土地に於て、その流通關係を以て生産關係の本質を覆ふこと、法的表現を以て生産關係と混同することのルービンの誤謬をこゝに再現する必要はない。

既に度々述べた様に、我國農業に於ては、封建的地代收取の壓力が、農耕經營に於ける利潤部分の發芽の餘力を去勢して居り、従つて經營に對して土地所有が壓倒的に有利であつて、自耕農民の上層が偶々、自己の家族員を以てする可耕面積以上の地積を所有することが出来る時には、この擴張せる地積につき、他人の勞働力を直接

雇傭して自己の經營下に耕作せしめることによつて經營を擴大し、その究極に於て資本家的經營者に立ち向ふといふ方向をとらずに、一般に之を小作地として小作人に貸與し、高額の封建的地代＝小作料收取に寄食化する方向をとることを有利とするのである。事實我が國の所謂「自作農」なるものは、その上層に趨くにつれ、封建的土地所有者を兼ねた所謂「地主兼自作」となり、その層を下降するにつけ、半農奴的零細小作人を兼ねたところの所謂「自作兼小作」となつて現れてゐるのは周知の如くである。

さてそこで、自作農の觀念は、いかにそのブルジョアの私有觀念に修飾せられてゐるにせよ、本質に於て封建的であり、地主への寄食化の憧憬に満されて居るのであつて、この點に於て、半農奴的小作農の地主に對する鬭争に基く半封建的生產關係の搖蕩に處しての最も有力な防壁となる。さきにフランス小農の分割地所有が封建的支配勢力の掃蕩に對する攻撃點を與へてゐることを述べたが、この自作農の土地所有に於ては、却つて逆に封建的支配勢力のブルジョア社會への持續の掩護體となつてゐるのである。

而して半封建的自作農に於けるブルジョアの私有觀念の紛飾は、さきにフランス的、古典的場合に述べた如き、ブルジョアの支配機構の干城たる性格をこの自作農層に與へると共に、一方に又小作農に對して、自耕土地の自由なる所有といふ擬裝された範例を示すことによつて、封建的支配勢力に對する彼等の鬭争力を沈靜せしむるといふ影響を與へてゐるのである。

この半封建的「自作農」中堅が官僚機構の社會的物質的基礎をなしてゐること、及び軍隊精銳の給源をなしてゐることについては、前述の小農に於ける場合といさゝかも異なることはない。

## 二、日本農村の階級構成

——自作農中堅は中農上層に分布の中心を持つ——

さて而らば、半封建的日本資本主義支配機構の社會的礎石として、以上の如き特質を有つた「自作農」の中堅は、事實具體的にいかなる層をなして横つてゐるか。

これを明らかにするために、次に日本農村の特色ある階級構成を見て行かう。

周知の様にレーニンは、階級分化の未熟な農村階層の分化途上に於ける把握を、富農・中農・貧農の類別に於て果してゐる。即ち生産手段の自己所有と専ら家族労働力の充用（このためには農民自身がその労働及び資本の不可欠な充用場たる土地の自由所有者となつてゐることが最も望ましいこととなる）のみを以て收支相償ふを常態とし、然るが故に又豊年には多少とも剩餘が残り得るが窮乏は常に彼等の背後に立つて居り、凶年には早くも不足をまぬかれないといふ經營をなしてゐる農民層。彼等の眞實の經營主（資本家）でも眞實の労働者でもなく、従つてその兩者の庫蔵の、はづれにでもつき得るといふ、中間浮動的な政治的特質をつかんで之を廣く「中農」層と

して把へる。この農民經營に於ては生産手段と勞働力とが未分化であつて、農民家族の人格に於て一致してゐるのであるが、この兩者は容易に遊離をはじめ、終極には資本と勞働力との兩極を析出集積する。この遊離が部分的にでも行はれてゐる農民經營は、既に中間浮動的な政治的性格を失ひ、彼等が夫々接近せるところの兩極の政治的立場に色づけられる。かくて彼等は最早中農層ではなくなる。

富農層、之は自己の經營に於て、自己の家族勞働力の充用のみならず、他人の勞働力の雇傭を併せ要するものである。これの純粹な農業資本家的經營者と異るところは、多かれ少なかれ自家勞働力が未だその結合を失はないことである。だがこの差異にも拘らず、この層のイデオロギイは農業資本家層に追隨する。

貧農層、之は自己の零細なる農耕經營に於ては、家族生活資料を得るに不足であつて、この農民もしくはその家族員がその勞働力の販賣によつて、生計補充を要するものである。これは零細土地片に於ける經營が未だ結合してゐる點に於て、完全なる賃勞働者層と異るところの半プロレタリアートである。而してその勞賃収入は農耕經營の單なる補充たる限り、完全なプロレタリアートの勞賃収入より少なく、又農耕収入は勞賃収入によつて補充される限り極度に細微にまで落ち込み得るのであつて、彼等の生活は完全なプロレタリアートのそれよりもヨリ困苦に満ちてゐる場合が屢々であり、従つて勿論貧農層はプロレタリアートの同盟者としての政治的資質を懷いてゐる層として類別せられるのである(註)。



## (註)

古典的農學者テラー等に基づく農業經營規模の分類に於ては、自家勞力の充用のみにて收支相償ふ經營を小農とし、この自家勞力に配するに他人の勞働力の雇傭を合せ要するものを中農、悉く雇傭勞働力のみによつて營まれる經營を大農となしてゐる。この分類に於ては、大、中、小の分類の數多い表象のうちから、他人勞働力の雇傭如何を分類標準としてとり上げてゐる點に於て、よき先見をみるが、然しそれは未だ實の階級的内容を區分するところのものとしてとり上げられたのではなく、單に經營の量的規模の大中小の形式的分類指標として取上げられたに過ぎぬ。この經營規模の分類に於ける「小農」は、上述の農民階級分類に於ける最も未分化な層たる「中農」層に廣く包括せられる。

さて、日本に於ける之等の農民階級分化の特徵的な點は、何よりも先づこの分化の兩極たる農業資本家階級及び農業勞働者階級の析出が、ほとんど遮閉されて居り、富農階級・貧農階級の分化は形成されるが、更にこゝから農業資本家及び農業勞働者階級への分化の完成は、封建的土地所有制によつて迂曲閉塞せられてゐることである。即ち富農に於ける他人勞働力の雇傭は自耕の部分の補充の域に止り、この域を越え自耕を離れるに至るや、彼等富農は他人勞働力の雇傭を主とする經營者に成長するのでなくて、封建的地代たる小作料に寄食するところの地主に凝縮化骨するのである。されば日本に於ける富農の多くは既に地主を兼ね、その階層を上昇するに従つて完全なる地主に立ち向ふのであつて、資本家的經營者に立ち向ふことは、むしろ稀有の例外であるに過ぎない。試みに「農業勞働者を雇使する者」の數に關する大正八年の調査を示せば左の如くである。

## (i) 定雇勞働者ヲ僱使スルモノ

一、定雇労働者員数別

	備主数	備主ニ對スル 百分率	備主数ノ農家戸數 ニ對スル百分率
三人未満ヲ僱使スルモノ	二二、三一七	九一・七	三・八三六
三十五人ヲ僱使スルモノ	一六、四九七	七一	〇・二九六
五十人ヲ僱使スルモノ	二、四一八	一・一	〇・〇四三
十人以上ヲ僱使スルモノ	四、〇四	〇・一	〇・〇〇七
合 計	二二、六三六	一〇〇・〇	四・一八三

〔備考〕

- 一、農林省農務局「農業勞働者ニ關スル調査」大正十年刊ヨリ。
- 二、國、公共團體等ノ經營スル試験場ニ於テ定雇ヲ置クモノヲ含メリ。
- 三、大正九年十月一日現在ニ依リ町村毎ニ調査セルモノナリ。

(ii)

農業ノ最繁忙ナル時期ニ於テ最モ多ク日雇及ビ季節労働者ヲ僱使スルモノ

日雇及ビ季節労働者員数別	備主数	備主總數ニ對 スル百分率	備主數ノ農家戸數 ニ對スル百分率
同一時期ニ五—一〇人ヲ僱使スルモノ	二二九、三七八	七五・五	四・二二五
同一時期ニ一〇人以上ヲ僱使スルモノ	七四、六三七	二四・五	一・三四〇
合 計	三〇四、〇一五	一〇〇・〇	五・四六五

〔備考〕

- 一、同上。
- 二、隣保相助的ニ手傳ノナキ者ヲ包含セズ。

三、耕起、田植等一定ノ仕事ノ完成ヲ圖ル者ガ労働者ヲ僱用スル場合ノ包含ス。

四、農業ニ關シ最近一二年ヲ過シ最モ多ク日雇及ビ季節雇ヲ雇傭スル時期ニ就キ、町村毎ニ調査セルモノナリ。

先づ(1)表についてみれば、自耕を離れた純粋な資本家的經營者と見られ得るものは、強ひて之を推定すれば少くとも定雇三人以上の經營者と假定せられるが、其の數は僅かに二二三、三一七人、農家總戸數に對する割合は僅かに三・八三六%に過ぎない。又(2)表についてみれば、同一時期に日雇及び季節雇合計十人以上を僱用する者を假に悉く資本家的經營者と看做しても其の農家總戸數に對する割合は僅かに一・三四%に過ぎず、階層としてはネグレシブルであり、之等僱主の大部分は富農の範疇に入ると見られる。

いま、三町以上經營農家を大雑把に富農層と看做す(但し北海道は十町以上——統計に於ては五町以上のクラスに含まる故に便宜上五町以上——をとる)ならば、其の數は、明治四十一年一八六、六八七戸、大正九年一八八、三〇四戸、昭和十年一五九、一五三戸であつて、其の全農家戸數中に占める割合は僅かに夫々、明治四十一年三%四、大正九年三%六、昭和十年二%八に過ぎない(註)。資本家的農業企業者の階級層としての形成がネグレシブルなること、共に、この様に富農層が僅少なことを、例へば舊露廿世紀初頭頃に於て富農が戸數一〇〇戸に對し一〇戸乃至二〇戸たりしことと比較せし(註)は、日本農村の階級構成の未分化状態、或は分化の半封建土地所有制による畸型化状態を現すものに他ならぬ。

〔註一〕『農事統計』大正二年刊、農務部、第十九、大正十一年刊、及び同十一年刊、「耕作規模別戸數縣別表」より算出。  
〔註二〕『貧農に與ふ』邦譯改造文庫版、一一六頁。

而して次に、富農層の附加的な雇傭労働力についてみるに、その労働力の提供は、主として貧農層のそれであり、完全なる賃労働者層のそれは稀小である。この雇傭労働力の本質は、近代的な賃労働といふよりは、むしろ一般には封建的傭人のそれとみられる。尤も封建的傭人の労働から近代的な賃労働への移行に對して、明確な一線を劃することは困難である。だが、さきに見た様に富農の資本家的經營者化傾向が、寄生地主化傾向によつて壓伏せられて居り、利潤形態に於ける剩餘價值の汲み取りが、封建的現物地代形態に於ける全剩餘労働の汲み盡しによつて、ほとんど固揚せしめられてゐるところに於て、又次に述べる様に貧農の存在が雇傭的多數であり、その工業部門への完全な賃労働者への折出が行はれるに拘ら、農業部門内部に於ける農業プロレタリアートへの折出が停滞せるところに於て、この雇傭労働の本質を近代的な賃労働に擬することは未だ出来ない。要するに我國農村階級分化の進行は、再版された封建制のレヂームのうちに、その未熟な状態たる富農・貧農の範疇に踏み留まつたまま、其の相互關係に於て内攻的に深化してゐると見られるのである。

貧農層の雇傭的に多數なこと、これ又この國農階層階級構成上の一特徴たるものである。我國の耕作規模が世界に類ひ稀な零細性を示してゐること、（一）經營當耕地面積は所謂小農の模範國とされるデンマークに於て一六・

町、歐米に於て最も過小經營が營まれてゐると目されてゐるアイルランドに於てさへ三町なるに拘らず、日本の平均耕地面積は僅かに一・二町——田〇・五七町、畑〇・四九町——に過ぎない。(註二は周知の如くであり、純粹な農耕經營のみを以て獨立出來ないことは、既に中農をも含めて全般的な現象となつて居るのであつて、何等かの所謂副業又は賃仕事を兼ねなければならぬ。こゝに賃仕事を兼ね行ふことは明らかに貧農範疇の形成を意味するが、所謂副業の兼營であつても、實質上は勞働力そのもの、販賣と異ならないところの副業商品の販賣が多いのであつて、見掛上貧農に入らない中農中層以下の大部分が、實質上貧農との境界線を定むることは出來ないのである。明らかに貧農の部類に入ると見られるものは、經營耕作面積七・八反歩未満(北海道は三町未満)の農家で全農家戸數の約六〇%未満と目做され(註三、更に中農下層にして實質上の貧農を多分に含むと考へられる七・八反乃至一町未満の農家を加へるならば、其の戸數明治四十一年三、八九六、〇一九戸、大正九年三、八〇三、四五一戸昭和十年三、八六九、四一五戸、其の全農家戸數に占める割合は夫々明治四十一年七二%、大正九年六九%五、昭和十年六九%に及ぶのである註三。

(註一) 諸國一農場當耕地面積比較

北米合衆國(一九二五)	三二町七
丁 抹(一九一九)	一六、一
英 本 國(一九二六)	九、〇

獨	典(一九一三—一九二〇)	六、七
獨	逸(一九〇七)	五、五
アイランド	一九一三	三、〇
ロシ	ア	三、六
支	那	一、二
計	本(内) 朝鮮 海峽地	一一、一 一一、六 一一、三

〔備考〕 那須晴『日本農業論』四頁。

〔註二〕 前記『農事統計表』に示されるこの國の經營規模別戸數調査は、經營規模のクラスを五段未満、五段以上一町未満、一町以上二町未満、二町以上三町未満、三町以上五町未満、五町以上の六級に分つて居り、従つて七・八反歩を境界とする戸數を知ることが出来ない。試みに五反以上一町未満戸數を、五反以上七・八反未満と七・八反以上一町未満のグループに分割するために六對四の比を以てすれば、七・八反より以下の全戸數の農家總戸數中に占める割合は、略六〇%未満と推定せられる。

〔註三〕 同上『農事統計表』の經營規模別農家戸數府縣別表より北海道を加減して算出。

これら七・八反未満耕作の純貧農層乃至は一町未満耕作の中農下層を含めての準貧農の部類には、自作農下層、小作農の中下層、自作兼小作農の中下層が含まれる。而してこの著しく多い貧農層の勞働力の部分的販賣は、

とより農村内部の隸農的傭人としての手間仕事にだけ消化されるのではなくて、都市貧勞働群に流れ込み、その一般的勞働賃銀及び條件の懸、べき低劣化の要因として作用してゐることは、あまねく海外にまで知られてゐるところである。既に述べた様に、勞働力販賣の農耕經營よりの完全なる遊離による貧農下層からの完全なプロレタリアートの析出は、農耕の外部に向つては絶えず進行するが、農耕の内部に於ては、即ち農業プロレタリアートとしては、ほとんど進行しない。この國の唯一の農業勞働調査たる大正八年の調査——第三回國際勞働會議に附議せらるべき農業問題の參考資料として追られて進行せるもの——によれば、左表の如く農業賃勞働に従事するもの、總數三百一十一萬人中、主として農家の兼業勞働者たるもの二百七十四萬人を除けば、純農業賃勞働者は僅かに三十七萬人に過ぎず、而もそのうち定雇の如く明らかに封建的雇傭人たる性質を帯びる定備（卅七萬餘人を控除すれば——）委節雇もそれに近いものとして除外すべき部分を多くもつが假にそれを考慮に入れぬとして——三十萬人、之を試みに同年全國農家總戸數との合算と比較すれば、僅かにその五割に過ぎない（但しこの對比は前者は人數であり後者は戸數であるから、實質上のパーセントはヨリ遙かに下る）。

（註）同調査によれば、定雇の封建的雇傭人たるの性質を次の如く述べてゐる「本邦ニ於ケル定雇ハ家族員トシテ取扱ハレ從ツテ食事ヲ給セラルルノ外、衣服其ノ他ノ日用品ヲ支給セラルルモノ多ク……」云々。同『調査』二二頁。

農業賃労働従事者種類別人数

	日雇	季節雇	定雇	計
(一) 農業経営者ニシテ農業賃労働ニ従事スルコトアル者	四八、七五八	三三、三三九	四、三二八	三、一九一、四〇八
(二) 農業経営者ノ家族ニシテ農業賃労働ニ従事スルコトアル者	八、九〇六	六、〇九六	二、〇一五	一、八三三
(三) 農業以外ノ事業経営者ニシテ農業賃労働ニ従事スルコトアル者	二二、八〇〇	八、二五九	一、八三三	五、五二〇
(四) 農業以外ノ事業経営者ノ家族ニシテ農業賃労働ニ従事スルコトアル者	一七、六八五	一七、三七一	四、七九八	三、二七、九六三
(五) 純農業賃労働者	二〇二、七二五	九六、八六六	七四、四三三	三、一七、九六三
合 計	一、八三、四〇〇	九六、七〇六	三六、四九六	三、一七、九六三

〔備考〕 一、前掲『農業賃労働者ニ關スル調査』より抄出。

二、右の外、本来の農耕部面の外たる林業賃労働従事者、定雇及び専業（二萬三千八百、漁業純賃労働者四十六萬人がある。だがもとより、この林業・漁業賃労働の協働的性質の強い支配を無視し去ることは出来ぬのであつて、こゝに現れた数字をそのまま林業乃至漁業の純プロレタリアと看做すことは出来ない。例へば兩者いづれにも、特定の定雇又は季節雇が圧倒的多数を占めるのであつて、比較的自由的な労働力取引とみられる日雇に至つては、前者、後者合せて十八萬人位に過ぎない。

而もこの数は、調査時に於て既に減少の傾向あり（註）、その後大正十四・五年までに或は幾分の伸長がみられ



にかも知れないが、その後にはむしろ退潮乃至は停滞の色がみえてゐる(註三)。元來經營に於ける利潤の發芽が、高額の封建地代によつて喰ひつゝふされ、資本家的經營の採算が成立しないといふことは、之を視點を代へて勞働者側から見れば、純農業勞働者として自己乃至家族を再生産するに足る勞賃が彼等に支拂はれず、従つて純粹な勞働者としての獨立が農業勞働に於ては成立し得ないといふことでもある。

(註二) 前掲『農業勞働者ニ關スル調査』によれば所謂農業勞働者減少の一般的傾向を左の如く示してゐる。

減少傾向ニアル地方——二十五府縣。

幾分減少傾向ニアル地方——九縣。

著シキ増減ナキ地方——十二縣。

——同『調査』五—六頁。

(註三) 養蠶雇傭勞働の大正十四—十五年を境とする最近に於ける凋落傾向について、かつて詳述したる拙稿『獨占資本と封建的土地所有との相関に因る日本農業資本主義化の阻礙』—經濟評論 第三卷 第八號、について参照せられたい。尙

本邦農業賃勞働の本質の把握に關し本稿を参照せられたい。

さて次に、中農層はどうであるか。以上に於て富農層・貧農層の範圍が略々確認せられたのであるから、その中間層たる中農層の範圍は既に定まつて來る。それは略々經營規模に於て七、八反歩から三町未満(北海道に於ては三町から十町未満)の耕作者を含むと看做すことが出来るのであつて、それは大略全農家戸數の三六—三七%

餘にあたることを考へられる。そのうち實質上貧農と區別のつかないものを多く含む中農下層一町未滿を除いて、ヨリ統計的に適確な中農上層をとれば、それは數に於て明治四十一年一、三二五、六五七戸、大正九年一、四七三、八一戸、昭和十年一、五八二、〇三九戸、其の全農家戸數中に占める割合は夫々、明治四十一年二四%六、大正九年二六%九、昭和十年二八%二にあつてゐるのである。

右に除外した中農下層に、既に述べた様に、副業品販賣の形態をとるが實質上勞働力販賣に異ならないところの資本家的家内勞働型の副業兼營農家、從つて貧農と實質上區別をつけることの出来ない農家を多分に含むことは、日本の零細農業が、農業内部に於ける資本と勞働力の析出分化の未成熟に拘りなく、否この未熟の故に、舊來の隸農制のまゝ、農業以外の部門に於ける資本に隸從せられることが、いかに深く進行してゐるかを示してゐる。

さてこの中農上層には、自作農の中堅部分と、小作農の上層部分が含まれる。次に極めて微少な即ち僅か一ヶ村の摘出調査であるが、この種統計資料が全く備はつてゐないので、止むなく之を取り擧げて、自作農、自作兼小作農、小作農の夫々の經營耕作面積規模別各級への分布狀況を示せば左の如く、小作農分布よりも自作兼小作農の分布が、又自作兼小作農よりも自作農の分布がより上位に偏し、自作農の中堅部分が明らかに中農上層に中心的に分布することを知ることが出来るのである。

小作・自作・自作農の經營耕作規模別分布表

耕作規模	小作農		自作農		計
	小作農	自作農	小作農	自作農	
一町未満	三八・八	二〇・〇	一三・〇	二五・〇	
一町—二町	三七	三一	一四	二九	
二町—三町	一八	三二	二五	二五	
三町以上	六	一七	四七	二〇	
計	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	

〔備考〕『一つの村に見たる農家經營の實態と産業組合』宇都宮高農農政研究室 昭和十一年刊より。

更に自作農のみをとつて、之の分布狀況を示す左表を掲出せば、所謂自作農の過半がこの中農上層に分散することが見えてゐる。

經營耕規模別自作農分布狀況（全國七十三ヶ村調査平均一ヶ村當）

耕作規模	明治三十二年		大正五年	
	明治三十二年	大正五年	明治三十二年	大正五年
五反—一町	三九・八	四〇・二	四〇・三	五三・〇
一町—二町	四〇・五	五四・二	一三七	六・八
二町—三町	一三七	六・八		
三町以上	六・〇			

〔備考〕帝國農會『本邦自作農狀況調査』奥谷松治『日本産業組合批判』一一七頁より抄録。

試みに又、自作農の一戸當平均耕作面積を、小作農の一戸當平均耕作面積に比較するに、明治十九年の統計資料に基くマイエットの計算によれば、左の如く自作農耕作面積は小作農のそれを上廻り、略々一町歩を越えたところ、に其の平均數値を持つてゐるのを見出し得るのである。註。

	農業を營む戸數	耕地總反別	一戸に對する耕地反別
自作	二、六四五、八六四	二、七九五、七〇七、三 <sup>可</sup>	一、〇五七
小作	一、九五七、〇八三	一、八一三、四六五、四	〇、九二七
計	四、六〇二、九四七	四、六〇九、一七二、二	一、〇〇一

〔備考〕 マイエット『日本農民の疲弊及び其の救済策』(日本産業資料大系②) 三八一頁。

〔註〕 「自作兼小作」の自作地及び小作地を平々と見做し、自作兼小作農家二戸の自作地を以て一戸の自作農、自作兼小作農家二戸の小作地を合せて一戸の小作農と看做して、總自作地面積及び總小作地面積を、たゞ自作農戸數及び小作農戸數にて除すといふ極めて大膽な方法をこれに、左表を得られる。

	自作農一戸當平均面積	小作農一戸當平均面積
明治四十二年	一、〇七八	一、〇〇〇
大正九年	一、一五八	一、〇四五
昭和九年	一、一三八	一、〇四八

〔備考〕 『本邦農業要覽』より。

但し右の計算の推定方法に於ては、この自作農耕地面積平均と小作農のそれとの差が、實際よりも緩和せられて表現されることを考慮する要がある。

以上、中農層の確認と關聯して注意を喚起して置かねばならぬことは、この中農層下層を除いた上層、特に一町五反以上の土地所有に於て、既に早くも耕作を離れ、小作料に吸着する封建的寄生地主として立ち得るといふことである。さきに述べたこの國自作農的土地所有の封建的本質はこゝに明らかであり、自耕より寄生化への普遍的傾向は、必ずしも富農に於てのみでなく、中農最上層の零細土地所有の上に於てさへ、既に現れ得るのである。

## 第二章 自作農中堅・中農上層の崩壊危機に對する

### 補強支柱としての産業組合構築

封建的農業生産關係の再版を、發達せる資本主義機構の構成的部分として持つところの、日本資本主義社會、支配機構の社會的基礎としての自作農中堅・中農上層の特殊性を、その質量に於て、概略ながら擱んで置くこと、これが前節に用意せられたことであつた。さてこの支配機構の社會的基礎の崩壊の危機に際し、それを支へ止める支柱たるの役割にこそ、この日本産業組合構築の社會的要因がある。換言せば、日本産業組合のこも／＼のレトゾン・デートルが與へられてゐるのであることは、何人も周知のところである。

そこで次に、自作農中堅・中農上層の崩壊危機の發生と發展、及びそれに相對應する産業組合の創出展開を、述べよう。

#### 一、農業クリーゼ開始期に於ける産業組合の移植

明治維新に於て火蓋を切り、明治三十一—四十年頃の資本主義確立期に至るところの典型的な原始的蓄積期に

於ける、農奴制の直接的繼承を收取地盤とするところの原始的蓄積の強行の過程は、元來小土地所有者・自作農中堅の急激なる没落の過程であつたが、この没落解體の深化を近代的な階級分化ならしめ、資本主義的農業生産關係に編成替するところの一切の諸條件が欠けてゐる（第一編 第四章 二、V参照）この國に於ては、右の没落解體の總結果を、農業そのものゝ頽廢・農業（そのものゝ）クリーズとして、資本主義確立期（資本主義的再生産の自己運動の開始）の當初に、その資本主義體制の再版封建的機構のうちに墜し出した。

この、原始的蓄積の收奪過程を引き續ぎ、再版封建制を當初より危殆あらしめる、自作農・小土地所有者の没落、自作農の累増は次の諸表によつて示される。

(i) 自作農の減少・小作農及び自作兼小作農の累増

年次	自作農	自作兼小作農	小作農
明治十六年	三九・八三	三八・六五	二一・九四
同 二十四年	三三・一二	四五・一四	二二・六九
(同 四十一年)	三五・二七	三九・一五	二七・五八
(昭和 九年)	三一・一一	四二・二	二六・八〇

〔備考〕 平野義太郎『日本資本主義社會の發展』七七頁より借得。昭和九年度は『本邦農業要覽』昭和十一年度。

(ii) 自作地の相對的減少・小作地の累増

年次	耕地總反別	内小作地反別	内自作地反別	總反別に對する小作地反別の割合
明治六年	5,080,465 <sup>町</sup>	9,478,111 <sup>町</sup>	5,095,746 <sup>町</sup>	31.10%
同 十六年	5,477,777 <sup>町</sup>	11,374,100 <sup>町</sup>	5,107,997 <sup>町</sup>	34.74%
同 二十年	5,507,577 <sup>町</sup>	11,834,644 <sup>町</sup>	5,167,007 <sup>町</sup>	36.87%
同 二十五年	5,876,648 <sup>町</sup>	12,227,544 <sup>町</sup>	5,447,074 <sup>町</sup>	36.36%
(昭和九年)	6,076,647 <sup>町</sup>	12,851,001 <sup>町</sup>	5,284,000 <sup>町</sup>	36.40%

〔備考〕同上。

(iii) a 越前三國以上を涵蓋する府縣會議員選舉權者に相當の急の激減

年次	選舉權者數	指數(十四年=100)
明治十四年	1,896,610人	100
同 十六年	1,718,020	94
同 十八年	1,682,419	90
同 二十年	1,488,107	82
同 二十三年	1,463,183	81



日本産業組合論

同	二十四年	一、一七五、〇四五	六四
同	二十六年	一、一八、五〇八	六一
同	二十八年	一、七九、四四七	五九

〔備考〕 平野義太郎「商揚書」より。

b 地租七圓以上を納める府縣會議員被選挙権者（平均一町六反歩以上の土地所有者に相當）数の激減

年次	被選挙権者数	指数（十四年＝100）
明治十四年	八七九、三四七人	100
同 十六年	八七一、七六二	九九
同 十八年	八四〇、九六五	九六
同 二十年	八〇二、九七五	九一
同 二十二年	八一四、〇三二	九三
同 二十四年	六二一、三八二	七一
同 二十六年	五八九、八〇三	六七
同 二十七年	五七四、二六九	六五

〔備考〕 同上。

更に小土地所有者の窮乏による土地手離しは、その最も普遍的な形態たる土地抵當流れに關する左のマイエツトの表出によつて、又土地賣却の極めて零細な、なしくづしの切り賣り狀況を語る左の土地賣買登記件數表によつて明示せられる。

(i) 抵當流れとなりたる土地調

年次	抵當流れとなりたる土地の價格	貸付金額
明治十七年	五九、五八一、一四一圓	五〇、五五一、三〇二圓
明治十八年	六七、三六三、四四二	五六、三五五、七三三
明治十九年	七六、三八八、〇〇五	五八、八四八、九三九
合計	二〇三、三三七、五八八	一六五、七五五、九七四

〔備考〕 マイエツト 『日本農民の疲弊及び其の救済策』 三八五頁。

(ii) 地所賣買登記件數調

年次	件	四	件
五四未滿	一四四、七一四	—	—
五〇—一〇〇圓	一〇四、八九八	一〇〇—二〇〇	三五、〇一七
一〇〇—二五〇	一五八、五三四	二〇〇—三〇〇	一〇、五五九
二五〇—五〇〇	一二七、三三八	三〇〇—四〇〇	四、九五七
五〇〇—一〇〇〇	八二、五七三	四〇〇—五〇〇	二、七五五
		五〇〇—一七五〇	三、二九九

日本産業組合論

一〇二

七五〇——一、〇〇〇	圓	一、五六一	件	五、〇〇〇——一〇、〇〇〇	圓	二四四	件
一、〇〇〇——一、五〇〇		一、四八四		一〇、〇〇〇圓以上		三	
一、五〇〇——二、〇〇〇		七一六		合 計		六八〇、一五	
二、〇〇〇——五、〇〇〇		九九四					

〔備考〕 平田東助・杉山孝平合著『信用組合論』明治二十四年刊より。

以上に見た自作農中堅・中農上層の没落は、明治二十三年の農業恐慌、及び日清日露戦時の増産を経て特に急調化し、日本資本主義の確立期に於て、その社會的基礎を搖駭するものとして、當時の爲政者達の心膽を塞からしめたのであつた(註)。

(註) 明治政府の財政・經濟政策の顧問たりし、ペ・マイエツトは其の著『日本農民の疲弊及び其の救済策』(明治二十六年刊)に於て、本問題に関する支配者達の注意を喚起して曰く、「日本農民の疲弊は社會の危険を醸すこと、及び、前陳の事實は從來健全なりし日本國の經濟を衰弱せしめたることに就き、茲に、一々其の例證を擧ぐるを要せざるべし。……………」日本農民の疲弊、若し今日と同一速度を以て進行するときは、中級農民は十五ヶ年乃至二十ヶ年の後に全く消滅するに至るべし。即ち今日現存する六十五萬戸の中級農民は、殆ど、無一物の貧民と化し去るべし。……………」

更にマイエツトは、明治前期頒發せる農民騒擾を列記した揚句、「此の變亂は其の原因の二・三に於ても、又、其の結果の多くに於ても、或は千七百七十九年に起りたる佛國の大革命に相類する所なきを得んや。此の危険は北米合衆國よ

り政治思想の輸入によりて、「一層甚しきを加ふるに至らん」と、この國農業生産關係の土地……以前たること。即ち封建的生產關係にあることを認め、この基礎の崩壞の危険を示して脅かしてゐる。

この日本資本主義がその發足の當初に、その自らの基礎土壌の上に見出したる危機、自作農中墾・中農上層崩壞の脅威に對する補強支柱の有力なる一つとして、こゝに協同組合が、特に先づ最も顯著に現れたところの高利貸負債による土地の抵當流れ形態に於ける喪失に對處するものとして信用組合が持ち出されたのであることは、周知の様は何よりも雄辯に史實が之を示してゐるのである。

其の例示の一、――

産業組合の紹介者たり、直接の移植立案者たる平田東助、杉山孝平兩氏の共著『信用組合論』(明治二十四年刊)に曰く、「即ち中産以下人民が優勝劣敗の經濟界に處して究困に迫りつゝあるの景狀を知るに足るべし、夫れ全國人口中最も多數を占る中産以下人民の生計此の如く困迫せり、國の生産力は減ぜざるを得ず、國家の元氣は衰へざるを得ざるなり、嗚呼今日に當り中産以下人民に於て奮起して貨幣を利用し信用を振活するの機關を設立し、其の生産力を發達し自由競争の經濟界に處するの道を聞くに非ざれば、他日の悔を招くや鏡に懸けて見るが如し、其の機關とは何ぞ、信用組合是なり」――(傍點引用者)

尙また、同じく明治政府顧問ニッゲルトは其の著『日本農地政策』(明治二十四年刊)に於て、かゝる「振農策」

の一つとして普國に於ける信用組合を紹介し、それが「日本にも適すること」を指摘してゐる。一尙書第四章以下。

## 例示の二、

明治二十四年第二帝國議會に、政府提出に係る信用組合法案（本議會には流産したが、後に明治三十年提出の第一次産業組合法案を経て同三十三年通過せる産業組合法となつて發展せるもの）の、貴族院に於ける、當時の内務大臣爵品川彌次郎の提出理由説明演説に謂ふ。

「……此ノ小農小商小工業者ハ實ニ國民生産者ノ要部ヲ占メテ居リマスルノデ、國家ノ土臺トナツテ居リマスルモノト考ヘマス。然ルニ皆豫御承知ノ通り此ノ要部ナル中産以下ノ人民ハ次第ニ其ノ生産力ノ衰ヘマス傾キゴザイマシテ甚ダナゲカハシイ事實デ御座リマス。……（中略）……中産以下ノ人民ガ其ノ産ヲ破リ又其ノ業ヲ失フ——失ヒマスコトガ此ノ勢デ止ミマセナカツタナラバ、人民自治ノ精神ハ全ク消エ失セテ、金満家ノ專制ヲ受ケマシテ、中以上ノ金満家モ亦竟ニ此ノ自治ノ勞費、或ハ救濟患恤等ヤレ洪水、ヤレ大風ヤレ海嘯、實ニ天災各國ニ勝レテ不幸ニモ天災地方ノ多イ我國デアリマシテ、ドウシテモ此ノ中以下ノ人ガ成立チマセスト、其ノ費用ノ用所ト言フモノハ、矢張り中以上ノ財産ニ及ビマス譯デ、到底此ノ有様デ行キマスレバ堪エラレスコトデアラウト考ヘマス。……中略……若シ今日ニナリマシテ、地方ノ土臺トナリマスル

中産以下ノ人民ノ爲メニ、其ノ産業ヲ維持スルノ方法ヲ立テマセンケレバ、自治制度ヲ設ケケル趣旨モ廢レ、國權ノ伸長モ國力ノ發達モ如何デアラカカト存ジマス。茲ニ政府ノ提出致シマシタ信用組合法案ト申シマスルモノハ、即チ此ノ中産以下ノ人民ノ爲ニ金融ノ便ヲ開イテ、低利ニ資本ヲ使用スルコトヲ得シメ、兼テ勤儉自助ノ精神ヲ興シ、以テ地方ノ實力ヲ養成セントスルノ目的デゴザリマス。……」『日本産業組合史』産組中央會誌一四頁以下、(傍點——引用者)

右の後例に於て、地方自治制設置の趣旨と關聯せしめて、所謂中産者の維持の必要を説かれてゐる點は、本編第一章に述べたところの自作農中堅の日本資本主義社會支配機構の社會的基礎としての特質に觸れてゐるものであつて重要である。我妻東策氏はその著「明治前明農政史の諸問題」に於て、山縣有朋の新市町村制の確立・地方自治制の施行(明治二十二年)の本旨を、第一に國防觀念の培養による國民皆兵主義の徹底に、第二に「中央政事」と「地方施治」との分離による自由民權運動の去勢にあると論證してゐるのみならず、更に地方自治制が地方財源の獲得といふこと、無關係でないことを指摘せられてゐる。第一の國防觀念培養の點は勿論、第二の封建的支配勢力のブルジョア社會への保持の掩護を求めると言ひ、第三の官僚機構の物質的支援を求めると言ひ、地方自治制設置の趣旨は、將しく茲に述べた日本社會の支柱たり榮華たる「自作農」的土地所有觀念の培養を目標してゐることが明らかである。この意味に於て、自作農中堅・中農上層の崩壞危機喰ひ止めの立役者たる

産業組合の構築は、同時に地方自治制をしてその所期の目的に達せしむる補強工作ともなるのである。

さてこの明治二十三年産業組合法發布によつていよ／＼その端緒についたところの日本産業組合の建設について、注意を要することは、何よりもそれが先進國、特に農村信用組合の故郷と言はれるプロシヤよりの移植によつてなされたといふこと(註一)而して之の移植の衝に當つたものは當時の官僚の新鋭(註二)——品川彌次郎、平田東助等——であり、ここに當初から、日本産業組合の官僚的指導と支配が打ち立てられてゐるといふことである。

(註一) 明治二十四年の信用組合法案、同三十年の第一次産業組合法案、同二十三年の産業組合法の母法は、プロシヤの Gesetz, betreffende die Erwerbs- und Wirtschaftsgenossenschaften, 1872, 1886, 1923. であるが、それが協同組合の「産業」組合なる名稱は、Erwerbs und Wirtschaftis と言ふ字に起源を持つてゐる。

(註二) 明治三十年の議會に第一次産業組合法案が上程せられた際貴族院では之を大衆の自主的組織として危険視した事實さへある。

男爵末松謙澄氏の質問——

「此ノ法案ノ趣意ヲ考ヘマスニ管ニ其ノ影響ノ及ブ處ハ餘程大キナモノデアツテ、輕々ニ議スベキモノデハナイ譯ダト思フ。全體カラ考ヘマスニ凡ソ今日ノ日本ノ經濟其ノ他ノ組織ヲ哈ド一變スル御目的ニ出ズルカノ如クニ見エル。ソレ等ノ處マデモ十分即研究ノコトデアリマセウ。ケレド我々ニ於テ未ダ了解シ得ナイノデアリマス……(後略)」  
右に對する露田政府委員の說明——

「……社會主義ヲ時トイフ御考ヘテゴザイマシタガ、コチノ目的ニハ寧ロサウイフモノハ早ク起ラヌガニナラウト思フテ居リマス。……」——辻誠『日本産業組合史論』九八頁。明治三十三年の産業組合法が協賛された議會に、一方に於て同時に労働者・小作農民の自主的團結、協同の行動を禁止する治安警察法が協賛されてゐる。當時片山潜が治安警察法と産業組合法とを對照し「前者は労働者の爲め悲しむべき法律にして、後者は労働者の爲に悦ぶべき法律なり」(片山・西川共著『日本の労働運動』四六頁)とて、産業組合を評價した面白い事實がある。——奥谷松治『日本産業組合批判』九七—九八頁・風早八十二稿『日本に於ける大衆政策』中央公論、昭和十二年五月號、一一七頁。

かつてこの國舊封建社會末期に於ける封建的收取源本——典奴制の維持補強政策であつた報徳社は、一種の早期的協同組合形態をとつては居たものの、明らかに領主的保護にその存立の決定的支點を得てゐたのであつて、この支點が維新に於て斷絶すると共に解體し、明治時代には僅かに尊徳遺孫とその門下を中心として、地方的に遺愛を受けついで殘存せる程度に過ぎず、近代の色彩に於ける日本産業組合の建設の國産石材ともなり得なかつたのである(註)。

(註) 獨逸信用組合の移植者、平田東助・杉山孝平の報徳社に對する「評論」。

「二宮氏の報徳社は此の(封建社會の)階級政治に基き起り、此階級を維持するを以て一大目的となしたるものなり。氏の分度とは封建的の各階級に相應せる生活の程度にして、此程度の生活を維持し保全するを得ば、其以上の収益は社會上の目的即ち勤儉徳行の獎勵資、貧困者罹災者の救恤に投ず可しといふにあり……(中略)……二宮氏が各人分度外の収益を社會的目的に使用す可きの説を唱へたるは即ち封建政治の保守的社會(主義)に基き立案したるものなること



張ふに足らず……(中略)……然れども……(中略)……森府舉に倒れて封建の舊秩序奮憤消散し……中略……進歩的個人經濟主義起り安分知足の習慣衰へて進取競争の必要を生じたり、茲に至りて分度外の收益は之を生産上進取競争の資に投ぜざるべからず之を個人進歩的の事業に投ぜざるべからず。——平田・杉山『信用組合論』(聯本)七七—七八頁。  
尙爾氏は「二宮氏の深意に答へ、亦氏の徳業を發揚する」ために現存の報徳社の分度撤廢、その組織變更を希望してゐる。

但し、もとゞ維新による舊純粹封建社會秩序の崩裂にもかゝらず、農村に於ては、封建的生產關係が繼承再版されたのであるから、こゝに於ける移植産業組合もその本國に於ける組合と異り半封建的地主的な特質を帯び、従つて多少とも報徳社との精神的復古的つながりが持たれようとするに至る事は、當然である。二宮尊徳が今日の如く日本農業の聖徳に増えられたのは、明治政府によつてであると思はれる。——根井武雄『日本農本主義』二七一頁以下。

而して又、再版せられた農奴制に於ける零細農民を地盤として、移入協同組合を据えつけ、之を運轉する爲には、上からの官府的公權を必要としてゐた。

零細土地所有農民と共に一方にユンケル經濟(地主的資本家經營)を持つたところのブロンヤの農村協同組合と異り、ブルジョア化の途を閉されてゐるところの半封建的零細農民を基礎とする日本の産業組合が、上からの官僚的バックなしには、自生的に發展し得ざることを指摘せる當時の農商務省顧問兼農科大學教授獨逸人マツタス・ノエスカの卓見は洵に敬服に値する(註)。

(註) 獨逸に於けるが如き農業組合は之を日本に施行せんとするも彼の知識と資本とを兼有して以て斯る組合の支柱と爲る。

べき大農業者を缺く間は決して行はれざるものとす。然らば期ち目下日本に於て其農夫を誘導して之に利益を得せしむる方法は如何して可ならんと言ふに、余は相當の學識ある官吏をして歐洲に於ける大農業者に均しき業務を執らしむるを以て無二の良法とす——マックス・フエスカ『日本農業及び北海道植民論』

この日本産業組合の官府的哺育、指導(≡支配)は、産業組合に對する諸課税免除や種々の名目に於ける物件費及び人件費に對する助成金の交附等と竝んで、組合設立・變更等い悉くを自由屈出主義を排して地方乃至中央行政官廳の許可主義となせること。更には産業組合の指導獎勵及び産業組合主義の鼓吹のための官僚組織の別動隊として、上から大日本産業組合中央會を設立(明治三十八年)せること(註)等に、一貫して具現し來つてゐる。

(註)「此の中央會の設立の状況を見るのに、地方の組合代表の一回の参集もなくして、中央の官廳の人々のみで會期を定め、役員を任命し、而して後に地方に働きかけたのであつて、後年天降り式中央會と批評せらるゝ餘地を充分存したことは遺憾に思はれるのである」——註『日本産業組合史論』一二七頁。

## 二、日本資本主義興隆期の農業クリーゼ進行に對處する産業組合の展開

さきに、日本資本主義が、その出發の當初に自己の足許に見出す農業クリーゼの開始が、原始的蓄積期に於ける收奪強行の直接的遺産であることについて述べたが、それは又もとゞり資本主義と再版農奴制的零細農耕との抱合の矛盾の産物であると言へる。蓋し元來、農奴制の殘存が資本主義の構成的部分として再版されそれとの不

可欠的抱合を形造つてゐることがない場合、即ち農奴制的零細農耕の崩壊が農業に於ける資本主義の勝利によつて取つて代られると言ふ場合には、この崩壊は農奴制の危機であつても、農業そのもの、腐朽頽廢化・農業クリーズとして現れることはないからである。

そこで、この農業クリーズは、其の後の日本資本主義の飛躍的發展上向につれ、即ち資本制生産諸部門の生産諸力の躍進に對するに、他方再版農奴制的零細農耕の生産力停滯の跛行懸絶が甚だしくなり、資本主義と再版農奴制との抱合の矛盾が擴大するにつれ、深まつて行く必然性を持つてゐるのである。

この矛盾の擴大に基く農業クリーズ展開の必然性を、いさしく具體的に述べるためには、再版半農奴制的零細農耕と資本主義商品社會との連結の諸脈絡について言及せねばならぬ。

その連結とは、第一には純粹封建社會に於ける農業と自家用家内手工業との結合の破壊に置換するところの資本家的家内労働並びにマニーフアクチュア及び大工場に於ける隷奴的労働力の販賣を通じ、第二には半農奴制的零細農耕に於ける半隷農的現物年貢の、及び該耕作農民の自家消費用農産物の、二重の販賣を通じて行はれ、そして第三にこの農民が以上の労働力販賣と農産物販賣とから得るところの貨幣を以て資本制商品社會に對する國內市場の過半を形成することによつて、この連結を完了してゐる。

(註) 上述連繫の資本家的家内労働以下大工場の諸型は山田盛太郎「日本資本主義分析」に於て次の四類型に定立せられてゐる。

1 純粹日本型 Jannerhollen たる賃賃。

2 典型的 Jannerhollen たる穀物業。

3 特殊勞役制的マニファクチュアたる製絲業。

4 典型的な印度以下の勞働賃銀及び條件を持つ大工業たる紡績業。

第一の連結では、次のことが言へる。即ちこの隷農の部分的な勞働力の販賣（副業商品販賣形態に於ける實質上の勞働力販賣も含まれる）は、それが本來農奴制農耕に於ける自家用家内手工業の置換として半農奴制的零細農耕の補充をなすものたる限り、それは高額年貢收取の半封建的土地所有制を資本主義社會の裡に永續化する條件たると共に、その隷農の生計補充的の販賣勞働力を、特殊日本型「廉價勞働」〔註一〕として資本家的價値形成勞働に送り込み、以て日本資本主義の勞働力一般に對し半隷役の規定を與へ、日本資本主義の急性的興隆の條件〔註二〕を供するものである。

〔註一〕「婦人や、凡ゆる年齢の兒童や、不熟練工などの勞働、約していへば、イギリス人が特徴的に『廉價勞働』と名づけたる所のもの」——『資本論』第一卷、邦譯、四四六頁。

〔註二〕それはかつて資本主義創立の際に於ける絶對的な條件であつた。

かゝる相互規定的關係に於て隷農は、一方に於ける封建的地代の極端な高額、他方に於ける極度の廉價勞働に挾撃されて、困窮の一途をたどる外はない。而も又日本資本主義がその回轉に於て遭遇するところの恐慌に際

する諸犠牲は、この連結線をたどつて隷農民に負はされる。例へば、失業労働軍の歸農による押しつけや、副業の破綻等がそれである。

第二の連結たる農耕産物の販賣については、何よりも先づそれが封建的現物小作料の地主による販賣と隷農民の自家消費用農産物の究迫に基く販賣との二重の販賣を含み、そのいづれもが、正常なる商品（價值生産の商品）販賣と範疇的に異なる點を指摘しなければならぬ（こゝでは單にその指摘にとゞめ、より詳論は後章にゆづる）。

それらは現資本主義社會に於ける價值體化物たる商品の賣却とは異り、該價值法則にも價值形成一般にも參割しない半隷農民の剩餘労働（のみならず必要労働の一部をも含めての）の無償贈與を伴ふ貨幣の獲得なのであつて、これによつて驚くべき人間労働力の償はれない濫費が行はれるのである。殊に資本制諸産業部門の生産力の躍進に對する、半封建的農業生産部門の上産力停滯跋行のギヤツプが擴大するにつれ、このギヤツプを埋め合すために、この償はれない農奴の労働の悲惨な過重が専ら強ひられる。ところでその上又、地主による現物小作料の賣却と、隷農による自家消費用農産物の究迫的賣却とは、その經濟的意味を異にすること勿論であつて、前者に於ける貨幣收、拾は、農民労働の收取の強化・永續化の要因たり、後者に於ける貨幣調達は隷農民窮乏化・カペーラ化の要因たるもので、且つその兩種販賣の共存が相互にこの關係を強め合つてゐることを知らねばならぬ（この兩販賣の特質と相互關係については改めて後述に詳論するであらう）。

以上、第一、第二の連結が共に、日本資本主義の興隆に伴ふ半農民窮乏の要因を與へてゐるを見たが、このことはとりも直さずかゝる隷農民としての國內市場の元來の狹隘性のみならず、その市場發展の停滯性に於て、即ち第三の連結を通じ日本資本主義にその自己矛盾として反逆せしめる。この反逆は特に農業クリーズの進行を戦後の一般的クリーズの構成分としてそのうちに定立するにあつての強いモメントたるものである。

さて、以上にその必然性を見たる農業クリーズの日本資本主義興隆に伴ふ進行に對處するところの、わが國農業政策の基調は、擧げてこの進行の趨勢をむしろめんとするところにある。その一つの現れは、この半農奴制的零細農耕に於ける萎微した生産力をいまだ一度振騰せしめんとするあらゆる努力、即ち耕地整理や、農會を主導とし、その下級組織として農事實行組合、部落組合を編成することによつて強行された農耕技術の指導改良<sup>(註一)</sup>、其の他に一聯の殖産政策であり、他の一つの現れは、自作農中堅・中農上層崩落<sup>(註二)</sup>の維持策、即ち副業導入による多角形經營の奨励や、自作農創設維持政策や、そしてこゝに述べ様とする産業組合政策の大きかりな運用やである。

(註一) 農事實行組合、申合組合については後章に改めて附論する豫定である。

(註二) この層の崩落趨勢の概観については、前節に掲げた諸表について見られたい。

次に産業組合普及状況を左の表について見るなれば。次の如くである。

日本産業組合論

組合数と市町村数と市町村数に比較及び聯合會数

年次	組合数	市町村数	市町村数に對する組合の%	同上指數	聯合會数
明治三三	二一	一四、〇六九	〇・一	〇・二	一
同三八	一、六七一	一三、四三七	一二・四	一五	一
同四三	七、三〇八	一一、三九三	五九・〇	六三	一三
大正四	一一、五〇九	一一、三二九	九三・三	一〇〇	七二
同九	一三、四四二	一一、一九五	一一〇・二	一一七	一五五
同四	一四、五一七	一一、〇〇七	一二〇・九	一三一	二〇〇
昭和元	一四、三七三	一一、九九三	一一九・八	一二五	一八七
同二	一四、一八六	一一、九三七	一一八・八	一二三	一八二
同三	一四、一七一	一一、九二五	一一八・八	一二三	一七九
同四	一四、〇四七	一一、八六八	一一八・三	一二二	一八五
同五	一四、〇八二	一一、八五五	一一八・七	一二二	一八五
同六	一四、一六三	一一、七九一	一二〇・一	一二九	一七六
同七	一四、三五二	一一、六七六	一二二・九	一三二	一六〇
同八	一四、六五一	一一、六〇一	一二六・三	一三五	一四五
同九	一四、八一五	一一、五四四	一二八・三	一三八	一四一

〔備考〕 第十回『産業組合年鑑』及び第三十三次『産業組合要覽』より。

その官府的移殖に産業組合法發布の年なる明治三十三年僅かに二十一を算した組合数は、其の後十五ヶ年の瞬く間に、幾何級数的膨脹を経て、既に大戦前略々全國市町村に普遍し盡したものである。而して爾後大正十四年に至る主として大戦中を含む時期は、組合の漸進的增加と共にそれらの系統的上級聯合組織の躍進の時期であり、**(註)**、ここに産業組合陣容は縦と横との全貌に於て一應の編成が成し遂げられたのである。

**(註)** 産業組合聯合會の制度は夙に明治四十二年四月の法律改正に認められたところである。

産業組合中央金庫は大正十二年同法發布によつて創立され、又全國購買組合聯合會(全購聯)の創立は同十二年であり、全國米穀販賣購買組合聯合會(全販聯)の設立は翌昭和六年であつた。

こゝに大正四年以後大戦中乃至其の直後に於ける組合系統機關(主として府縣聯合會)の發展は、戦時中非交戰國的利益を享受し得て飛躍した日本資本主義の金融獨占資本的構成の本格的鋭化を意味する發展に伴ひ、從來封建制的小生産との抱合の楔たりし諸壟斷資本、地方資本の没落整理せらるゝによつて生ずるところの、ギャツプをそれにて埋め、よつてもつて大戦中日本獨占資本主義の飛躍に基くその封建制との抱合の矛盾の擴大、農業クリーゼの一層の深刻化に相應せんとするものに他ならない。



## 三、大戦後一般的クリーゼの展開に對處する産業組合の發展

上述の如く日本資本主義の興隆につれて深まりつゝ進行を續けるところの農業クリーゼは、戦後世界資本主義の一般的クリーゼの段階に於けるや、日本資本主義の一般的クリーゼを特徴づけるところのその一構成分として自己をその内に定立し、又かゝることによつて自己を一層耐え難きものとしてゐる。

このクリーゼの相互規定的關係を、露に見た半農奴制的零細農耕と資本主義的商品社會との諸連結面についてみれば、第一に隷農民の資本家的家内労働、マニユファクチュア及び大工場に於ける労働力販賣については、中農と結合せるところの日本型資本家的家内労働たる養蠶は、戦後の世界恐慌の感觸によつて全局的破綻を喫し、中農下層以下と結合せるところの資本家的家内労働たる織物業は、大戦を契機として急激に工場化し、共に半隷農的零細農民の落層、農村解體の危機を醸す。更に貧農より流出する出稼人の半隷奴的労働力を吸収せる製糸業の如き零細マニユファクチュア及び紡績業の如き大工業は、前者はアメリカ市場に於ける、後者は支那・印度の植民地市場に於けるアルゲマイネ・クリーゼ軌道の世界恐慌の直接的打撃によつて、賃銀不拂・引下げ、労働條件の酷烈化を一齊に惹起し、半隷農民の落層を耐え難きまでに押し進めるのである(註)。

(註) 山田盛太郎『分解』第一編、第三二二「一般的危機の高揚としての型の分解」、及び「後記」、五一頁以下参照。

第二の連結面たる農耕産物の販賣については、何よりも先づ疊に述べた地主の小作料販賣と零農民の自家用食料販賣との二重の販賣のうち後者の窮迫による賣却が一層強度化せられ、總じて農産物販賣による無償労働の提供が従来よりも更に擴大し、所謂シェーレ現象として目立たしむること(註一)、更に又農業クリーゼの過程に對抗して行はれた諸々の地主的増産政策、殊に食糧自給なる軍事的意味を以て強行された内地・北海道のみならず朝鮮・臺灣の植民地圏に於ける植民地型半農奴制的農耕利用の産米増殖計畫の總結果として現れた隷農制的農産物に於ける特殊な相對的過剰生産を、昭和五年の農業恐慌以來表面化したことを擧げねばならぬ。かくて資本主義經濟恐慌の一般的價格下落の影響のみならず、農業クリーゼの軌道上に於ける特殊の相對的過剰生産のこれへの重奏に基く農産物價格の激落は、半農奴制的零細農耕の窮乏を極度に押し進め、逆にこれを益々、前記破綻に瀕せる副業や賃労働に倚據せしむるに至り、該農耕の持續を益々困難とする。これが國內市場の一層の狹隘を強化して益々センシブルに一般的クリーゼの軌道上に於ける資本主義的經濟恐慌を深刻化するは言ふまでもない(註二)。

(註一) 隷農制に基く農産物生産労働が、資本制商品社會に於ける一般的價值形成に參與するかの如く考へ、従つて農産物販賣による價值の正常な實現を豫想し、之よりの價位をシェーレとして考へる一般のシェーレ論は、もとより之を認むることが出来ない。

けれども元來無償労働の動員を通常とする農奴生産物販賣に於て、この非社會的労働雇與の一層の擴大をシェーレとして指摘するには、異論のある筈がない。

(註二) 例へば、半農奴制的零細農耕の資本主義への特級の條件たる販賣肥料の施用をみるに、農業クリーゼの時期に於ては漸増せるに拘らず、この一般的クリーゼの激化の時期に於ては今や、絶對的に減少を示してゐる。(後章に掲出の「販賣肥料消費額累年表」参照)。

この期の農村解體は、單に經濟的にのみならず、最早直接的な政治的危機として現れる。即ち大戦中労働者運動の昂揚と相俟つて發生し戦後に於て燎原の火の如く展開せるところの小作爭議の脅威が之である。

小作爭議及び小作人組合發盛表

年次	争議件数	小作爭議参加人数		小作人組合	
		地主	小作人	組合数	組合員数
大正六	15件	1	1	1	1
〃七	12件	1	1	1	1
〃八	13件	1	1	1	1
〃九	14件	1	1	1	1
〃〇	15件	1	1	1	1
〃一	16件	1	1	1	1
〃二	17件	1	1	1	1
〃三	18件	1	1	1	1
〃四	19件	100	1	1	1

昭和元	1,750,000	1,750,000	1,750,000	1,750,000
二	1,750,000	1,750,000	1,750,000	1,750,000
三	1,750,000	1,750,000	1,750,000	1,750,000
四	1,750,000	1,750,000	1,750,000	1,750,000
五	1,750,000	1,750,000	1,750,000	1,750,000
六	1,750,000	1,750,000	1,750,000	1,750,000
七	1,750,000	1,750,000	1,750,000	1,750,000
八	1,750,000	1,750,000	1,750,000	1,750,000
九	1,750,000	1,750,000	1,750,000	1,750,000

〔備考〕『本邦農業要覽』及び『小作年報』より。

政府の之が對應策に關する苦心の産物の一つは、大正十五年以來計畫的に繼續せられるところの、自作農創設維持に對する補助施設の實施である。之は自作地の購入又は維持に要する金額を政府が地方廳を通じ簡易生命保險積立金等の低利資金を財源として融通する方策であつて、即ち政府は地主に小作料の一時拂たる地價を立替拂し、小作料の單なる形態變化たる償還金を通じて、隸民を地主に代つて自己に從屬せしめるに他ならず、あたかも一八六一年ロシア「農奴解放」に於ける買戻金を通ずる隸農制の再現の、極めて小規模な模寫にしかすぎない。だが、かゝるものでも自作農觀念の扶植にとつては既に意義を發揮するのであつて、この自作農觀念がいかに

半封建的地主的支配勢力にとつて小作農の反撃に備へる掩護體として、同時に日本資本主義社會支配機構の礎として重要であるかを窺ふことが出来る。

この期にあつて、産業組合が全陣容の緊張を以てその能力をあげて、この社會的優位の持続のために活躍せしめられるは、勿論である。

前節掲出の「組合數と市町村數累年比較及び聯合會數」表について見た様に、組合の全國市町村への普遍は略略大正四年頃に、聯合會への系統化の發展は略々大正十四年頃に、確立してゐるのであつて、こゝに既に一應の組合陣容は編成されたとみられ、その以降に於ては組合の單なる數的增加は停止するのみか、むしろ減少さへ示してゐるのだが、この現象は主として、農村恐慌の深度が、組合員の窮乏化と共に組合經營を挫折せしめたことを據とする、不振組合の整理合併の結果である。

この組合數の表面的な減少に拘らず、注意すべきは、左表に示す様に農民の組合員への組織率は、この期に於て、間斷なく伸びてゐるといふことである。

組合組織率累年表

年次	組合員數 (A)	總戶數 (B)	全戶數に對する組織率 (A/B)	農業組合員數 (C)	農家戶數 (D)	農家戶數に對する組織率 (C/D)
明治三六	六八、五三三	一、〇〇〇、〇〇〇	6.85%	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	100%
明治三七	六八、五三三	一、〇〇〇、〇〇〇	6.85%	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	100%
明治三八	六八、五三三	一、〇〇〇、〇〇〇	6.85%	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	100%

明らかにこの農家戸数の五〇%から六〇%以上にも達する組合員獲得の進行は、組合が中農以上ののみならず貧農上層の一部をもそのうちに抱き込みつゝあることを示すものと考へられるのであつて、この點については次節

(備考) 第十回『産業組合年報』より。

同 四三	五、四、五、六	一	四、九、五、六	一	一
大正 四	一、六、八、六、四	六、六、七、三	一、一、一、一	一、九、四、七、七	六、四、八、三〇
同 九	三、三、三、三、三	一、〇、七、四、四	三・三・三	一、八、七、七、七	五、三、三、〇、三〇
同 一四	三、三、三、三、三	一、一、一、一、一	三・三・三	六、六、六、六、六	四、四、四、四、四
昭和 元	三、三、三、三、三	一、一、一、一、一	三・三・三	六、六、六、六、六	四、四、四、四、四
同 二	三、三、三、三、三	一、一、一、一、一	三・三・三	六、六、六、六、六	四、四、四、四、四
同 三	三、三、三、三、三	一、一、一、一、一	三・三・三	六、六、六、六、六	四、四、四、四、四
同 四	三、三、三、三、三	一、一、一、一、一	三・三・三	六、六、六、六、六	四、四、四、四、四
同 五	三、三、三、三、三	一、一、一、一、一	三・三・三	六、六、六、六、六	四、四、四、四、四
同 六	三、三、三、三、三	一、一、一、一、一	三・三・三	六、六、六、六、六	四、四、四、四、四
同 七	三、三、三、三、三	一、一、一、一、一	三・三・三	六、六、六、六、六	四、四、四、四、四
同 八	三、三、三、三、三	一、一、一、一、一	三・三・三	六、六、六、六、六	四、四、四、四、四
同 九	三、三、三、三、三	一、一、一、一、一	三・三・三	六、六、六、六、六	四、四、四、四、四
同 一〇	三、三、三、三、三	一、一、一、一、一	三・三・三	六、六、六、六、六	四、四、四、四、四

の組合階層構成の分析に於て論及する。組合の社會的機能から之を見れば、それによつて小作貧農の鬭争力を、産業組合の所謂隣保共助なる協調的精神のうちに緩和せんとするところの、組合機能の積極化を意味するに他ならぬ。(註)

(註) 昭和二年、産業組合中央會が各地方區小作官、産業組合中央會支會、農民組合本部其他に對し照會調査せる『産業組合と小作問題に關する調査』には、小作問題に關して産業組合がとれる積極的施設として、自作農創設のための土地耕旋及び購入資金貸付の諸事例(これが最も多い)、及び小作争議調停への乗り出しの諸事例、其他小作争議未然防止の爲の土地管理事業の經營の諸事例等を掲出してゐる。

次に小作争議調停への乗り出しの事例より、一、二を摘出すれば次の如し。

大阪府——有限責任島本信用販賣購買利用組合

「大正十四年小作問題の時に、小作者に對し産業組合として自作農獎勵しつゝある折柄の故を以て、小作人が農民組合へ加入せんとするを極力阻止して小作問題を圓滿に解決せり。之を以て一般産業組合の必要なる事を大に自覺せり。」

兵庫縣——有限責任志染信用組合

「義務と権利と一致せざるが如き協調の意思なき組合員に對しては、信用を低下することとし制裁を加へんとす。」

埼玉縣——有限責任大谷信用購買販賣利用組合

「大正十年後の地主會に對抗して小作人會なるもの組織さるる運動起りたるを以て、本組合に於て之が防制的に小作料を發表したるに、地主、小作人共に一人の異議を唱ふるものなく、今日迄引續き組合に於て發表しつゝあり。」

長野縣——有限責任信託信用購買販賣利用組合

爭議調停規定

第一條 組合員ノ平和協調ヲ圖ルタメ、爭議調停委員五名ヲ總會ニ於テ選任シ任期ハ三ヶ年トス。

第二條 組合員調停ヲ依頼セントスルトキハ事件ノ内容ヲ具シ組合長ニ申込ヲ要ス。

第三條 組合長申込ヲ受ケタルトキハ相手方ニ之ヲ通シ異議ナキトキハ調停委員ニ附議スルモノトス。

(後略)

特に、戦後アルゲマイネ、クリーゼ軌道上に於ける所謂世界資本主義の第三期を劃するところの世界恐慌が一九二九年秋勃發し、逸早く一九三〇年(昭和五年)わが國がそのうちに蕪捲せられてから以後、一層擴大された規模を以て立ち現れた前述來の農業クリーゼに取り組んで、右の組合の組織率の擴大、貧農抱攝による組合の社會的機能の積極化の傾向は著しく現れてゐる。

政府はこの深刻な農業クリーゼに眞剣に對峙し、之が補強工作として昭和七年以來、所謂農民の自力更生をスローガンとなしつゝ、中央並に地方の各官僚機關とこれの外廓(産業組合や農會は勿論、小學校、青年訓練所から寺院の坊主に至るまで)とを動員して計畫せるところの「農山漁村經濟更生運動」を興してゐるが(註二)、この運動の樞軸をなす機關は何としても産業組合に置かれてゐるのであつて(註三)、これに相呼應して、昭和八年以來、産業組合に於ては、産業組合擴張五ヶ年計畫を強行し來つたことは周知の如くであり、而してこの擴充計畫のう



ちの重要な目標の一つは、さきの貧民救済き込みによる組合の社會的機能の積核化に他ならないのである。

(註一) 昭和七年十月發令の「農山漁村經濟更生計畫ニ關スル農林省訓令」の冒頭に「農山漁村疲弊ノ現狀ニ鑑ミ其ノ不況ヲ匡救シ産業ノ振興ヲ圖リテ民心ヲ安定ヲ策シ進ンテ農山漁村ノ更生ニ努ムルハ刻下緊急ノ要務タリ」(傍點——立田)とある。以て其の真劍味を察すべし。

(註二) 右訓令には、この農村疲弊の「禍因ノ免除」の爲にとして「農村部落ニ於ケル固有ノ美風タル隣保共助ノ精神ヲ活用シ其ノ經濟生活ノ上ニ之ヲ徹底セシメ以テ農山漁村ニ於ケル産業及經濟ノ計畫的組織的刷新ヲ企圖セザルベカラズ」と言ひ、希望を一に以て産業組合にかけてゐる。

尙、農山漁村經濟更生計畫獨立方針(昭和七年十二月二日)には、  
「一、經濟更生計畫中販賣、購買、金融、利用等ノ經濟行爲ニ關スル事項及其ノ實行ニ付テハ、業組合ヲ中心トシテ考慮スルコト

一、町村經濟更生委員會ノ委員ニハ成ルベク産業組合ニ理解アル者ヲ多く選定スルコト」  
等々の項目を列記し、詳かに産業組合中心の方針を授けてゐる。

## 第二章 日本産業組合階級構成の特徴

これまでに論述した様に、日本資本主義社会支配機構の社会的榮稜、自作農中堅・中農上層の崩壊危機に對する支柱としての社会的役割に、産業組合存立のそも／＼の社会的要因があることは、その協同組合階級構成をそれに相應するものとして編成せしめる。即ちそれは第一に先づ概括的に都市労働者階級乃至勤勞者編成の未發達といふこと、第二にはほとんど専ら農村に於てそれは自作農中堅・中農上層を組合階級構成の大衆的基礎となしつゝ、而も地主の参加をその指導的構成分とすることを以て、特徴づけられる。

之等の諸點について、以下に少しく質证的な検討を加へることは、元來それ自身に階級的獨自性を有せず現社会を構成づける基本的な諸階級間のいづれかへの從屬に於てのみ階級的意義を附與せられるところの協同組合の、實踐上の認識に於て有用である。

先づ第一の概括的な點について。

年 度	産業別組合員數						計
	農業	林業	工業	商業	水産業	其他	
明治三八年	八二六	—	四・七	八・六	一・二	二・九	一〇〇・〇
							一二五

第二編 第三章 日本産業組合階級構成の特徴

日本産業組合論

同 四三年	八一・九	！	四・一	六・四	一・七	五・九	一〇〇・〇
大正四年	八二・八	〇・一	三・七	六・六	一・八	五・〇	一〇〇・〇
同 九年	八〇・八	〇・二	四・一	七・二	一・七	六・六	一〇〇・〇
同 一四年	七三・九	〇・一	四・八	一〇・一	一・八	九・三	一〇〇・〇
昭和元年	七三・二	〇・三	四・八	一〇・五	一・八	九・四	一〇〇・〇
同 二年	七三・二	〇・二	四・九	一〇・八	一・八	九・一	一〇〇・〇
同 三年	七三・〇	〇・二	四・九	一〇・九	一・八	九・二	一〇〇・〇
同 四年	七二・六	〇・二	四・八	一一・一	一・九	九・四	一〇〇・〇
同 五年	七二・二	〇・二	四・九	一一・二	一・八	九・七	一〇〇・〇
同 六年	七二・一	〇・二	四・九	一一・三	一・九	九・六	一〇〇・〇
同 七年	七〇・八	〇・二	四・九	一一・四	一・九	一〇・八	一〇〇・〇
同 八年	七〇・五	〇・二	四・七	一一・五	一・九	一一・二	一〇〇・〇
同 九年	七〇・三	〇・二	四・九	一一・四	二・〇	一一・二	一〇〇・〇
同 一〇年	七〇・五	〇・二	四・〇	一一・〇	二・四	一一・九	一〇〇・〇

〔備考〕第十回『産業組合年鑑』より。

右表に現れる、本邦産業組合の歴倒的な農村偏在の事實は、既に本編の初めに述べた様に、半封建的自作農の日本資本主義社会支配機構の社会的基礎としての特異性、即ちそれが日本資本主義の物質的構造の基礎土壤を

なすところの「再版」農奴制の持続の後、たゞの意味に於て、かゝる社會支配機構の社會的基礎をなすといふところに、根本的に依據する。例へば、もと／＼この半農奴制的零細農耕の存在は、單に農村や都市の所謂中小工業たる近世的家内工業や近世的マニユファクチュアの温床たるのみならず、工場に於ける勞働力編成をも半農奴的のものとして規制してゐるものであつて、資本の支配機構にとつての社會的安全率のより大きな保證を意味するところのこれらの中小工業や、勞働力半農奴的編成の保存等は、悉くその淵源たるところの半封建的生産關係・半農奴制的零細農耕の維持確保によつて有効に目的を達することが出来るのである。

而して之を逆に言へば、右の如く半農奴制的零細農耕を隸役土壤とするところのこの國勞働力の半農奴的、諸負人雇傭勞働的諸型への編成が又、都市に於ける勞働者階級・勤勞者大衆の協同組合の著しい未發達を規制してゐるのである。この都市勤勞者組合、勞働者消費組合の未發達が、いかにこの國産業組合の進歩性、即ち勞農勤勞大衆の組織としての機能を減殺するものであるかを知らねばならぬ(註)。

(註) 木村恒夫『最近に於ける協同組合の動向』(『經濟評論』第二卷、第三號)に於て、このことは正しく指摘されてゐる。

#### 消費組合未發達に關する表出

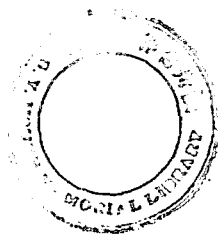
消費組合數

二〇五

産業組合總數に對する割合

一・四%

第二編 第三章 日本産業組合階級編成の特徴



日本産業組合論

右組合員數 一九九、三八一人

産業組合員總數  
に對する割合

四・〇%

職別	百分	組合員數
官公吏	一九%	三六
銀行會社員	一〇	二
勞働者	二〇	一三
商工業業者	一三	二
自由職業者	二	三六
其他		

〔備考〕『産業組合ノ社會的經濟的地位ニ關スル調査』（中央會昭和九年十二月より）。

次に、専ら半封建的農村を對照として其の中に填め込まれたる産業組合の階級構成の特徴について。

かつて『貧農に與ふ』の著者は、舊條農村階級構成の表示に關する統計資料の不足若しくは曖昧を諷して、「ロシア政府は暗黒の裡に於てのみ保たれ得る」と言つたが、この國産業組合の階級構成に關する統計資料の違々たることは實に嘆かほしいのであつて、戦前の時機に於ける調査はほとんど皆無であり、大正十五年に中央會の特別表彰を受けた組合僅かに十二に就いて調査せるところの貧弱極まるもの（中央會・産業組合調査資料二十七所收）がやうやく最初のものであり、多少ともまとまつたものとしては、昭和七年六月中央金庫が六七八九の信用

組合について調査せるもの（「組合金融」第四卷第十二號掲載）、及び昭和九年十二月中央會發表に係る「産業組合社の經濟的地位ニ關スル調査」があるが、この最後のものといへど、少くとも之を良心的に誠意ある調査と言ふことは出来ない。

だが、これらの不完全な統計によつても、前述せる如く産業組合組織構成の大衆的基礎が中農上層に置かれてゐること、而してその指導的構成分として地主が決定的に参加してゐることは、明瞭に看取される。即ち次の如くである。

信用組合階層別加入率表（調査組合 六、七八九）

階級別	組合員数(A)	組合區域内總戸数(B)	組合加入率(A/B)
地主	一七、四九四	一六三、一七七	七・二〇%
自作	五五一、八二三	七〇五、三六六	七・二〇%
自作	七六〇、九四六	一、〇四一、九八四	七・三・〇%
自作	四七二、一五一	七六四、二一〇	六・一・八%
その他	四九八、〇〇一	一、三五八、四七九	三六・七%
計	二、四〇〇、四一五	四、〇三二、二一六	五九・五%

〔備考〕「組合金融」第四卷第十二號より摘出。

右によつて、自作・自小作が組合員の絶対数に於て最も多きを占めるのみならず、自作の如きは加入率に於て七八%を占めること、自小作・地主の加入率も之に次で七割に達してゐるが、小作以下の加入率は甚だ低位にあることが一目瞭然である。同様のことは次の表に於ても見られる。

組合員階級別百分比及び組合区域内未加入者階級別百分比の比較表（調査組合 二三八）

階級別	組合員数百分比	区域内未加入者数百分比
地主	五%	二%
自作	二四	一一
自小作	三八	二一
小作	二一	二九
其の他	一一	三六
計	一〇〇	一〇〇

〔備考〕『産業組合ノ社会的経済的地位ニ關スル調査』より抽出。

即ち地主・自作・自小作に於ては組合員数百分比は組合区域内未加入者数百分比より上位にあり、従つてそれらに於ける組織率は極めて高いのに反し、小作・其の他に於ては反對に組合員数百分比は区域内未加入者数百分比より下廻り、従つてそれらの組織率は低いことを見る。

尚、右の『産業組合ノ社會的經濟的地位ニ關スル調査』は、土地所有廣狹別に見た地主及び農民の組合加入率及び經營耕地廣狹別に見た農民の組合加入率を示してゐるが、これは相原茂氏が指摘してゐる様に「差別が肝じんである場合にこれを抹殺してわざ／＼無意味な平均に解消し、この平均にこんどは更めて差別をつけると言つた様な、全く逆の手續が」註)加はつたところの、全く使用に耐えない代物である。

(註) 相原茂稿『産業組合の社會的地位中の間違に就いて』協同社會、第四年四月號所載を参照せられたい。

この種の調査については、僅かに一ヶ村の調査であるに過ぎないが、昭和十年七月宇都宮高農農政經濟研究室調査にかゝる『一つの村に見たる農家經濟の實態と産業組合』に、むしろ見るべきものがある。

各層農家産業組合加入状況(加入率)

經營耕地面積	小作農	自小作農	自作農	合計平均
一町未満	五・一%	七・二%	八・五%	六・二%
一町以上	八・三	八・七	八・六	八・五
二町以上	八・六	九・二	九・二	九・〇
三町以上	七・〇	九・二	一〇・〇	九・三
五町以上	一	五・〇	一〇・〇	八・八
計	七・〇	八・六	九・四	八・二

〔備考〕同一つの村に見たる農家經濟の實態と産業組合』より抄出。



明らかに、小作貧農に於ける組織率の立ち遅れと中農上層・特に二町以上自作農中堅に於ける組織率の完璧とが示される。

こゝで注意を要することは、以上の諸表が悉く、一般的クリーゼの展開後に於ける組合への貧農抱擁の運動が急激に進行せる以後のものであつて、資料の砂漠内に於てこゝにその累年の移動状況の表出は斷念しなければならぬが、その以前に於ては、貧農の組織率の低劣が、以上諸表と比較にならぬ程低いであらうといふことである。昭和七年の産業組合法改正（産業組合法、第十條ノ二）によつて政府が、出資金一口の金額の負擔すら出来ないことによつて事實上、組合の外に閉め出されてゐる様な貧農の組合内への抱き込みを可能ならしめる爲に、部落に於ける農事實行組合の法人としての産業組合加入の途を開いたること、及びさきに述べた如く、昭和八年以後の産業組合擴充五ヶ年計畫の主要目標の一つが、これらの貧農抱擁の方向に向けられて進行せることを、想起せねばならぬ。特に最後の表に於ける全體としての組織率の相當の高率は、これらの進行の結果を示すものと考へられる。

而してこれらの貧農上層抱擁の若干の進行は、組合組織構成に於ける大衆的基礎が從來の自作農中堅・中農上層から、これを依然として基本となしつゝ、擴大されつゝあることを意味してゐる。

これに對し、地主の高率の加入は、組合組織の指導部を構成するものとしてある。この事實は何よりも、次

の表が明瞭に示して呉れる。

組合員階級別役員数比

	組合員数百分比	組合役員数百分比
地主	五・	三六・
自作	二四	四八
自作	三八	一一
小作	一一	一
其他	一一	五
計	一〇〇	一〇〇

〔備考〕「産業組合ノ社会的経済的地位ニ關スル調査」より抄出。

即ち組合員中僅かに五%を占めるに過ぎない地主が組合役員の一三六%を占據してゐるのである。而もこの組合指導部として加入するところの地主は、農村に於ける地主中の代表的な活動部分であることは、組合の役員中から支配階級政黨の代議士、道府縣會議員、町村會議員へ輩出せるものが、いかに多きかを占めるかによつて察知することが出来る。

組合役員中代議士及び道府縣會、町村會議員

黨派別	組合役員ニシテ代議士タルモノノ數	代議士數	組合役員ニシテ道府縣會議タル者ノ數	道府縣會議員數	組合役員ニシテ町村會議員タルモノノ數	町村會議員數
政友會	三六	二八二	二七五	八四八	一	一
民政黨	一〇	一一五	二二六	九七四	一	一
其ノ他	三	三〇	四六	七三	一	一
計	四九	四三七	五二九	一、八九五	二六、三〇五	一五四、〇七六
議員總數中組合役員タルモノノ割合	一一% (A B)		三九% (C D)		一七% (E F)	

〔備考〕 一、『産業組合ノ社會的經濟的地位』關スル調査ノ上リ。

二、調査時期は昭和八年八月現在、町村會議員に關する調査は二三府縣の未報告あり。

而して、組合が其の組織構成の大衆的基礎を、自作農中堅・中農上層に置くこと、その指導的構成分を地主が形成することとは、本編の當初に述べた様に本來わが國自作農の土地所有が封建的土地所有の本質を伏能的に潜有すること、即ちそのブルジョアの所有觀念の發揮に拘りなく、その所有の發展に集積が結核小作料に依食するところの封建的土地所有への化骨として現れるといふこと、この自作農の特質の故に、決して剝離するものではない。

## 第二、日本資本主義機構の社會的基礎と産業組合

### との内的相關

こゝに論究しようとすることは、以上の如き、この國資本主義社會支配機構の墜後、中農上層崩壞の制動といふ社會的機能の遂行を、その存立の社會的要因とするところの産業組合が、しからば果して半封建的零細農耕に於ける中農上層をその組織構成の基本的對象として、組合經營として成り立ち得る前提條件を備へてゐるかどうかといふことである。

前の支配者達による産業組合構架の社會的要因を、産業組合存立の外的要因とするならば、こゝに於ける組合經營の存立條件は、産業組合存立の内的要因と謂へる。明らかにこの國に於ては、前者の要因が後者の要因と較べて壓倒的に大きく、後者の要因の未熟の點を、官府的指導や國庫助成金やで補充してゐるのであるが、さればとて、後者の内的要因を全く排除するならば、即ち前者の外的要因のみを以てしては、如何とも爲し難いものである。

(註) 奥谷氏『日本産業組合批判』に於ては、この内的要因の追求をおろそかにする所に、前述の如きその方法的弱點を有す

ると考へられる。

この中農上層を組織對象として、産業組合を經營として成り立たしむる基礎條件とは、第一には先づ、それら中農上層が零細ながら土地を所有するといふことであり、第二には、所謂「單純商品生産」なる範疇ではないが、兎に角、農奴制的商品の生産者としての一應の均等な條件を持つといふことである。

## 第一章 自作農の土地所有が組合結成の條件たる

### 相互信用の基礎となることについて

自作農の「土地所有」といふことが、組合結成の條件たる相互信用の基礎をなすといふのは、疊に述べた様にこの國に於ける自作農の土地所有が伏能的に封建的土地所有の本質を潜有するが爲である。

元來、半隷農主的地主の封建的土地所有、即ち封建的地代收取權の所有は、この再版封建制を持つところの資本主義社會に於ける一つの「財産」を形造るものであつて、例へば、この土地は、半隷農的耕作農民の全剩餘勞働の封建地代形態に於ける收納高の、一時的全額前拂ひを意味するところの土地價格を帯びて現れ、而してこの土地價格を引き當てに供するところの土地擔保の形態に於て、地主達は資本家社會的金融機關、銀行から信用を受けることも出来る。

ところで、自作農の所有にかゝるところの零細土地片は、これと同様に土地價格を擬制せられることに違ひはないが、異なる點は、それが、現實的には何等他人の剩餘勞働の收取を附備してゐないのであり、唯伏能的にのみ潜有してゐるといふことである。ところでこの差異は土地價格の實現上の難易として影響する限り、資金固定化

を好まないところの上述銀行にとつて重要なこととなる。獨立しては地主の小作地として成立し得ない程の零細土地片は土地買ひ足しを爲さうとする既存地主を相手としてか、或は又、自耕農民たらんとするものを相手として競賣に附せられることになるが、前者の相手は地域的に相當制限せられるのであり、後者を相手としては土地價格は年賦等の形で、部分的漸時的にしか實現せられ得ない。

(註) こゝに於ける土地價格を「資本化された地代」なる、貨幣地代と地價とに關する資本主義經濟的一般原則に、そのまゝ解消する譯見とは峻別を要する。

第一に、日本に於ける地代なるものは現物形態なる剩餘勞働の唯一の支配的且通例的形態であつて、貨幣地代以前のものであること(相川氏『農村經濟と農業恐慌』岩波講座 四〇頁參照)。

第二に、農村に於て一般的通例的な利子率が未だ社會的に成立せざること。

右の事情の結果は要するに、中農はその所有にかゝるところの零細土地片を以てしても、實のところ上述銀行の不動産抵當信用に與り難いといふことである。

そこで彼等の零細土地片も、あたらず農村に繁殖するところの私的高利貸付資本の引き當てに委せられることとなる。封建的自作農のかゝる私的高利貸付資本の誅求による隸農的小作農への轉落、或は債務隸農化がいかに原始的蓄積過程から農業クラーゼ開始後に引きついで、一貫せる現象であるかは既に述べた。

ところで、かゝる中農上層の崩壊を制動せんが爲に、彼等を節慾を知らぬところの私的高利貸付資本の浸蝕から引き上げるといふ社会的要求に對しては、幸ひにして彼等は彼等以下貧農の所有せぬところのものを、即ちたとへ、銀行信用の對象とならぬにせよ零細土地片を所有するといふことが、意味を持つて来る。即ち、この零細土地片の所有に基く彼等相互間の信用(証)を、こゝに協同組合形態の一個の集團にまとめ上げ、これを媒介として、前記銀行乃至國家資本下への信用對象たることを得しめるといふことが、可能となるのである。之を要するに、この國信用組合は、中農上層、自作農の主なる部分にして、始めて其の物質的・內的成立條件を持つてゐると謂ふべきである。而して尙、こゝに物質的基礎を持つ信用組合こそは、わが國産業組合の本來の中軸であり、其の他の販賣・購買事業の發展は、基本的にはこれとの兼營形態に於てなされてゐるのであつて、經濟的にも諸專業兼營組合の基礎をなしてゐることを、その評價にさし加へなければならぬ。

(註) 信用組合は「正直を擔保とする」ことを以て土俗と見做されてゐるが、その「正直」とは、實は「恒産あれば恒心あり」の格言に従ふ種類のものと知るべきである。



## 第二章 半農奴制的・商品的經濟制度に於ける自作農の

### 一應の均等な條件について

先づ始めに、半農奴制的零細農耕が繰り込める商品生産の特質・即ちそれが、資本制商品生産への轉化の起點たる單純商品生産の範疇を成さず、封建的生產様式の内<sup>に</sup>於ける單なる商品的な經濟制度<sup>（ケック、ウヰド）</sup>として、顯現してゐるものであることを闡明せねばならぬ。

もと／＼商品交換經濟は、資本主義生產様式の母胎ではあるが、封建的生產様式と相容れないのではなく、その封建的生產様式のうちに、かゝる生產様式の「經濟制度（商品制的經濟制度）」として、結合し得るものである<sup>（註）</sup>。

（註）所與の敵對的社會構成の基本をなすところの生產様式と、その内部に於ける辯證法的發展の一構成部分たる經濟制度とを混同してはならぬ。

この混同は、一つの社會構成から他の構成への過渡期の理解を混亂せしめるものであり「マルクス主義の歪曲のあらゆる可能な形態、特に辯證法と問題の機械論的すり換へに最も屢々當面するのはこゝに於てである」（『ゲコフスキ』「封建主義崩壊と資本主義の成立」——經濟評論 第三卷 第二號 四一頁譯載）。

即ち右の混同は、所與の敵對的社會經濟構成から、次の社會經濟構成への揚棄を、前者の構成の基礎たる生産様式の基本的敵對的矛盾の裡に見ることの代りに、前者の構成の基礎たる生産様式と、その中に胎まれたる後繼社會構成の基礎たる生産様式との矛盾に於て見んとする誤謬——例へば、封建的構成の資本主義的構成への移行を、農奴制に於ける基本的敵對的矛盾即ち、封建的土地所有と隷屬的小土地利用との矛盾に於て見ることの代りに、封建制胎内に於ける商品資本主義的要素（實は封建制に於ける商品のウクラウドとしてあるもの）と、農奴制そのものとの矛盾に於て見んとする誤謬を不可避的に生み出してゐる。がもとより、所與の生産様式とその中に胚胎せる後繼生産様式との矛盾なるものは、實に所與の生産様式の基本的なる敵對的矛盾そのものゝ一定段階に於ける所産であるに他ならぬ。

以上の混同が導き出す誤謬、即ち基本的矛盾からその派生的所産を見ることの代りに、派生的所産から基本的矛盾を見んとする執拗的誤謬は、社會構成の基本を生産過程にみないで、流通過程に見ようとする流通論と氣脈を相通するものである。かゝる誤謬に於ては、農奴制的零細農耕に於ける農産物の商品經濟の浸入を、直ちに農業の資本主義化と見做すことが出来るのである。なる程、商品交換經濟は資本主義生産様式の母胎ではあるが、それをして資本主義生産様式に現實的に移行せしめるものは、封建的近代收取に打ち勝つての生産力の増大に基いて利潤の現實的基本的發生、即ち近代によつて制限される利潤なく、地代を制限する利潤の發生なのであつて、商品流通それ自身によるものではない。

尙、この商品的ウクラウドの一般理論については、ライハルト著「前資本主義社會構成史論」永住氏邦譯（第三十三章）を参考せらるべきである。因みに、この點に關して、拙稿『半封建的農業分壞の日本の特質に關はる試論——その序——』（『經濟評論』昭和十一年四月號所載）を参照。

例へば元來、自然經濟的タイプであるところの封建經濟に交換が本能的に浸潤せるのは、既に徳川幕藩封建制後半以後のことであり、諸侯による年貢米の販賣を通じて剩餘勞働の對照化する農耕生産物の一部が、その使用價值より交換價値の追求に推展するに至つてゐるのであるが、この推展は半封建的生産様式の退化を意味するものではなく、かへつてむしろ封建的誅求の無制限な酷烈化を意味するものに他ならぬ。蓋し元來未だ交換と言ふものがない場合、即ち「一つの經濟的社會狀態に於て、生産物の交換價値よりも寧ろ使用價値の方が主位を占めてゐる場合には、剩餘勞働（の收取）は（收取者の）大なり小なりの欲望範圍によつて制限され、生産それ自身の性質からは、剩餘勞働に對する無制限の欲望が生じて來るものではない」（註一）のであるが、「交換價値をばその獨立した貨幣形態で獲得しようとする處に於て」（註二）は、右の剩餘勞働收取の制限は、ひとたまりもなく消え失せてしまふからである。

（註一）及び、（註二）『資本論』第一卷 第八章（邦譯）改造社版 二〇七頁。（傍點―引用者）。

さて、舊社會農奴制の繼承再版たる半農奴制的零細農耕に於ける農産物商品化が、本來右の如き封建的誅求に結合せる性質を踏襲せることはいふまでもないが、この商品化が單に隷農主的地主によつて行はれるのみならず、いまや半隷農的耕作者自身によつて行はれ、併せて資本家社會に於ける消費資料（食糧）生産部門を代位擔當してゐるといふ點に、舊社會に於ける農奴制的商品經濟制度との差異を見ることが出来る。

では、いかにして、再版農奴制に於て、半封建的耕作者自身による商品化、即ち本來自家消費用たる半封建的  
小作料支拂ひの殘餘部分の賣却が不可避となるかといふに。先づ舊封建社會に於ける農民の生産的活動のほとん  
ど半ばの喪失を意味する自家用家内手工業の脱離が問題となるが、たとへ之が、資本の不可視的な又は可視的な  
來の制縛下に於ける副業收入、又は賃收入によつて置換補完せられ得たとしても、尙、舊農奴制的自給自足經濟  
の瑕缺は、農耕部面に於て發展せざるを得ない。その諸要因の一つは、維新に於けるかの入會山・秣場の篡奪に基  
く自給肥料の缺乏によつて惹き起される販賣肥料の購入が、今や半農奴制的零細農耕の再生産の正常な過程とな  
ること。更に又、地租を基點とし漸次に地方税・間接消費税にその半封建的性質を再現せる龐大なる租税の支拂  
ひのために貨幣調達が餘儀なくせられること。其の他に一方に於ける都市の發達、交通機關の擴大整備、作物種類  
の多様化と適地栽培への單一化の交錯等が擧げられる。

ところで以上、地主の現物小作料の賣却と、半隸農民の自家用農産物の窮迫的賣却との、二形態に於ける半農  
奴制的零細農耕の商品的ウクラウドを以てするところの、資本家的商品社會の消費資料生産の一部の代位擔當は  
農民労働の測りつくせない、そして酬はれることのない過勞を以て、埋められるに過ぎない。即ち、かゝる農民  
労働は、社會的總労働量の總労働支出時間に基く可除的な單位としての、平均労働の一定量として計算すること  
が出来ないところの、非近代社會的な農奴の労働である。従つて、それは使用價值は作り出すが、社會的な價值

形成に参加しない労働であり、その收取は、封建的現物地代を通ずる剰餘労働の汲み取りとしてなされるが、剰餘價値の汲み取りとしては行はれないのであつて、その生産物の賣却は、既存價値の實現ではなくて、剰餘労働（乃至は必要労働の一部までも含めて）の一部の無償贈與を作ふ貨幣の獲得、謂はゞ價値の疑制に過ぎないのである。

而して、右の半農奴制的零細農耕に於ける商品的ウクラウドの二形態は、各々その經濟的意味を異にすること左の如くである。即ち、收納現物小作料の賣却に基く半封建的地主の貨幣所得は、農村にあつては商業・高利貸付資本として機能し、之から離れては、有價證券の購入・銀行預金等の形態に於ける資本轉化により、金融資本の輪租・追加に恒常的に任ずることになる。かくて、この農奴的商品の賣却は、一方に於て右の商業・高利貸付資本の輪租を通じて日本に於ける資本に對する封建的規定性を有すると共に、他方に於て半隷農主的地主をして、ブルジョアジーと特殊の結合融合をなさしめ、半封建的土地所有制をブルジョア社會に強化・永續化するものに他ならない(註)。

(註) かつて地租改正基調に於ける旋回に於て、封建的土地領有の全國的統一體に明治新政府より中間寄生的私的地主への、收取利得轉倒を導き、以て半隷農主的地主の創出、即ち、舊封建的領有の繼承再現の一契機となつたものは、他ならぬこの農奴的商品の賣却であつた。

之に反し、後者の窮迫的商品の賣却に基く半隷農民の貨幣調達は、歸するところ商業・高利貸付資本の支拂債務決済に充當せられるに過ぎないのである。蓋し、かゝる賣却は先に述べた様に、副業収入又は貸収入によつて補充し切れぬところの、資本主義の發展に不可避なる半農奴制的零細農耕への商品強浸に基く貨幣の必要に照應するのであり、かゝる強浸こそ商業・高利貸付資本の據所となるからである。之に加ふるに前述の如く獲得される支拂用貨幣は、彼等の現實の勞働力の支出に比較にならぬ程のものでしかない。かくて、この賣却は半隷農民のカゾーラ化を永續化し、その地位の劣惡化を意味するものに他ならぬ。

然らば次に、地主を上極とし小作農を下極とする階層構造の中間階梯たるところの半封建的自作農の農產物販賣はどうであるかと言へば、もとより、ひとり之のみ獨立に單純商品生産の範疇を形成する譯はなく、本質的に半農奴制的零細農耕に於ける商品的ウクラウドの範疇に入るの言ふまでもないことである。而してこの商品的ウクラウドの上記二形態は、自作農中堅に於ては伏能的に潜在するのであつて、例へばその上層略々三町以上耕作の富農にあつては純粹に農奴的商品賣却の性質を帯び、中農下層以下自作農に於ては、全く窮迫的商品賣却の性質を持つて現れる。蓋しこれらの下層自作農に於ては、封建貢租の形態變化なる金納地租（及びそれに規制せられる封建的諸稅負擔）の自作農取前からの控除殘額は、既に絶對的に自家再生産の限界に喰ひ込んで來るからである。

そこで、自作農の農産物販賣にあつては、その商品的ウクラウドの二形態を伏能的に潜有することにより、彼等の中の稀少の上層が半封建的寄生地主に上昇し、大多數が隷農的小作貧農に向つて崩落する、その分壤契機の一つを持つことになる。

だが、自作農中堅・中農上層に於ては、半封建制的商品的ウクラウドに於ける上記二形態への分裂は、伏能的には兎も角、現實的には、未だ現れない。自作農中堅に於けるこの商品的ウクラウドに於ての一應の均等性は、とりも直さず、販賣・購買事業に於ける組合結成の基礎的な條件をなすものに他ならぬ。蓋し生産上の孤立分散を本來とする零細農耕に於ては、その商品的ウクラウドに於ける統一をのぞいては、も早「地域」以外に彼等相互を結ぶ何等の連絡を持たないのであつて、自作農中堅に於ける半封建制的商品的ウクラウドに於ての一應の均等性は、その上記二形態への分裂による組合事業の不統一を統合せしめる連鎖となるからである。言ひ換へれば地主から小作農の一部までを加へての組合員に於て、商品の販賣者、又は購買者としての同一の立場と言ふものは、自作農中堅に於けるその統合を對象としてのみ、始めて考へられることなのである。

### 第三編

産業組合諸種機能に於ける日本の特質と、  
それに内包される矛盾の諸契機





## 緒言

最初に協同組合一般の資本制商品社會に於ける介在の經濟的法則を述べ、次で日本産業組合の存立の基礎を社會的視點と物質的視點とから觀察することによつて、日本産業組合の特質は、概括的には略々之を掴むことを得たのであるが、更にそれを具體的な豊富さに於て、特に自己矛盾に富んだ過程の裡に捕えんために、次に産業組合が營む諸々の事業種類の機能に個別に立ち入つて検討することとする。その検討の順序は、産業組合事業種類の主なる展開の歴史的順序に従つて信用・購買・販賣・利用の順とするが、この排列に於ける各事業の検討は自ら、組合發展の歴史的段階の特徴を擷へて之を指摘することにもなるし、又産業組合の自己矛盾の發生・成熟を一貫して追求することにもなるであらう。

次に信用・購買・販賣・利用の發展順序に於ける夫々の發展の模様を示すところの事業別組合數を一括表示して置かう。

日本産業組合論

事業別組合數與年比較表

年	信用組合 (總管包含)	販賣組合 (兼管包含)	購買組合 (兼管包含)	利用組合 (兼管包含)	市街地 信用組合	農業倉庫 經營組合	組合總數
明治三三年	1,000	1,000	1,000	1,000	1	1	4,000
〃 三八年	1,000	1,000	1,000	1,000	1	1	4,000
〃 四三年	1,000	1,000	1,000	1,000	1	1	4,000
大正四年	1,000	1,000	1,000	1,000	1	1	4,000
〃 九年	1,000	1,000	1,000	1,000	1	1	4,000
〃 一四年	1,000	1,000	1,000	1,000	1	1	4,000
昭和五年	1,000	1,000	1,000	1,000	1	1	4,000
〃 七年	1,000	1,000	1,000	1,000	1	1	4,000
〃 八年	1,000	1,000	1,000	1,000	1	1	4,000
〃 九年	1,000	1,000	1,000	1,000	1	1	4,000
〃 一〇年	1,000	1,000	1,000	1,000	1	1	4,000
〃 一一年	1,000	1,000	1,000	1,000	1	1	4,000

同百分比

明治三三年

信用組合 (總管包含) 1,000  
 販賣組合 (兼管包含) 1,000  
 購買組合 (兼管包含) 1,000  
 利用組合 (兼管包含) 1,000  
 市街地信用組合 1  
 農業倉庫經營組合 1  
 組合總數 4,000

〃	三八年	四・七	一七・三	一〇・六	八九	一	一〇〇・〇	……
〃	四三年	四・八	一七・七	一〇・七	六八	一	一〇〇・〇	……
大	正四年	四・九	一七・九	一〇・一	七〇	一	一〇〇・〇	……
〃	九一年	七・三	二〇・〇	一〇・七	七七	一	一〇〇・〇	……
〃	一四年	三・六	一四・四	一〇・五	四四	一	一〇〇・〇	……
昭	和五年	三・〇	一三・三	一〇・四	三九	一	一〇〇・〇	……
〃	七一年	三・八	一四・一	一〇・五	三八	一	一〇〇・〇	……
〃	八一年	三・七	一三・八	一〇・六	三七	一	一〇〇・〇	……
〃	九一年	三・六	一三・六	一〇・六	三七	一	一〇〇・〇	……
〃	一〇年	二・九	一三・九	一〇・六	三六	一	一〇〇・〇	……
〃	一一年	二・一	一三・〇	一〇・五	三三	一	一〇〇・〇	……

〔備考〕一、第三十三次『産業組合要覽』より算出。

二、組合總延数とは各事業業登錄組合を事業別に重複通算せる合計数なり。

## 第一章 信用組合の半封建的性格

### 一、産業組合に於ける信用事業の地位

先づ信用事業を、それが單に産業組合展開の先陣をうけたまはつたといふばかりでなく、前表に示す様に、現に尙産業組合事業の中樞をなしてゐるといふ顯著な現象に注目して、取り上げる。

信用事業が産業組合展開の先陣を務めたことの理由は、第一に元來、既に第一編に於て論述した様に高利貸付資本の極端が、生産資本の發生に對してのみでなく、更にその前に商業資本に對してさへ作用するものであり、従つてこの極端を軽減せんとして信用組合が、商業上の販・購組合よりも先んじて發展する一般的傾向を有するといふ理由ばかりでなく、更にこの國に於ては、組合移植創出の直接的要因となつたところの、原始的蓄積期から資本主義確立期に引き繼いで自作農中絶の崩壊が、前編に見た様に最も多くは、高利貸付資本の掘り崩しによる土地の抵當流れの形態に基いてゐたといふことに相對應してゐる（註）。

(註) 明治三十三年制定された産業組合法が、明治二十四年議會に提出されて死産に終つた信用組合法案を原形とせる點は既

に開れた。而してこの法案に於て、當時何故信用事業にのみ眼極したかといふことについて、日本産業組合史（中央會  
編）によれば「當時ノ國情ニ於テ、金融ノ方面ヨリ地方ノ人々ノ經濟上ノ獨立ヲ圖ルヲ急務トシタルノミナラズ、金融  
其宜シキヲ得ルニ於テハ、購買・販賣・製造ノ上ニ便宜ヲ得ベク、信用組合事業ニ習熟シタル後ニ及ブモ遲シトセズト  
爲シタルガ如シ。」と便宜主義的の觀察に留めてある——中央會編『日本産業組合史』大正十五年刊、二一——二三頁。

而して單に右の理由だけでは、その實現の驅動力たるに未だ充分でない。信用組合を日本資本主義確立期に於  
て一氣に實現の運びに至らしめた背後の力は、當該確立期に官府の手を借りて強行された早急なる日本金融機  
構の、一階の獨占的編成にあり、信用組合がこの編成の下様に結びついて考へられてゐたといふことのためであ  
る。右確立期に於ける一應の金融機構の獨占的編成の必要は、既に述べた様に日本資本主義の當初からの産業資  
本主義段階を抜いての帝國主義段階への登場、その初發からの獨占資本主義的構成の必至性から來てゐること、  
言ふまでもない。而して信用組合の結成が、この獨占的金融機構編成の下様に結びつくと言ふのは、後述に明ら  
かにする様に、この國貨幣資本の半高利貸付資本的性質に基くのであり、獨占的金融資本に對する農村高利貸付  
資本の餘租・補充を、それによつてより合理的に統制下に置き得るがためである。この餘租・補充は勸業銀行・  
農・銀行（いづれも明治二十九年に確立）による地主型高利貸付的地方銀行の國家的整理再編成によつて從來よ  
り合理化されたいのであるが、前編第二章、第一章に述べた様にこれら銀行の取引域外にあるところの零細土地所有

農民を、その下に一籌保留するために、信用組合がその最もよき導管となるのである。明治三十年第一次産業組合法案を政府が提出するの直接的導因となつてゐるのは、明治二十九年に於ける日本勸業銀行及び府縣農工銀行設立の目的を充分達せしめるためであつた(註)。

(註)「此等の銀行(勸銀・農工)設立の目的を充分に達するには、他方に各種組合の健全な發達を前提とせねばならなかつたので、政府は明治三十年二月に至つて組合法案を農商務省より第十議會に提出することになつた」——辻誠『日本産業組合史論』九三頁。

尙これより先、明治二十四年信用組合法案が上提された時、これに對する批評として、信用組合設立の前提として先づ國家的保護の下に農業銀行若しくは興業銀行を興し、信用組合をしてそれに連繫せしむべしとの論があつた。

「府縣ニ農業銀行ヲ起シ、之ヲシテ町村ノ信用組合ニ低利ノ資金ヲ供給スベキ義務ヲ負擔セシムルノ法ヲ設クベク、此ノ義務ニ對シテ政府ハ特別ノ保護ヲ加フルトキハ獨立シテ他ヨリ資ヲ仰グ必要ナシト雖モ、農業銀行ハ必ずシモ政府ヨリ直接保護ヲ受クトモ限ラズトスレバ、是非トモ他ヨリ低利資金ヲ得ザルベカラズ、然ラザレバ組合ニ對シテ低利ノ資金ヲ貸與シ能ハザルベシ。是ニ於テ、中央ニ大ナル興業銀行ヲ起シ、之ニ充分ナル保護ヲ加フル代リニ大ナル義務ヲ負ハシメ、恰モ日本銀行ガ各銀行ニ資金ヲ供給シ各銀行ヨリ、各需要者ニ貸出ヲ加フガ如クナラシムルヲ可トス。要スルニ信用組合ヲ設立セントスルモノニハ二百圓宛テ貸下ゲテ保護ヲ加ヘテ獨立セシムルカ、然ラザレバ府縣農業銀行ヲ設ケテ之ヲ保護シ以テ信用組合及農業銀行ノ兩者相持テ成立スルノ法ヲ設クルカ、又ハ中央ニ一興業銀行ヲ置キ之ニ保護ヲ加ヘ、信用組合、農業銀行及興業銀行ノ三者共立シテ運用スルノ策ヲ設クルカ、三者其ノ一ヲ選ブベシ」——中央會編

さて次に、信用組合が右の様にこの國産軍組 構、最初の基礎工事をなしたといふことは、現在に至るまで依然として信用事業が全産業組合の構成上にも經營上にも樞軸をなしてゐるといふことゝ切り離されない。こゝに、前編にのべたる次のこと、即ち産業組合が本来中農上層を組織對象とし、而してこの組織對象の上にこそ、言ひかへれば自作農中堅の零細土地所有、基、相互信用にこそ、組合を經營として存立せしめる基礎があるといふことを想起されねばならぬ。

## 二、この國金融機構に於ける信用組合の地位

もとゞ、信用事業が小生産者の組合の主なる活動部面を爲すことは一般的に言へることである。蓋し利子附資本のうち「高利貸付資本は、小生産の、自營農民及び手工業親方の支那的存在に照應するもの」(註二)であり、銀行貸付資本は資本制生産方法に照應するものであり、従つて高利貸付業者は小生産者達に、銀行業者は資本家達に貸付けるといふ二層の分野が成立する(註三)。そこで前に述べた様に小生産者達を資本の外業部として保留せんが爲には、彼等を何よりも先づ高利貸付資本の覆滅的な影響から防衛しなければならぬ。産業資本は商業資本より高利貸付資本を自己の前提と化するが、それが生成し來つた曉には、今度はかゝるものと抗争するに至るの



である。こゝに即ち信用組合は私的高利貸付資本をその巢窟から追ひ出し、とつて代つて銀行貸付資本の埒外を補填するところのものとして(註三)、立ち現れる。

(註一) 『資本論』第三卷下、改造社版、一三五頁。

(註二) ジニー・ダブリュー・ニーマンは「銀行業者は富者達に貸付け、高利貸付資本業者達は貧者たちに貸付くるが故に、前者は尊敬され、後者は嫌悪され輕蔑される」と稱してゐる。——『資本論』第三卷、下、改造社版、一三五頁。

(註三) 一つの参考までに、プロシヤ産業組合中央金庫(プロイセン・カッセ)設立に當つての、繰り返されたる討論を紹介すれば、次の如くである。即ち農務大臣フォン・ハイデン及び大蔵大臣フォン・ミケル博士によつて一八九四年召集せられた農業會議に於ける討論。アットカムメル・ブラウト侯「吾々が聯邦政府の援助の下に或機關を設け——其の名稱は假に之を大農業銀行とでも呼ばん——其の銀行が土地所有者を高利貸の手から解放し、其の生産したる物の販賣の自由を獲得するために必要なる、確實、低利且長期なる資金を供給し得るならば、夫は全くすばらしい成功であると吾人は考へるのである……(後略)」之に對し「ヒト博士は、右の大農業銀行なるものを、金融組合の中央機關設置によつて充つべしとの意を主張し、ワゲネル博士も之に賛して、「亦柄が組合的に處理せられるならば吾人にとつて好しきこと此上なし。吾人は即ち地方分權的に活動し、地方的需要により一層適應し得るが如き金融機關の存在を要望せざるを得ない」——『プロシヤ産業組合中央金庫小史』産組中央會刊、九——一〇頁。

たがもとより、かゝる正義派的「念願をその正反對のものに實現せしめるところの歴史的アイロニー」(註二)に誰しも氣附かねばならぬ。即ち、高利貸付資本の掃蕩を目指すところの小生産者同信用組合は却つてこの高利貸

付資本と融合をなし、その一變態としてしか實現するを得ないのである。蓋し、既に首編に注意を與へて置いた如く、資本制生産方法の本質的な要素としての利子付資本をば、高利貸付資本から區別するところのものは、決して高利貸付資本自身の性質、例へば利子率が高いか低いか等によるのではなく、たゞこの資本のよつて以て機能する諸條件の如何、即ち貨幣借受者の生産者としての内容如何にかゝつて居るのであつて、この借受者が資本制生産を齎さざる限り、高利貸付資本階級の脱却はあり得ないからである(註二)。

(註一) 『資本論』第三卷、下、改造社版、一四一頁。

(註二) 同上。

ところで日本の場合、即ち半封建的零細農耕に於ける中農上層、自作農中堅を組織基本として持つところの信用組合に於ては、これの高利貸付資本との縫合はきはめて特徴的であり、日本資本主義の再版農奴制的機構——ひいては日本金融資本の半高利貸付資本的機構に關聯するところのものである。これについての理解は、日本資本主義の顛倒的矛盾に照應するところの金融機構の顛倒的矛盾の裡に見出されなければならぬ。

言ふまでもなく、貨幣資本・貸付資本の蓄積は、現實的資本・生産資本及び商品資本・産業資本の蓄積と聯關するところのものでなければならぬのに、先進資本主義諸國に圍繞せられたる半植民地的環境に於て、軍事的・半封建的産業資本の、上からの保育促成を自己の存立條件としたところの後進日本資本主義に於ては、貨幣資本

の蓄積は現實的資本の自生的發展を経ないで外的に創出附與される必要があり(註一)、従つて前者は後者に比して顛倒的に至大であり、このことは現に銀行資本の集中が工業生産の集積を著しく凌駕するといふ現象(註二)として現れてゐるところである。

(註一) 支那市場に對し、商品輸出の然せざる以前に於て資本輸出が日本に於て遂行されたことを想起さるべきこと。

(註二) ヶ・サフアロフ『日本資本主義發達史』邦譯、叢文閣版、一三五頁參照。

かゝる貨幣資本(利子附資本)の現實的資本(産業資本)に對する顛倒的肥大は如何にして可能であるかといへば、たとひ流通準備金や私個人の所得の動員によるそれらの貸付資本への轉化が貨幣資本の現實的資本蓄積からの獨立的増大の技術的手段であるとは言へ、もとよりそれは現實的資本の蓄積を母胎とするものなのであつて、この現實的資本の蓄積の歸結たるものに過ぎず、従つて右の顛倒的肥大の秘術となり得るものではない。この顛倒的肥大は、専ら實に高利貸付的貨幣資本の輪租補充によつてのみ、齎されるのである。

で、一方に於て、鍵鑰産業構築にあつて必至性を附與せらるゝところの、商業・高利貸付資本から産業資本並びに金融資本への繼起的ならざる同時的肥育創出を代表する特權的巨大財閥銀行、他方に於て、右の同時的創出のギャップ補填たる高利貸付資本の吸引の積料たり、かゝる顛倒的構造の脆弱性の補強たり、將又植民地への資本輸出の公的擔當者たるところの國家資本を代表する諸特殊銀行並びに大藏省預金部——この双脚の上に、金

融資本と國家資本との、或ひは銀行資本と高利貸付資本との、相互規定的融合合成たる半高利貸付的・國家的獨占金融資本が構築されてゐる、と言ふのが即ちこの國金融機構のアウトラインである。

かくの如き特殊なこの國金融機構に於て、信用組合なるものゝ存在は如何なる地位にあるか——これを確めるに當つて、先づ次表によつて農村金融の機關分野を窺知するの要がある。

貸付機關別農貸負債表

	明治四十四年		昭和五年	
	千圓	千圓	千圓	千圓
勸銀・農工・北海殖産銀行	七六,〇〇〇	一〇,七〇〇	七三,〇〇〇	一七,〇〇〇
普通・貯蓄銀行、保險會社	一三,〇〇〇	一七,〇〇〇	五八,〇〇〇	三〇,〇〇〇
信用組合(含報徳社)	一三,〇〇〇	一,〇〇〇	六八,〇〇〇	三〇,〇〇〇
簡易保險	—	—	二,〇〇〇	一,〇〇〇
個人其他	五三,〇〇〇	一七,〇〇〇	二,〇〇〇	一,〇〇〇
計	一五五,〇〇〇	三〇,〇〇〇	一九六,〇〇〇	八〇,〇〇〇

〔備考〕 一、明治四十四年——大藏省調査(本邦農業要覽所載)、昭和五年——農林省調査(農業年鑑所載)より擷出。

二、「個人其他」とは、貸金會社及び個人貸金業者、質屋、商人、親母子講及び類似のもの、個人、其他を含む。

右表に於て、先づ第一に特徴的に示されることは、明治四十四年・昭和五年(十九ヶ年後)のいづれに時點を取つて見ても、半封建的農村に於ける高利貸付資本の典型を代表するところの「個人其他」の貸付が、農村金融の

壓倒的部分を占めることである。かゝる部分の廣泛な存在こそは、正しく前記の特殊日本型金融資本の培養液として、底流をなすのである。而してこの「半」封建的生産關係の下に於ける高利貸付資本の典型たるものは、獨立な高利貸付業者「商人」によつて代表されるのではなく、むしろ半封建的土地所有者と抱合したるものとしてのそれらによつて代表される點を銘記すべきである。(註)

(註) 平野義太郎『農家負債の特質』—中央公論昭和十一年三月號所載、八三頁以降。

第二に、普通銀行にしろ特殊銀行にしろ、それらより個人融通を受けるもの(明治四十四年二七・八八%、昭和五年二八・三四%)は、少數の地主・富農階級であることは言ふまでもない。ところで、この兩種の銀行のうち、前者の普通銀行其他は隷農主的大地主・寄生地主型の地方銀行—即ち商業「高利貸付資本と半封建的土地所有との合體の大型たるもの」であつて、收納現物小作料の販賣による地主的貨幣所得(註)及び高利貸付貨幣資本(註)の金融資本への輸租を行ふものである。(註)

(註一) 土地擔保による地主への融通、地主のかゝる農奴主的收得に對する信用である。

(註二) 地主・富農が銀行から受けた融通は、農業資本としては投下せられず、工業株の投資に直接ふり向けられるか、又はそれを以て商賣、高利貸付資本として機能せしめられる。

(註三) 以の(註一)及び(註二)の兩貨幣及び資本は債務半隷農の主人たる債權者的・半隷農主的地主に於て一身同體となつてゐる。

がこの輸租者は、一つには收受対象を掃りくづすことにより、一つにはそれ自體が特權的巨大財閥銀行との競争により、その地歩に耐え得なくなる——金融資本の顛倒的構造的脆弱性の一つの示現。そこで、この脆弱性を補強し、個々の輸租者にとつて代るところの、遂に合理的なる公的・獨占的（專）施設として、勸業・農工等の特殊銀行が創出せられることとなる。前表明治十四年と昭和五年とを比較するに、銀行の貸付パーセントはいづれの年度に於ても略々一定（二七乃至二八%）であるが、其中普通銀行の貸付パーセントは一七%から一二%に減少し、特殊銀行の貸付パーセントは一〇%から一五%に増大してゐるのであつて、即ち丁度普通銀行のパーセンテージ減少五%を、特殊銀行のパーセンテージ増大五%を以て補つてゐることを確か得る。

（註）【日本に於ける高利貸貨幣貸付資本の獨占は途方もない生産集積に著く發展した金融資本の獨占を一部分補充し、一部分代用してゐる】—「ゲ・サファロフ、商揚書、一三六頁。

さて第三に、信用組合については如何。表によると、その貸付は明治四十四年の二・九%から昭和五年の一三・八五%に進出して居り、略々この進出分に相當するパーセンテージだけ「個人其他」の貸付が減少してゐるのを見る。かゝる信用組合の「個人其他」貸付への一部分的代替は、あたかも前述特殊銀行の、普通銀行への代替と同じ意味を、地主、富農層に於てなく、今や中農上層部に於て持つものである。即ちこの兩信用組合は私的高利貸付資本の覆滅的影響を中農上層部に對して喰ひ止め、かくすることによつて、日本金融資本の顛倒的脆

弱性を補強し、高利貸付資本はそれへの餘租補充をヨリ合理的・統一的・獨占的ならしむるものである。こゝに於て重要なものは、も早單に前記信用組合が高利貸付資本の一變種としてしか實現され得ないと言ふ歴史的アイロニー一般なのではない。その日本に於ける具體的な現れ方、即ち信用組合が、日本資本主義基抵たる半封建的零細農耕に於ける中農上層部分を制握すること、ひいて特殊日本型金融資本の底流たる高利貸付資本に關はるものであること、によつて附與せられる性質を見抜かうとするのである。

### 三、地主的・高利貸付資本と信用組合との相互關係

以上に述べ來つたところによつて、中農上層を把持せる信用組合は、この國貨幣資本の底流をなすところの地主的・高利貸付資本のなかに伸長せられたる、特殊日本型金融機構の枝根、即ち勸業・農工・其の他の地主型地方銀行の末端に繋ることが既に明らかである。

そこで、信用組合の高利貸付資本的實現のこの國に於ける具體化の特質は、一つにはこの國貨幣資本の底流たる私的高利貸付資本と組合との相互關係に於て、一つには又信用組合が繋がれるところの特殊日本型金融機構の前途枝根それ自體の地主的・高利貸付資本的性質と組合との相互關係に於て現れるのである。

先づ始めに、右の如き信用組合の下からと上からとの兩面に於て高利貸付資本に壓出せられたる、その高利

貸付資本的實現の、一つの表徴として、信用組合金利を其の他の農村に於ける金利と比較表出して置かう(註)。

(註) もとよりかく言へばとて、質的能時たる高利貸付資本を利率の高さの上の量的規定に置き換へようとしたり、或ひは又

この國農村に於ける何等かの、一般的な平均利率の成立を假定しようとしたりする意味ではない。

貯金利率から見ると、信用組合貯金金利は略々六分(近時は五分)見當であつて、一般市中銀行定期豫金利率と比較にならぬ程高率であり地主的地方普通銀行豫金金利と競り合ひの状態にある。農村に於ける退職貨幣が私的高利貸付資本としての機能發揮のために常に發働せられつゝあるところに於て、その信用組合への吸收は、貯金金利の高率による釣り寄せを以てしなれば不可能なのである。

### 貯金金利比較

年 度	一般銀行定期預金利率		信用組合
	最高	平均	
明治四四年	五・一〇	四・七二	六・三〇
大正四年	六・八〇	五・八〇	六・四〇
同 九 年	七・二〇	六・五〇	六・二〇
同 一 四 年	七・一〇	六・八〇	六・四〇
昭和四年	六・〇〇	五・三〇	五・五〇
同 七 年	五・四〇	五・〇〇	五・〇〇

第三編 第一章 信用組合の半封建的性格



〔備考〕『本邦農業要覽』より作表。

次に貸付金利率を見るに普通略々一割であつて、私的高利貸付利率より低率なるはさることながら、勸銀・農工のみならず、地方普通銀行の不動産抵當貸付（主として農村貸付を意味す）よりも高率なのである。既に述べた様に、中農層はその零細土地片を以てしても、これらの不動産抵當貸付の埒外に置かれてゐるのであり、信用組合貸付は私的高利貸付者の他には貸付利率上の競争相手を持たないでゐるのである。

更に又、貸付金利に於ける組合金利の銀行金利に對する高率は、貯金金利に於ける組合金利の銀行金利との競合状態と照し合せて、結核組合金利に於ける貯金と貸付金との利鞘が、銀行金利に於ける同上利鞘よりも高いといふことを示してゐるのであつて、このことは組合それ自體の高利貸付資本的性質の一つの現れと看做される。この國信用組合の上記利鞘が四・五%にも達する現況は、印度に於ける農業信用組合の同上利鞘と同水準のものであると言はれる（註）。

貸付機關別農村金利比較

年次	不動産抵當貸付金利			信用組合 貸付金利(平均)	不動産抵當 私人貸付金利
	勸銀(耕地)	農工	普通銀行		
大正三年	七・五〇 <sub>分</sub>	八・五〇 <sub>分</sub>	一〇・〇〇 <sub>分</sub>	一・〇〇 <sub>分</sub>	一一・七三 <sub>分</sub>
同八年	七・〇〇	八・〇〇	九・三〇	一〇・四〇	一〇・三二

同 九 年	七・六〇	九三〇	一一・〇〇	一一・四〇	一一・四一
同 一〇 年	七・八〇	九三〇	一一・七〇	一一・五二	一一・五二
同 一 一 年	七・八〇	九・五〇	一一・〇〇	一一・八〇	一一・四七
同 一 二 年	七・八〇	九・五〇	一一・〇〇	一一・八〇	一一・七五
同 一 三 年	七・八〇	九・五〇	一一・四〇	一一・一〇	一一・九二
同 一 四 年	七・七〇	九・三〇	一一・二〇	一一・九〇	一一・八三
昭 和 元 年	七・六〇	九・一〇	一一・七〇	一一・七〇	一一・七四
同 二 年	七・六〇	八・九〇	一一・四〇	一一・五〇	一一・六四
同 三 年	七・二〇	八・四〇	九・九〇	一一・二〇	一一・七五
同 四 年	七・二〇	八・四〇	九・六〇	一一・二〇	一一・三五
同 五 年	七・二〇	八・四〇	九・七〇	一一・二〇	一一・三五

〔備考〕『農業年鑑』より表出。

〔註〕井口貞夫稿『印度の農業信用組合』産業組合、昭和八年八月號。

### Ⅰ この國貨幣資本の底流たる地主的・高利貸付資本との相互關係

(1) 第一に注意するべきは、信用組合に對し、組合員中の地主・富農が貸越しになつて居り、之に反し自小作・小作が借越しになつてゐる關係である。

組合員一人當貯金・貸付金の階級別比較表

階級別	貯金 (A)	貸付金 (B)	貯金ニ對スル (B/A)
地主	一、一三〇	七四七	六六・一
自作	四七七	三九九	八三・六
小作	二四五	二六八	一〇九・三
小作	一一九	一四九	一二五・一

〔備考〕『産業組合ノ社會的經濟的地位ニ關スル調査』より算出。

かゝる關係は、少くともその限りに於て、組合が地主の半隷農的耕作農民に對する高利貸付を間接的に媒介してゐることを意味するに相違ない。即ち半封建的土地所有と抱合せる高利貸付資本の支配性は組合内部をかゝるヴイジブルなる形に於ても滲透してゐるのである。

こゝに於て留意するべきは組合を通ずるところの農民貸付が個人による直接的の貸付よりも、その回收がヨリ保證せられ得べき點である——既にして大正七・八年以來現れ來り、後に確固たる産業組合指導方針とされるに至つたところの單營組合の販・購・利事業兼營化への壓倒的傾向（註一）に集中的に實證をみる如く、それには債務組合員の販賣代金其の他の收益の天引による負債償還の妙諦が潜んでゐるのである（註二）。

（註一）

信用組合兼營化の嚮出。

單營信用組合

信・販・購・利兼營組合

年 次	單營信用組合	信・販・購・利兼營組合
明治三三年	一三	
明治三八年	九八六	
明治四三年	二、二二六	
大正四年	三、〇五一	三六九
大正九年	二、六五〇	九四六
大正一四年	二、五七三	一、六九六
昭和四年	二、五四七	三、一六一
昭和五年	二、四四九	三、五九三
昭和六年	二、一三五	三、七五一
昭和七年	二、〇五一	四、一五一
昭和八年	一、七五六	四、四九七
		六、〇一一

〔備考〕『日本農業統制と産業組合』二一七頁より轉載。

(註二) 近藤氏は四種兼營化の問題について、この明らかな意味を指摘することをしたいのみか、兼營化を何等か産業組合の進歩的發展であるかの如く賞揚してゐられる。——同氏『協同組合原論』二二三頁。

(2) 右に述べた地主の組合に對する貸越關係は、彼等の組合出資の相對的重量(並に加へて、組合運営の實權を彼等の掌中のものたらしめる有力なる要因たることは推量に難からぬ。組合はかくて自己の中に私的高利貸付

資本が滲透するのみならず、地主によるその運営を通じて、地主への抱合物たる商業・高利貸付資本に外的に膠着せしめられることになる。

(註) 階級別一組員當出資額比較表

階級別	一組員當平均出資高
地主	一五二
自作	四五
自作	四一
小作	三〇
其他	六九
計 (平均)	五六

〔備考〕『組合金融』第四卷、第十二號。

組合總會議決權に於ける『一人一票制』を誇稱して、右の出資高の『比重』を蔽はんとするの欺瞞は、とくに通用せざるところである。だが假にそれを別としても元來、地主に對する半隷農氏の個人的隷從的關係の依然として支配する農村社會に於て、『旦那まかせ』の慣習は組合運営にも勿論浸透し、こゝに於けるブルジョア・デモクラシーの形靈的模放をすら困難ならしめてゐるのである。

例へば、右に述べた天引方法による負債償還の妙諦のごときは、單に組合貸付金の償還に於てのみならず、組

合自體として直接に關はりないところの組合員相互間に於ける私的高利貸付金の償還にまで供用せられるところとなる。近年來唱導せられるに至つたところの産業組合による負債整理なるものは、それである。その方法とするところは、一つには前の如く「販賣事業を充實擴大し、組合員の生産物はすべて販賣組合を利用せしめ、これより得たる収入の一部を以て負債整理に充當せしめる」(註二)のであり、又一つには「義務貯金を奨励し、これ以て負債の償還に充當せしめる」(註三)のである。この場合明らかに組合は農村に底流をなして氾濫する私的高利貸付資本の「隣人愛」(註三)に滿てる執達吏たる資格を失はぬ。

(註一)、『農村産業組合負債整理調査』中央會、昭和六年刊、一四頁。

(註三) 農林省、田中前産業組合課長が、さき程『新産業組合理論』と銘打つて打ち出した理論(註二)によれば、産業組合は單に「經濟的利益を中心として爲される月並的な精神的結合では充分でない」のであつて、更に「隣人愛の結晶でなければならぬ」といふ——高陽書院『産業組合問題』收載、岡氏稿、一七頁。

(3) 私的高利貸付資本への信用組合の外的膠着は、更に又組合金融の用途を一瞥する丈で充分に了知せられる。

組合貸付金用途別調

用途別	一組合當平均	同百分比
肥料資金	七、二二三 <sup>四</sup>	一二・六 <sup>%</sup>
農耕資金	六、八四五	一一・九 <sup>%</sup>
第二編 第一章 信用組合の生計的的性格	一八、八二四 <sup>四</sup>	三二・八 <sup>%</sup>
		一六九

副業資金	三、〇二九	五・三
交還資金	一、七三七	三・〇
家計費・租税等	一六、六三六	二八・九
*其他(商業的・高利貸) 付的地主促進)	二一、〇四四	三八・三
計	五七、五〇四	一〇〇・〇

〔備考〕一、『組合金融』四ノ六より摘出。

二、『其他』の内容について、原表に説明が爲されてゐないが、之は恐らく地主・富農に貸出されたところの、

私的商業・高利貸付資本として用途を持つ部分に該當すると推定せられる。

即ち組合貸付金中、三八%は寄生的地主若しくは富農によつて、工業株に投ぜられるものは別として、大體中農以下貧農に對する商業・高利貸付資本としての機能を直接増はしめられるのである。僅かに三二%を占めるに過ぎないところの、耕作農民に於ける所謂「生産的信用なる」ものも、其の實多くは商人・高利貸の債務決済を意味する用途たることを思はねばならぬ。

## II 寄生地主型地方銀行との相互關係

信用組合は、特殊日本型金融機構に於ける一駒として見るときに、寄生地主型地方銀行の下屬的機關として現

れ來らざるを得ぬことは、之までに明らかなることである。かゝる兩者の交流は、一つには組合借入金の一部が該銀行から貸出されること、一つには組合豫金の大半が該銀行に吸引せられることによつて行はれる。

信用組合借入金借入先別比率（一組合平均）表

借入先別	大正十一年		昭和三年	
	比率	金額	比率	金額
信用組合聯合會	三二・三	—	三〇・八四	—
中央金庫	—	—	一九・二一	—
小計	—	—	五〇・〇五	—
特殊銀行	二六・五	—	二四・六二	—
普通銀行	一九・九	—	八・四五	—
道府縣	八・六	—	九・九五	—
個人	—	—	一・五八	—
其他	三・八	—	五・三五	—
計	一〇〇・〇	—	一〇〇・〇〇	—

備考 佐藤寛次『信用組合論』八二頁より。

預入金預入先別比較表

預入先	一組合當平均	百分比
預入金及び信聯	二二・一九一	五四・一

第三編 第一章 信用組合の半封建的性格



日本産業組合論

其他 地方銀行)

一、一八〇

四五・九

計

二四、三七一

一〇〇・〇

〔備考〕一、『組合金融』四ノ一二より。

二、本表は系統投関が確立せる以後のもの(昭和六年調査)であるが、それ以前、年度を廻るに従ひ地方銀行預金の%が増大すること勿論である。

而して組合創設の當初に於ては、前者の流れが歴倒的であり、農業クリーズが始まるところの明治四十年代から特に大正四年以後には、後者の流れが大勢を成してゐる。蓋し、私的高利貸付に一部分代位して中農層への貸付を爲すことを當面の目的として現れた組合は、危機が開始しその貸付回收が困難なものとなるや否や、所謂「貯金組合」に轉向し、其の高利貸的零細貨幣資本を他の部分に於て機能せしめる傾向を持つて來たからである。

貯金高に對する貸付高の割合

割合	明治三七年	明治四五年	大正四年	大正一四年	昭和二年	昭和四年
割合	四六・五 <sup>%</sup>	一九〇・五	一〇五・八	八五・五	八〇・八	八二・一

〔備考〕一、近藤康男『協同組合原論』二〇一頁より再録。

二、この傾向は後に述べる近年の政府からの低利資金の供給による貸付金の増加によつて、相殺せられてゐるものなることを念頭に置かれたい。

かゝる兩交流即ち、兩者の利鞘かせぎ的取引關係を通じて、信用組合は地方銀行に體化せる寄生地主的・商業・

高利貸付資本に膠着するのである。こゝに於て吾々は、組合役員中に於ける有力者たる地主が、地方銀行に於ける重役として或ひは大株主として、人的結合が多かれ少なかれ存在する多くの場合を特筆せねばならぬ(註)。

(註) 「組合員にして公積資本金五十萬圓以上の重役たるもの」總數は一、三五四名に達し、役員總數の一%餘となる。今之等の役員が一組合に一人づつしか居ないとすると、全國組合中一、三四組合(總數の一%弱)は、五十萬圓以上の會社、銀行の重役たるものが、其の役員たるものである。斯くて全國組合の約一〇%は役員を通じて五十萬圓以上の會社や銀行と連絡あるべく、殊に銀行との間には極めて密接なる信用取引關係が存在し得ると斷言出来る。……此の關係を著しき府縣について見るに次の如くである。

縣名	組合役員の經濟的地位(昭和二年末)		役員中の 前重役數(C)	C A	C B
	組合數(A)	役員數(B)			
山梨	二一三	一、一	一五三	七一	七・三%
長野	四七六	一、四五〇	八〇	一七	五・五%
福岡	四二〇	四、二〇〇	一七〇	四〇	四・〇%
静岡	四六六	四、六三〇	一一三	二六	二・六%
香川	二二三	二、一〇七	四七	二二	二・二%

右表の示す如く若し前述の假定の如く銀行會社の重役たる組合役員が一組合に一人づつ分散されてあるとすれば、山梨縣、福岡縣では夫々實に七三%、四一%の組合はかゝる役員の下にありと云ふことが出来るのである(『東畑耕二』協同組合と農業問題、二八六頁以下)。

第三編 第一章 信用組合の半封建的性格

#### 四、特殊日本型國家資本に於ける信用組合の統合

これまでに述べた如き高利貸付資本を底流とし之に補充される獨占的貨幣資本、これを内容とする特殊日本型金融機構の日本資本主義初發からの一應の獨占的構成は、爾後に於ける生産資本の發展、特に大戦中に於ける飛躍的發展を期とする生産（産業）資本の集積・集中を基礎とする金融獨占資本のヨリ本格的な定立に基いて、再編成されねばならなくなつて來る。こゝに於て從來の金融機構に於て最も脆弱な環となるのは、地方都市に於ける弱小産業資本乃至商業資本の投資に振り向けられてゐたところの地主型地方銀行でなければならぬ。正しく大戦が終了し一般的クリーズの時期が始まるや大正九年早くも金融恐慌が現れ、弱小銀行の整理過程が始まつた。特に世界的には相對的安定期の崩壞期に臨み、國內的には關東震災手形の問題に直面した昭和二年の金融恐慌に於て、未曾有の規模で進行した弱小銀行の全面的破綻・倒壞の暴風的過程に於て、この日本型金融寡頭獨占資本への金融機構の整理再編成は完了をみるのである。

この再編成に於ける主として地主型地方銀行の整理に相應じて、信用組合はいまや直接に貨幣資本の農村に於ける高利貸付的底流を特殊日本型金融獨占資本或はその支柱たる特殊日本型國家資本に繋ぎ合せる導管として、新たに大きな任務を負はされて來る。

この任務を果すためには信用組合はその系統的上級組織を發展、完成しなければならない。即ち信用組合府縣聯合會の發展は左表の示す様に戰時中飛躍的であり、大正十二年にはその全國的聯合機關たる産業組合中央金庫（略稱——中金）が遂ひにその設立を見るのである。

信用組合聯合會發展表

	大正四年	大正十四年	昭和九年
調査聯合會數	五八	七三	五一
貯 金	一、〇八〇、三二一	五九、六七五、一四九	二五二、八一九、二五五
貸 付 金	一、三六〇、八一	三二、七四四、七一七	九八、五一七、九一五

〔備考〕『産業組合年鑑』より。

ところでさて、この信用組合系統機關の形成について注意すべきことは、この國に於てはそれが信用組合自體の自生的發展から齎されないで、國家資本によつて外的に造り上げられたものであるといふことである。

例へばこのことは最も簡単に、中央金庫の拂込濟出資金の半額を政府出資が占めてゐること、及び産業債券の預金部引受といふ關係に於て明らかになることである。

中金・拂込濟出資金出資者別比較表

	昭和八年度現在	同上
政府 拂込	一五、〇〇〇 <small>千圓</small>	四八・九 <small>兆</small>

日本産業組合論

	聯合會拂込	一、三五四
組合	組合拂込	一四、三三二
拂込	計	一五、六八六
合	計	三〇、六八六
		一〇〇・〇
		五二・一

〔備考〕昭和八年度後半期中金事業報告書より作表。

組合系統機關の自生的發展なるものは、本來的には、それを以て組合の組合となして、「組合間の資金疎通を圖ることによつて、利子率を始め他の金融事情の水準化を主要目的とする」(註一)とあり、而して「組合金融界と一般金融界との連繫を圖ること」(註二)は右の發展の終局として到達されるのである。

(註一、二) 千石興太郎氏が中央金庫の二つの機能として擧げてゐるところによる——同氏『産業組合の諸問題』一八四頁及び一八七頁。

しかるに、前節に述べた如き信用組合の高利貸付資本との趨着は、かゝる自生的發展を阻げる。例へば第一に信用組合又はその府縣聯合會の餘裕金中の一部が、地方地主型銀行に預け入れられるだけそれ文、信聯、中央金庫への預金結集は量的に失はれることは言はずもがな、第二に中央金庫自體が比較的利率の低い地方(例へば關西地方)と甚だしく高率なる地方(例へば東北地方)との間に介在して利鞘かせぎ的傾向を有することを必然化し、却つて「産業組合は全般的に見て地方金利低落に對して大きな障礙として作用してゐる」(註三)とさへ言はれ

得るのである。

(註) 近藤氏、前掲書、二二三頁。

従つて當然に、曩の所謂「組合金融界と一般金融界との連繫」なるものは、言葉の示す如く組合の自働的な機能としては現れ得ず、全く他働的なものとして外部から造り出されねばならぬのである。

即ち、一方に於て中央金庫に集結する組合又は信聯の預け金はほとんど組合内部に回歸せず、國家資本に合流し、國家資本としての機能を組合外部に於て果すのである。(註)

(註) 中金餘裕金運用調

郵便預け金	一四、九九一
預け金	三〇、五三一、八〇七
銀行預け金	三〇、五四六、七九八
計	四二、二七八、九二七
國債證券	一三、二四〇、四二七
地方債證券	一、一九七、〇〇〇
有價證券	四九九、二五〇
社債	五七、二一五、六〇四
勸業債券	
滿鐵社債	
計	八二〇、〇三三
現金	

第三編 第一章 信用組合の半封建的性格

日本産業組合論

合 計

八八、五八二、四三五

一七八

〔備考〕 昭和八年後半期中金事業報告書より作表。

而して他方に於て、中央金庫が組合に供給するところの資金は、外部から、即ち組合の外に於て郵便貯金等の途を通じて吸ひ上げられたところの國家資本から、注入せられたものなのである。

この注入は、第一にさきに述べた如き中央金庫拂込済出資金の過半の政府出資といふ形態のみでなく、第二に中央金庫債券の大藏省豫金部引受といふ形態又は政府よりの直接貸出しの形態や、又第三に特殊銀行及び道府縣を通じての政府低利資金の貸出形態やに於てなされてゐる。中央會青木氏の調査によれば産業組合が機構外より資本を仰いでゐる内容は左記の通りであつて、その七七%が國家資本に依存してゐるのである〔註〕。

	中金政府出資金	一五、〇〇〇 <small>千圓</small>	
	中金債券發行高及び借入金	一〇三、六九九	
國家資本	特殊銀行及び道府縣を通じての低利資金	六九、二二六	
計		一八七、九二五	七七%
	銀行資本	二五、二〇七	
	其の他の資本	三〇、二九八	
計		五五、五〇五	二九%
合 計		二四三、四三〇	一〇〇%

註) 昭和十二年度『産業組合年鑑』七七頁より。

かくて組合中央金庫は國家資本を頂點とするこの兩逆流の單なる經由者に過ぎず、中央金庫を頂點とするこの組合内部に於ける自働的回流は、僅かにしか之を見ることが出来ない。

元來、高利貸付資本たる底流から高率なる金利を以て汲み上げられたる組合貯金は、その運用を極めて制約せられるのであり、既に述べた様に農業タリイゼの開始以來、これの農業部面への投入は急激に萎縮し、直接有價證券としてか、地主型地方銀行預け金としてか、或ひは又組合系統機關を遍及して國家資本に結ばれてか、いづれにしる農業部面を流出し去る傾向を不可避とするのである。かくて信用組合は直接的にしる迂迴的にしる特殊日本型金融資本への高利貸付資本の輪租に任ずる。

が他面、かゝる農業タリイゼに於ける中農上層内崩の危胎が深化すると共に、之の堰止たるべき組合本來の使命は益々發揚せられねばならぬのであり、之が爲に要せらるべき資金注入は、他の機關郵便貯金等に於て、人民の零細所得から極めて低利率を以て吸ひ上げられたところの國家資本を以て充當せられるのである。組合借入金が地方地主型銀行其他との膠着を離れて國家資本への依存を増大する傾向は次の表に於て示される。

産業組合借入金の借入先別金額百分比

	中央金庫	特殊銀行	普通銀行其他	合
大正十四年	一一・三三	四二・一九	四五・四八	一〇〇・〇〇
第三編 第一章 信用組合の半封建的性格				一七九



日本産業組合論

一八〇

昭和元年	一四・四〇	三七・五六	四八・〇四	一〇〇・〇
同二年	三三・三六	三四・七七	三一・八九	一〇〇・〇
同三年	三三・六一	三七・八三	二九・五六	一〇〇・〇
同四年	二八・七三	四二・三八	二八・八九	一〇〇・〇
同五年	三九・三九	三九・八九	二〇・七二	一〇〇・〇

〔備考〕角玄氏稿『現在産業組合に關する考察』（産業組合、六年六月號）中に於ける同氏の集計による。

一方に於ける組合資金の逸出と他方に於ける注入、この同時進行は、組合金融論者の腦髓を滾るところの組合餘裕金の湧出を益々表面化するものである。即ち注入せられた資金の一部は、組合の内部に停滯して餘裕金の湧溢に加はるのである。

餘裕金増加の表出

	組		合		信		中		金	
	昭和七年度末	九年六月末	昭和七年度末	九年六月末	七年度末	九年六月末	七年度末	九年六月末	七年度末	九年六月末
現金	二五、〇一七	二〇、九二二	七九、〇〇〇	一、一七九	一、一七九	三、四二二	四〇、二二四	三、四二二	四〇、二二四	四〇、二二四
預ヶ金	三二、一七七	四六、五二八	六七、八一七	一三六、五五二	四七、二〇〇	三九、〇〇五	四七、二〇〇	三九、〇〇五	四七、二〇〇	三九、〇〇五
有價証券	一一、六三七	一一、八四六	五六、一二六	七九、二八五	一四、一〇九	七五、八九八	一四、一〇九	七五、八九八	一四、一〇九	七五、八九八
合 計	四五八、八三一	六〇四、九〇六	一、二四、七三四	二一七、〇一六	六一、六五一	一一五、三〇五	一、二四、七三四	二一七、〇一六	六一、六五一	一一五、三〇五

〔備考〕『産業組合現況』より作表。

而して戦後一般的クリーゼの時期が始まり、恐慌の瀕繁なる來襲と其の恒常化に伴ふ農産物價格激落が農業クリーゼに重奏し、このクリーゼを一般的クリーゼ 致命的構成分として確定するに至るや、國家資本の組合を避する注入は急テンポを以て増加の一途をたどり、之に反し組合貯金は相對的にのみならず、昭和四年以後今や絕對的にも減少を示すに至つてゐる。

專業資金の累年比較表

年 度	拂込済出資金	準備金積立金	借入金	貯 金	合 計
	千圓	千圓	千圓	千圓	千圓
大正一四年	一四二、五八一	六一、七一九	九〇、三九〇	六五四、九〇一	九四九、五九三
昭和元年	一六三、八九八	七三、三七三	一一五、五三六	七八一、四〇三	一、一三四、二一二
同 二 年	一八一、九七七	八一、六四五	一四八、一四二	八八五、八二四	一、二七九、五九八
同 三 年	一九九、五八九	九四、〇八五	一七五、〇四九	一、〇一一、二四二	一、四七九、九六五
同 四 年	二二六、二四八	一〇四、五九三	一九七、二二四	一、一〇八、三六六	一、六二六、四三四
同 五 年	二二八、二二六	一一三、八八一	二三九、五八一	一、一〇三、五七三	一、六八四、二六四
同上百分率					
年 度	拂込済出資金	準備金積立金	借入金	貯 金	合 計
大正一四年	一五・〇一	六・五〇	九・五二	六八・九七	一〇〇・〇〇
昭和元年	一四・四五	六・四七	一〇・一九	六八・八九	一〇〇・〇〇

第三編 第一章 信用組合の半封建的性格

同 二年	一四・〇二	六・二九	一一・四二	六八・七二	一〇〇・〇〇
同 三年	一三・四八	六・三六	一一・八三	六八・三三	一〇〇・〇〇
同 四年	一三・二九	六・四二	一二・一三	六八・一五	一〇〇・〇〇
同 五年	一三・五五	六・七六	一四・二三	六五・四六	一〇〇・〇〇

〔備考〕 角玉氏、前掲論文より。

此の國家資本より注入せられるところの低利の資金は専ら舊債借替資金もしくは單なる消費貸付金として使用せられてゐると見られる(註)。之即ち、一つには中農をしてそのミゼラブルな再生産の條件を辛うじて保持せしめると共に、一つには回収の見込なき貸付金に對する債權者たる組合、ひいては地主・富農に對して保證を與へるものである。

(註) 産業組合用途別貸出金額百分比(一組合平均)表

	計	農業資金	農倉資金	工業資金	商業資金	水産資金	消費財 資金	借債借替 資金	其他
昭和四年十二月	100.00	33.0	1.1	3.2	18.5	1.2	10.2	16.6	10.2
昭和五年六月	100.00	33.1	3.2	3.0	16.7	1.2	10.2	16.3	7.4
昭和五年十二月	100.00	31.0	1.2	3.3	15.4	1.6	10.3	10.4	7.2
昭和六年六月	100.00	31.2	1.1	3.3	16.0	1.7	10.2	10.2	7.3

〔備考〕 一、角玄氏前掲論文より。

二、右表は農業資金の割合減少に反し借債借替資金、消費資金の割合増大の傾向を析出してゐる。

昭和七年第六十三議會に於ける産業組合中央金庫特別融通及び損失補償法の可決は、中央金庫機能のかゝる傾向を表面化したのである。これによると、中央金庫は所屬聯合會及び組合に對し、その固定せる債務を資金化せんが爲に一億圓を限度として低利資金を融通することとなり、この特融のため中金が損失を蒙つた場合は、三千萬圓を限度として國庫が補償することとなつた。

だが實のところこの資金注入は、利率が高率に過ぎたこと、貸付條件が嚴重を極めたことによつて、豫期の利用をみる事が出来ず、昭和十年に於てこの特別融通期限の延期が圖られてゐる。

けれども吾々が顧つて顧みねばならぬことは、如何にこの種の資金注入がふんだんに行はれるにしろ、農村の零細耕作農民に於てはその必要にせまられた資金のひどい梗塞状態が支配してゐるといふことである。農業クリーズが進行し農耕再生産危胎が深まれば深まる程、貸付金の回收困難<sup>二</sup>が一般的となり、従つて貸付警戒・資金梗塞が必至化される。しかもさうなればさうなる程、今後之が注入は益々熾烈に要求せられ、三度の飯のごとく恒常化されねばならぬであらう。

(註)

信用組合貸付金固定状況

總貸付金ニ對スル固定貸ノ割合

府縣數(計四七)

二〇%—二九%	二
三〇%—三九%	四
四〇%—四九%	二五
五〇%—五九%	一五
六〇%以上	一

〔備考〕一、昭和七年六月末現在、調査組合數六、七八九。

二、中金『組合金融』四ノ十二、一八頁。

## 第二章 獨占的肥料資本をその展開導因とする購買組合

### 一、半封建的零細農業經營に於ける購買、主として肥料購買の意義

茲に「再版」し半農奴制的零細農耕が、發達せる資本主義社會に「再版」せられて在るのは、それが商品販賣を封建的生産様式に於ける商品的經濟制度として結合し、かゝるものとして資本家社會に於ける消費資料生産部門の主要な部分を、代行擔當して來てゐるといふことに於てあることを述べた。

この様な商品販賣に於て、農産物生産は半封建的生産様式のまゝ畸型的に——即ち資本制商品生産の起點として——賣られる爲の生産——に繰り込まれ、従つてまたかゝる爲の購買が繰り擴げられる。

かくい如き半農奴制的零細農耕に於ける購買の種類は、次の點に於て特徴的である。

第一に、農奴的・窮迫的商品化が行はれる農産物の生産手段として、ほとんど専ら肥料の購買のみをもつて覆ひつくされて居り、諸農具や役畜等の購買が全く僅少なものに過ぎないこと(註)。

(註) 肥料費・農具費・家畜費比較(一戸當り)

第三編 第二章 獨占的肥料資本をその展開導因とする購買組合

	自作農	自小作農	小作農
肥料費	九五・二六	九三・九八	八八・五六
農具費	二四・三一	二一・六三	一八・三九
家畜費	一八・三八	一五・八五	一六・三二

〔備考〕農林省『農家經濟調査』(昭和八年度)より。

農業經營費内に於ける肥料費の地位

	昭和六年	昭和七年
農業經營費	三六〇・〇三	三七九・九八
内 現金支出總額	二二三・九四	二二四・七五
肥料代	七五・五五	七九・〇六
農業經營費中肥料代割合	二〇・九八%	二〇・八〇%
現金支出總額中肥料代割合	三三・七二	三五・一七

〔備考〕全購聯刊『最近の肥料界』五頁より轉載。『農務時報』を元とす。

第二に、生活資料が極端に貧弱であり、而もその飲食費に充つる現金支出のうち、貧農に於ては飯米の購入費が大部分を占めること。即ち本來自家用飯米の出來秋に於ける窮迫的賣却の實相がこゝに示される(註)。

(註) 一戸當り一ヶ年飯米自給及び購入高調

	自給數量		購入	
	數量	價額	數量	價額
自 作	五・五	〇・七 <sup>石</sup>	一六・二 <sup>石</sup>	六・〇三
自 小 作	二・六九	二・〇八	四三・四七	四・七七
小 作	一・八九	三・〇三	六二・二五	四・九二
以上合計平均	二・五七	二・四六	五〇・九九	五・〇三
其ノ他非農業者	〇・五〇	四・二六	九六・一七	四・七六

〔備考〕 宇都宮高等農林學校「農村生活調査（昭和八年）」—安蘇郡三好村農村調査報告2（大宇戶室ノ分）より。  
 右の表を昭和八年度農林省「農家經濟調査」により摘出せる左表飲食費現金支出と比較せよ。

飲食費現金支出

自 作	五七・八八
自 小 作	五四・八三
小 作	五七・四九

右の二點のうち、特に第一の半農奴制的零細農耕の農奴制的商品生産に於ける、生産手段としての肥料購入の壓倒的重要性は、この國農業に於ける特徴ともなつてゐる。

單位耕地面積當り、購買肥料の施用量の多いことに於て、日本農業は世界に完絶してゐるのである。



一ヘクター當り施用入浴肥料三成分の各國比較

	窒素	燐	加里
獨逸	一三・九 <sub>キログラム</sub>	一七・七 <sub>キログラム</sub>	二六・二 <sub>キログラム</sub>
和蘭	二六・三	五二・二	四一・四
白耳義	一九・三	三四・五	二〇・五
佛蘭西	四・〇	一四・一	五・〇
西班牙	二・三	八・一	二・〇
伊太利	三・八	一九・三	一・九
丁抹	八・七	二〇・二	五・五
英國	二・二	七・二	二・〇
北米合衆國	二・一	五・六	二・二
日本	三六・二	三三・六	九・三

〔備考〕一、鹿生博士の詳説。

二、近藤康男『肥料購買組合の任務』—全聯聯刊より。

これを誇りとして單純に受けとる自然科學者のことは別として、これは果して、日本農業の無比の進歩、その生産力の自由な發展の指標であるかといふに、むしろその停滯、生産力發展の自由の扭曲を意味するもので。

るに他ならない。

即ち、その意味を次に見よう。もとより、役畜及び家畜の缺除、手労働の支配といふこの國農業のアジア的特徴が、その反當生産量の増大を、購買肥料の増投に専ら依存せしめてゐるのであるが、この場合肥料の生産手段としての使用價值の特性が亦、この零細農耕への侵入に適應してゐることを知るのである。即ち、肥料が任意に細分せられ、その施用も亦數度に分割せられる得ること、且つたとへ暫行的にその一部が固定せられるとは言へ、この固定は他の生産手段の如く永年にわたらず、肥効が一生産期間に於て極めて顯著に現れる（自給肥料と比して購入化學肥料に於てこの傾向は殊に著しい）等、總じて助成材たる性質を帯びるところの諸點が、半農奴制的零細農耕に於ける労働の私的形態を何等社會化せずして之に潛入し、反當生産量増大の可能性を與へてゐるのである。

もとより右に於ける反當生産量の増大は、そのまゝ直ちにそれだけの生産力増大を意味しない。蓋しそれは、他方に於て零細農耕の一層の零細化と不可缺的に結び合へるところの、労働力のいはゆる集約化に伴はれてゐるからである。本來、生産諸力の本格的分度器たる労働要具に於て舊封建社會以來何等の改革すらも頭として拒否せられ、かの「豐葦原瑞穂の國」の傳統・手の耕作が専ら營まれてゐるところの半農奴制的零細農耕に於て、その零落を埋め合す手段たるものは労働力のヨリ一層の磨鎖的支出を以て爲される他はない。

肥料施用の増進は、この手藝的農耕集約化と結びつき、星から星までに及ぶ労働力の飢饉的支出によつて保た

れるところの零細化の限點を一層下降せしめる條件として作用するものである。而して反當生産量の増大に支へられる耕作反別の零細化は、その儘たとへ收取率を従來と同一とするも反當小作料の増大を齎し得ることを考へ合せねばならぬ。そこで、殖産政策の一つとしての、地主による多收穫競争への馳り立て（富民協會の主なる仕事は之である）が、勞働への肥料増投促進を必至化してゐる。

かくて、半農奴制的農耕に於ける肥料購入額は、農業クリーゼの進行を通じ却つて次表の様に増進を遂げてゐるのである（尤も農業恐慌のアルゲマイネ・クリーゼ渦中に於ける急性化は、さすがにこの肥料購入額をも減少におとし入れてゐることを注意する要がある）。

販賣肥料の消費額年表

年 度	消 費 額 千圓	消費増加の割合
明治三六——四〇年	三九、四四〇	一〇〇
明治四一——四五	六七、八四〇	一七二
大正一——五年	一〇六、九二〇	二七一
大正六——一〇年	二六〇、九〇三	六六二
大正一一——昭和二年	二八九、五二八	七三四
昭和二——六年	二六六、一四九	六七五

〔備考〕『肥料要覽』(昭和八年)より。

## 二、肥料産業資本の獨占化と購買組合展開

さてこの様な販賣肥料の増進は、同時に販賣肥料種類の次の如き變遷、即ち有機質肥料より無機質肥料(化學肥料)への變遷を伴つてゐる。この變遷こそは、肥料生産の間屋制家内工業、もしくは零細マニユファクチュアより、近代的大工業(しかも空中窒素固定の如き高度の化學工業)——この近代的大工業生産品たる無機質肥料は始めは専ら海外よりの輸入に仰いだのであるが戰後には國內生産が確立せられる——への飛躍的交替によつて導かれて居り、従つて商人資本の肥料取引過程に於ける獨立的支配の根強さを掘りくづすものである。

舊幕藩以來、この國に於て最初に販賣肥料として出現せるものは魚肥であり、爾來魚肥は明治前期を通じて販賣肥料の首位を占めたのであるが、日清戰爭以後之に代つて大豆粕が急激に普及し、明治後半期及び大正初年にわたつて之が肥料界の王座を持してゐたのである。

これらの有機質肥料は、前者の魚肥は國內半封建的漁民を、後者の大豆粕は主として滿洲に於ける植民地的農奴制的零細耕作農民を地盤とせる、間屋制家内工業、もしくは零細マニユファクチュアの生産行程を經るもので

あつて、従つていづれにしろその生産は商人資本の下に従屬せられ、商人資本の獨立、優勢的な發達を保證するものである。

これに反し、化學工業工場生産になる無機質肥料の出現を見たのは過磷酸石灰を以て嚆矢とし、これが兎も角も一般化したのは日露戦争以後に於てであるが、販賣肥料市場に於ける地位から言へば未だとるに足りない。

有機質肥料より無機質肥料への轉換にとつて決定的役割を負つたものは硫安である。

次表に示す様に、既に大正初年に於て硫安は無機質肥料の大部を占めてゐるのであるが、それは全く英國品を主とする輸入に仰いだのであつた。この硫安が飛躍的增加を見せ、つひに有機質肥料より無機質肥料への轉換のターニング・ポイントとなり、自己を肥料市場の花形ならしむるに至つたのは、大正十二年——昭和二年であり、歐洲大戰を機とする空中窒素固定法の開始が硫安生産の革命をもたらし、吾國に於ても……………意味を以て之が國內生産補充を保護關稅の下に哺育強行せるに基くのである。

販賣肥料消費種類の變遷

年 度	豆 粕		有機質肥料(合豆粕)		硫 安		無機質肥料(合硫安)	
	數量 千ト	指數	數量(A) 千ト	指數	數量 千ト	指數	數量(B) 千ト	指數
大正一年	五六六	100	八四三	100	九一	100	五四〇	100
大正五年	八〇七	143	一〇八〇	129	四四	四八	四六七	86

A+B × 100  
三〇・二

大正一〇年	一、二六二	二二三	一、五五四	一八六	一七〇	一八六	七九八	一四八	三三・八
大正一二年	一、五二五	二七〇	一、八八一	二三五	二四〇	二六一	九一六	一七〇	三二・八
大正一四年	一、一八五	二〇九	一、五五七	一八七	三〇三	三三〇	一、〇九九	二〇四	四一・三
昭和二年	一、三五九	二四〇	一、七一二	二〇五	三八五	四一九	一、四三九	二六六	四五・七
昭和四年	一、〇六六	一八八	一、四二九	一七一	五一九	五六六	一、七四一	三二二	五四・八
昭和六年	一、二七六	二三五	一、六九五	二〇三	六一七	六七二	一、六六二	三〇七	四九・五
昭和八年	七七〇	一三六	一、一八八	一四一	五五一	六〇〇	一、八三九	三四〇	六〇・七

〔備考〕一、肥料單位より算出。

二、有機質肥料は豆粕以下、飼粕、糠粕、干澁、骨粉、菜種粕、棉實粕を含む。無機質肥料は硫酸以下過燐酸石灰、硝酸曹達、石灰窒素、硫酸加里を含む。

さて、既に述べた如く、半農奴制的半細農耕に於ける肥料の強浸は、該農耕の資本制社會に於ける持續の條件を供するのであり、その資本主義農業への推轉を意味するのでは些かもないのであるから、肥料取引を媒介する商業資本がその生産過程から離れての獨立的優位性を失ひ、生産資本に従屬するといふ轉換が起り得るのは、肥料消費の側面ではなく、全く肥料生産の側面になればならぬは當然である。而してこの商人資本として獨立せる商業資本を産業資本の下に従屬せしめんとする産業資本の要求が、屢々協同組合介入の導因をなすことについては、既に第一編に述べたところである。

かくてこの國に於ては、有機質肥料より無機質肥料への變遷に現れる肥料生産の獨占資本主義化に購買組合展開の基軸を見なければならぬのであり、この點、それ自身の發展に於ても購買組合出生の必然性を持ち得るところの、所謂資本制商品生産の起點たる獨立自營農に於ける場合と趣を異にするのである。

もとより半農奴制的零細農耕に於て、右の如く肥料購買組合の發展の自生的必然性を缺くといふことは、肥料消費の側面から組合出生の導因が皆無であることを意味するのではない。そこには曩に述べた地主の殖産政策的導因・反當多收穫への驅り立てが作用することを見逃せない。例へばかゝる殖産政策の官僚的下級擔當機關たる中台的小組合、又はその指導機關たる農會に於ける肥料共同購入や共同配合事業の普及に現れる如き、それである。官府的・地主的産業組合も亦殖産政策の一翼として、この政策を誘因として肥料購買事業に進出せしめられるは當然であり、ここにこそ購買事業が信用事業に次で一般に販賣事業よりも一步を先んじて普及してゐる（世根據が潜んでゐる）。

肥料共同購入額の取扱團體別比較

年次	農 會		産業組合		其他團體		合 計
	取扱額 千圓	割合	取扱額 千圓	割合	取扱額 千圓	割合	
大正十四年	六、八三四	一一・六	三三、七七七	五七・三	一八、三二四	三一・一	五八、九三五
昭和二年	七、六七五	九・三	四二、七一一	五一・六	三二、四五八	三九・一	八二、八四五

〃 五年	八、五二一	一〇・七	四九、六一〇	五八・八	二六、二四六	三〇・九	八四、三七七	一〇〇・〇
〃 七年	五、二〇六	七・二	四三、八一六	六〇・四	二三、五七二	三二・四	七三、五九四	一〇〇・〇
〃 九年	五、九二二	六・七	六〇、八三〇	六七・四	二三、四一五	二五・九	九〇、一六七	一〇〇・〇

〔備考〕 佐藤寛次『肥料問題研究』二二〇頁及び『肥料要説』より収録算出。

〔註〕 前章に掲出の『事業別組合数量年比較表及び同百分比』一五〇頁を参照。

これによると経営包含の事業別百分比は明治三十三年末に於て販賣組合一七・二％に對し購買組合は二四・一％、大正九年に於て同じく二二％に對し三〇・七％、昭和八年度に於てやゝ接近して二二・六％に對する二五・五％となつてゐる。

けれども右の地主的殖産政策的誘因のみを以てしては、産業組合購買事業の展開は後述の如く未だ極めて附隨的な嚮型的なものに過ぎないのであつて、これが少くとも組合の本格的事業として展開し得るのは、先に見た有機質肥料より無機質肥料への變遷に現れる肥料生産資本の獨占化に伴ふところの、肥料配給の合理化を基軸としてゐる。

肥料生産に於ける資本の獨占化は、國家の強力な庇護の下に於ける、一握りの巨大資本のカルテル形態に於て現れてゐる。

肥料化學工業に於ける獨占化をリードするものは、肥料界の花形硫酸製造の窒素工業であるが、これが我國に於て確立したのはやうやく戦後合成アンモニア法が工業化された時（大正十三年）からであるといふこと、而もこ



これは化學工業のうちでも特に、技術的構成員に資本構成に於て高度の構成を持つところの産業であるといふことから、この窒素工業は當初から突如として特權的巨大財閥金融資本（三井・三菱・住友）によつてバックされた獨占的産業として立ち現れたといふことに特徴を有する。

新興窒素工業、硫安及び石灰窒素生産は左の一握りの産業資本家の生産額によつて悉くを把握せられる。

會社名	資本系統		資本金額（昭和九年末）		推定生産高 （昭和九年末）
	（推定）	公稱資本	繰込資本	千圓	
日本窒素肥料	三菱	九〇、〇〇〇	六七、五〇〇	四	三〇七
旭ベンヘルゲ制絲	三菱	四六、〇〇〇	三二、五〇〇	一三	三五〇
朝鮮窒素肥料	三菱	六〇、〇〇〇	六〇、〇〇〇	一	三五〇
大日本人造肥料	三井	三六、二五〇	三一、二一〇	五〇	三五〇
電氣化學工業	三井	二八、〇〇〇	二一、〇〇〇	五四	三五〇
三池窒素工業	三井	一〇、〇〇〇	六、九九九	三五	一六〇
昭和肥料	東信電	三〇、〇〇〇	一八、七五〇	八一	一六〇
住友化學工業	住友	二〇、〇〇〇	一二、五〇〇	八一	一六〇
合成工業		一、五〇〇	一、五〇〇	二	一六〇
矢作工業		三、〇〇〇	七五〇	七	一六〇
宇部窒素工業		五、〇〇〇	四、九九九	一四	一六〇

東洋高壓工業	三井	110,000	8,000	1
北越水力電気		1,000	7,500	1
大同肥料		2,500	2,100	1
滿洲化學	滿鐵	1	1	180
計		362,250	275,308	943

(備考) 全聯「最近の肥料界」三九頁及び四一頁より。

次に、上述窒素工業と比較し、資本の有機構成がはるかに低度なるところの過燐酸肥料工業に於ては、明治末年頃から群小企業の濫設を見てゐるのであり、それらの断え間ない新設・倒産・整理・合併の過程のうち、企業集積、資本集中、小會社の株式支配等の過程を経て、大日本人肥を中心とする獨占が形成せられてゐるのである。現在我國には過燐酸工業會社は十三社あるが、そのうち大日本人肥と其の子會社である臺灣肥料・神島人造・大阪アルカリ・日東硫黄の四社とを合せれば、資本金は四千二百萬圓で全體の六一%、生産能力は八十三萬噸で同じく六〇%内外、七年實生産高は四十七萬噸で約五〇%に當つてゐる(註)。

(註) 荻原壽雄・農村購買組合運動と肥料の取引(金龍社刊)一一七頁。

而して以上、窒素工業にしろ、過燐酸工業にしろ、これらの一握りの産業資本家の獨占的支配は、重要産業統制法(昭和六年四月施行)「硫安及び過燐酸の原料たる硫酸は之の適用を受ける」や、工業組合法(大正十四年公布、

昭和六年改正)——磷酸肥料はこの適用を受ける——等の國家的援助の下に於ける次の如き諸種カルテルの結成によつて強められてゐる。

1、硫酸配給組合。昭和七年設立、加盟會社——電氣化學、日本窒素、大日本人肥、三池窒素、住友肥料、昭和肥料、朝鮮窒素、クロード窒素。

2、石灰窒素共販組合。昭和五年再組織、加盟會社——電氣化學、日本窒素、昭和肥料、信越窒素、大日本人肥、北越水電、中越電氣、大同肥料、東京發電。

3、磷酸肥料工業組合。昭和五年設立、全國十三社中多木を除いた十二社加盟。

さて、以上に見た肥料産業の獨占化、殊に窒素工業の如き新興産業に於ける當初からの巨大金融獨占資本の獨占的支配を以ての登場は、それに應じた急遽なる肥料販賣機關の編成を必要とすることは看易きことであらう。中央市場問屋——地方市場問屋——大卸商——小卸商——小賣商といふ舊來の錯雜した無數の商人資本の無統制な經由による配給系統は、少數獨占的大工場の大量的生産品の間斷なき統一的取扱にあたるに適しなくなる。こゝに特約店、代理店、直賣等の諸制度に於ける、自己直屬の商業資本の編成や、同一資本系統による配給商業機能の直營やが肥料産業資本によつて企及されることとなる。

かうした肥料配給部面の合理化のより進んだ形態、即ち肥料國內市場(半農奴制的零細農民經營)の高利貸的

肥料商人による覆滅的影響からの保護と Cultivate と言ふ積極性を含めた配給組織として、こゝに述べようとする購買組合の本格的展開が相呼應して拓かれて來るのである。

この購買組合の本格的展開は、個々の町村單位組合の發展に於てなく、その系統的上級聯合組織の發展、特に大正十二年設立をみたる全國購買組合聯合會(略稱——全購聯)の進出を代表として現れるのであつて、事實、購買事業にあつてはこの上級系統機關の展開が或る程度下級單位組合の發展の樞軸ともなつてゐるのである。

即ち左の諸表に産業組合購買事業の推展の跡を檢するに、單位組合數及びその事業分量に於て飛躍的發展をとげたのは、上級系統組織がある程度確立せられたところの大戦中及び其の直後に屬する。但しその後には、産組購買事業の發展は系統的聯合機關に移り、單位組合に於ては相當停滞の色を見せて居る。

購買組合事業異年表

年 度	購買組合數		購 買 品 位 高		賣却價 額指數
	總數 包含	調查組合數	額 千圓	一組合平均 圓	
明治三八年	四九二	一六四			
明治四三年	四、二四二	二、九三二			
大 正 四年	七、四五七	六、七三二	二八、三一一	四、二〇五	一、〇〇〇
大 正 九年	九、八二一	八、九一一	一五七、九四二	一七、七二二	九三・五〇
大正一四年	一〇、九二四	一〇、〇四一	一六〇、五六三	一五、九九一	六二・四一
					五六七

第三編 第二章 獨占的肥料資本をその展開尋因とする購買組合

日本産業組合論

二〇〇

昭和元年	一〇,七二二	九,八五一	一六二,一九三	一六,四六四	五九,〇九	五七二
昭和二年	一〇,四八三	九,七三九	一五三,四三四	一五,七五五	五四,二五	五四一
昭和三年	一〇,三四八	九,五五九	一五七,五四三	一六,四八一	五四,八一	五五六
昭和四年	一〇,一八二	九,五〇五	一六三,九一九	一七,二四六	五四,三七	五七六
昭和五年	一〇,二九二	九,五七六	一四〇,一五七	一四,六三六	四四,四七	五〇〇
昭和六年	一〇,七三七	九,九三一	一三三,五三八	一四,四三三	三三,九八	四〇一
昭和七年	一一,〇四二	一〇,〇八六	一三四,五四六	一三,三四〇	三八,四五	四七五
昭和八年	一一,六八一	一〇,七二一	一六三,一三三	一五,二一六	—	五七六
昭和九年	一二,一〇八	一一,一五五	二〇二,九九一	一八,一九七	—	七一五

〔備考〕『産業組合要覽』及び『産業組合年鑑』による。

購買組合府縣聯合會事業年表

年次	購買組合聯合會(兼管包含)	所屬組合數	調査聯合會數	金額		購買價額	
				額	千圓	聯合會平均	所屬組合平均
大正元年	五	二九〇	一四	一二六	—	—	—
大正四年	三五	一,一〇三	三六	三五四	九,九四三	—	三三四
大正九年	一一〇	三,九八七	一一〇	六,七一七	六一,〇六七	—	一,六八五
大正一四年	一五三	五,四三八	一二四	二,六六六	一〇二,一四六	—	二,三三九

昭和三年	一二四	七、三四七	一一八	一八、四五四	一五六、三九一	二、五二二
昭和四年	一二二	八、六七三	一一九	二四、二八一	二〇四、〇四六	三、二二三
昭和五年	一〇八	八、五六二	一〇八	二一、八三五	二〇二、一七六	二、五五〇
昭和六年	一〇五	九、三一九	一〇二	二八、七六七	二八三、〇三二	三、〇八七
昭和七年	九一	九、八三五	九七	四七、三五九	四八八、二四七	四、八一四
昭和八年	九一	一一、八六八	九〇	六三、二四九	七〇二、七七三	五、八二〇
昭和九年	八六	一一、六三四	七六	九一、二七六	一一、二〇一、〇〇五	七、八四六
昭和一〇年	九〇	一二、三七二	七一	一二八、二〇一	一、八〇五、六四九	一〇、三六二

(備考)「産業組合要覽」による。

全國購買組合聯合會歷年概況

年次	聯合會		所屬會員數		出資金		事業分算(購買品買却高)	
	組合	組合	計	口數	總額	拂込済	生産用品	消費資料
大正一二年	一四	五五	六九	一、〇六	一、七〇	一、七〇	一、〇七	一、〇七
大正一三年	二二	七三	九五	一、五七	二、五五	二、五五	一、五七	一、五七
大正一四年	三〇	九六	一二六	二、〇三	三、五五	三、五五	二、〇三	二、〇三
昭和元年	三九	一三〇	一六九	二、五七	四、五五	四、五五	二、五七	二、五七
昭和二年	六	九五	一〇一	一、三三	一、六六	一、六六	一、三三	一、三三

第三編 第二章 獨占的肥料資本をその展開要因とする購買組合

昭和三年	六	五、四四	一、四〇一	一、三三六	六九	三〇九	五、六六	七九	六、四七
昭和四年	六	五、四二八	一、三七一	一、二八九	七九	四〇	八、二二	九四	六、八八
昭和五年	六	五、三六九	一、三六九	一、三〇七	七九	四六	一〇、四九	一、三九	一、四四
昭和六年	六	五、三〇六	一、四七七	一、三七五	八七	一、二七	一、七三	一、四七	一、三三
昭和七年	六	五、二四九	一、五八三	一、四四〇	八七	一、六二	二、三九	一、七〇	一、五五
昭和八年	六	五、一八六	一、六九〇	一、五五五	八七	一、八〇	三、〇四	一、七〇	一、六四
昭和九年	六	五、一〇〇	一、七九七	一、六七二	八七	一、九四	三、三九	一、七〇	一、六四
昭和一〇年	六	五、〇一四	一、九〇四	一、七八七	八七	二、〇八	三、七四	一、七〇	一、六四

備考『産業組合年鑑』による。

ところで、さてこの様な購買組合系統組織の發展は、果してどの程度にまで、肥料商人資本の舊い配給系統にとつて代つて居るか。

もと／＼既述の如く、肥料取引に於ける商人資本の根強さは、半農奴制的零細農耕の肥料購入の特質——それが農耕の資本主義的商品生産化のモメントたり得ないと言ふ——に基くのであり、従つてたとへ共處に個々の肥料購買組合が結成せられても、それによつて自ら單獨に商人資本の羈絆を脱し得るものでなく、却つてむしろ商人資本と結合するに過ぎないことは、密行組合・農會の共同購入に於ては言ふに及ばず、個々の産業組合の購買事業に於て明瞭に現れてゐることである。

例へば組合の肥料仕入先をみるに、大部分は小賣商又は地方肥料商と繋つてゐるのであつて、市場問屋との直接的取引は至つて少ない。この組合との連繋によつて小賣商又は地方肥料商は、従來個人に賣りつけた場合に於ける代金取立の困難を組合に委託し、その回收を安全ならしめ得るといふ得があるのである。蓋し農村購買組合はほとんど信用、販賣等と兼營であり、販賣益金の天引による回收が可能だからである。この際、肥料商が多く地主を兼ね、組合員又は役員として組合内部にその勢力を潜在することが屢々あるのを見逃さない。

しかるに府縣聯合會に於ては、その仕入先は主として、肥料製造會社の代理店又は特約店たるところの市場問屋であり、更に全購聯に於てはそれ自身直接肥料會社と結びつき(註一)その販賣機關化さんとする諸傾向(註二)が顯著に現れつゝある。

(註一) 昭和九年九月二十九日附「讀賣新聞」に掲載せられたる全購聯の肥料仕入先を試みに例舉すれば、左の如くである。

硫安(昭和肥料・過磷酸(日東硫酸、ラサ工業)・石灰窒素(昭和肥料)・加里(大日本加里、大豆粕(内地及び滿洲各市場)・撒豆粕(豊年製油)・魚肥(各産地市場)

尙右の他に發表せられてゐないが全購聯仕入先はほとんど各肥料會社に亙つてゐると見られる。

(註二) 例へば昭和肥料、滿洲化學の如き。後者に於てはその結び付きは、全購聯がその株を取得すること、及び取締役を入れることによつて、ヨリ密接なる形態をとつてゐる。

ち、こゝに於て前記單位組合の小賣商又は地方肥料商との結合は、右の系統的聯合組織の實質的發展を防げ



る要素として根強く作用することはもとよりである。

即ち組合の上級系統機關利用率を見るに、左表の如く昭和二十六年の五ヶ年平均に於て組合の府縣聯合會の利用率は二四%、同聯合會の全購聯利用率は七〇%、全購聯の組合に對する統制率は僅かに一九%に過ぎない。

肥料配給に於ける系統機關利用狀況

組合配給高(A).....	五五、三八八	全國合計(千圓)
聯合會配給高(B).....	一三、五三七	全國平均(%)
全購聯配給高(C).....	一〇、三七〇	
組合の聯合會利用率(B/A).....	二四	
聯合會の全購聯利用率(C/B).....	七七	
全購聯の組合に對する統制率(C/A).....	一九	

〔備考〕 荻原壽雄『農村購買組合運動と肥料の取引』全購聯刊(六七頁より摘出)。

けれども全購聯の肥料配給に於ける下給組合に對する統制は、結局は肥料工業部に於ける資本獨占が強化するにつれ、漸次進行の傾向にあることだけは次表に明瞭に看取し得られるところである。

全購聯の販賣肥料統制狀況(全國合計)

年次	全購聯配給高		販賣肥料消費高に對する割合(%)		産組賣却價額に對する割合(%)	
	數量(担)	價額(圓)				
昭和三年	六四、九一四	五、三九五	一・八	九・〇		
昭和五年	二一五、一七八	一〇、四二九	四・二	一九・九		
昭和七年	五〇三、七〇五	三〇、八四八	一七・三	七七・二		

〔備考〕 萩原壽雄「商揚」六九頁より摘出。

尙ついでに一言すれば、全購聯や府縣聯合會の肥料配給上に於ける地歩の増大の一つの標示として、從來市場問屋に尨大な金穴を與へてゐたところの配合肥料の調製が、これら全購聯や府縣聯合會の手に掌握せられつゝあることも見逃せない一進。

(註) 全購聯はこの肥料配合工場を横濱、尼ヶ崎、門司、伏木に設備を有し、昭和八年度に於て略々十一萬五千噸の配合肥料を調製してゐる。

かうした産組系統組織の進出が、肥料工業の獨占化に相應じ、之との直接的結びつきに向つて強力に動いて居るといふことが、反産運動をして何よりも先に肥料商のイニシヤチーに於てその矛先を全購聯に凝して動かしたる理由である。

(註) 反産運動の力如何は肥料商を以て代表せられる寄生的商業資本にその根強さを與へる客觀的條件の如何にかゝる。この

客觀的條件とは、一般的には、半農奴制的零細農耕を基底とする日本資本主義の確立期に於て資本家的家内労働、マニユファクチュアの存在多きことにあるが、大戦を契機とする金融資本確立以後に於て、これらの存在は一般的に工場への轉化によつて漸次喪失されつゝあり、こゝに前記の客觀的條件は衰減しつゝあるにもかゝらず、反産運動が或る程度、政府の産業組合萬能主義の腰を折るに奏功したのは、半農奴制を基底として持つ、かぎり前記の客觀的條件が決して衰滅され盡すものでなく、常に相當の地盤を持つこと、を示すものに他ならぬ。

### 附節 雜貨配給について

以上に述べた如き、産組系統機關を通じての製造會社の地方販賣機關化の傾向は、全購聯の雜貨取扱に於ても見られるところである註

(註) 全購聯の雜貨製造會社との直接的連繫は、前出「讀賣新聞」に掲載された全購聯雜貨仕入先に於てみるに次の如く示されてゐる。

紙(大倉洋紙店)・石鹼(ライオン)・學生服(備前小倉織物)・運動靴、ゴム靴、地下足袋(ワチャ足袋、朝日足袋)・足袋(福助)・マッチ(大焼寸株式會社)。

だが、雜貨取扱に於けるかくの如き現象の、肥料取扱に於けるそれとの差異は、一つにはその生産が肥料に於ては獨占資本により掌握せられたる高度の化學工業なるに反し、雜貨に於ては近世的マニユファクチュア型の諸

零細工業を主とするといふことから出て来る。即ち肥料獨占資本との産組の結びつきは、産組購買事業の本格的展開の導因をなしたものであるが、雜貨製造業者との結びつきは、副次的のものであり、單に肥料取扱による右の本格的展開に便乘したに過ぎない。

更に又元來、本章の始めに述べた如き半農奴制的零細農耕に於ける生活資料の極端な貧弱が、生活資料購入を本來の基礎として購買組合の展開を許容し難いと言ふことも右と共に考へ合さねばならぬ。

だが産業組合購買事業に於ける生活資料取扱の肥料取扱への從屬的地位にかゝならず、その取扱は肥料工業獨占化を誘因とする産組購買事業展開に伴つて發展して居り、いまや購買組合經營に於て抜き難い地歩を占めて來てゐる。特に有機質肥料に對する無機質肥料の勝利といふ肥料界の未曾有、變動期を好機とせる産組肥料取扱上の過渡期的な經營好調が既に消失し、一方又農業クリーズの極度の深化に基く半隷農民金肥購入の絶對額減少の兆候が現れつゝあるに於て相對的に益々さうなるのである。

### 三、購買事業展開による産組基本的矛盾の契機

有機質より無機質肥料への販賣肥料市場に於ける地位の變遷によつて、その獨立的繁榮の分野を漸次狭められ來つたところの寄生的商人資本が、その鞏固なる保衛を堅持してゐるのは中農下層下、特に貧農に於てである。

蓋しこの商人資本は肥料掛賣(註)の形態による高利貸付(註)資本として機能し、之を債務肆農化してゐるからである。

(註一)「掛賣ノ最モ廣ク行ハル、ハ、京都、秋田、神奈川、福井、岐阜、和歌山、鳥根、岡山、廣島、高知ノ各府縣ニシテ、現金ハ僅カニ二割内外ニシテ他ハ通ク掛賣ニ依ルモノトス」。

——『主要販賣肥料に関する調査』一九一頁、農林省農務局(大正十五年刊)。

(註二)「掛賣の金利は『普通ハ一割二分内外トシ』」「三重縣ノ年九分ノ如キ最低ニシテ、青森ノ二割四分、秋田・岩手ノ日歩五錢即チ年一割八分二厘五毛、廣島・山口・宮崎・鹿児島ノ一割八分等ハ高キ部ニ屬ス」。

——『前掲』調査』一九二頁。

その典型とも稱すべきは、岩手縣鹽澤地方・宮城縣の一部・山形縣庄内地方及び新潟縣等に於て見られるところの所謂「米交換」であり、肥料小賣商が同時に米穀商を兼ね、肥料掛賣金を出來秋に米穀の現物渡しに於て回収するのである(註)。

(註) 此ノ方法ニ二アリ。一ハ米收穫時ニ於テ肥料營業者ニ米ヲ渡シ置キ翌年二三月頃肥料ヲ受取ルモノト、一ハ四、五月頃肥料ヲ受取り米收穫時ニ於テ米ヲ渡ス方法ニシテ、前者ハ岩手・山形・宮城等ノ一部地方ニ行ハレ、後者ハ新潟等ニ於テ行ハル、此ノ際ニ於ケル肥料ハ主トシテ大豆油粕ニシテ、ソノ計算方法ハ米ノ相場ト大豆油粕ノ相場ニ依ルモノニシテ後者ハ大豆油粕ヲ渡ス際ニ於ケル米及ビ大豆油粕ノ價格ニ依ルモノトス、大正十四年十月頃ニ於ケル米一石ニ對スル大豆油粕ハ十五、六枚内外ナリシ一前掲、調査』一九二頁。

ここに無機質肥料の侵入は、右の如き寄生商人資本の結着が貧農と比べては比較的薄いとこの中農上層以上に於てより容易であり、従つてこの侵入に於て現れる肥料工業の獨占資本主義化によつて、その發展の決定的條件を得るところの産組購買事業は、自ら中農上層とより密接に結びつくことが考へられる(註)。

(註) 左表に於て小作・自小作・自作別、並に經營耕地面積規模別に、農家一戸當平均肥料購入額中に占める共同購入せる額の割合を見るに概して、

- 1 小作農が自小作及び自作農よりも肥料共同購入をなす割合少なきこと、
- 2 經營耕地面積が小規模になる程、肥料共同購入がなされる割合少なきことが、判明する。

	一戸當平均肥料購入金額中、共同購入金額割合		
	小作農	自小作農	自作農
一町未満	六〇	七〇	五六
一町以上	五八	八〇	五九
二町以上	六六	七五	八〇
三町以上	四〇	八五	七七
五町以上	一	六二	九一
計	五八	七八	七八
			計
			六四
			六七
			七四
			七五
			八五
			七三

(備考) 以上の村に見たる農家經濟の實態と産業組合より抄出。

而してこの購買組合がほとんど信用組合の兼營事業として展開されることは、肥料資金の金融關係からも、信用組合自らの經營上の觀點——貸付金回収の確保のために組合の四種兼營化が必然化されること——からもより當然であるが、更に中農上層に於てのみその組織構成の物的基礎を見出し得るところの信用組合と、購買組合の上述の中農性との合致を思ひ合ふべきである。

だが、この産業組合購買事業に於ける中農性は、信用事業に於けるそれとは異り、きはめて相對的であり、該事業の展開のうちに自づと解消せざるを得ない。

即ち第一に、貧農の側に於て無機質肥料の需要が一つにはそれい成分價格が有機質肥料の成分價格より現に割安であり、肥料工業に於ける生産力の増大によつて益々さうなること並に基き、一つには無機質肥料が概して速効性であり、半耕農民の窮乏が深まれば深まる程（特に農業恐慌に於ける農産物價格の激落に際會して）速効性の肥料を要求すること益々強きに基き、高まるのである。

(註) 肥料成分價格の比較(硫酸を100として)

年次	窒 素		磷 酸	
	大豆箱	硫酸	過磷酸	加里砒
大正元、五年	六九五	四一七	一〇〇	* 一四二
昭和五、七年	五四二	三五〇	一〇〇	一一七

参考一 \* 硫酸加里は大正六、十年を採る。

第二に、これと逆に中農以上の側から、それに資本家的家内労働として結合せるところの副業生産に於ける特殊作物(例へば、養蠶に於ける桑樹を主とし、地方的には茶、除虫菊等を含む)の栽培、及びかゝる資本家的農村家内労働として飼成されざるところの中農上層的特殊作物(例へば果樹、高級蔬菜等の如き)の栽培にあつて、魚肥を始め油粕類の有機質肥料の需要が保たれることも亦、組合をして有機質肥料市場に進出せしめ、以て有機無機の種類別に於ける肥料流通過程の上述機關分野の傾向——有機に於ける商人、無機に於ける組合——を消滅せしめ、ひいて階層別による上述機關分野の偏位を平均せしめる一要因たるを失はない。

かくして總じて次のことが言へる。即ち産業組合は、その購買事業に於ける場合、この事業自體として絶對的なる階層懸點を持たない(註)。

(註) 故府藤農省移省技師調査(大正九年迄)及び農林省農家經濟調査に於ける農家肥料購買費及び衣服費を、自作及び小作別に比較するに、次表の如く衣服に於ては自作と小作とによつて消費額に大差を有するに拘らず、肥料に於てはそれ種の大差を認められない。

自・小作別肥料及び衣服購入状況(一戸當)

	明治23	明治44	大正1	大正9	大正14	昭和3
買 肥						
自作	22.00	57.00	71.00	186.00	201.00	178.00
小作	15	42	56	163	167	151



衣 服	自 作	一八	四〇	五四	一六一	一五〇	一一五
小 作		八	一七	二四	五四	七八	六八

〔備考〕 河藤康男『肥料購買組合の任務』（全購聯）八頁より轉載。

そこで、本書第二編第二、に於て詳説せる如く、この國産業組合の骨格たる信用事業に於ける場合、その事業自體として有せる階層構成の中農上層性の絶對性は、農業クリーゼの進行によつて必然化されるところの購販事業兼營（販賣事業については後述）を通じて破られることとなる。購販事業の展開は、かくて中農上層をその組織基本とせるところの産業組合に對して、該層以下貧農を漸次に送り込む一契機となるのである。

このことは換言せば、半農奴制的機構を持つ日本資本主義社會に於ける社會的支柱たるところの半封建的中農上層り自作農中堅部分の崩壞の根止を自己の社會的使命とせるところの産業組合が、この本來の使命の遂行のためには、今や中農以下貧農をも拘ひ込まなければならなくなつてゐることを意味するに他ならぬ。蓋し産業組合が信用事業を骨格とするのは、中農上層を崩壞より支へんとするその本來の使命遂行が、該事業の前掲中農上層性の絶對性の上に基礎を置いてなされるからであるが、クリーゼの進行を通じて該事業は不隨化し、右の如く階層的懸點を中農以下貧農に擴大するところの購買（及び後述販賣）等の事業展開に結びついてのみ、その本來の使命を追求し得ることとなるからである。

こゝにこそ即ち一般的クリーゼ過程に於ける農業クリーゼの極度の完結化を示せる昭和七年以來の産業組合擴充五ヶ年計畫に於て、中農層以下の抱き込みが一つの中心目標となされ、敢行されつゝある根據がある。

ところで明らかに、中農上層をその階層的組織の基本となし、半封建的土地所有のイニシャチーブにある産業組合に半封建的貧農を抱ひ込むことは、産業組合内部へ、半封建的地主對半農奴的零細農の基本的なアンタゴニスティクな矛盾の萌芽を持ち込むことを意味する。

が肥料購買組合が、更に重要な意義を擔ふのは、本稿叙上の如く、それが化學工業に於ける金融獨占資本に直接間接運繋することによつて展開せられて居り、従つて右述矛盾を直接資本に對置することによつて、ぬりつぶす點にある。

こゝに肥料購買事業の進展が産組織充五ヶ年計畫の一チャンピオンと看做されて居るのは、日本型ファシズムの農民動員の途を清める意味に於てあることを含んで置く必要があらう。

### 第三章 國家的米穀統制をその主なる展開導因とする販賣組合

#### 一、産組販賣專業展開の諸導因

この國半農奴制的零細農耕に於ける生産物販賣が、「再版」封建制的生産様式の埒内に於て商品的經濟制度として結合せるものであつて、この埒を破つて商品資本主義的商品生産の勝利とそれによる交替を生み出しつゝあるものでないと言ふことは、これまでに屢々論及して來たところである。

かゝる農産物販賣に於ける販賣組合結成の強い發條は、従つて、彼等隷農の内部にはこれを見出し難いといふことが了解せられる。蓋し、商業資本の自由な獨立な活動を制限し之を従へようとするのは、生産資本の發展（資本主義的生産の展開）を起動力としてでなければならぬからであることは、之も再度ならず述べた。

そこで、販賣組合展開の發條は、この零細農耕の外部、即ちその生産物販賣に於て繋がる、ところにあること、明らかである。

その繋がるところは、農産物の種類によつて左の諸型に類別せられる。

1 國家的統制下に直屬連繫するもの（國民主食糧品）——米穀

2 獨占的產業資本に連繫するもの（工業原料品）——小麥

3 獨占的輸出資本、巨大金融資本の直接的分派）に連繫するもの——蜜柑、製茶、生絲、繭

4 消費地問屋に連繫するもの（諸直接消費資料）——鶏卵、木炭等、

右のうち、販賣組合の本格的全面的展開の主導因となつたものは、いふまでもなく（1）の國民主食糧たり農業生産の大宗たる主穀・米に於ける國家機關による大規模な統制である。（2）及び（3）も夫々副次的畑作物に於ける封建的耕作をそのまゝ資本の把握下に置くことや、所謂生計補充的副業生産を工場やマニユファクチュア外業部としての資本家的家内労働へ編成することに於て、特殊的に販賣組合展開の極めて効果的な動因となつてゐる。けれども（4）は勿論販賣組合展開の動因となるのではなくて、單に既に展開された産組販賣事業に便乗してゐるに過ぎない。

#### I 國家的統制下に直屬連繫する米穀

もと／＼、半農奴制的零細農耕が單に資本制生産でないといふ自明の事實によつて、該農耕産物の販賣行程が商人資本の生産に對する獨立、優勢的發展の地盤を供してゐることは勿論一般に言へることであるが、更に該農耕に於て特徴的なことは、その販賣行程が既述の如く半隷農主的地主による現物年貢の販賣と、半隷農による自

家消費用農産物の販賣との二層の仕方を包摂し、而してその二層の販賣が相互に唇齒輔車の關係を保つて、以て商人の高利貸付資本の蕃殖を促進せる資本主義社會に持續せしめる鞏固な俟處を與へてゐるといふことである。この地主的・強制的二層の販賣の唇齒輔車の關係とは、即ち既述の如く前者の販賣によつて得られる貨幣が商業高利貸付資本として後者によつて得られる貨幣所得を吸ひ上げ、究極的に之を金融獨占資本に輪租・補充することによつて、商業の高利貸付資本を發達する資本主義社會に機械的に組み合はしめてゐることを指してゐる。而してこれらの二層の販賣は右の雜雜に於て、一方に半封建的の零落を引き起すと共に、他方に於て半封建的土地所有の優位性を益々發揮せしめるものであり、些かも資本制生産露出の起點たる單純商品生産を意味しないことは既説の如くである。

そこで、半農奴制的零細農耕に於ける販賣過程に於て、右の商人資本の獨立、優勢的發達の鞏固さを多少とも弱める要因は、該農耕自身の商品生産推廣の側に之を求めることは全く徒勞なのであつて、いさほひそれは他の側面、即ち右商人資本によつて媒介せられるところの該商品の供給先に於て入り込む生産部面の産業資本の能動性に於て、求められねばならないことになる。けれども、國民主食糧たるこの直接的消費資料は概して一般市場に於てのみ、資本制商品社會に流入してゐるのであつて、生産原料品として直接生産部面に入り込むことは稀なのであるから、この側面に於ても、獨立的優勢的に發達する商人資本は、それをば産業資本の下に従屬せしめんとす

る産業資本の率制的作用から免かれ得るのである。従つてこの率制的作用の一形態として端緒的に現れ來るところの協同組合の導入の機會は、この本來的農耕産物（食糧）の販賣過程に於ては、之を見出すことを得ない。本邦産業組合事業中、販賣事業の進展が購買事業よりも立ち遅れた理由は全くこゝに潜んでゐる。

（註）本書第三編緒言掲出の「事變別組合設置年比較」表一五〇頁を照出。

わが國に於ては、従つて、産業組合販賣事業の展開は、右の如き自生的な方向に於てはなく、上よりの政策的な方向に於て齎されるの他はない、それとは即ち、大正三年（一九一四年）五年の農業恐慌に於ける米價下落に刺戟されて端緒をひらき、大正七年米騒動を起點せるところの米價高騰を経て、戦後一般的クリーズ開始以來、彌發慢性化する農業恐慌に際し米價の激落を見らるるに及んで、彌々強化せられたところの米價調節政策に他ならぬ。

もとゞ、米價の變動は、前述半農半制的零細農耕と資本主義との抱合の矛盾の、集中的示現として把握せられる。即ち、この價格の變動は、價值法則（價值よりの絶えざる背離）と、それへの絶えざる求心によつて、商品經濟に於ける人々の勞働の各部門への分配の不均衡を調整し、商品と資本主義諸關係に於ける生産諸力の發展を促進し保證するところの（一）の實現としての一價值よりの絶えざる背離を意味するのでは此かも知れない。それは下降した場合も勿論、上昇した場合でも尚、半隷農民の剩餘勞働（又は必要勞働の一部をも含めて）の絶えざる無償贈與を常に伴つてゐるのである。換言せば米價の變動の上下に屬はりなく常に、農・工兩生産部門の勞働分配

の不均衡は絶對的であり、農業部門は常に價値形成一般に參照しないところの、謂はゞ家畜的な人間勞働力の間斷なき追加によつてのみ理め合されてゐる。この農奴的無償勞働の補填は、資本主義工業部面に於ける生産力の急激なる發達に對し、半封建的農業に於ける生産力の停滯が跋行懸隔するにつれ、益々増大強度化せられるはもとよりであるが、この増大強度化には肉體的生理的限界があることであり、従つてこの補填を以て間に合はない兩部門生産力の懸絶は、農産物價格の相對的上昇歩み寄りや惹起するを必至とする。

ところでかゝる傾向は、直ちに貸銀の高騰を通じて産業利潤率の低下に映するのであるから、他方に於て、半封建的農業に於ける生産諸力の萎微を振騰せしめんとする内地に於けるあらゆる地主的増産政策、及び北海道をはじめ植民地に於ける半農奴制的農耕利用の所謂産米増産政策、この謂はゞ縦と横との半農奴制的農耕擴充を、軍事的食糧政策と結合しつゝ半封建的機構に於けるブルジョアジーの一貫せる農業政策として呼び起さざるを得ない。

そこで米價は、一方に於ける半農奴制的農耕の跋行的生産力低位性に基く上昇傾向と、半農奴制的農耕に於ける地主的、隷農的二層商品化の縦と横との擴大に於ける増産による下降傾向との、相剋に於て、資本家社會に於ける景氣變動の起伏にからみ合ひつゝ、刻まれるのである。是れ該農耕の生産諸力の低位性に基いて不可避であるところの自然的諸條件への無力なる全き從屬に因る豊凶が、更に加へて右の米價の刻示を一層複雑化することは言

ふまでもない。

右の如く根本的に半農奴制的零細農耕と資本主義との抱合の矛盾に基因するところの米價變動の相剋は、その根本的矛盾の深度の故に、夙に成り行きに放置出来ないものとなつてゐる。上昇するにせよ下降するにせよ、米價の一般物價指數よりのづれは日本資本主義全機構に危機的衝撃を與へずには置かないのである。

(註) 日本學術振興會第六小委員會報告として、委員高田保馬提出になる『米價の長期變動』のレポートに基いて、米價の一般物價との相對的地位の觀察をなすに、明治三十四年—三十八年平均を基準一〇〇にとり、大正六年—十年五ヶ年平均及び昭和二年—六年五ヶ年平均の夫々に於ける各種商品物價の指數と米價の指數とを比較すれば次の如くである。

種 別	明治三十四年—三十八年平均	大正六年—十年五ヶ年平均	昭和二年—六年五ヶ年平均
	(五ヶ年平均)	(五ヶ年平均)	(五ヶ年平均)
平均(變更品目を除く五〇品)	一〇〇・〇	二六七・九	一九九・四
農 業 品	一〇〇・〇	二二九・五	一八七・五
穀 菜 品	一〇〇・〇	三〇七・一	二二七・五
林 業 品	一〇〇・〇	三一七・六	一九五・三
製造工業品	一〇〇・〇	二六二・二	一九三・五
米 穀	一〇〇・〇	二六五・〇	二二二・一

第三編 第三章 國家的米穀統制をその主なる展開要因とする販賣組合



日本産業組合論

穀物以外の食糧	一〇〇・〇	二三八・〇	一八五・三
穀物	一〇〇・〇	二五三・三	二六五・六

即ち大正六年―十年に於ては、米價指數は二六五なるに對し全商品指數の平均は二六二で、米價は勝商品價格の中位にあると見做される。が昭和二年―六年に於ては、米價指數二一二に對して全價格指數の平均は一九九で、戦後米價の位置の可成りの上昇を推知し得る。

近似の傾向は左の如き米價率（米價指數の物價指數に對する割合）の表出にも看取せられる。  
 五ヶ年間平均米價率

明治三十四―明治三十八年	一・〇六九
明治三十八―明治四十三年	一・〇一六
明治四十四―大正 四年	一・一六八
大正 五―大正 九年	一・〇〇三
大正 十―大正 十四年	一・一二七
昭和 元―昭和 五年	一・二三七
昭和 六―昭和 九年	一・〇八〇

即ち、大正の末期に至るまで米價の相對的上位傾向は極めて微弱に現れてゐるが、昭和元―五年に於て、やゝ目立つてこの上位傾向を示してゐることが認められる。

さて、これらの相對的上位傾向が、たとへ、右の如く戦後に可成り目立つてゐるとは言へ、もとより之は、農工兩生

産部門に於ける生産力懸絶の程度と比すべくも非ず、従つて上昇傾向をこの懸絶の念調（特に戰後に於ける）に沿はしめないための反作用たる、半農奴制半細農耕に於ける公力的増産と言ふブレーキ的効果の顯著なるを、反證するものである。かくてこの増産の效果はむしろ、農業クリーゼ基調に於ける特殊の相對的過剰生産として一般的クリーゼの軌道上に於ける恐慌渦中に重奏し、農業クリーゼを一般的クリーゼの構成分として定立せしめる積極的半面をなすのである。それ故に大正十四年以後の米價の絶對値の下落が、たとへば一般物價指數との比較に於て相對的上位傾向を示すとも、事實上の慘落として受けとられるは、當然然るべきである。

右の理由の他に、更に次の事情も亦、米價調節への政府の發動を促進せずにおかない一要因となる。それとは即ち米價が一年度内に於て出廻期と端境期とを兩端とする夫々の季節相場を有し、而も注意すべきは、出廻期に於ける主として「庭売相場」が半隷農民窮迫販賣米に照應して立つに反し、端境期に近づける市場相場は全く半隷農主、寄生地主によつて販賣せられるところの年貢米に照應して立ち、かくて米價が半農奴制的零細農耕に於ける産物の隷農的並に地主的二層商品化に於て夫々の相場を現出することである。右の隷農的、地主的二層商品化が相互に關係することに於て歸結されるところが、他ならぬ農業クリーゼの前提條件の醸成、即ち中農の隷農的零細小作農へ向つての階層的崩落の有力なる契機であつたことについては、既に詳論したところであるが、従つて、農業クリーゼ進行の制動のためには、この季節相場の何等かの平均化の努力が、拂はれねばならぬこととなる。

かくて米價調節への政府の發動は、大正時代に入るに及んで農業クリーゼの進行と共に頻繁化し、殊に戦後一般的クリーゼの開始以來、農業クリーゼの軌道上に於ける上述の公力的増産の結果が、一般的クリーゼの軌道上に於ける恐慌と重奏するに及んで、遂ひにかの「米穀法」(大正十年)、「米穀統制法」(昭和八年)、「米穀自治管理法」(昭和十一年)なる雜物となつて結實したものである。

さて、組合販賣事業は本格的には、全くこの米穀法に結實せる米價調節政策に下屬して展開し來つたものである。いま販賣事業展開の跡を検するに左表の如く、大正四年即ち米穀法の規模に於ける米價調節施行の準備たりし最初の「米價調節調査會」設置の年に於て、略々その端緒に着き、戦後特に大正十四年以降漸く發展を示してゐるのである。

販賣組合營業年表

年 度	調査組合数	販賣價額 千圓	一組合平均 販賣價額	販賣價 額指數
明治三十八年	一一四	一、三五一	一一、八五八	三
同 四十二年	一、七三一	一一、二七六	六、五一四	二七
大正 四年	四、五五四	四〇、七七七	八、九五五	一〇〇
同 九年	六、三三六	一一六、九一二	二〇、〇三〇	三一一

同	十四年	七,五九五	二二六,〇一七	二八,四四二	五二九
昭和	元年	七,五四一	二二一,二九五	二九,三四六	五四二
同	二年	七,五二四	二二一,四五四	二九,四二九	五四三
同	三年	七,五一五	二四五,七七三	三二,七〇四	六〇二
同	四年	七,六二六	二五四,五五五	三三,三八〇	六二四
同	五年	七,七七七	一九二,四七三	二四,七四九	四七二
同	六年	八,一六七	一八一,一四〇	二二,一八〇	四四四
同	七年	八,四七七	二〇二,八三八	二三,九二八	四九七
同	八年	—	二九一,〇五〇	—	七一四

〔備考〕『商業組合年鑑』より。

右の表に於ける昭和五年以後の販賣價額の若干の減少は、販賣物價格下落の反映と見られるのであつて、販賣數量に於ける減退を示してゐるのではない。が兎に角、組合販賣事業の急速なる成長が現れるのは、左表の如く個々の組合に於てはなく、むしろその系統的上級機關の發展に於てである。

販賣組合聯合會事業年表				販賣價額			
年	次	販賣組合聯合會(兼管包括)數	同上所屬組合數	調査聯會數	金額	一聯合會平均	一所屬組合平均
大正	元年	二九〇	六一三	一三	七,九五五 <small>千圓</small>	六一一,九七 <small>圓</small>	一一,九七八

第三編 第三章 國家的米穀統制をその主なる展開要因とする販賣組合

日本産業組合論

同 四 年	一、一〇三	一、〇三九	二七	八、九〇三	三二九、九四一	八、五六八
同 九 年	三、九八七	二、五八四	七九	二〇、三二六	二五七、二六六	七、七八六
同 十 四 年	五、四三八	四、〇六三	八八	三九、五六〇	四四九、五四八	九、七八五
昭 和 三 年	七、三四七	五、三三二	一〇五	五五、九一四	五三二、五二三	一〇、六八七
同 四 年	八、六七三	五、八三二	一一八	五九、六九五	五〇五、八九一	一〇、二三六
同 五 年	八、五六二	六、七六〇	一〇七	六二、八六三	五八七、五〇五	九、二九九
同 六 年	九、三一九	八、六九三	一〇八	六五、〇三三	六〇二、一五六	七、四八二
同 七 年	九、八三五	九、五二三	一〇三	七九、五九二	七七二、七四六	八、三五八

(備考) 『産業組合要覽』より抽出。

右表の府縣聯合會の、聯合たる全米穀販賣購買聯合會(略稱「全販聯」)の結成を見たのは、漸く昭和六年六月のことであり、設立以來本年を以て七ヶ年度を経過したに過ぎないが、その事業分量の進展は目覺しいものがある。

全國米穀販賣購買聯合會事業年度表

年 次	所屬會員數		出資金		事業分益	
	聯合會	組合	總額	拂込済	販賣高	拂下高
昭和六年	三三	一〇	四三	二二四 <small>下四</small>	四二 <small>下四</small>	六七〇 <small>下四</small>

同 七 年	四四	六	五〇	二五五	一〇〇	二八、五八四	一一、八一五
同 八 年	四六	三	四九	九三五	二八七	四七、三八七	四、五九六
同 九 年	四七	三	五〇	九六〇	二九二	一三七、九二一	一四、二三八

〔備考〕 『産業組合年鑑』及び、『産業組合概況』より。

而してこの全販聯の活動には、米穀法（米穀統制法）に基き政府米の買上げ乃至拂下げの經由機關として、産業組合販賣事業が上からの發動を原動力としてゐることが、大寫しに現出してゐるのである。

全販聯取扱米のうち政府買上米及び拂下米の占むる地位は左の如き壓倒的大部を占めてゐる。」

全販聯取扱米種類別取扱数量年表

	第 二 年 度 (昭和六年十一月 昭和七年十月)	第 三 年 度 (昭和七年十一月 昭和八年十月)	第 四 年 度 (昭和八年十一月 昭和九年十月)
當 用 米	九六七 <small>千俵</small>	二、七七六 <small>千俵</small>	四、一六八 <small>千俵</small>
政府買上米	二、二四二	一、六一八	八、三八一
計	三、二一八	四、三九四	一二、五五〇
政府拂下米	一、八七九	六四七	一、七一九

〔備考〕 一、『産業組合年鑑』七年度、十年度より作表。

二、年度は全販聯事業年度。

更に吾々の注意を牽くことは、全販聯が、米（其の他麥も同様）の集荷に際し、下級所屬販賣組合聯合會に對し、責任出荷と稱し、一定數量の出荷強制をなせる點であり（註、こゝに吾が國販賣組合展開が上からの發動に基いて形成される轉倒的様想を見ることが出来るのである）。

（註）責任出荷の方法は次の如くして行はれる。即ち毎年、所屬聯合會の區域内に在る販賣組合及び農業倉庫の販賣する米の前三ヶ年平均數量の合計二割（後に三割に擴大）以上に相當する米の數量を、所屬聯合會に割當て、聯合會はこの割當數量の販賣を年度内に全販聯に委任するを要する。委任數量が責任出荷數量に満たざるときは、その不足數量に對する販賣歩合金が違約金として徴收せられる。所屬聯合會への割當が更に該聯合會によつてその所屬組合へ割當られて行くものであることは、言ふまでもない。

いま市場出廻米に對する産業組合系統の米穀統制の程度を示せば次の如くである。

産組系統米穀市場統制率

年 度	米穀生産數量 千石	販賣米推定 數量(A)		産業組合系統取扱數量		全販聯(D)
		販賣組合(B)	販賣組合聯合會(C)	販賣組合(B)	販賣組合聯合會(C)	
昭和五年	五九,五七七	三〇,〇〇〇	二,一五八	一,二八〇	一	
同 六 年	六六,八七五	三〇,〇〇〇	三,五七五	二,三〇〇	1	
同 七 年	五五,二一五	三〇,〇〇〇	三,二五九	二,二七〇		一,二八七
同 八 年	六〇,三九〇	三三,〇〇〇	五,八二二	三,四二〇		一,七五八

同 九 年	七〇,八二九	三七,〇〇〇	七,八〇〇	五,四二〇	四,九六九
九 年 度	B A	.....	一〇〇*	二一*	
統 制 率	C B	.....	一〇〇	七〇*	
	D C	.....	一〇〇	九二*	

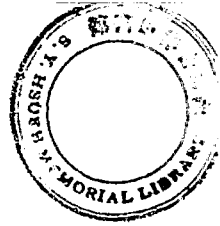
〔備考〕 全販聯調査。

次に、農産物價格調節政策を基軸として展開せられたところの販賣組合に於て、その價格調節への施設として不可缺であり、その調節機能の事實上の負擔機關たる農業倉庫（その經營主體は原則的に産業組合である）を一瞥するを要する。これの設立は、曩の大正四年米價調節調査會の決議せる答申項目中の一項なる「農業倉庫ノ設置ヲ奨励スルコト」に端を發し、之を政府は米價調節の恒久的施設として採り上げたものであり、大正六年農業倉庫法を公布し、爾來十ヶ年計畫を以て、我國産米五千萬石の約一割に當る五百萬石を收容する農業倉庫四千棟を、三ヶ村に一棟の割で全國各町村に散布する豫定の下に、鋭意之が建設奨励に當つたのである。其の結果左表の如く十年後の昭和元年には豫定計畫を突破し、續いて昭和三年には更に十ヶ年に收容力百萬石の増加並びに聯合農業倉庫收容力八十萬石の完備を目して計畫が更新されるに至つてゐる。

農業倉庫及び聯合農業倉庫歷年表

(i) 農業倉庫





日本産業組合論

年次	経営主體數	棟數	建坪數	穀物	容量	砂	糖	木炭
大正六年度末	一一二	七三三	二二	一、八四八	三三	一	一	一
昭和元年度末	二、二九一	四、六三〇	一七六	一三、六四八	一、三三四	二、六八二	一	一
同六年度末	二、九二一	五、三九四	二四四	一六、八七四	三、五九七	五、二九二	一	一
同九年十二月末	三、七二六	六、七三四	三二四	二二、四五九	四、一八一	七、〇九二	五、五〇〇	一

(ii) 聯合農業者

年次	経営主體數	棟數	建坪數	穀物	容量	砂	糖	木炭
昭和二年度末	二	一七	一、四四七	九九	一九四四〇	一	一	一
同六年度末	八	三八	三、九三一	一四六	一九、四四〇	一	一	一
同九年十二月末	三一	一一〇	一三、二九一	一、〇八〇	一九、四四〇	三八、九二五	一	一

〔備考〕一、農業倉庫経営主體は、産業組合の他に、農會、公益法人、町村を含むけれど、それらは僅かに一%を占むるに過ぎず、九九%は産業組合である。

聯合農業者の経営主體は、例外なく産業組合聯合會に限られてゐる。

二、『農業倉庫及び聯合農業者概況』(農林省經濟更生部(昭和十年三月刊))による。

かかる建設が米價調節政策の下の施設として、いかに官府的發動に於て創設せられたかは、その國庫補

助が、當初所要建設費に對し二割であつたものが、後に四割乃至五割に達し、この補助當累年總計が十一年度末現在に於て九百萬圓餘に及ぶを以て、思ひ半ばに過ぐるものがあらう。

尙こゝに附言すべきは、産業組合販賣機構の上述の如き上からの發展が、戦時衣食糧統制への示唆を含んでなされてゐるといふことである。

現在平時に於ける全販聯の軍糧秣關係への納入は左の如く、量的には極めて少額に過ぎないが、「戦時供給の訓練」(註一)として意義を持つものと言はれ、軍に於ては特に産業組合との取引に對し臨時契約の特典を與へてゐるのである(註二)。

全販聯の販賣先別数量及び金額

	米		麥		鶩卵		木炭	
	九年	十年	九年	十年	九年	十年	九年	十年
政府	數量 三、四四九	數量 一、五三三	數量 一	數量 一	數量 一	數量 一	數量 一	數量 一
政府	金額 一、一四一	金額 七、一七三	金額 一	金額 一	金額 一	金額 一	金額 一	金額 一
同 屋	數量 一、三三三	數量 一、一四一	數量 四、六六	數量 一、三三	數量 一、三三	數量 七、三六	數量 四、六	數量 一、八三、五八
同 屋	金額 六、八六六	金額 六、六六六	金額 一、六六六	金額 一、二二二	金額 一、二二二	金額 四、九四九	金額 三	金額 九三三
消費	數量 一、六	數量 二、一	數量 一	數量 一	數量 一	數量 一	數量 一	數量 一
消費	金額 一、三	金額 一、五	金額 一	金額 一	金額 一	金額 一	金額 一	金額 一
國 益	數量 一、三	數量 一、五	數量 一	數量 一	數量 一	數量 一	數量 一	數量 一
國 益	金額 一、三	金額 一、五	金額 一	金額 一	金額 一	金額 一	金額 一	金額 一

第三編 第三章 國家的米穀統制とその主なる展開要因とする販賣組合

購買数量	数量	数量	数量	数量	数量	数量	数量	数量	数量
組合金額	一、七五三	一、八四四	全	一七七	一	一	一	一	一
軍部数量	三三	一六	EX	CB	一	一	一	一	一
關係金額	—	五、四〇〇	—	—	—	—	—	—	—
其他数量	WOOD	—	—	—	—	—	—	—	—
共計金額	二、〇八六	六、二四四	—	—	—	—	—	—	—

【備考】一、数量り米および麥は石、鶏卵は箱、木炭は疋、但し昭和九年の軍部關係のみ米、麥、木炭は依が單位。年度はそれより十一月一日より翌年十月三十一日に至る一ケ年。

二、「エコノミスト」誌、昭和十一年三月、「産業組合と軍部の提携」より。

(註一) 「本年度ニ於テ若干職時供給ノ訓練ノ機會ヲ得タルコトハ國防機關トシテノ産業組合ノ將來ノ大ニ意義深キモノアリ」—全販聯第五年度事業報告より。

(註二) 軍糧秣納入に於ける衣糧の臨時契約は特定の事項の他は許されないことになつてゐるが産業組合だけではいつでも契約に應じうる特典を附與せられてゐる(會計法及び勸令會計規則百十四條)。

## II 獨占的産業資本に連繫する小麦

小麦に於て特徴的なことは、第一にその産組による販賣統制が、軍義的アウタルキーを目標とする昭和八年以後の小麦増殖五ヶ年計畫の強行と、相呼應し、執行的に行はれたこと、及び第二にこの販賣統制が、製粉工業、及

び醤油工業)に於ける原料集荷の合理化に終極的に連繫せることである。

先づ小麦増殖についてみれば、従来、内地消費額一千萬石に對し國內生産額六百萬石前後に停滞し、消費額の四割を輸入小麦に依存するの狀態であつたのを、第三期世界恐慌後の國際政局緊張に因る軍義的アウタルキーへの急激な施回に伴ひ、米に次ぐ主要食糧としてその國內自給の確保が焦眉の急として日程に上されたものである。計畫の内容は昭和八年の收穫より以降五ヶ年を一期とし、この間に於て栽培面積約十八萬町歩(米の裏作獎勵を主とす)反當收量約二割の増加を図ることによつて年額約三百萬石の小麦を増殖し國內生産を一千萬石に高めんとするにあり、計畫實施後本年は正しく最終年度にあつてゐるが、その成果は、稀に見る首尾を以て所期の目的をほとんど達し得てゐる(註)。だがこの成果については、もとより毎年百七十萬圓の巨費を投じてなされた政府の大規模な指導獎勵及び關稅保護をバックとせることを忘れてならぬ。

(註) 小麦五ヶ年増殖計畫の成果

	栽培	反別	收穫	反當
		千石	千石	收量
昭和三―七、五ヶ年平均		四九七	六、三四七	一・二七七
昭和八 年		六一六	八、〇一三	一・三〇〇
同 九 年		六四八	九、四五〇	一・四五七
同 十 年		六六三	九、六五五	一・四五五

日本産業組合誌

(二三)

同 十 一 年	六八八	八、九六一	一・三〇一
同 十 二 年	七一五 (推定)		

〔備考〕全販誌『小麦』昭和十二年四月刊より。

尙右の栽培反別の増加は、一部には、左の如く大麥及び裸麥の栽培反別の減少と入れ代つて居る點に注意を要する。

大 麥	三八〇、〇七二・二	三四一、九四八・四	三八、一二三・八
裸 麥	四七九、六八九・二	四三九、七二二・七	三九、九七五・五
	〔備考〕同上。		

さてかくの如き小麦増殖の成功的實施と、當初から競争的に産業組合の小麥取扱の進展が圖られたといふ點が(註)、次の小麦需要の壓倒的部分が製粉工業(及び澱油工業)の大量的原料消費にあり(註)而も製粉工業に於ける獨占が進んでゐることと共に、産業組合小麦販賣事業の短期間の躍進を約束せるものである。

(註一) 小麦増殖の助成金の一部は組合の小麥取扱入件費に對し與へられてゐる。

(註二) 小麦の用途別消費額

用 途	大正十二年	昭和元年
製 粉	賞 數 五九、〇〇〇	賞 數 七〇、六〇〇
	百分比 六七・六	百分比 八三・六

醬油	一八九	二一五	九六	一一・四
麵粉	二〇	二・二	一一	二・四
飼料	一三	一・五	一九	二・三
味噌	一四	一・六	八	一・〇
菓子	二八	三・二	一	一
其他	二五	二・八	二	〇・二
計	八八	一〇・〇	八四五	一〇・〇

〔備考〕全販聯「小麦の取引と其の販賣統制」昭和九年刊より。

製粉工業に於ける獨占資本化は次の如くに進んでゐる。即ち現在製粉會社二十三社（朝鮮、臺灣を含む）中、日清、日本、日東、昭和の四社を以て、一ヶ年の製粉（推定）高が、十三社總製粉（推定）高の七四%、原料小麦使用（推定）高が二十三社總使用（推定）高の實に七四・八%を占めてゐるのである（日清製粉等の小會社朝鮮製粉の一ヶ年製粉高及び原料小麦使用高を上記四社中の數字に加ふれば、右のパーセンテージは更に高まる）。

製粉工業に於ける獨占資本化の表出

日清製粉	資本系統	資本	金	一ヶ年製粉	原料小麦
	三	三	千鈔	推定高	使用推定高
				一九、五三一	九、八一七

第三輯 第三章 國家的統制とその主なる展開原因とする販賣組合 二三三

日本産業組合論

二三四

日本製粉	三井系	一二,〇〇〇	一八,〇八九	九,〇四五
日東製粉	三菱系	五,〇〇〇	三,〇六六	一,五三三
昭和製粉	森コンツェルン	二,五〇〇	七,六六五	四,〇三〇
—以上四社計(A)		三一,八三〇	四八,三五一	二四,四二五
其ノ他十九社計			一六,九二四	八,二一一
合 計(B)		六五,二七五	七四,二七五	三二,六三七
A B		七四,二七五		七四,八

〔備考〕 全販聯『小麦』「全國主要製粉工場一覽表」(昭和十二年三月一日現在)より集計算出。  
次に小麦市場出廻數量に對する産業組合系統の取扱數量を示すならば、左の如く、

小麦生産高(A)	二二,七三〇,三二〇 <sup>俵</sup>
小麦市場出廻高(B)	一五,五三二,八六二 <sup>俵</sup>
A B	六八,三 <sup>俵</sup>
産業組合系統取扱高(C) *	五,六二三,二五二 <sup>俵</sup>
全販聯取扱高(D)	三,四一三,五三八 <sup>俵</sup>
C B	三六,〇 <sup>俵</sup>
D B	二二,〇

〔備考〕 一、全販聯『小麦の生産と消費』(昭和十年度表)より。

二、但し\*印は昭和九年度、農林省經濟更部調。

産業組合系統取扱高は出廻總數量の三六%（最近は四〇%に達すといはれる）（註）内全販聯取扱高は同出廻數量の二二%を占めてゐる。

（註）販賣組合系統の最近の取扱總高は六百萬俵を越え、市場出廻數量の四割に及んでゐる——全販聯『小麦五頁』  
 而して全販聯の販賣先は、製粉會社其他醬油會社等に相對賣をするもの連年急激に増加し來り、いまや略々過半に達してゐる。

全販聯小麦・大米・麥粉販賣先別數量

	昭和八年度	九年度	十年度	十一年度
販賣先				
製粉會社	一四四、七四八石	四八〇、四八二石	七九二、四四八石	六九四、八六四石
ビール會社			五、五四二	七〇、二八八
醸造會社	三、七〇三	一五、三〇八	一三、六〇六	二〇、四三五
問屋	三六二、〇八三	四八七、九〇〇	八九八、四五七	六三七、八一七
軍部關係			四〇、八九九	六三、〇八一
購買組合		五、九一五	一三、四五九	一〇、六一四
消費組合		一六、八八〇		一二、七一七
精麥業者				一二、一九七

第三編 第三章 國家的米穀統制をその主なる展開導因とする販賣組合



日本産業組合誌

二三六

製粉業者	—	—	—	三、八〇六
製麵業者	—	—	—	五一五
計	五一〇、五三五	一、二七〇、七七五	一、七六四、四八〇	一、五二六、三三〇

〔備考〕 全販賣調査。

III 獨占的輸出資本に連繫する生絲・蜜柑

輸出資本に於て特徴的なことは、それが元來商品流通過程に於ける商業資本たるの機能を持つに過ぎないに拘らず、特權的巨財閥金融獨占資本の直接的分派たる三井物産、三菱商事等によつて獨占化せられて居ると言ふ點であり、近代的工業としての産業的基礎の薄弱な輸出向生産や、まして半封建的生産關係を基礎とする輸出農産物生産にあつては、かゝる獨占的輸出資本に繋留せられることを一般的傾向とせざるを得ない。販賣組合はこの爲の導管をなす。

前者の例は昭和二年、生絲販賣事業を行ふ府縣（又は郡）販賣組合聯合會及び組合製絲を以て組織せられた大日本生絲販賣組合（略稱「糸聯」）の生絲販賣に於ける獨占的輸出資本との集中的連繫に於てみられる。

糸聯販賣先別数量金額

販賣先	販賣数量	金額
三井物産	一、三三三 <small>千斤</small>	一〇、九四五 <small>千圓</small>

原 合 名		
旭シルク	三九三	三、二四二
日本生糸	六七〇	五、二二九
日本棉花	三〇二	二、四八七
奥村商店	二一四	一、七九八
以上小計(A)	二四二	二、〇一七
其の他四十、三商店計	三、一四三	二五、七一八
合 計(B)	一、〇三二	七、九八〇
A/B	四、一七五	三三、六九八
	七五、三	七六、三

【備考】一、糸聯『第十年度事業報告書』(昭和十年七月、十一年六月)より集計算出す(横濱、神戸兩港輸出を含む)。

二、「共同計算」に大口販賣先たる上掲四商店に於て主として行はれる。

次に後者、即ち加工的生産行程のない直接的な輸出農産物の例として蜜柑を挙げよう。

蜜柑の北米輸出は従來中小輸出商群の取扱に委せられて居り、之等の輸出商群五十餘商店は日本柑橘北米輸出組合(大正十三年設立)なるギルド的同業組合を結成してゐたのであつた。

之に對抗し、昭和九年九月、柑橘の販賣を行ふ府縣販賣組合會を基礎とする大日本柑橘生産組合聯合會(略稱「日柑聯」)が形立てられたのは、「生産者團體による直輸出」といふスローガンの掲揚にかゝらず、事實上は

獨占的大輸出資本の柑橘北米輸出への進出、その群小輸出商達の柑橘輸出への割り込みを意味してゐるのである。前記北米輸出組合と日柑聯との輸出數量は累年左の如くであるが、そのうち日柑聯の輸出と稱するものは、悉く之を三井物産に委託してゐるのである。

年次	輸出組合	日柑聯(三井委託)	計
昭和九年	七〇四、〇二二 <small>箱</small>	二九三、一五六 <small>箱</small>	九九七、一七八 <small>箱</small>
昭和十年	五八六、五七二	五五〇、二二〇	一、一三六、七八二
昭和十一年	五三〇、〇〇〇	五三〇、〇〇〇	一、〇六一、八〇〇
	和歌山縣團體	三一、八〇〇	

## 二、産組販賣事業の特質とそれに内包する矛盾の契機

半農奴制的零細農耕に於ける生産物販賣の特質、即ちこの商品化が、所謂獨立自營農民の過小經營に於ける場合に具現せられてゐるところの、單純商品生産の範疇と異り、何等資本主義的農業生産様式鑄出の過程を意味しないで、半隷農主的地主による收納現物年貢の賣却と、半隷農自らによる自家消費穀物の充迫的賣却との二重の販賣となつて現出することに於て、一方に半封建的地主の強化・永続化へ他方に半隷農民の耕作農民のカブーラ化・零落、即ち半封建的土地所有制と半農奴制的零細農耕の敵對的兩極を析出し、その基本的對抗を深めるモ

メントたるに過ぎないといふ。前掲掲出の序編に於て追求せる命題は、そのよ、この國農村販賣組合の特質及び矛盾として貫かれる。

先づ問題を他國との對比に於て鮮明ならしむる爲に、次の點、即ち組合員の組合利用能力の差異によつて生ずる組合利用の利益享受の差異が、いかなる經濟的歸結を惹起するかといふことから見て行かう。

いまこの組合利用の利益享受の差異を、最も單純な量的差異として、次の例をとつて示すならば、生産地より主要需要地に至る米の配給費（單位一石當）は商人取扱の場合に比し産業組合取扱の場合は三十六錢節減せられ従つて生産地商人に庭先販賣する代りに産業組合系統の取扱に販賣委託する場合には販賣者手取りの増大は最大限石當三十六錢にはなり得る。

生産地より主要需要地に至る米の配給費（一石當）

商人		産業組合	
配給項目	配給費用	配給項目	配給費用
生産地ノ庭先買集商人ノ利益	二〇・〇〇	農業倉庫マデノ運搬費	一〇・〇〇
生産地ノ買集商人ノ利益	二〇・〇〇	販賣組合歩合金	五・〇〇
生産地ノ移出商人ノ利益	一〇・〇〇	縣聯合會歩合金	二・八八
生産地ヨリ倉庫マデノ運搬費	一〇・〇〇	全販聯合會	五・〇〇

生産地ノ倉庫ノ倉入費		生産地ノ倉庫ノ倉入費	
同	保管料	同	保管料
同	倉出賃	同	倉出賃
同	改装料	同	改装料
移	出檢査料	移	出檢査料
倉庫ヨリ發驛マデノ運搬費		倉庫ヨリ發驛マデノ運搬費	
貨車積込費		貨車積込費	
生産地ヨリ秋葉原ニ至ル鐵道運賃		生産地ヨリ秋葉原ニ至ル鐵道運賃	
計	一九四・〇〇	計	一五七・八八

〔備考〕 一、宮城縣柴田郡大河原町、大河原信販購利組合（大河原農業倉庫調査）の一例。但しこの比較差は他の調査と比し過大のものでない。

二、全販聯「農産物販賣事情に關する調査」昭和十一年刊三三頁より。

そこで例へば組合員のうち米十石を販賣し得る者の組合委託によつて得る利益は三箇六十錢、米百石を販賣し得る者の受ける利益は三十箇六十錢となる。組合介在の利益が大量出荷者の優越を益々助成することは一見して明らかである。

この様な、組合員の大小によつて異なる組合利用量の大小の差は、ユンケル經濟の支配と零細土地所有農民とを持つ獨逸農村に於ける協同組合を對照とせる場合、協同組合が大經營の優越を益々大ならしむる手段となり、「近代的農業（の發展）に對して大なる意義を有する」（註一）ことを歸結するものとして、カウツキーによつて指摘され、レーニンによつても亦精致を凝めて展開された（註二）ところであつた。

（註一）カウツキー『農業問題』、向坂氏譯本、一八八頁。

（註二）レーニン『農業問題と「マルクス地租案」』、第九「ドイツに於ける酪農經營と農業協同組合」

本書に於ては、ヘルツの次の見解、即ち「協同組合組織は、最も直さざり小きな、そして最小の所有者に最も多く役立つのである」（傍註ヘルツ）との主張が、實證を以て遺憾なく證實されてゐる。

しかるに、ユンケル經營を生むプロシヤ型土地所有と異り、資本主義的企業形態の輻緒を持たず、資本主義的生產方法への移行の門を有しないところの、半農奴制的小作關係を持つ半封建的土地所有の支配する日本に於ては、封建的寄生地主・富農の、販賣組合への大量出荷によつて獲得するところの、中農以下小量出荷者に對する利性は、半封建的土地所有の經營に對する壓倒的優越を裏打ちする方向に作用し、従つてそれだけ半封建的生產關係の再出、そのアンタゴニスムチックな兩極、地主的土地所有と小作農的土地利用との分裂に資することになるであらう。こゝに於ては、獨逸に於ける場合と異り組合は「近代的農業の發展に對して」ではなく、「その梗塞に於ける農業（そのもの）の發展に對して」意義を有することとなる。

即ちもと／＼日本に於ては、組合員の組合利用の差異は、以上の如き單なる出荷量の大小といふが如き量的なものではなく、もつと質的なものである。

何よりも先づ、屢々述べたところの半隸農主的地主の出荷と、半隸農民の出荷との質的相違に注意しなければならぬことは、言ふまでもない。半隸農主的地主による現物年貢の販賣と半隸農による自家消費農産物販賣との二重商品化に基礎を持つて立つところの、出廻期庭先相場及び端境期に近づける市場相場の二重市場は、右の基礎によつて派生する限り、販賣組合の介入によつて拭ひ去られ得られるものではない。むしろそれは種々な形に於て販賣組合に忍び込み、その專業を畸型化さすには置かないのである。

半隸農民の窮迫の出廻期賣却は、販賣組合への委託販賣によつても事實上防遏され得ない。換金の爲の賣急ぎを組合の出荷時に於ける假渡金によつて支へんとする方法も、別して低利ならざる其の利息の累積を計算に見積れば、實質に於て出廻期賣却と大差なく、組合側に於ても亦勢ひかゝる受託物を賣り急がざるを得ない。之に反し、地主の收納小作料販賣物は、前記窮迫商品の市場一掃後、價格騰貴の時期を見計つて、組合への販賣委託がなされる。

次の二表はこの間の事情を語つてゐる。

即ち組合の販賣專業利用戸数を地主及び耕作農民別の割合に見るに左表（i）の如く其の割合は夫々、略々組合

成員の割合に近似し、従つて組合販賣事業の利用率（各戸の利用量ではない）は、地主と耕作農民とに於て區別を附し難い。

(i) 組合販賣事業利用者階級別百分比

階級別	利用戸數百分比	組合員數百分比
地主	六・五三 <sup>%</sup>	五 <sup>%</sup>
自作	三〇・一五	二四
小作	三八・六九	三八
小作	八七・九四 <sup>%</sup>	八三・〇〇 <sup>%</sup>
其他	一九・一〇	二一
其他	五・五三	一一
計	一〇〇・〇〇	一〇〇

備考 一、『販賣組合現勢調査』産組中央會（昭和二年刊）及び『産業組合ノ社會的經濟的地位ニ關スル調査』同上昭和九年刊）より摘出併表。

二、利用戸數百分比が、組合員數百分比に比して、階級上昇するに従ひ幾分大であり、下降するに従ひ幾分少であるのは、組合販賣の利用率が組合員中上層に多いといふ結論を引き出すに都合がよいかの如くである、が利用戸數百分比の調査は組合員數百分比の調査より六・七年先んじて居り、従つてこの間に於ける組合員數百分比の階層的下降を考慮に入れるならば、右の區別はネグレシブルと看做して然るべきであらう。



(ii) 農業倉庫寄託者別割合

	昭和七年度	昭和八年度
地主	一五・四	一四・七
耕作農民	八〇・二	八二・〇
其他(商人)	四・四	三・三

(備考) 『農業倉庫及び聯合農業倉庫概況一覽』農林省經濟更生部(昭和十年四月)より。

ところが、組合が經營するところの農業倉庫の寄託者数について、地主及び耕作農民別の割合を(ii)表に見ると、地主数は一五%前後であり、前表組合販賣事業利用戸数六%餘の倍以上に達する。之に反し耕作農民の倉庫の寄託者数は組合販賣事業の利用者数より落ちる。

このことはとりも直さず、半耕農民の窮迫販賣物が組合の販賣委託に附せられても、農業倉庫に保管せらるること比較的少く、直ちに賣り放ちが急がること、之に反し半耕農民的地主の收納年貢の販賣に於ては、農業倉庫への保管が行はれても販賣が組合に委託せらるゝことは比較的少なく、出廻期を持ち越し、價格騰貴を見計つて適宜任意に販賣せらるゝことを意味してゐる。

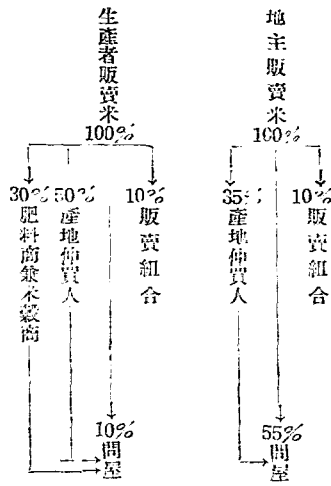
年貢米と自家用米との農奴的、窮迫的、商賣品化に照應する二重市場の組合販賣操作への浸透は、この組合販賣方法が、委託販賣によらず、買取販賣によつて營まれてゐる極めて多くの場合に於ては、更に微妙なものとな

一つの通例的な場合を示さう。組合は、半隸農民の出盛増出荷と、半隸農主的地主の時期を見計らつた出荷との買取によつて、安價な買取米と、比較的高價な買取米とを所有することになる。これらが組合の手から投機的に販賣される場合に成立する販賣價格と、前記二種の買取價格との差は、半隸農民よりの買取米に於ては大であり、地主よりの買取米に於ては小であるは勿論である。而るに、之等の差によつて生み出された利益が利用量によつて組合員へ配分される場合には、地主には、半隸農民よりの買取米によつて生み出された利益が獅子の分前として流れ込み、半隸農民には僅かにそのおこぼれが滴落するに過ぎないこととなる。尚若し組合の販賣價格が農民よりの買取價格より高いが地主よりの買取價格よりも低い點に定まるならば——かゝることは單なる假定でなく屢々起ることである——地主買取米に於ては通稱となり、この部分に於て組合は損失を見る譯である。この損失は半隸農民よりの低價買取米の利益を以てカバーされ、しかも前記の配分は、この部分の利益を地主の下に運び去るのである。

以上の如き農奴的、窮迫的の二重商品化に基づく市場の二重性の組合販賣事業への浸透と共に第二に又、半封建的土地所有と商業資本との組合の特徴的具現たる地主と米穀商との組合若しくは連繫を取り上げねばならぬ。

この組合の鞏固さが、特に半農奴的の空組農耕に於ける地主買取米と耕作者自家用米との二重商品化の相互關

係に基けることについては既に述べたところである。  
而もその爲組合販賣事業の發展はもつとも多きな障礙を持つ。



【備考】 一、指致は全販賣数量に對する大體の割合を示す。

二、産組中央會青森支會『陸奥の産業組合』第四卷第五號より。

右の圖は地主と米穀商との縫合が、かに地主の組合販賣委託をまたげてゐるか、又縣農民の米穀商(地主)への從屬が、かに農民の組合販賣をまたげてゐるかを示してゐる。

さて又、右の縫合を見る場合、前述の組合操作の地主(米穀商)にとつてのうゝ味は、完璧となるのは論を俟たぬ。組合經營農業倉庫の前身に相當するところの山形縣・熊本縣・廣島縣等に於ける米券倉庫は、種々の比重に於て、地主(米穀商)の小作料徴集(産米検査)集荷機關であり(註二)、これらの機能は後身農業倉庫にも潜伏遺傳せられないでおかない(註三)ことも見逃せない。

(註一) 山形縣の米券倉庫は最も古く、舊藩時代に廻り、領主の年貢米販賣機關として成立し、其の後種々の過程をたどつて大地主(米穀商)の登記機關とし、經營せられるに至つてゐる。熊本縣の米券倉庫もかゝる地主(米穀商)の機關として典型的のものである。廣島縣・秋田縣の米券倉庫は移出産米検査施行を要因として結成せられた點を注意すべきである。ついでにこゝに、産米検査が有する封建的小作料收取の強烈化の意義を、山形縣酒田米券倉庫と結合せられる検査の事例をとつて、例示して置かう。

「今酒田米券倉庫の實際に徴するに小作米受渡は二等米若しくは三等米を標準とするを以て、一等米を納附すれば之に相當する金額を受くるを得れども、三四等米は其價格の差額を追徴せらる。しかして市内三郡に於ける實際の入庫米の等級は一等米(一・五割)、二等米(四・三割)、三等米(〇・七二割)、四等米(一・五四割)なるにも拘らず、入庫小作米割當要求は二等米七・六六割、三等米二・三四割であるから、假に入庫米を以て小作料(米石)を納むるものありとせば其の總額に於て各等級間に左の如き増減を在することとなる。

日本産業組合論

二四八

品	買	入	車	米	所要小作米	入庫米の過不足
一	等	五	一	五	石	過 五十一
二	等	四	二	三	七六六	不足 三四二
三	等	三	七	二	二三四	過 一三八
四	等	一	五	四	一	過 一五四
計				一、〇〇〇	一、〇〇〇	

「左の結果は一等米の五十一石に對しては三等米との價格の差を地主より受け得る。が二等米の不足に對する三等米及び四等米を以てする補充は二等米に對する劣等米價格の差を地主に追徴せらるゝを以て、小作人の苦節は蓋し鮮少にあらざる」と譯である。——鈴木憲治『米券倉庫要説』大正四年刊、八二頁より。

(註二)「小作問題に對する産業組合の施設に關する調査」(中央會館行)によつて、埼玉縣北埼玉郡水深村、水深至誠信販騰利組合より次の如き報告あり。

「本組合農業倉庫に於て小作米麥の代理徴收を大正十二年度より引續き實行し、地主、小作間の諍和を圖りつゝあり其の成績良好にして益々増加の趨勢にあり」——『産組と小作問題に關する調査』一四五頁。

更に又地主の米穀商との連繫は、組合の販賣先を通ずる組合と米穀商との連繫なる形に於ても看取される。

左の表は昭和元年の調査に基づき、むしろその後、後に發展を見たる販賣事業の觀察に於て、正歌を示すには適當でないが、販賣組合の販賣先の連繫を知ること一つの参考とするに充分である。

販賣先別販賣額割合

販 賣 先	半	食用作物(米を含む)	商
販賣組合聯合會	六・一九	五・八四	二・二五
購買組合及び其の聯合會	一・八四	一・七四	二・〇五
卸商及び問屋	六二・四二	六一・四九	三四・〇四
小 販 商	一〇・四〇	九・六一	〇・七二
* 其 の 他	一九・一五	二一・三一	六〇・九四
計	一〇〇・〇〇	一〇〇・〇〇	一〇〇・〇〇

〔備考〕一、販賣組合別調査より抽出。

二、\*其の他とは、マニユファクチュア等の製造業者を含むものと考へられる。

かゝる趨勢は、系統的上級聯合組織の發展に對する妨からざる障礙となつてゐることはいふまでもない。而して、全販賣の常用米（政府買上米に非ざる取扱米を言ふ）販賣に於ても、左の如く米穀問屋が壓倒的部分を占めてゐる。

販賣先別全販賣常用米販賣高百分比（昭和七年度）

米 穀	問 屋	六七・四
市街地購買組合		一一・四

第三節 第三章 國家的米穀控制をその主なる展開原因とする販賣組合

消 費 関 連	一五・五
精米 菜 其 の 他	四・七

計

一〇〇・〇

〔備考〕高橋龜吉『日本農業統制と産業組合』一八八頁より轉載。

尤もこのことは、一方に於て、この國に特徴的なる、都市消費組合の未發達といふことにも其の原因の一つが歸せられる。がそれは兎も角として、全販聯がかくの如く中央市場に於ける大問屋と連繋せることは、反産運動に於ける米穀商の結束を促へす有力な因子になつてゐるのである。日本資本主義が半農奴的制を基底として持つ限り、米穀商は、たとへその活動の餘地を急激に狭められつゝも尙その地盤を産業組合との妥協的縫合に於て持續する若干の容觀的條件を有することが看取される(註)

(註) 前章二〇五頁「註」参照。

以上、半農奴制的零細農耕に於ける生産物販賣過程に、販賣組合が介入することによつて齎される結果が、いかに前記販賣過程に負はされてゐる次の傾向、即ち、半隷農主的地主のヨリ一層の強化、永續化、半隷農民のヨリ一層の零落の進行に、參與してゐるか、然してこのことによつて、いかに該組合自身が全幅的に畸變化されざるを得ないか、を把み出した。

他方に農業資本主義を生み出しつゝある分解でなく、農業そのもの、腐朽を生み出しつゝあるところの右の分

項は、半農奴制的な細農耕産物の、地主的隷農的・重商品化による資本家社會へのその消費資料生産部門の地位擔當に於て其の必然的軌道を推進し、従つて産業組合の右の分壊への參與は、その販賣事業に於て最も顯著に現れるのである。

産業組合本來の社會的使命が半農奴制的基底を持つ日本資本主義社會の社會的支柱たる自作農中堅部分の崩壊に於てあることと、右の如き分壊への參與とは、組合政策の自己矛盾として、常にその中にはらまれてゐるものであることは、改めて言ふまでもない。

而して又特に、販賣組合に於ては、政府の米價政策を主とする農産物價格統制に下屬して始めて展開せるものである限り、この統制政策の目的を通じてより他には、上述支柱崩壊の堰止を直接的に自己目的として押し出すものではなく、従つて右の分壊への參與の顯著なることに何等の不思議はない。

さて、この分壊への參與を結果するところの組合存在による經濟的諸利益の半封建的地主富農への結實は販賣組合の構成をして信用組合に次で、上層的性質を帯びしむる要因となるは争へぬ。

だが中農上層所有にかへる零細土地片を相互信用の物質的根據として成立せるところの信用組合に於けるとは異り、販賣組合の階層懸點は、しかく絶對的でない。

半隷農民の自家消費用窮迫販賣米が市場用廻米の六〇%以上を占めてゐる状態にあつて、米價統制への政府の



發動は、この半隷農民窮迫販賣米の統制をネグレクトしては成り立たざるのみか、むしろこれの殺倒亂賣の統禦にこそ、統制の技術的ポイントを持つのであるから、該統制政策に下屬しそれに於て展開の發條を得るところの販賣組合は、中農下層以下貧農に至るまでを漸次にせよ、その手中に收めざるを得ない。

農産物價格統制への政府の發動が、米穀から、それを中心として漸次其の他のあらゆる農産物品目に擴大するにつれ、而して又かゝる品目が下層貧農生産物のそれに及ぶにつれ、右の販賣組合の中農以下の抱擁傾向は押し進められるのである。従來農會の指導下に結成せられて、問屋集荷機關として連繫せられたところの、産業組合の埒外にあつた部落小組合共同出荷が、産業組合販賣事業の下に擧取せられようとする傾向、或ひはそれに基づく軋慄が惹起せられつゝあるのは、その現れであり、小組合の産業組合への法人加入の方途が構せられたものかかる傾向に呼應するは勿論である。

更に又峻近、東北地方の破局的窮乏に集中的に現れたところの、アルゲマイネ・クリーゼ渦中に於ける農業クリーゼの急性化に基き、窮迫貧農の生計持續のためにあらゆる、例へば藁一本までの、商品化が政府によつて促進せられ、それらの統制が計られんとするに及んで、右の下層抱擁の傾向は益々強められる。事實上、最近に於ける販賣組合の農製品取扱の増加、全販路に於ける木炭・鶏卵取扱の開始進展等は一方に於てかゝる下層抱擁を並行せざるば止まない。

そこで、更に購買組合について述べたと同様だが、こゝでも言へる。即ち繰り返して言へば、この國産業組合の骨格たる信用事業に於ける場合、その事業自體として有する階層懸點<sup>1</sup>構成の中農上層性の絶對性は、農業クリーゼの進行によつて必然化されるところの販賣事業營業を通じて破られることになる。販賣事業の展開はかくて、中農上層をその組織基本とせるところの産業組合に對して、該層以下貧農を漸次に送り込む一契機となるのである。

而してこのことは、更に繰り返すまでもなく、産業組合内部に半封建的地主對半農奴的零細小作農民のアンタゴニステックな萌芽を持ち込むことを意味する。

この際、購買組合との幾分の差異は、購買組合にあつては、前章に述べた如く、その金融獨占資本との直接的關係に基き、右述矛盾を直接資本に對置することに依つてぬりつぶすといふ意義を負ひがなるに反し、販賣組合にあつては、上述せる如く、その販賣の地主的自作料販賣と半隸農民の窮迫販賣との兩形態への分裂の故に、右述矛盾は決してぬりつぶされ得ないといふ點にある。後者に於ては右述矛盾はむしろ常に顕發せられる、上來屢々その必然性について闡說せるところの、組合信用部に於ける貸付金、購買部に於ける肥料其の他の掛賣金を販賣部に於ける販賣代金より天引する方法は、特に右の矛盾を刺戟せずには置かない。

## 第四章 利用組合の未發達とその散出の方向・意義

### 一、利用組合の未發達性

元來、利用乃至生産組合は、協同組合主義者のユートピア的假想に對する、ほとんど唯一の現實的な據點となしてゐるものである。

成る程、協同組合が、次に來る社會經濟的構成に於て、途方もなく積極的な役割を帯びて登場して來るのは、利用と生産組合としてである。

だが之がためには、社會的生產機構の核心をなすところの主要産業部門の生産手段や老大な金融機構が、社會的所有に既に移されてゐることを前提條件とするのであつて、この條件にして成立せざる限り、利用・生産組合は資本主義的總生産行程に從屬し、その單なる流通行程の環節の一部に位置せしめられるに過ぎないことは既に述べた如くである。

尤も、資本主義興隆の初期にあつて、未だ資本制生産の技術的條件が低位であり株式企業形態が未發達・不

變形の臨時に於ては、例へばロバート・オーエンが試みた様な労働者生産組合企業の實演も可能であつた。これは社會主義的生産の「企業」に於ける「社會内」に於けるのではない——將來の社會的生産の暗示に富んだ片鱗として、マルクスの注意を喚起するに價した。だが勿論それは片鱗に止るのであつて、資本制生産の技術的條件が發達し株式企業形態が本格的なものとなるや、それはこの私的ブルジョア企業との競争に耐え得ず、ひとたまりもなく崩壊するか又はそれ自身私的株式會社企業に轉成するかを不可避とする。

(註) エム・カントール『協同組合論』二五頁以下、「マルクスの協同組合企業論」参照。

要するに資本主義社會體制に於ては、協同組合の發達は原則として流通過程の埒内にあるのであつて、小生産者の生産利用組合も、その多くは販賣・購買組合に從屬的にのみ發展し得るのであつて、本質に於て販賣・購買組合の非資本家的小生産過程内への延長であるに過ぎない。

以上は資本主義社會體制内に於ての利用・生産組合未發達に關する一般的なことである。

「再版」農奴制的零細農耕を土壤とするところの日本の産業組合に於ては、この利用・生産組合の未發達は、更に個有的の基因を持つ。

それとは根本的には、日本農業に於ける「再版」封建制的生産關係が、……せる資本主義・インペリアリズムの段階のうちに、既に、資本主義的農業の勝利によつて置きかへられるところの諸々の内面的要因を失つて

居り、そも／＼日本資本主義の初發（同時に帝國主義の發足）から、農業生産力發展の停滯、農業そのもの、腐朽廢化に農業クリーゼの顯現を必然的としてゐるといふ、上來屢々論じ來つたことにある。

かゝる半封建的零細農業に於ては、生産手段への機械の導入は、基本的に拒否せられ、生産力澁滞の埋め合せは、主として手労働の一層の苛烈と結びつき、労働の私的形態を、何等社會化することのないところの、單なる労働助成材的肥料施用の増投にもとづく、反當生産量——労働量當ではない——の増大といふ方向を、とるに過ぎない。

尤も、昭和五年以後所謂戰後資本主義の第三期を劃する恐慌の急性的深化に際しての、日本資本主義の一般的合理化の進行の影響として、農業に於ても、見掛上は器械の導入、電化の浸入が幾分行はれたかの如くである。だがこれらの器械や動力の潜び込みも、少しく些細に之を檢討するならば、耕耘其の他の農耕生産過程への入り込みでなく、單に脱穀、調整、刈摺、精米、精麥、等の販賣過程からの附隨的延長的喰ひ込みに過ぎないのであつて、右の時期の合理化の進行も農業部面に於ては、流通過程の合理化を目標とせるに過ぎないことが明らかとなる。

即ち次の諸表は、このことを明瞭に示してゐる。

(i) 農家用原動機及馬

年	電 動 機	石 油 發 動 機	瓦 斯 發 動 機	蒸 汽 機 關	合 計	水 力 機	畜 力 機	同 上 指 定	馬 力	平 均 馬 力 數
昭和二年	二,〇三六	一,〇〇六	一〇	三三	五,〇八一	一〇,〇〇〇	三,〇〇〇	一〇,〇〇〇	一〇,〇〇〇	一・〇
昭和六年	二,〇三六	一,〇〇六	一〇	三三	五,〇八一	一〇,〇〇〇	三,〇〇〇	一〇,〇〇〇	一〇,〇〇〇	一・〇

(ii) 原動機普及發達と農家戸数及び田畑との比較

年	原動機一臺當	農家戸數	田畑反割	原動機一馬力當	農家戸數	田畑反割
昭和二年	一〇・八	六〇・五	三・四	一九・〇	三・四	三・四
昭和六年	六	三〇・六	二・一	一一・二	二・一	二・一

第三編 第四章 利用組合の普及とその影響の方向

昭和八年 四七 二六・九 一七 九・七

(iii) 農業用動力作業機普及調

種 別	臺 數				同 上 指 數	
	昭和二年	昭和六年	昭和八年	昭和二年	昭和六年	昭和八年
陸 穀 機	二九,八二〇	三五,九五四	六七,一五九	一〇〇	一八八	二二六
粗 稻 機	三九,〇九一	七六,七四四	九四,四八二	一〇〇	一九六	二四二
麥 稻 機	一,一八九三	一,二七二	一,二七二	一	一〇〇	一〇三
精 米 機	二五,一五三	三五,九七〇	四一,三七五	一〇〇	一四三	一六四
製 粉 機	三,二六四	五,八五五	七,三三九	一〇〇	一七九	二二五
製 麵 機	七四四	一,〇九一	一,〇九一	一	一〇〇	一四七
澱 粉 製 造 機	七九二	一,五一一	一,五一一	一	一〇〇	一九一
菓 打 機	四,五〇五	六,二七九	六,二七九	一	一〇〇	一三九
製 菓 機	四,〇九六	三,〇一七	三,〇一七	一	一〇〇	七四
製 茶 用 粗 採 機	一六,一三三	二五,三八一	二五,三八一	一	一〇〇	一五八
粗 捻 機	六,一四	六,五八三	六,五八三	一	一〇〇	一〇八
結 採 機	八,五五二	九,五三二	九,五三二	一	一〇〇	一一一

総型ポンプ	六、三三三	一三、三六〇	一五、一九八	四七	一〇〇	二四四
調型ポンプ	一一、一八〇	一三、六六〇	一六、六六〇	八二	一〇〇	一四九
ケーブル式耕鬆機						
トラクター	一一九	三四五	一一一	二七	一〇〇	三〇
噴霧機						
果機						
肥料粉碎機						
肥料粉末機						
肥料配合機						
肥料配合機	一	六六五	一、〇五〇	一	一〇〇	一五八
肥料配合機	一	一三二	一九三	一	一〇〇	一四六

〔備考〕同上。

先づいづれの表に見ても、恐慌期を通じての、相當著しいテンポでの動力機及び作業機の進出が看取されるが、問題はその質である。

之を第(III)表、動力作業機の種類別について見るならば、直接耕鬆用に使用せられるところの機械はほとんど取るに足りない少数(しかもこれらケーブル式耕鬆機、トラクターの使用は、農事試験場等の特殊の場合を主とする)で、且つ上向趨勢も全く見られない。其他に多少耕鬆に密接な關係を有する生産手段は灌漑用のブリミチープなポンプを主なるものとするに過ぎなく、大多數は、耕鬆労働から分離して、脱穀から調製に至るところの



むしろ販賣過程に從屬する作業行程に使用せられる器械と、所謂副業用の器械、並びに肥料の購入過程につながるこれらの副合用器械とで占められてゐる。而してそのうち、最も多いものは踏發調整機であり、これはその發展趨勢に於ても最も著しい上向を見せてゐるのである。この器械の農村への入り込みが、悉く販賣過程の合理化を基調とし、これに從屬してゐることの顯現。

尚、又第(i)表、原動機の種類別普及状況によつてみるに、畜力機、蒸汽機關、瓦斯發動機の減少と、それにとつて代る石油發動機と、電動機の進展が看取せられるが、かゝる原動機の變遷は、即ち、移動性耕耘用機械の決定的未發達と僅かに販賣過程への從屬的行程に於てのみの器械の喰ひ込みとの事實に照應するものに他ならない。尤も右の原動機のうち、最も進出の目覺しいところの電動機は、その悉くが農家に於ける農耕産物の處理行程に向けられるのでなく、多くの部分、農村に於ける零細マニユファクチュアに充用せられるものであることを承知しなければならぬ。これをしも「農業電化」の進行とは、ここがましい!

## 二、利用組合散出の方向と其の意義

以上によつて、利用組合展開の本格的地盤が、資本制社會一般に於てのみならず、特にこの國に於て、いかに不耗であるかが明らかである。従つてこの利用組合が斯く散出し得るのは、信用、販賣、購買等を主とする組

合の「兼管部門」として、それらに從屬する場合に於てのみであつて、それ自身獨立しては、經營として存立し難い。註。

(註) 昭和十一年末現在利用組合の單營、兼管別組合数は左の如く、利用兼管組合總數一、〇一三組合に對し、利用單管組合は僅かに二八六組合に過ぎない。

信、販、貯、利、組合	九、八三一	組合
利、販、貯、利、組合	四九二	
用、販、貯、利、組合	二四七	
兼、貯、利、組合	一六二	
管、貯、利、組合	一六〇	
組、信、利、組合	八四	
合、信、販、利、組合	三七	
小計	一一、〇一三	
利用單管組合	二八六	
合計	一一、二九九	

〔備考〕「産業組合要覽」第三十三次より。

第三編 第四章 利用組合の未發達とその取組の方針意義

而して、利用組合踏出の一つの方向は、販、購（特に販賣）過程に於ける組合事業に附隨して、耕耘等生産過程の核心から離れたる脱穀乃至調製、肥料調合等の流通過程への延長的、附隨的作業行程に於てあることは、農業への器械の僅かな喰ひ込みがこの部面に於てあることに照應して、極めて當然である。

利用組合（袋懸包）に於ける農業用器械の普及推移

種 別	昭和四年		昭和八年		増減實數	増減率
	臺數(臺)	利用料(千圓)	臺數(臺)	利用料(千圓)		
穀 類	八六四	一五三	一、四五五	二一八	五九一	六八・四
根 類					六五	四二・五
肥料粉碎機		一、三七九		一、六八八	三〇九	二二・四
厩 糞 機		八七		八〇	七	八・一
發 動 機		四〇二		三六〇	四二	一〇・四
發 動 機		二四		一四	一〇	四七・七
發 動 機		一〇六		二五二	一四六	三七・七
發 動 機		二二		一一	一一	四九・九
精米麥機		二、五一二		三、四七七	九六五	三八・四
精米麥機		五五		五三三	四八三	四・九

〔備考〕 千石・島田『日本農村産業組合の展望』より借用。

だが、こゝに注意を要することは、かゝる流通過程に附随する作業行程への器械の導入の擔當が、産業組合よりもむしろ農會指導下の部落的農事實行組合又は申合組合に委せられて居り、産業組合の擔當はその一部分に過ぎないと云ふことである。即ち次表は之を明らかにする。

共同作業場經營至體別調査（昭和八年）

作 業 別	市町村 農 會	産業組合	農事實行組合	申合組合	其ノ他 合 計
穀物ノ調製加工ヲナスモノ	六	一四	一四	六	三六
肥料ノ粉碎及配合ヲナスモノ	一	六	六	七	一九
副産物ノ加工ト處理ヲナスモノ	二	一	一	九	三
製 茶 ノ ナ ス モ ノ	一	九	九	一	二〇
薬 加 エ ヲ ナ ス モ ノ	一	一	一	一	四
特用産物ノ調製加工ヲナスモノ	一	一	一	一	四
合 計	一五	三〇	三〇	二六	一〇一
同 百 分 比	一五	三〇	三〇	二六	一〇一

〔備考〕上掲『調査』より。

この理由は、農事實行組合・申合的申組合の傳統的政策、即ち地主的イニシヤチープの下に、半隷農民をしてアジア的に停滞せる農業生産力を振起せしめんために、生産技術の指導機関として、部落農民の労働作業の部分

的協業に現れるところの村落共同体を再編成し、之を農會指導下に結びつけるといふ政策に、それがより強く結合してゐるといふ一とせにあり、別言せば又、以上の器械が充來、農耕労働の私的形態を破壊しないところの單に部分的な協業として調和し得るといふことでもある。

(註) 後に「補遺」に附論する。

ところで、さて利用組合に於てどれだけの協業が行はれてゐるかといふに、脱穀機にせよ、其の他の調製機にせよ其の利用状況は、ほとんど個別であつて、この流通過程の外延的な作業行程に於てすら、協業が困難であることを示してゐる。この點はさきの小組合と異り、産業組合組織對照の基本が中農上層に据えられるといふことによつて必至な現象である。

利用組合散出のもう一つの方向は、冠婚、葬祭、理髮、浴場、醫療設備等の産業組合による共同利用の兼營である。さきに、利用組合なるものが協同組合主義者のユートピア的假想に對する現實的な據地をなしてゐることを示して置いたが、かゝる公衆的生計用設備利用への組合の進出は、協合組合至上主義的イデオロギー撤布の好個の手段たり、安價なプロバガンダとなる。勿論このことは、貧農層に對して意義を發揮するのであつて、農村經

済史生 動及び産業組合五ヶ年経過を境とする組合の貧農抱擲の運動が進むにつれ、この種利用事業への組合の進出は可成り目立つものがある。次に組合利用料収入総額の種別増減について見れば、昭和七年以後農業經營上の利用料特に器械の利用料収入は停滞してゐるに反し、家計利用設備の利用料は増大顯著であつて、その利用料収入総額に對するパーセンテージも甚だ高まつてゐる。

利用組合（登録包括）利用料の累年比較表

種 別	昭和四年		昭和六年		昭和八年	
	利用料	割 合	利用料	割 合	利用料	割 合
經 營	三、七八九 <sup>千圓</sup>	六五・〇	三、四四六 <sup>千圓</sup>	六三・三	三、九八九 <sup>千圓</sup>	五八・五
家 計	一、六二九	二七・六	一、四四五	二六・八	二、三二八	三二・七
經 營 家 計 兩 用	四二四	七・四	四九四	九・九	六三七	八・八
其ノ他ヲ含ム計	五、八二六	一〇〇・〇	五、三九二	一〇〇・〇	六、八一七	一〇〇・〇
内農業用機械ノ利用料	八三六	一四・三	八四七	一五・七	八四六	一二・四

〔備考〕千石・島田〔前掲書〕二九七頁より。

右の公衆的生計用設備利用事業への組合の進出のうち、最近特に顯著なることは、周知の様に醫療利用組合の勃興である。

(i) 醫藥利用組合(含包拯)の累年發達表(括弧内は聯合會數)

年次	町村區域ノモノ	區域以上ノモノ	合計	累計	備考
大正一一年	二	一	三	四	
〃 一三年	二	一	三	五	
昭和二年	一	一	二	八	
〃 三年	二	一	三	一二	
〃 四年	三	一	四	一六	
〃 五年	四	二	六	二二	
〃 六年	三	一	四	二六	
〃 七年	三	一	四	三〇	
〃 八年	四	一	五	三五	
〃 九年	五	一	六	四一	
計	二〇八	五二	二六〇		

(ii) 道府縣別醫藥利用組合普及状況

組合及び聯合會數	道府縣名	一縣	備考
一一組合	岩手、		
	道		
	府		
	縣		
	台		
	一縣		
	備		
	考		

内聯合會所  
屬組合數四七  
三〇三  
二八二〇  
二二九〇〇  
二六〇〇〇  
同右、一一一

八組合	青森、秋田	二縣	
六組合	新潟、愛知	二縣	〔愛知縣ニテハ聯合會 其ノ所屬組合 六〕
五組合	三重、	一縣	
四組合	群馬、静岡、長野、鳥根	四縣	
三組合	岐阜、熊本	二縣	
二組合	〔栃木、東京、山梨、京都、兵庫、岡山、 高知、福岡、廣島、鳥取〕	八縣府	〔京都府ニテハ聯合會 其ノ所屬組合 一二〕
一組合	〔北海道、埼玉、千葉、神奈川、奈良、長 崎、鹿兒島、佐賀、滋賀、富山〕	九一縣道	〔富山縣ニテハ聯合會 其ノ所屬組合 九〕
未設	〔宮城、山形、福島、茨城、石川、福井、 大坂、和歌山、山口、香川、愛媛、大分、 宮崎、沖繩、徳島〕	一四縣府	

(五) 醫療利用組合昭和十年十一月現況

醫療利用組合數	二五七
同聯合會數	三
右組合及之聯合會ノ區域ニ屬スル市町村數	一八市、一七〇町、一、一七八村
組合員數	二八三、三四四人
出資總額	七、六三八、〇二一圓
組合勤務醫師數	三〇六人

第三編 第四章 利用組合の未發達とその散出の方向意義



〔備考〕以上諸表ハ昭和十年十一月調査、農林省經濟更生部「醫療利用組合概況」による。

この勃興は、第三期恐慌後、特に大陸政策の敢行後に於ける。農業クリーズの深刻化が、いまや、農業再生産のみでなく、農民自らの肉體的再生産を危惧あらしめてゐると言ふ由々しい大事に、昭和九年東北地方凶作を機として、遂着せるところの、爲政者の眞剣なる應急對策であつた。清澄なる空氣、豊富なる日光といふ、牧歌的健康の象徴であつた、農村の概念はいまや惜しげもなくくつがへされ、農村こそは、塵埃と汚泥とに満ちた不健康の象徴たる都會におとらず、病魔の跳梁するところであることが白日に照し出された。この問題は、特に又、國民壯丁體格の惡化として並、陸軍の側から日程に登されてゐることは注意に價する。

市部、郡部の死亡率比較表（人口一〇、〇〇〇付）

年	市	郡	年	市	郡
大正十一年	二〇・六四	二二・七二	昭和三年	二〇・六一	二二・六一
同十二年	二三・五〇	二二・六一	同四年	一九・三五	二一・六七
同十三年	一九・三五	二〇・六四	同五年	一七・六八	一九・六〇
同十四年	一八・九〇	二〇・六四	昭和二年	一八・〇二	二〇・三三
同十五年	一七・六八	一九・六〇	同三年	一七・六〇	二〇・六一

同	四	年	一七・六六	二〇・七九
同	五	年	一七・四六	一八・七一
同	六	年	一七・四七	一九・四八
平	均		一八・七三	二〇・七二

〔備考〕 南陽第七、八村の衛生と營養、二六頁より。

〔註〕 週報、第三十三號『徴兵検査による見たる壯丁體格の現状』陸軍省新聞班参照。

この問題は又、近時所謂新官僚の政策対象として寵兒でもある。昭和十二年初頭議會に於て政府は内務省案として、國民保險法案なるものを提出し、産業組合方面と、封建的醫師ギルド方面とに物議をかましたが、それは結構醫療機構に於ける封建的ギルド制度の力が如何に、この國に於て鞏固なものであるかを證明したに過ぎなかつた。

尙、利用組合の以上の如き諸型への點出に伴つて、省察を要することは、利用組合が果して多少なりとも、貧農結束の社會的、或ひは文化的訓練の機會を興へるかといふことである。それは勿論乏しいものではあるが、場合によつて絶無ではない。けれども、貧農はこれを受け取る爲に、その魂を産業組合主義への捕虜に供せしめられる危惧を持たねばならぬ。それはあまりに高き『稽古料』を要求するところの訓練所と言はねばならぬ。

## 附節二一 組合製絲について

この國で生産組合としての姿容を系統だつてなしてゐる略々唯一のものは養蠶農家を以て組織せられた組合製絲である。

かゝる組合製絲といふ特殊な形態に於て生産組合に棲息の餘地を與へてゐるのは次の理由に基く。

第一は、元來この生産組合が歴史的 販賣組合から喰ひ込んだものであり、現に本質的に販賣組合からの延長の性質を帯びてゐるといふこと。

第二は、製絲生産工程がマニユファクチュアの段階に留り、現社會に於ける組合的企業形態の手に負へるものたること。

第三に最も重要なことは、養蠶—製絲—生絲輸出の縦の生産流通過程を通じて、最後の輸出過程が巨大財閥的 金—獨占資本に掌握せられて壓倒的地位を占め、製絲生産過程及び養蠶過程を従へて居り、この兩生産過程の一括しての把持を可能ならしめてゐること。而して、歴史的に之を見れば、養蠶から製絲マニユファクチュアの分離確立がある場合にはこの生産過程の内部からでなくむしろ外部から、輸出資本——幕末から明治四十年頃までを通じてこの資本は未だ海外先進國資本に大部を掌握せられて居り、洵に半植民地近似的様相を呈してゐる——に觸

發生せられて起つてゐることである。

以上に述べたことは、悉く相互に關聯し、どれ一つとして之を獨立に論ずることが出来ない。従つて次に組合製絲發生・展開の歴史的經過に沿つて以上諸視點を取り出さう。

組合製絲の歴史的發生は本來、養蠶・製絲の兩過程が未だ分離を遂げてゐない時に於ける、養蠶農家の販賣組合に始まる。而してこの販賣組合を結成せしめた要因は、横濱外國商館貿易に於て海外先進資本に連繫する賣辦的資本と生絲門屋の、大量的集荷のための應急策である。

一般産業組合の移植の以前に、早くより發生したところの、碓氷社、甘樂社、下仁田社（以上總稱「南三社」）はかくの如きものであり、製茶部門に於ける益集社も亦この類に屬する。

(i) 碓氷社製絲組合

明治十一年	組合 収	生絲生産額	賣 上 額
同 一 一 一	一	二、三八	一〇、九四五
同 一 一 一 五	一一	四、〇二一	二二、五、四九
同 一 六 一 二 〇	一一五	七、四三五	二七、七、三六
同 二 一 一 二 五	二八	一三、四六一	五〇、六、一〇四
同 二 六 一 三 〇	四八	二四、〇八九	一〇八、九、五七三

第二編 第四章 利用組合の未発達とその散出の方向意義

同三一—三五

八七

四一、三六三

二、二八九、一一二

(ii) 甘藷製糖組合

組合数

生絲生産額

費上額

明治一三年

一三

二、三四九

一一〇、五一一

同二三—一七

一五

三、二〇六

一三五、〇〇二

同二八—三二

四五

一三、一三七

四五五、三五五

同二三—二七

五〇

一五、二六三

六一四、二六〇

同二八—三二

五五

二四、五六六

一、三〇五、三〇七

同三三—三七

八六

四四、九五六

二四九二、六四四

〔備考〕 以上三表、早川直樹「砂糖組合の經營する製糖事業」六九、六七頁 那須、東畑協同組合と農務問題」二四—二

五頁より鈎載。

ところで、かゝる養蠶製糖農家の外からの販賣組合の編成は、製糖家内手工業の單純協業への、更に容細マニユファクチュアへの移行、養蠶より分離を促進し、又その移行分離の内よりの發展に相應し、自らを生産組合り組合製糖に轉成するの必然性を持つのである。

このことをいま、典型的な確水社の経過について見よう。

明治十一年その創立以來、現在の組合聯合會組織に改組する以前、即ち明治四十二年頃迄の三十年間を以て、

確水社の第一期の時代と謂ふことが出来る。この時代に於ては、各農家が家庭に於て自家の收購を以て座繰絲を製し、各部落に共同揚返所（現在の所屬組合）を設けて揚返しを爲し、之を本社に集め、類別に依て統一を爲し、捻絲・括造等の工程を経て、（註）横濱市場問屋の手に共同販賣するといふ仕組みが行はれてゐた。明らかに現れる限りに於て、（註）製絲は未だ養蠶から分離を遂げてゐないのであつて、たゞ僅かに揚返し・仕上げの諸工程に於てのみ、部分的「協業」への移行の萌芽を見る。而して確水社の設立は、まさにかゝる製絲工程に於ける部分的「協業」への移行の過渡的段階に照應するものである。

〔註一〕 農林省農務局『販賣組合會經營事例』昭和五年刊、一六頁、

〔註二〕 確水社創立以前に他方に、養蠶と分離せるところの養蠶製絲家の「協業」團體發生を見る、がこれについてはこゝに觸れぬことにする。

ところで「協業」への移行が、る販賣組合形態をとつて現れたのは、曩にも述べた様に、養蠶農家の家内手工業よりの製絲マニユファクチュアへの分化、前者の後者への從屬の未成熟の時に於て、輸出資本——當時は外國資本であり、自國の特權的巨額資本は、實辦的地位から進出しつゝあつた——によつてこれらの生産過程が把握せられるところとなり、この故に該商業資本・横濱生絲問屋の發動が地方商人の中間的介入を排除し、直接その下に繰成せんとする發動に基くもしい他ならない。

(註) 甘樂社設立にあつては、三井物産社員磯清五郎氏の群馬縣往訪勸説が直接の誘因となつてゐることが見えてゐる。産業組合中央會群馬縣支會誌『上毛産業組合史』一八頁。

ところで、明治四十一年頃より座繰製絲が急激に器械製絲によつてとつて代られるに至るや、確水社の經營は次の如き所謂「持寄製絲」に移行した。それとは即ち、確水社を小單位組合へ従来の共同揚返所を中心とする) になつてなる聯合組織となし、各組合に於て機械製絲所を設備して之を組合員に利用せしめ、各組合員は自家の女子が自家の産繭を携帶して組合の製絲所へ出勤し、各別に製絲したるものを、従來座繰製絲時代より設備せる共同揚返所に差出し、揚返後本社に出荷するの仕組<sup>へ</sup>とてである。この方法は明らかに曩の場合より一步を進んでゐるが未だ、製絲生産過程の本格的協業には至つてゐない。この持寄製絲は確水社の第二期といふべく、大正七八年頃まで繼續せられてゐた。

最後に確水社の第三期といふべき次の段階には「組合員の産繭は其の儘組合に提供し、組合に於ては販賣事業の範圍として繰絲設備は勿論、乾繭裝置並に貯繭倉庫をも建設し、組合員の提供したる原料繭は組合に於て適宜混合統一し、繰絲、揚返の工程を経て之を聯合會たる本社に送附する組織(兼て)となつてゐる。こゝに、養蠶・製絲の完全なる分離、即ち後者は不細マヽハワヅクテユアとして、前者はそれに従屬する資本家的家内労働としての一般の發展に照應したることの、組合製絲の製絲生産組合への轉成が遂げられてゐるのを見るのである。

(註一)及び(註二)前掲『經營事例』一七頁。

ところで一體、何故に組合製絲が、零細製絲マニファクチュアと蚕蠶の農家副業的家内労働への製絲・養蠶の一般的分離に相應じて分裂し去らないで、農家の組合企業形態を保持し得てゐるかといふに、これこそは即ち蠶・絲産業を貫いての特質、即ち巨大財閥の獨占的輸出資本の蠶・絲生産過程に對する優越性、即ちこの兩生産行程の一括せる把持の可能性に在りてゐる。

右の獨占的輸出資本の優越性は、生絲輸出行程に於ける金融的獨占資本の獨占化が、製絲生産過程に於ける生産資本の集中の程度を凌駕してゐるといふ轉倒の様相に於て明らかである。

即ち、先づ左表に於て、左記の所謂巨大製絲の生産集積の程度を検するに、昭和八年に於て、その設備釜數は全國總釜數の二三%・總器械製絲所屬釜數の一六%を占むるに過ぎず、その生絲生産高に於ても未だ全國總生産高の二三%・器械製絲による總生産高の二六%を占めるに過ぎない。

製絲業に於ける生産集中集積の程度の表示

	公稱資本金 千圓	拂込済資本金 千圓	設備釜數	生絲生産高 千石
片倉製絲	五三、五五〇	二六、七七五	一八、四五八	一、一四二
郡是製絲	二〇、六六六	一五、二九六	一、一六一	八一四
館ヶ岡紡績	六、〇〇〇	二八、五九五	三、二二二	一八五

第一編 第四章 利用組合の未發達とその散出の方向意義



日本産業組合論

新設部 製絲		日 東 製 絲 (日本生絲ト三菱系)		昭 榮 製 絲 (安田系)		以上合計(A)		全国製絲總計(B)		器械製絲總計(C)	
!	!	!	!	!	!	!	!	!	!	!	!
5,809	2,833	1,700	1,700	5,758	43,251	343,597	267,836	13,000	16,000	26,000	26,000
184	175	133	133	2633	11,242	10,295	23,000	26,000	26,000	26,000	26,000

〔備考〕 一、鈴木茂三郎『日本獨占資本の解剖』二三四頁ヨリ抄載加筆。  
 二、昭和八年五月現在(生絲生産高一ヶ年)。  
 三、片倉、新設部、日東ハ傍絲會社ヲ含ム。

之に反し生絲輸出に於ける資本獨占化の程度は左表の如く、昭和七年度に於て、左記六大輸出業者の輸出高が輸出總高の實に八四・四%を占め、なかにんづく三井物産及び三菱系の日本生絲の二社を以て輸出總高の過半五〇・九%を掌握してゐるのである。

生絲輸出資本の獨占化の表示

輸出業者別	輸出高	割合
三井物産	一三八、五五三	—
日本生絲(三菱系)	一三六、八〇六	—
—(以上小計)—	二七五、三五九	五〇・九
旭シルク	一〇二、五四〇	—
原合名	三九、一八〇	—
日本綿花(正金)	二六、八六六	—
神榮生絲(安田)	一二、八八五	—
—以上六大輸出商計	四五六、八三〇	八四・四
其ノ他ノ輸出業者二〇商合計	八四、二四七	—
(其ノ他ノ内製絲業者經營ノモノニ此合計)	(四三、九三一)	(八・二)
總計	五四一、〇七七	一〇〇・〇

【備考】一、農林省蠶絲局『輸出生絲販賣統制ニ關スル參考資料』昭和八年刊より集計。  
 二、昭和七年度調査。

さて、この獨占的輸出資本の蠶絲生産行程の一括せる把持に照應せる一形態たるところの組合製絲企業の右輸出資本への連繫が、大日本生絲販賣組合聯合會(昭和二年設立)を導管として集中的になされてゐることについて

第三編 第四章 利用組合の未発達とその散出の方向意義

ては、既に販賣組合の章に於て述べたところであるから、こゝに再言を要せぬであらう。

以上の如き、蠶・絲生産行程に對する獨占的巨大量出資本の優越的支配は、恐慌に於ける群小製絲零細マニユファクチュアの没落に伴ひ益々大きく又單純化される。これに従つて輸出資本の製絲生産行程の一括せる把持に便であるところの組合製絲企業は恐慌の打撃をうけつゝも其の地盤を持ちこたへてゐるのである。次に組合製絲の製絲界に占める地位を示せば左の如くである。

組合製絲現勢

組合製絲	昭和七年度		昭和九年度	
	工場数	生産高	工場数	生産高
製絲設備数(A)	四七六	四九、六〇四	四三一	四七三
生絲生産高(B)	一、三三、八七九	一、一九一、二一五	一、二〇、七二二	一、二〇、六四八
工場總数(A')	六〇、四六一	五、一六八	三二、〇四〇	三三、五、四八八
産額總数(B')	三六五、四一七	二七、七八〇	一、二〇、九〇七	一、二〇、六四八
器械製絲總数(C)	二七、七八〇	一、二〇、九〇七	一、二〇、六四八	一、二〇、六四八
生絲生産高總数(C')	一、二〇、九〇七	一、二〇、六四八	一、二〇、六四八	一、二〇、六四八

A	.....	〇・八	
A'	.....	〇・九	
B	.....	一三・五	
B'	.....	一五・八	
B''	.....	一七・八	
C	.....	二一・六	
C'	.....	二一・六	
	.....	九・八	

〔備考〕『産業組合年鑑』及び『蠶絲業要覽』より。

## 二二 所謂「農村工業」の行き悩みについて

ひとも知る様に、昭和八—九年に於て賑やかに唱導せられた所謂「農村工業化」は、二つの側から出た二つの型態を示してゐる。

一つの側は、この最初の提唱者である大河内正敏を以て代表せられる産業資本家の側（農村工業協會を生み出す）であり、他の一つの側は農林省經濟更生部を中心とする官僚の側である。

前者の主唱は、半封建的零細農耕をプールとする隷奴的低廉勞働力を目指しての、工場立地そのものゝ地方への持ち込み、及び工場に下屬するところの部分品生産工程に於ける工場外業部の地方への移たなる分散である。

後者の主唱はとて視點を代へて、半封建的零細農民經濟の不可欠的補充となつてゐるところの中農以上の副業生産及び中農以下の資本家的家内労働、商品販賣形態に於ける實質的勞働力販賣並に賃勞働の收入増大を目標と

してゐる。

注意すべきことは、この二つの側の主張が、その表面上の多くの齟齬や意思の不疎通にかゝはらず、本質的に相對立する別個のものではないといふことである。

それは、要するに日本資本主義の資本主義と半封建的土地所有との抱合の特殊構造に基づくこの兩者の相互依存關係——資本主義的アウス・ポイツングの無類に有利な基礎たる隷奴的「低廉勞働」が半封建的容細農耕の存続に依存し、逆に收穫の過半を汲み取る半封建的高額小作料收取關係の持續が、零細副業収入や、資本家の家内勞働、賃勞働収入の補充に依存してゐるといふ關係——の強化を、一方は資本の側から、一方は半封建的土地所有の側から、願つてゐるのである。

かゝる相互依存關係の双方からの一層の強化への要求は、アルゲマイネ・クリーゼ過程に於ける恐慌切り抜けの懸命の努力を意味してゐる。資本の側からの農村工業化、即ち農村隷奴的「低廉勞働」の一層の直接的充用・再編成は、アルゲマイネ・クリーゼ過程の恐慌切り抜け運動たる合理化運動の日本的特徴をなすところの、勞働力の、隷奴的統轄の再編成に基く勞働強化の促進といふ方向、の流れを汲んで現れたものに他ならない。そして半封建的土地所有の側からの農村工業化、即ち半封建的農耕に不可欠的に結合する副業・家内勞働・賃勞働収入減少の危機を支へ、該農耕部門の破綻を益々これらの補充収入によつて糊塗せんとする方向は、右のアルゲマイ

ネ・クリーゼの重心となれる農業政策、特に昭和九年の所謂東北地方凶作に直りして促進されたる窮餘策である。さて、この後者の農村工業化は、空依の農村經濟更生運動（昭和七年以後）の一部分として、昭和九年以來採用され實行に移されたのであるが、その經營は原則として協同組合企業形態を以てなされることとなり、既設産業組合が主として之に充てられてゐる。

原料を成可く農林水産物より得られる加工生産を主とし、原料を他より仰ぐところの雜品や器具、器械等の部分品生産を従として、鶴の目鷹の目で探し求められた農村工業の種類を擧げれば、次の如き多様多岐に亘りその雜多なことに於て洵に盛觀を呈する。

### 1 果實蔬菜を原料とする農村工業

トマトソース、ケチャップ製造。ブドウ酒、其ノ他果實酒醸造。果實シロップ製造。旬産品製造。グリーンピース餛飩製造。苺、杏、ジャム製造。蜜柑、細純餛飩製造。

### 2 製油製粉農村工業

椿油製造。青花御油製造。甘蔗油及馬鈴薯澱粉製造。蕎麥精粉製造。除蟲菊製造。

### 3 畜産物を原料とする農村工業

ラム、ペーロン、ソーセージ製造。カゼイン製造。兎肉餛飩製造。バター、チーズ、クリーム製造。兎毛皮、羽毛製

第三編 第四章 利用料金の求償とその散出の方向意義

造。

4 其の他副産物を原料とする農村工業

硝子、松茸燻製製造。木蠟製造。魚油精製及び貯蔵。

5 纖維農村工業

ホームスパン製織。絹織物製織。絹綿製織。タオル、絨毯製造。ロープ製造。茶紙其の他和紙及び紙函製造。フェルト製造。靴下、手袋製造。

6 木工、竹工農村工業

製材及び製肉。家具什器製造。農具、運道具製造。竹籠製造。

7 雜品製造農村工業

8 器具器械の部分品、附屬品製造農村工業

(以上——農林省農務衛生部「農村工業奨励方針其他」昭和十年刊七一〇頁より。)

ところで、かゝる多種多様な種類のうち、果して生産・利用組合企業として發展し得る諸條件を備へたものが幾莫あるかといふ點になると、吾々は相當疑問を持たざるを得ない。

元來、資本主義社會體制内に於ては、協同組合の發展は原則として流通過程の埒内に留り、生産組合の本格的

獨占的發展が成立し難く、販賣・購買組合に從屬的にのみ展開し得るに過ぎぬこと、而して特に日本の産業組合に於ては、農業の半封建的生産様式の故に、この販・購組合への從屬的、利用事業に於ても、その生産的労働過程への喰ひ込みが洵に淺く、生産的利用組合の未發達が特徴的であることについては既に述べた。かゝるところに於て、販・購組合への從屬的利用組合であるにして、兎に角利用組合の生産組合的濃度が比較的強く現れる諸特例に於ては、それ相應の特殊の諸條件が備はらねばならぬ。其の最も顯著な特例は、前に述べた組合製絲の場合であるが、これ程に備つた形でなくとも、之に相似的な諸條件が必要である。この必要な諸條件とは、例へば次の如くである。第一にその生産行程が簡易な協業もしくはマニュアルアクチュアのものであることを要するは言ふまでもない。第二にその生産物を接收する産業資本なり商業資本なりの獨占集中が相當高まつて居り、且つこれら獨占的資本との直屬的連繫が保たねばならぬ。右の獨占集中が相當進んで居なければ、個々の農家の家内工業なり個人的企業たる農水産物の加工的生産をして農工工業なる協同組合企業形態に編成せしめる要因がないし、又右の獨占集中があつても、それとの直接的連繫がこの協同組合企業形態に於て從來よりヨク完全に把持されるものでなければその要因は作用しない。例へば農村工業が對照とせる零細マニュアルアクチュアの經營が、個人的企業として既に發達して居り、該マニュアルアクチュア産物を接收するところの獨占的産業資本なり輸出資本なりとそれら個人的企業との連繫が、それらの協同組合的企業よりもヨリ緊密になされるときには、農村



工業の成立は困難となる。第三に重要なことは、農村工業が選出された諸農産加工的生産の原料が組合内で確保され、且つその原料供給組合員が既設産業組合員中に比較的全般に、均等に行きわたつてゐなければならぬ。元來、常に再生産危殆に脅かされ藁一本をも無駄にはしてゐない半農奴制的零細農耕に於て、かゝる原料獲得が如何に困難であるかは言ふを俟たないが、この困難が克服されても尙、農村工業を擔當すべき既設産業組合の組合員中にその原料供給組合員があまりに偏在してゐるといふ多くの場合には、それは協同組合企業として成立し得ないのである。

さて以上の諸條件がこぞつて満されてゐるといふ様なものは、上掲の農村工業の種別を見渡して、あまり多くは見當らない。

にもかゝはらず「農村工業化」への號令は既にかけられてゐる。それは進められねばならぬものである。そこで官僚と産業組合官僚と、そして助成金とが農村工業振興のほとんど決定的な動力となる。

農村工業の設置状況を示せば左の如くである。

(一) 農村工業設置箇所数

昭和十年度	昭和十一年度
一五〇ヶ所	一〇〇ヶ所
一 般	部

東北ノ部

計 三九  
一八九  
二六  
二六

〔備考〕一、農林省經濟更生部『農村工業現況』昭和十二年四月より。

二、特に東北に力を入れて居る點を注意。

(ii) 農村工業種別(總額)

種別	昭和十年度	昭和十一年度
蔬菜果實ノ加工	六三	一〇〇
製油	二一	一六
製粉	二六	四二
其ノ他農産物ノ加工	二七	一五
畜産物ノ加工	四三	四三
水産物ノ加工	一八	一九
林産物ノ加工	一一七	一三七
雜工品	二五	一六
計	三四〇	一二六

〔備考〕同上。

これに對し、國庫助成金は次の如く放出され、事業費の略々過半がそれによつて占められてゐる。

奨励施設別事業費及び同施設奨励金交付額

奨励施設ノ種類	昭和十年度		昭和十一年度	
	事業費	國庫奨励金交付額	事業費	國庫奨励金交付額
(一) 穀ノ部				
道府縣、農村工業工場ノ共同施設	九四七、三三一	二三一、八一八	九三七、一九七	二二三、八三三
同、関連共同作業場共同施設	—	—	九、二七六	二、五九九
營林局指導農村工業共同施設	三七、三五一	一八、九九四	四〇、三八一	一九、〇〇〇
簡易器材所設置、共同施設	—	—	六六、五六五	二四、〇〇〇
ガゼイン製造農村工業共同施設	六、六二二	三、四〇〇	五、五二四	三、三九二
(東北ノ部)	九九一、三〇四	二五四、二一一	一、〇五八、九四三	二七二、八二三
縣ノ農村工業工場ノ共同施設	四二三、四一五	二八〇、〇八九	四八一、二四七	三五三、一八一
附屬共同作業場ノ加工設備	一四三、八七八	八五、七〇六	一七、三二七	一三、七八九
計	五六七、二九三	三六五、七九五	四九八、五七四	三六六、九七〇
合 計	一、五五八、五九七	六二〇、〇〇七	一、五五七、五一七	六三九、七九三

〔備考〕 同上。

これら交付金は主として器具器械建物等ノ固定設備及専門技術者なる人件費に充てられた。問題は今後これ

その物的・人的設備がいかして立ち腐れにならないで済むかといふことにある。

### 〔三〕 産業組合土地管理の正體

産業組合を以て半封建的地主的土地所有制の何等かの改訂をなし得るものであると漠然と考へる産業組合主義者の幻想は、ところ／＼に於ける産業組合土地管理の實驗によつてみちめに打ち壊されてゐるに拘らず、折に觸れ呼び覺され、協同組合至上主義的幻想の假構に彼立つてゐる様である。

これは、主要生産手段の社會的所有が確立せられた後に、はじめて農村協同組合が土地管理に於て演出する役割を、現在のしからざる場合に於けるそれに期待しようとするひと／＼の小市民的習性によるのであらう。

だが、凡そ、現實的に現れたる産業組合土地管理ほど、かゝる期待と縁遠いものはないのである。

第一に産業組合土地管理が、もし假に半封建的土地所有制に何等かの影響を興へ得るものとするならば、それは何よりも耕作労働の共同化にまで喰ひ込み、私的労働の社會化——もとより私的生産の社會化にまでは未だ飛躍し得ないとしても——を齎し得るものでなければならぬ。しかるに市農上層的、地主的産業組合に於てかゝる共同経営、共同耕作を行へるものは多くない。部落的申合的小組合には小規模な共同経営組合が稀にある(註)がそれもほとんど私的經營、私的耕作の從屬的、補充的共同農地に於ける部分的な共同經營、耕作に過ぎず(註二)半農奴

制的小作制度は之によつて替はるれであるところか、かへつて補強されてゐるのである(註三)。

(註一) 農林省農務局『本邦農業共同經營の概要』昭和九年九月に採れば、共同經營小組合は明治四十五年一つの發生を見て以來、昭和七年までに累計二十六の設立があつたに過ぎなく、而も現在、在存してゐるものは全國僅かに十五である。

(註二)

組合員二戸當個人經營耕地	四・四一九	反	畑	八・二〇四
組合員一戸當共同經營耕地	四・〇七〇	反	計	四・〇七〇
(備考) 前掲『概要』より。				

(註三) 私的經營への補充的結合部分たる共同耕作農地共同耕作による生産力増大の結果、却つて小作料増大の傾向ありと言はれる。

産業組合の土地管理とは、一言にして之を現せば、半封建的地主達の小作料徵集收納の共同的代行機關として産業組合の利用部及び農業倉庫を彼等のために利用することに盡きる。

次にこの産業組合土地管理の十五ヶ年來の實驗を以て、最も有名なる愛媛縣湊泉郡余土村の産業組合を例に示す。

其の仕組みは次の如くである。

即ち先づ地主の小作地が産業組合の管理に委託せられ、産業組合は此の土地を耕農的耕作者に貸與し小作契約

を地主に代つて結ぶ。しかして小作料は組合が之を徴收し、現物は農業倉庫に保管し、地主には、この倉庫證券を以て支拂ふのである。

この方法に於て最も苦心が施されてゐるのは、何と言つても産業組合が地主に代つて契約する小作料額の決定である。この決定の爲に、土地管理委員会なるものが設けられてゐる。だが問題はこの委員会の構成である。それは地主、小作農及び第三者として自作農から、各分野公平といふ建前で、地主小作夫々十二名、自作農略々同数の十一名、それに加へて村農會役員が若干名介入の餘地を残し、組合長指名によつて選定せられる。

右の地主、小作、自作の三者同数の比例が第一に問題であり、特に自作農と地主、小作の緩衝堡壘としてはめ込める點、村農會役員職員の發言を介入せしめし點、更に最後にその選定が選挙に依つて居ない點、否依り得ない點を注意すれば、この委員会なるもの、活殺が、誰の掌中にあるかは極めて明瞭である。

而らば實際、かゝる土地管理、小作管理によつて新たに確定された小作料は、従來の小作料と比して如何なる増減があるか。

それは左表に示されてゐる様に従來の契約小作料に對しては田に於て平均一反當三升餘、畑に於て同五升乃至八升餘の減少を現してゐる。

各地區	舊契約小作料		新確定小作料		反 當 増 減
	出 石 畑	石 畑	出 石 畑	石 畑	
大字余戸	一・四九八	〇・九八〇	一・四四八	〇・九二〇	(一)〇〇・〇五〇
大字保免	一・四七六	一・一〇〇	一・四六〇	一・〇〇〇	(一)〇〇・〇一六
大字市坪	一・四八七	一・〇〇〇	一・四六二	〇・九〇〇	(一)〇〇・〇二五
平均	一・四八七	一・〇二七	一・四五七	〇・九四三	(一)〇〇・〇三〇
	一・四九一	一・〇一一	一・四五三	〇・九六一	(一)〇〇・〇三八

【備考】『余土村産米組合概況』同組合誌、六三―六四頁

だが、こゝに注意すべきは、右の減少が舊契約小作料に對してのものであり、果して舊實收小作料に對してどうであるかと言ふことである——我國小作料の半封建地的本質、全剩餘勞働の悉くの土地所有への歸屬の建前は、契約小作料をして常に實收小作料を超過せるものとして現れてゐるのであるから——。

明らかにそれは實收小作料よりも増大してゐられることとされる。何よりもこの組合小作管理に於ては、地主は小作料滞納を完全に防止し得る（毋し、收納に際する酒情的減免や不合格米收納拒否の困難やから免れることが出来る）。

(註) 小作人が組合農産倉庫へ、小作料の指定期日までの搬入を怠るときは、期日後一日に付其の支拂ふべき小作料の千分の三に當る過怠料が徴收せられる。而して小作人が契約を履行せざりし場合は、組合は一切の責任を負ひ損失を負擔する。

右に加へて又、小作料徴收上の地主の經營が節減せられる。從來不在地主の代納人に支拂ふべき代納手数料は當り四—六升を要せるに比し、現在組合小作管理に對する管理料支拂は石當り一升を要するに過ぎないのであつて、小作人に對する獎勵米割戻し現在平均石當り三—四升を實施せるも尙、従前と比べて、地主の手取收入は割増なのである(註一)。

更に又地主の附隨的利益として、保管の便や米質の平均化等も數へられる(註二)。

(註一) 地主Yの話——「小作料受入ニ當り約七十日、一日平均七十圓ノ雇入費用ヲ要シ、且ツ諸種目ニ於テ減免ノ餘儀ナキ場合多ク、其ノ折衝ダケデモ容易ナラヌ困難ヲ見タ以前ニ比ベ、現在デハ雇入人ノ費用不要ノ上、小作料受取高ハ實施前ヨリ約十五石餘ノ増加セリ、小作料受取高ハ約三五〇石程度ノ人ナリ」從ツテ獎勵米石當り平均四升ヲ出スモ尙實施前ヨリ受入増加ノ如シ」。

——産組中央會愛媛縣支會『産業組合に依る土地管理の調査』一九頁より。

(註二) 地主Tの話——實施前ニ於テハ「利加料納入ニ當リ後獲ノ内儀ヲ水浸トシ、梅日多キ豫假想セシメタ者モアリ(當時ニ於テハ納入米ノ等級モ決ナシ、穀物検査制度モ濫達不充分ナリシ爲)從ツテ農業倉庫ノ取扱ニ於テ小作米ハ豫計ノ手數料ヲ要シタルヘ勿論、賣卸價格ハ自作米ヨリ格安ノ状態ニアツタ。然ルニ實施後ニ於テハ、斯カク心配ナク、米質平均セリ。更ニ當時ノ地主間ニ競争アリ殊更不用ノ浪費ノ爲ム場合モ多カッタ様デアル。」——同上『調査』より。

而して最後にこの産組小作管理による最も重要な効果は——元來この効果を目標としてかゝる事業が始められた



たのであつたが(註一)——小作爭議の未然防止である。この爭議不安の減退のために余土村の土地價格は、土地管理實施後近接地町村より反當り五〇——一〇〇圓程度の高價を示すに到つたと言はれてゐる(註二)。

だが余土村組合當事者が誰よりもよくこれを自覺してゐる様に、一度び「組合が方針を誤つた場合(組合自身が)小作紛議の中心に巻き込まれる」(註三)といふ危機が、こゝには藏されてゐるのである。

(註一) 産組の土地管理實施當時の余土村村長T氏の話——今日思想界及農民智識ノ進歩セル今日デハ、小作者ノ保護ハ相當進メダアラウ。サレバトテ小作料ヲ達ニ無ニ割引サセルコトハ、舊カノ駄菓子ヲ握ラセル位デハ、噴イ盡セバマタ泣キ出ヌデアラウ。サレバトテ小作料ヲ達ニ無ニ割引サセルコトハ、所有地面ニ對シ多額ノ公租公課ヲ負擔スル現在カラ見テ到底認メラレナイ。即チ理智ニ長ケタ方法ニヨラネバナラヌ所以デアル。——同上『調査』一四頁より。

(註二) 同上『調査』六頁。

(註三) 『余土村産業組合概況』七七頁。

## 斷章 消費組合の萎微について

本來日本資本主義が、その勞働力を再版農奴制的零細農耕を給源とするところの特殊の低廉勞働に求め、これの半封建的隸役的編成に、資本主義の急激な興隆とその帝國主義の國際的地歩の持續とを依存してゐることは既に述べた。

この日本の低廉勞働の半封建的隸役的編成とは、之を具體的に示せば次の如くである。

先づ最も半農奴制的零細農耕の隸役土壇と結合せる極端な型は、既に見た如き製絲マニユファクチュアに、その外業部たる資本家的家内勞働として自家に於ける副業養蠶經營の形態に於て編成從屬せられるものであるが、この勞働力は未だ農耕から分離してゐないのであるからこゝでは問題にならない。がこの分離の最も初歩的な出稼勞働、それも多くは妙齡子女の低廉勞働（それは親元農家生計補充のための仕送りに當てられるところの）を把へて、我國の織物零細マニユファクチュアや製絲マニユファクチュアから、紡績工場に至る、纖維産業のことごとくが聳立してゐることを知らねばならぬ。これら勞働力の編成は、*Rekrutierung* 的募集や募集親方への隸屬、寄宿舎拘留制の例外なき採用、等級賃銀制（製絲、デニール検査）や賞罰制の採用、生花、手藝、作法等の

授業といふ形に於ける家族主義的訓育に於て、なされてゐる。

更に重要なことは、鑛業や重工業に於ける、半農奴制的零細農耕から完全に拆出せられた労働力の編成にも該労働力給源の確保（後續労働力の離村と、過剩労働力の歸農）の故に、隸役的編成統轄が諸態様に於てつらぬかれるといふことである。

鑛山労働に於ける囚人労働↓監獄部屋制度に始まり、製鐵労働に於ける職夫合宿制、港灣土木労働に於ける親方への隸屬編成やが一般的になつてゐるのみならず、特徴的な編成は陸海軍工廠や軍事産業に於て典型的に見られ運輸通信労働につらぬかれて居るところの軍隊的とエルアルキー的統轄である（註）。

（註）之等の労働力編成の諸態様については山田盛太郎『日本資本主義分析』一三五頁以下参照。

而して特に又注意を要するのは、これらの労働力群序列の樞軸となるところの、基本的技術労働所謂熟練工（旋盤工を代表とする）の創出養成が、大工場外業部たる下請零細工場に於ける徒弟制的習練を経て供給される部分が極めて多いことであつて、このことはこの労働力群編成上極めて意義があるのである。

ところで、いふまでもなく、我國消費組合の萎微不振は、全くかうした労働力の半隸役的編成にその基礎を持つてゐる。

低廉な賃銀はいふに及ばず、寄宿舎制度や親方制、軍隊的とエルアルキー的統轄や熟練工養成の徒弟制的矮

存等々、勞働力編成の態様のどれ一つとして、消費組合發生の障礙でないものはないのである。

そこでわが國の都市消費組合は、官衙學校等の共濟會の形態や、或ひはプチ・ブルジョアの小市民の消費組合に根を張つてゐるものが比較的優勢なのである(註)。後者の小市民的消費組合が、職場を離れた單なる地域的結合である點に於て消費組合としての發展性が元來極めて限極されてゐることはいふまでもなく、前者に於ける、特に官衙共濟會の如きに於ける消費組合の枉曲畸型化は、之より甚だしいものはない。いづれにしる之等の組合は、消費組合に於ける保民主義の根柢となつてゐるのである。

勞働者の職場消費組合に於ても、合宿拘置制や前述其の他の半隸役的編成は、消費組合の自主性の完全な去勢、その當該工場營業主への從屬を好都合ならしめる。この御用消費組合、工場購買會又は共濟會こそは、自主的消費組合運動防遏に對する有力な堡壘となつてゐるのである。

(註)「産業組合法による認可組合たる所謂市街地購買組合」消費組合の數は、昭和十年末現在に於て二一五組合であるが、是等の大部分は一般市民による組合であつて、之に照いで會社又は官廳學校内組合、勞働者を主とする組合、特殊組合の類となり、その割合は大體一般市民組合が六割、會社官廳學校内組合が三割、勞働者組合が八歩、其他が二歩といふやうになつてゐる。但し勞働者組合には右の他、産業組合法によらざる任意設立組合が相當あるが之については以下に述べる。——協同會『勞働年鑑昭和十一年版』一五一頁。

だが又、たとへ大勢とはいかに萎微してゐるにせよ、勞働力の集結とその攻勢は、必然的に勞働者の自主

的協同組合を喚起しないでは置かない。

既に明治中期からの労働運動の先驅者達は、消費組合をその一翼に携行することを見逃してゐない。消費組合の嚆矢は明治十二年藤田茂吉等の發起によつて東京に開始され、後、大阪、神戸に傳搬された共立商社であると一般に稱せられてゐる(註)。

(註) 奥谷松治氏の研究によれば、消費組合の草分けは之より先明治五年八月東京神田に設立された常平社と稱する食堂であるといふ。——岡氏『日本消費組合史』一四頁。

日清戦争以後産業資本確立期に入つての労働運動の草創期を代表する織工組合(片山、高野)にあつては、共働店(明治三十一年)が附随事業として營まれてゐるし、日露戦争頃に於ける堺利彦の平民社に於ては消費組合の宣傳に力をまいてゐるのである。

労働者の自主的消費組合運動が下からの力を示して擡頭したのは、歐洲大戰以後アルゲマイネ・クリーゼの開始に始まるどころの労働力攻勢の時期に於てであつた。

それは最初、友愛會(鈴木文治)の日和見的消費組合第一政策や共益社(賀川豊彦)、共働社(岡本利吉)等の消費組合としての運動をリードとして、大正八・九年以後京濱及び阪神に於ける諸主要工場労働組合に斷々散立されたのであるが、たちまちにしてそのリーダー・シップは労働組合運動の諸陣營に歸屬し、その Klassen Kampf

に於ける役割を實踐に移したのであつた。

労働組合中最も果敢な闘争を展開したところ舊日本労働組合評議會の最盛期（大正十五年—昭和三年）に於て、その指導の下に置かれた消費組合は、博文館共働社をはじめ關東地方評議會第一支部、乗合自動車部に所屬したところの、田町共働社、高輪共働社（大正十四年）、品川共働社、新宿消費組合（大正十五年）等であつた。けれども之等は評議會の結社禁止の彈壓（昭和三年四月）をきっかけに自然衰滅に歸し消費組合運動として見るべき効果をあげ得ずに終つてゐる。

労働者消費組合中、最も大部分を占めてゐるのは、労働總同盟系統労働組合所屬の消費組合である。この總同盟所屬消費組合の累年狀況は次の如く、これを以て労働者消費組合運動のまことに寂寥なる有様を窺ふに充分であらう。

總同盟系統消費組合累年狀況

年 度	組合数	組合員数	拂込 出資金	平均一ヶ月 売上高	一組合員 一ヶ月利用高
大正十四年	二	一	四	四	四
同十五年	五	一	一	一	一
昭和二年	八	一	一	一	一
同三年八月	一三	五、六四	六〇、二二一	三九、一八九	七、七三

第三編 斷章 消費組合を差徴について

同	四年八月	二一	四、八一八	五〇、二八九	四〇、九〇一	八・四九
同	五年八月	二一	四、六四〇	五四、一七七	四六、〇八八	九・九三
同	六年八月	二〇	四、五五一	五五、五三〇	三七、二三四	八・一八
同	七年八月	一九	三、八三九	四六、七〇八	四〇、三三九	一〇・五二
同	九年八月	一八	四、五八五	五九、一三六	五六、八四七	一二・四〇
同	十年十一月	一八	四、三八五	七六、七四二	七二、二九四	一一・三九

〔備考〕協同會『勞働年鑑』一五二頁より。

其の他の勞働組合諸系統への消費組合の微々たる分屬状況については之を省略し（詳しくは奥谷氏の『日本消費組合史』参照）、次に現在、消費組合の所屬勞働組合を越えて大同團結した横斷的聯合組織たる關東消費組合聯盟（大正十五年）、ならびに之を中心勢力とするところの日本消費組合聯盟（昭和七年）に注目するを要する。關東消費組合聯盟（略稱「關消聯」）は共働社系組合に端を發し、そのイニシヤチーフは細同盟系、一時は舊評議會系に移り、日本農民組合とも連繫をとり、最も華々しい闘争經歷を持つて居るのであるが、昭和九・十年頃を期とする勞働力守勢に面し、一切の政黨政派、勞働組合に拘束されざる超然的（『敢弱的』）立場に自己を疎外することによつて、現在危ふくその存立の餘地を獲得してゐる。

昭和十年現在に於ける關消聯加盟組合は次の通りである。

\*城西消費組合

第一合同消費組合

\*共 働 社

金杉消費組合

東交北部消費組合

城南消費組合

城北消費組合

第二北部消費組合

多摩川無産者消費組合

東京市電従業員共同購買會

〔備考〕

一、向島共働社は脱退、東交城北消費組合、第二北部消費組合は消滅。

二、\*印は産業組合法による認可組合。

三、前掲『勞働年鑑』より。

日本消費組合聯盟（略稱「日消聯」）は、關消聯の活躍中、消費組合運動最盛期の遺産として消費組合全國的結

第三編 第五章 消費組合の發達について



成準備會、昭和五年)のあとをついで結成されたものであるが、結成草々現守勢的狀態に直面し、その無力化も亦甚だしく、現在に於ては、ほとんどその活動を關消聯にゆづつてゐる。

消費組合聯合機關としては右の他に、關消聯から昭和四年脫退分派せるところの、總同盟右派に屬する消費組合聯盟があるが、その數は大阪を中心とし昭和十年現在で十五組合を算してゐる。

さて次に重要なことは、之等の階級的消費組合運動が、農村協同組合運動の指導提携に乗り出すにあつて、従來、既成産業組合を見捨て、むしろそれに挑戦し、日本農民組合、全國農民組合所屬の自主的農村協同組合を別個に創り出すといふ方向をとつて來たことである。

この階級的農村協同組合の産業組合に對置しての創出といふ方針は、既に大正十一年日本農民組合創出の當初から胚胎し、共同耕作への邁進といふが如き大理想をも織り込まれてゐたのであるが、やうやく關消聯、日消聯の乗り出しや社會大眾黨の支持やで、主として昭和四年以後に、ポツポツ生み出された(註一)ところのそれは、現在やうやく總計僅かに四十組合を算するに過ぎず、右の大理想に隔たること遠いのである。——これらの産組對置一本立ての方針の可否は現状の勞働力守勞の力關係に於て、再検討を要求せられてゐると見ることが出来る。

即ち昭和十年日本農民組合總同盟第四回大會は、その議案として「産業組合大衆化の件」を、又日本農民組合は同年年次大會に「産業組合が貧農階級に對する對策を講ずべきことを産業組合幹部に進言するの件」を可決し

てゐる(註二)の見るのである。

(註一) この農村に於ける階級的協同組合運動については、奥谷氏の貴重な研究『農村に於ける階級的協同組合運動の發展』(經濟評論昭和十年六月及び七月)に見られたい。

(註二) 前掲『労働年鑑昭和十一年版』一六三—一六四頁。

がそれは兎も角、本章に於て述べて置きたいことは、以上の様な労働者消費組合の發達の萎微が、とりも直さずこの國産業組合運動に於ける進歩的要素の貧困となつて影響するといふことである。僅かに存在する労働者消費組合の農村協同組織との握手の些かな餘地すら、現在の産業組合には據所のないものとなつてゐる程なのである。

## 補遺 農家小組合について

これまでに農家小組合に觸れる場合が屢々であつたので、こゝにその正體・本質について若干附論して置かう。

猪俣氏の近業『農村問題入門』に於て取り上げられてゐる様に、わが國農業のアジア的特殊性に於ける水田耕作と、不可欠的に結びついて、わが國農村部落には、村落協同體的な手労働に於ける原始的協業が残存してゐる。何よりも低き生産手段を以てする「水田」に對する鬭争・支配が私的労働の結合を要求するし、又稻作労働に於ける労働の極端な「田植時」及び「收穫時」への短期間の繁忙期の密集が、労働の多種多様な協業による個々の手労働の補足を必要ならしめてゐる。それは「手間替へ」と稱する「手傳ひ」の相互交換や、「ゆひ」と稱する據出労働の一時的編成中に於て、農村部落の慣習のうちにとけ込んでゐる。

農家小組合とは、部落に於けるかゝる村落共同體的残存を外からの（又は上からの）諸々の必要に應じて編成せるものである。

第一の編成は、明治二十年代に始まり、大正七八年以降のその急激な發展にまで引き續くところの、主とし

て農會及び道府縣の喧育獎勵によつてなされたものであつて、手勞働の集約化を基調とする農業生産技術の進歩、脱穀、調製等の副次的生産行程に於ける器具、器械のあてがひ等、總じて農業クラーゼに抗しての反當生産量（勞働支出當生産量ではない）の擴張・反當小作料の増大を目指すところの地主的増産政策の線に沿つたものである。それは地主團體たる農會に系統的に下押し、村落駐在の農會技術員の指揮にほとんど例外なく服してゐるのである。

第二の編成は、勿論右の地主的編成とタイ・アップしてゐるのであるが、農農民の畑作物や副業産物に對する商人資本やマニユアラクタチュア主の集荷政策として、小組合の所謂「共同集荷」を利用せんとするところから來てゐる。この小組合共同出荷は、歐戰大戦中から戦後にかけて、日本資本主義の飛躍的發展に伴ふ主穀作以外の作物の消費市場が急激に擴大せるに相應して發展してゐる。

かゝる流通面の協同化が産業組合の手に依らないで小組合の手に殘されたのは、一つには、米穀の如き國家的統制の規模を持つものや、小麦の如き獨占的産業資本の大規模な需要に連繫するものやに付て、それらの條件をバックとして展開せる産業組合販賣事業に於て、青果や野菜の如き上述のバックなき消費資料、即ち單に市場問屋にしか連結しないところの、しかも季節性あり腐敗性ある一時的市場向の商品の取扱はネグレクトせられるがためであり、一つには小組合の成員が、産業組合成員の埒外に置かれてゐるところの、中農下層・貧農を最も

多く含んでゐるが爲である(註)。

(註) 但し近時産業組合が貧農抱持に向つて進み、又販賣事業の多様化を意圖するに及んで、農會系統販賣幹旋や小組合共同出荷と纏張り争ひを始めるに至つてゐる。

商人資本のかくの如き小組合共同出荷の従屬は、六大都市青果市場會社の指定問屋が、多數出荷組合を夫々配屬してゐることや、商商人や鶏卵商人のギルド的組織たる養蠶業組合や養鶏組合聯合會が繭や鶏卵出荷組合を統禦してゐること、等に現れる。特にマニユファクチュア主が行ふその原料農産物集荷の爲の小組合共同出荷の直接編成は、製絲業者の養蠶實行組合の特約形態に於ける、製絲外業労働としての、即ち資本家的家内労働としての編成に於て最も奴隸的な状態を現出することは周知の如くである。

最後に第三の編成として、アルゲマイネ・クリーゼ過程に於ける農業クリーゼの急迫化によつて惹き起されることを餘儀なくされたところの昭和七年以降の國家的農村經濟更生運動に於て、農村組織化の下級細胞組織として部落に於ける村落共同體的殘存を、「自力更生」なる勤勞主義による無償労働の一層の追加と「隣保共助」精神の發揮のために役立てようとする行政的發動を見逃せない。

昭和七年以來、從來單に申し合せの結合に過ぎなかつた農家小組合を法人化し(法人化された小組合を農事實行組合と言ふ)、その産業組合への團體加入が認められるに至つたのは、右の更生運動細胞組織としての小組合の

確認と關係あるは勿論である。

以上に述べたことで、次に若干表によつて概観するに資するならば、先づ左表、農家小組合累年發展狀況に於ては、戦後に於ける全面的普及から爾後、特に更生運動以來の發展を知ることが出来る。

農家小組合累年發展狀況

組 合 数	大正十四年		昭和三年四月末		昭和六年末		昭和八年四月一日	
	一組合當組合員数	一町村當平均組合数	一組合當組合員数	一町村當平均組合数	一組合當組合員数	一町村當平均組合数	一組合當組合員数	一町村當平均組合数
組 合 数	七九、六九〇	—	一五七、四三九	—	一八三、九九五	—	二三五、〇三六	—
一組合當組合員数	一、八七六、五六一	—	四、六三九、七一七	—	五、三四七、四〇三	—	七、五二五、〇九三	—
一町村當平均組合数	—	—	二九	—	二九	—	三二	—
一町村當平均組合数	—	—	—	—	一四	—	二四	—

〔備考〕『農家小組合に関する調査』昭和十一年刊、及び子石・島田『日本農村産業組合の展望』二六五頁より。

次に小組合指導機關別の下屬狀況を見るならば、

小組合指導機關別組合数

指導機關別	小組合数	割 合
道府縣又ハ市町村	四七、三九二	二〇・一六
農 會	一八二、四四五	七七・六二
産 業 組 合	一一七五一	五・〇〇

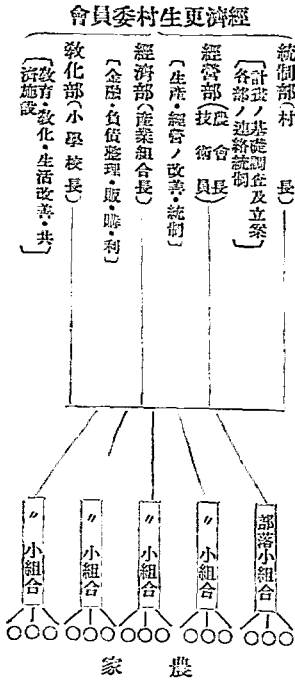
第三編 捕遺 農家小組合について

日本産業組合論

養蠶業組合	三三、五四二	一三、九四
畜産組合	七、七九〇	三、三一
其他	六、四八六	二、七一
計	二三五、〇三六	一〇〇、〇〇〇

〔備考〕 前掲『農家小組合に関する調査』（昭和八年三月調査）七六頁より。

昭和八年に於て依然として農會指導が虚偽的であり、官廳の指導がそれについて大きいことを知る。農村經濟更生運動に於ける農村細胞組織化の核としての農家小組合の再編成は、次の如くなされてゐる。



次に農家小組合の、上述、地主（官僚）、市場商人資本・マニユフアクチユア的諸イニシヤチープに於ける、多種多様の種類を列挙すれば左の如く、

種類別小組合数

小組合種類別	組合数	組合總數ニ對スル割合
總數	二三五、〇三六	一〇〇.〇〇
一般的事業ヲ行フモノ	一三一、四二八	五五.九二
特殊事業ヲ行フモノ	一〇三、六〇八	四四.〇八
産業關係	九〇、四五九	三八.四八
農事關係	三四、〇三二	一四.四八
探種組合	一五、四八三	六.五九
園藝組合	九五三	〇.四一
穀菽門雜組合	八一三	〇.三五
煙草耕作組合	一、三四八	〇.五七
茶葉改良組合	二、〇〇九	〇.〇九
其他農産物生産組合	三、六二八	一.五四
受檢組合	二、〇二五	〇.八六

第三編 補遺 農家小組合について



日本産業組合論

出荷組合	六、八六九	二・九二
勸業農具利用組合	二〇三	〇・〇八
共同作業組合	三五五	〇・一五
肥料関係組合	二五五	〇・一二
其他	一、八九一	〇・八〇
養蠶関係組合	三七、二一九	一五・八三
養蠶組合	三六、八二二	一五・六七
其他	三九七	〇・二六
畜産関係	一〇、八八一	四・六三
家畜組合	一、四九七	〇・六四
有畜農業組合	二二〇	〇・〇九
養蠶組合	五、九一三	二・五二
畜牛組合	七七九	〇・三三
其他	四四六	〇・一九

〔備考〕 農林省農務局『農家小組合に関する調査』より。

右のうち「一般の事業ヲ行フモノ」及び所謂「産業關係」と稱するものは大體殖産政策的性質を持つて地主的官僚的指導下に編成せられるものを含むと看做され、その他の商人資本やマニユファクチュア主のイニシヤチ

下)に置かれる大部分のものは、ほとんど農産物種類別に編成せられて居ることを知るのである。

更に農家小組合が現在、どれ程の共同を、零細農耕のうちに取り込んでゐるかを見るために左表を掲出する。

機能別小組合数

	小組合数	小組合總數ニ對スル割合
共同設備ヲ有スルモノ	五五、二二六	二二・五二
共同作業ヲ行フモノ	一三三、一七六	五六・六六
共同出荷ヲ行フモノ	一二三、九九九	五二・八一
共同購入ヲ行フモノ	一四五、九六七	六二・一七

〔備考〕 同上『調査』より抄出。

明らかに、産業組合がそれ程タツチしてゐない共同設備、共同作業の行はれることは、小組合の特徴である。ではその共同設備や作業の種類はいかなるものであるか。

小組合共同設備の種類

設備の種類	小組合数
共同作業場	一五、七二七
共同灌溉設備	六、三九四
租借屋敷其他調整費	一五、〇四二

第三編 補遺 農家小組合について

日本産業組合論

製粉精穀機  
乾菌所  
乳肉卵處理所  
漬物罐詰製造設備  
農工品其他副業製品製作設備  
其他  
合計

(備考) 同上。

小組合共同作業の種類

共同作業種類  
自給肥料生産  
共同採種圃設置  
共同苗代設置  
共同耕作  
共同挿秧  
共同除草  
病虫害防除豫防

四、九六四  
三、二五二  
一、〇六九  
四五四  
四、一〇六  
九、五三一  
五五、二二六

小組合数

二〇、〇五四  
六三、七〇三  
九、八〇三  
六、六五二  
一五、四三八  
一二、五八六  
五九、〇三五

收	獲	一、三、三三
共	同	七、〇九五
蠶	の	一五、三五五
共	同	二、一三八
鶏	卵	九四五
共	同	九二八
叭	其	三、〇四六
共	同	五七六
青	果	五五六
共	同	三六九
畜	産	二、七一二
共	同	九、六三一
其	他	七、〇七三
共	同	一三三、一七六
計		

〔備考〕 同上。

右二表に於て看取り得ることは、共同設備が灌漑用設備を除いては、流通過程の延長部分的な加工、調整行程以外に核心的な労働行程に於ける生産手段の共有といふ方向に向いてゐないこと、共同作業が農耕労働上最も盛

んなのは、採種圃や病蟲害の驅除等技術上共同作業を必要とする部分であり、本來の耕耘労働には比較的少なくしかもそれは繁忙期の一時的作業に於て行はれるのであつて、要するに私的「手労働」の單なる補足に過ぎないといふことである。

この様な私的「手労働」の原始的な協業による補足を、労働の私的形態の社會的形態への移行とみたり、甚だしきは生産の社會的形態への移行の飛躍と混同したりすることによつて、農家小組合が産業組合より深く生産部面にタツテしてゐることを、評價するならば遂方もない誤りである。(註)

(註) この漸進主義的誤謬や、ナロードニートの誤謬は、ブナ・メルシヨア的小組合觀につきまといつてゐる。

農家小組合に對する進歩的評價が許されるとすれば、それがたとへ上からの組織であるにせよ、貧農の多くの部分を組織對象として居り、たとへ手労働の補充としての原始的協業であるにせよ、この協業部面を通じて、その團體的結束の訓練の機會を得ることが出来るといふ點にある(註)。小組合の自主化は産業組合自主化の最も有力な力になり得る筈である。

(註) 佐原義雄稿『農家小組合について』第四、農家小組合の實踐的批判者、一、農家小組合に對する階級的諸組織の對策(經濟評論、第三卷、第九號)について見られたい。

## 第五章 産業組合に於ける諸矛盾の成熟

### 一 最近の動向

信用事業に始まり、之を経営の根幹となしつゝ購買、販賣事業を結合することによつて、更に又利用事業をも添へ物として、産業組合は漸次にその経営の多様性を獲得し、かくて組合組織構成の大衆的基礎が中農上層に置かれねばならぬことの絶対性は漸く融通のさくものとなり、組合の多様な経営分野の裡に經濟的活動の實質的地位を異にする全農家、貧農までも掲げ込むことが可能となり、のみならず、必要となり、而してこの必要は、戦後アルゲマイネ・クリーゼの構成的部分として重奏せる農業クリーゼの深化に應じて特に緊喫のものとなつたことは、上述の事業別考察の總括的方向である。而してこの方向は昭和七年に於て計畫され、昭和八年以後實施を見たところ、産業組合擴充五年計畫に於て、一應精力的に追求されたが、この追求は、面組合の内包的諸矛盾の擴大再生産を齎さないではおかないのである。既にこの組合の諸矛盾の内包については前述に各論したが更に最後に、今や産業組合五年計畫の最終年度を終らうとする秋に於て、産業組合危機當面の問題（註）、最近の動向として、それら矛盾の成熟の狀態を示しておく必要があらう。

〔註〕 水村恒夫氏は昨年三月、五ヶ年計畫第二年度までの成果を検討し、早くもそこに、産業組合「運動が危機への分岐點に到達せること」を見出し、「轉換機にある産業組合」を論じてゐる。それに教はるところ極めて多い。——「經濟評論」第三卷、第三號、所載。

### 一、産業組合五ヶ年計畫の産組運動に於ける段階的特質

産業組合擴充五ヶ年計畫を敢行するに當つて、その主要目標として、指導者達によつてかゝげられたところのものゝを羅列すれば左の如く、

- 1 産業組合の設置なき町村に對しては、四種兼營産業組合を設置すること。
- 2 農業者の悉くを産業組合に加入せしめること。
- 3 農村産業組合は全部四種事業を積極的に經營し、全組合員をして普遍的に事業を利用せしめ得ること。
- 4 農村産業組合の有限責任組織を保證責任となすこと。
- 5 農村産業組合は凡て系統機關を利用すること。
- 6 農村に對し産業組合教育の普及徹底を期すること。

これら各項は、相互に關聯しつゝ、先づ産業組合組織網の津々浦々全農家目指しての張り繞らし、を前項に押

し出してゐる。既に大正十四年頃以來、農業クリーズの深化に影響せられ、破綻の兆候と、停滞の色を現し始めてゐた(註)組合陣容は、この農業クリーズに取り組んで更に倍加せられた社會的、經濟的使命を果さんが爲に、こゝにあらん限りの努力を拂つて振興、せられんとするのである。

(註) この統計的表出は、第二編第一、第三章に既出。

尚こゝに昭和七年計畫當初中央會が全國の支會を煩して調査したる結果によれば、全國組合の成績を左の四種に分類すると、その各級の數字は次の如くであるといふ。

- 甲 (成績良なるもの) 二、二九二
- 乙 (可なるもの) 七、〇九二
- 丙 (改善の見込あるもの) 三、八三六
- 丁 (改善の見込なきもの) 九四七

濱田道之助稿『産組五ヶ年計畫と中央會の使命』(産業組合、第三百二十五號、四一頁、附註)。

而してこの振興の質的な段階的特質は、次の如く要約せられる。

### I 經濟的視點から

日本資本主義の、アルゲマイネ・クリーズ過程に於ける恐權切り抜けの懸命の運動は、この資本主義の特殊構造に基いたところの日本型合理化運動を促進した。



この日本型合理化とは、官僚的指導によるところの、「再版農奴制の二層の堅持と、獨占資本の集中集積の一層の高度化を基調とするものであつて、その特徴は、第一に資本家の諸産業に於ては、勞働力の隷奴的統轄の再編成に基く勞働強化の一層の追加を主とし、之に附隨的に從來の極端なる技術的低位の殘滓が廢棄せられる——これは獨占資本家の經營に於て有利に企て得られることである——と言ふ行き方に於て(註一)、第二に半封建的農業に於ては専ら單に無償で社會に贈られる「農奴の勞働」の一層の強化と、而して消費の極端なる節減——この「働け、粗食しろ」の奉仕的勤勞主義こそは農村經濟更生運動の基調をなすものである(註二)——といふやり口に於て、そして第三に流通過程に於ては、半封建的零細農業の土豪とこれに關聯する間屋制家内工業、マニ、ユファクチュアの廣汎なる存在との基礎の上に蟠居する中小商業資本の整理・再編成と言ふ方向に於て、現れる。

(註一) 野口八郎『日本型合理化——特に纖維産業について』(經濟評論、第三卷、第三號)參照。

(註二) この經濟更生運動に於ける奉仕的勤勞主義の支那的現れは、農民道場の各地への官設若しくは半官半民的建設である。産業組合の振興を除いて經濟更生運動が殘した唯一の業績はこの「農民道場」であるかの如くである。但しこの道場がいまのところ更生運動の他の業績の如く直ちに破綻を來してゐないのは、この「道場」の本来の目的たる内地農村中堅青年の訓練場としてよりも、むしろ他の目的、即ち滿洲農業移民の仕立場として繁昌してゐるが爲であることは、面白い現象と言はねばならぬ。

さて、この第三の、中小商業資本の整理、再編成に於ては、言ふまでもなく日本資本主義の構造的基核たる半封

建的小細農業と、その上に發立する獨占資本との、ヨリ一層の直接的連繫への油断が目されてゐる。もとゞ半封建的零細農業の存在、ひいては、間接制的家内工業やマニファクチュアの存在が、中小商業資本の擴大な活動の地盤を供してゐるのであり、従つてこれらの地盤が確保される限り中小商業資本の一掃は困難であるが、それでも尙、それらの中小商業資本の過多な亂脈な存在は、アルゲマイネ・クリーズ過程に於ける恐慌深化にあつて獨占資本への資本集中・集積の高度化に伴つて、其の商業的活動範圍を狭めざるを得ない。——即ち、半封建的基盤の保持と發立する獨占資本の一層の鈍化との連管の矛盾は、獨占資本へのヨリ直接的な連繫に向つて商業資本の合理的な整理再編成を必要ならしめて來るのである。この整理・再編成の運動は、工業組合による編成や輸出組合法による、金融獨占資本の分派としての貿易従事の商業資本への、中・小商工業資本の下屬統制やに於て顯著に現れて來てゐるが、農業部門に對しては、それは言ふまでもなく、産業組合運動の新たな鞏化・五ヶ年計畫の遂行を通じて現れて來る。

かうした廣い意味での、合理化の實現としての産業組合運動の新たな鞏化五ヶ年計畫は、次の如き二つの方向即ち一つは下に向つて半封建農民の悉く、貧農をも抱括すると言ふ行き方に於て、一つは上に向つて産組系統的聯合機關の充實とそれの繼續的利用促進といふ行き方に於て、成されるのである。蓋し、一方に於ては半農奴制的零細農民の産組によるその家計の一切までの把握と、他方に於ては産組系統機關の伸長によつて、存置される半

農奴制的零細農耕の高度化する獨占資本へのヨリ直接的な連繋が圖られるからである。例へば組合と産地商人との直接的な取引は、府縣聯合會への統制強化によつて従来よりヨリ減退し、更に府縣聯合會と集散地問屋との取引は、全國的聯合會への統制強化によつて従来よりも幾分の整理を見、これに反し全國的聯合會を大手筋とする消費地大問屋はむしろ或る場合には、ヨリよい繁榮の條件を與へられ、かくして總じて中・小商業資本の整理が遂行されるのである。同様の關係は信用組合の地方銀行や其の他の銀行に對する關係に於て見られる。

この様な再版農奴制と獨占資本主義とのヨリ直接的な連繋が保たれることによつて、企圖せられることは、何よりも直接的にはアルゲマイネ・クリーゼのいままゝ震央部に重奏してゐるところの農業恐慌の切抜けである。四種事業の兼營組合による貧農の抱き込みは、貧農の家計の一切の組合黨中への移管と同様の結果を齎しつつある。即ち貧農の生産物販賣収入は組合の手中にあつて借金の支拂ひに天引せられるか、若しくは購買品支拂に充當せられ、農民の一切の現金收支は組合帳簿の上に相殺せられるのである。既に、不隨に頻してゐるミゼラブルな半隷農民の零細農耕經營の再生産に對し、産組機關を通じ、この様に手を取り、足を取つての人工呼吸的施術が加へられつつあることを直視せねばならぬ註。

(註) この事實はかつて、拙稿『日本資本主義の性格』(「進歩」一九三五・六)に述べたことがある。

かうした農業恐慌の切抜けが、日本の獨占資本主義の第三期恐慌の切抜けに不可欠の必要なのである。

それからもう一つ、右の直接的連繫に於て、産組をして戦時食糧政策の擔當者たらしめんとする伏線が布かれてゐることを見逃すことが出来ぬ。既に五ヶ年計畫の三ヶ年目の後半期にして、日本經濟が急カーブを描いて見る（戦時經濟體制の姿態を表面化し來つたことは周知の通りである）。

## II 政治的視點から

産組運動に於ける五ヶ年計畫實施の、政治的視點からみたる段階的特質の第一は、言ふまでもなく、組合組織内への貧農抱き込みにある。

戦後、特に第三期恐慌の來襲以後激増せる貧窮小作農民の反撃に處し、農村、ひいては日本社會の安定力たる中農上層自作農に基礎を持つ組織の中に、彼等貧農を織り込むことは、彼等を自作農的所有觀念の影響化に眠り込ますために極めて意義のあることであらねばならぬ。

ところでこの抱き込みは、從來の諸々の組合の諸政策の如く、單純に官僚の指導によつて爲され得るものではない。何となれば、自作農中堅こそは、もと／＼官僚政治の社會的、物質的足場を供して居るものなのであるが、貧農は決してさうでないからである。そこでこの貧農抱携の運動は組合の内からの努力の喚起を要せられるが、特にこの運動の手足として組合青年層の第一線への動員が企てられる根拠がある。農村上層出身の青年層を中心として形成せられたる産業組合青年聯盟（昭和八年）が之である（註）。協同組合理想主義は、他に遠出する

ことを抑壓せられてゐる農村青年の活動力を驅つて、彼等をして、組合の御用聞きと同時に櫻色の産組主義の配布掛を努めしめてゐるのである。

(註) 産業組合青年聯盟は昭和八年結成せられ、昭和十年九月現在の調査によると僅か二ヶ年半の間に、四十三道府縣聯盟を加へ、町村聯盟数は三、七四七、盟友數三〇六、一四二名、内婦人盟友數二七、六二五名を算してゐる。

各地方別聯盟總數(昭和十年九月)

道府縣名	町村聯盟數	盟友數	内女子盟友數
北海道	二〇二	一五、〇三一	一、五〇〇人
青森	六四	五、〇〇〇	三五〇
岩手	一〇三	八、二三五	三八四
宮城	八〇	五、七四一	九四
秋田	二四	一、六九八	—
山形	一一八	四、五〇〇	三〇〇
福島	一一五	八、一〇〇	一、八〇〇
茨城	七一	四、二〇〇	四五〇
栃木	七五	六、一一三	一六九
群馬	六三	七、五〇〇	三〇〇
埼玉	五二	六、二五〇	五六〇

第四編 第五章 産業組合に於ける諸矛盾の成勢

奈良	兵庫	大阪	京都	滋賀	三重	愛知	静岡	岐阜	長野	福井	石川	富山	新潟	神奈川	東京	千葉
三五	六三	一	一五二	一一七	三八	四三	四八	一六二	二五〇	一七	二四	四三	二〇	四二	二〇	四六
三,五〇〇	四,四五〇	三三	一〇,〇〇〇	一六,一〇〇	三,四〇〇	三,四三五	五,〇〇〇	一六,〇〇〇	三〇,〇〇〇	一,六〇〇	三,五〇〇	四,五〇〇	三,六〇〇	八一六	二,三三五	五,〇〇〇
	三〇			三,〇〇〇	三〇二	一〇〇	四〇〇	四,八六〇	五,〇〇〇		二七〇	七二	八〇		一〇〇	六〇〇

和歌山	鳥取	島根	岡山 (推定)	廣島	山口	徳島	香川	愛媛	高知	福岡	佐賀	長崎	熊本	大分	宮崎	鹿児島
六六	八七	二三四	一〇〇	七八	六六	七七	八九	一三〇	九八	一八九	八三	三四	三四	三四	三二	二二六
七、四二五	四、四三二	一五、八九七	五、〇〇〇	三、七九五	三、二〇五	二、四〇〇	三、六七三	九、九七三	七、二〇〇	一三、〇〇〇	七、五三三	二、九九七	二、三八〇	二、八四三	四、八五〇	一八、九七二
二、五〇〇	四八三	一、五一四	一六七				三五〇	七〇〇	一、七〇〇	五〇〇	二五〇	四二〇		二一八	六三	

沖	額(推定)	1,000	1
樟	太	1,000	100
中央	股	700	1
合	計	3,731	27,625

〔備考〕『日本農業年報』第七卷、三三六―三三八頁より。

次に政治的視點からみたる段階的特質の第二は、産組上級系統機關の龐大なる態備に關聯して、産組の國家行政機關化の露骨なる現れである。産組中央機關の役員はほとんど悉く、官僚の古手を持つて固められ、産組内部に官僚主義が行きわたたり、産組官僚相互間の不和が産組中央機關相互間の不統一をさへまねくに至つてゐること今日の如きは珍らしい。

この産組の中央機關集中による國家行政機關化への強化の方向は、さきの貧農抱擁の方向と統合せられて、明らかに日本型ファシズムへの傾斜を示してゐることを、ひとは逸早く氣附かねばならぬ。日本的な(即ち再版農奴制を内抱するところの)獨占資本の味方に、その社會的支柱たる自作農中堅を組織基本とする産組を媒介として、半封建的貧農を積極的に引き込んで置くことが、現段階に於ける政治形態の基礎として必須となつて來てゐるのである。産組理想主義に於ける資本主義排除の夢想、階級闘争抹殺の所謂中立主義や産組的結合による小農經營の永續性の思想等々は、ファシズム思想に於ける資本家打破の擬態や、階級調和的全體主義や、特に日本フ



アソシズムに於ける農本主義、即ち農奴制的勤勞精神の鼓吹、やにたちまちにして合流するのである。産組中央幹部達によつて五ヶ年計畫目標のうちに鼓へられた産組教育の普及徹底といふことを、吾々はこの意味で見逃せない。

## 二、産業組合五ヶ年計畫の進行と諸矛盾の成熟

最初に注意して置かねばならないことは、五ヶ年計畫の樹立を緊迫ならしめた産組の内的要因に於て、既にして産業組合の農業クリーゼへの捕撈・産組自らのクリーゼへの兆候を現してゐたといふ既述の事實である。五ヶ年計畫の進行は、この産組起死回生の振興運動であつたが、同時に産組クリーゼへの諸矛盾内的兆候の擴大再生産を伴はずには置かないのである。

五ヶ年計畫に於ける産組運動の量的發展には、或ひは相當に見るべきものがあるが、にもかゝらず、諸々の點に、停滞や不健全な不均等性を見出すのである。

次に現在（最終年度たる第五ヶ年前半期経過中）のところ、發表されてゐる計畫実績の経過報告、『第三年度実績報告』及び『第四年度上半期末概況報告』についてこれらの傾向の大略を窺ふことが出来る。

### I 組合數及び組合員數について

先づ組合數の量的擴大について見れば、その第一年より、第三年度に至る歷年増加實數は約三〇〇——一六〇）

二〇〇となり、計畫當初の豫定増加割合第一年一〇%、第二年三〇%、第三年四〇%なる累進的進み方は全く裏切られて居り、三ヶ年間を通じて、中央會案の増加豫定の約四〇%を實現した程度である。

組合数増加実績表

年次	組合總數豫定計畫		組合總數實績		年度内新設實績	年度内整理組合實績
	中央會案	道府縣案	中央會案	道府縣案		
*昭和七年末(計畫前)	—	—	—	—	—	—
昭和八年末(第一年度)	一四、四二四	一四、五二〇	一四、三五二	—	六七五	三七六
昭和九年末(第二年度)	一五、一三五	一五、一一八	一四、六四七	—	六五七	四八八
昭和十年末(第三年度)	一六、〇六四	一五、六五八	一五、〇二四	—	五九八	四一二
昭和十一年上半(第四年度)	—	—	一五、一〇三	—	—	—
昭和十一年末(第四年度)	一六、四二九	一五、九三二	—	—	—	—

〔備考〕一、\*昭和七年末組合總數ハ農林省調査「産組要覽」による。  
二、中央會發表「實績報告」及び「概況報告」により作成。以下同様。

次に五ヶ年計畫の最も中心的目标たる全農家の獲得を目標しての組合員數の増加は、如何なる成績を示しているか。

左表に之を見れば、第一年度から第二年度、第三年度に至る増加の歩足は、二六萬人——二七萬人——三一萬

人と比較的順調を示してゐるが、第二年度以後から漸次計畫豫定数からの立ち遅れを見せ始め、第三年度に於て計畫豫定数から既に百萬人餘を引き離れ、この開きは益々擴大の傾向にある。

組合員数増加費發表

昭和七年末	實 績		豫 定 計 畫	
	千人	千人	千人	千人
第一年度	四、九七八	五、〇七一	五、二四五	
第二年度	五、五〇九	五、八九五	六、〇九七	
第三年度	五、八二四	六、九六四	七、一九七	
第四年度	(上半期) 五、九六七	七、五二一	七、七七〇	
第五年度	—	七、七〇四	八、〇七六	

この組合員への全戸加入・貧農抱擁の運動に現れてゐる相當の計畫よりの齟齬は一體どこから來るか。それは貧農の大量的加入が産業組合内部に根本的なアンタゴニスティックな半封建的土地所有對半隸農的耕作の矛盾を持ち込まずに置かないと言ふことに對し、早くも危惧を持ち始めた官僚や(金)産組指導者の一部に於ける貧農参加に對する警戒、その拒否とまでは行かないとしても少くともその進展に對する多少の苦心の現れであると見て差支へないであらう。

(註)

「産組強化擴大のため細胞組織として、農事實行組合の如き法人格を有するところの、貧農の集團を組織せよといふ意見に對し、農林省産組課長は勝手反討して言ふ『實は法人にするのが宜いか部落その儘の昔のやうな隣保共助の形態で存して置く方が宜いのか、多少疑問を持つて居る譯であります。』更に三重縣の反對者は言ふ『……寧ろ農事實行組合なるものを造ることは吾々が産業組合の精神を實際的に主張して行く上に邪魔になると思ふのであります。』(「審議委員會記事」産業組合、十年七月號一八一—一九頁)。前者は孤立分散的な部落形態を保持し、貧農集團化の危険性の前に警戒し、後者は産組の地主性を意識しつゝ、貧農の参加を拒否するのである。」——木村氏、前掲論文、經濟評論第三卷第三號五六頁、附註。

## II 資金構成及び信用事業について

資金構成の發展の不均等性が次の表に於て見られる。

組合資金の累年異動表

前盡計	(i) 實 數		負 債		資 産	
	同 年 末	同 年 末	自己資本	他人資本	貸出金	餘裕金
同 七 年 末	六・八	一〇・二七	一〇・二七	—	—	—
同 六 年 末	—	—	—	—	—	—
同 五 年 末	—	—	—	—	—	—

第四編 第五章 産組組合に於ける諸矛盾の成然



日本産業組合論

計		後	
同	同	同	同
八	九	十	十一年
年	年	年	上期末
末	末	末	末
一三・三	一四・七	一六・九	八・三
一〇九・二	九九・三	一〇九・一	四四・七
二一・八	一一・二	一一・七	三・〇
一四・四	二八・四	一〇・六	一〇・四
九四・五	六四・九	五九・七	一六・一
三四・五	八・五	四九・六	二三・五

(ii) 百分比

計		前	
同	同	同	同
八	七	六	五
年	年	年	年
末	末	末	末
二〇・三	二一・一	二一・一	二〇・三
六五・五	六三・七	六二・〇	六三・八
一四・二	一五・二	一六・五	一五・九
五八・五	五九・八	五九・六	五五・五
二九・二	二七・一	二七・三	三一・六
一一・三	一一・一	一一・一	一一・九
二一・三	二一・三	二一・三	二一・三

自己資本

計		後	
同	同	同	同
八	九	十	十一年
年	年	年	上期末
末	末	末	末
二〇・三	一九・八	一九・八	一九・六
六五・五	六五・一	六七・〇	六七・四
一四・二	一四・九	一三・二	一三・〇
五八・五	五四・〇	五一・一	四九・九
二九・二	二七・三	二七・六	三三・五
一一・三	一一・一	一一・三	一六・六
二一・三	二一・三	二一・三	二一・三

負債

計		後	
同	同	同	同
八	九	十	十一年
年	年	年	上期末
末	末	末	末
一〇九・二	九九・三	一〇九・一	四四・七
二一・八	一一・二	一一・七	三・〇
一四・四	二八・四	一〇・六	一〇・四
九四・五	六四・九	五九・七	一六・一
三四・五	八・五	四九・六	二三・五

貸出金

計		後	
同	同	同	同
八	九	十	十一年
年	年	年	上期末
末	末	末	末
二〇・三	一九・八	一九・八	一九・六
六五・五	六五・一	六七・〇	六七・四
一四・二	一四・九	一三・二	一三・〇
五八・五	五四・〇	五一・一	四九・九
二九・二	二七・三	二七・六	三三・五
一一・三	一一・一	一一・三	一六・六
二一・三	二一・三	二一・三	二一・三

貸入金

計		後	
同	同	同	同
八	九	十	十一年
年	年	年	上期末
末	末	末	末
二〇・三	一九・八	一九・八	一九・六
六五・五	六五・一	六七・〇	六七・四
一四・二	一四・九	一三・二	一三・〇
五八・五	五四・〇	五一・一	四九・九
二九・二	二七・三	二七・六	三三・五
一一・三	一一・一	一一・三	一六・六
二一・三	二一・三	二一・三	二一・三

貸出金

計		後	
同	同	同	同
八	九	十	十一年
年	年	年	上期末
末	末	末	末
二〇・三	一九・八	一九・八	一九・六
六五・五	六五・一	六七・〇	六七・四
一四・二	一四・九	一三・二	一三・〇
五八・五	五四・〇	五一・一	四九・九
二九・二	二七・三	二七・六	三三・五
一一・三	一一・一	一一・三	一六・六
二一・三	二一・三	二一・三	二一・三

貸入金

計		後	
同	同	同	同
八	九	十	十一年
年	年	年	上期末
末	末	末	末
二〇・三	一九・八	一九・八	一九・六
六五・五	六五・一	六七・〇	六七・四
一四・二	一四・九	一三・二	一三・〇
五八・五	五四・〇	五一・一	四九・九
二九・二	二七・三	二七・六	三三・五
一一・三	一一・一	一一・三	一六・六
二一・三	二一・三	二一・三	二一・三

貸出金

計		後	
同	同	同	同
八	九	十	十一年
年	年	年	上期末
末	末	末	末
二〇・三	一九・八	一九・八	一九・六
六五・五	六五・一	六七・〇	六七・四
一四・二	一四・九	一三・二	一三・〇
五八・五	五四・〇	五一・一	四九・九
二九・二	二七・三	二七・六	三三・五
一一・三	一一・一	一一・三	一六・六
二一・三	二一・三	二一・三	二一・三

貸入金

1 自己資金の絶対額の計畫年度以後の増大と、その負債決定に於て占むる割合の幾分の減少。即ち、次の如くである。

2 貯金の激増とその負債測定に於て占むる厭倒的割合の一層の増大。

3 借入金<sup>の</sup>の絶対額と百分比との双方に於ける激減。

4 貸出金の一時的昂進と停滯との百分比の減少。

5 餘金裕の絶対額と資産中に占むる割合の増大。

第一の自<sup>己</sup>資<sup>金</sup>、絶対額の増大の二つの原因は組合經營の困難に伴ふ出資増大に向つての、各組合主幹部に於ける大重の努力にある。而して疲弊せる組合員特に貧農大衆を擁し、この出資拂込の滯滞（百分比減少に注意）は一般的現象であり、之に對して、販賣歩合金や配當金からの控除による出資拂込の強制が廣く採られつゝある。

第二の貯<sup>金</sup>の激増と、第四の貸<sup>出</sup>金の停滯とは、既に信用組合の章に述べた如く、半農奴制的零細農業に寄生する高利貸付資本を底流とし、之からの輸租補充を受けるところの龐大な金融獨占資本を本流に持つところの、この國金融機構内に於ける、組合金融の矛盾の現れである。農村にあつて高利貸付資本として機能し得る地主や富農の遊休貨幣の組合貯金への吸收は、自ら、比較的<sup>に</sup>高利率によつてなされざるを得ず、従つて之は窮乏せる隷農民を相手として社會政策的に要求せられつゝあるところの、貯金利率の割合に比較しては低利での組合貸付にふり向けられるに不向であり、他の資本家的産業部門への投資に逃げ去らざるを得ない。而して社會政策的色彩を帯びた組合貸付の資金は、組合金融系統の外部から、郵便貯金等の手段によつて國民大衆の零細な遊休貨幣

から低利を以て吸收せられた國家資本の一部の所謂低利資金の融通に仰ぐといふ傾向である。ところで貧農抱擁に伴ふ窮乏組合員の増加は、この種の組合貸付をさへ、不隨化せしめてゐる。これに伴つて即ち上掲第三の借入金<sup>の</sup>の激減が現れる。

以上の如きこの國金融機構の、高利貸付資本を底流に持つ金融獨占資本的權威内に於ける組合金融の矛盾は、その集中的結果として、上掲第四點たる組合餘裕金の激増となつて現れることは既に述べた如くである。五ヶ年計畫に於ける諸事業の進展はこの餘裕金の膨脹を解決することが出来なかつたばかりでなく、益々擴大再生産してゐるのである。

尙、近時餘裕金うち有價證券投資の激増しつゝあることは、準戰時的インフレ趨勢に於て、この餘裕金をして國債消化の一つの手段に動員せんとする兆候と共に注目に値する。

### III 購買・販賣事業について

購買・販賣事業に於ける進展は五ヶ年計畫中最も成果を擧げたるものである。

先づ購買事業について見れば、次の如く第一年度・第二年度は中央會豫定數を突破し、第三年度はやゝ豫定數に開きを見せて迫進してゐるが、この購買事業の伸張は既に述べた如く、半封建的零細農耕生産様式の「手勞働」と基本的に結合する反當生産量増大の手段たるところの肥料の取扱によつてリードせられてゐることは、次頁の

肥料賣却高發展指數が購買品賣却總高的發展指數をリードすることによつて示されてゐる。

購買品發展指數年表

昭和七年末	實績	千噸	肥料賣却高		指數	購買品賣却總額	
			金額	指數		金額	指數
第一年度	實績	八四五	六二,三八三	一三五	一五四,二九〇	一一五	
	豫定(A)	一,〇〇一	—	—	—	—	
第二年度	實績	一,〇四二	—	—	—	—	
	豫定(A)	一,一四三	七六,一二五	一六四	一九八,四〇七	一四七	
第三年度	實績	一,三四四	—	—	—	—	
	豫定(A)	一,四八〇	一〇〇,六三七	二二五	二四六,三〇〇	一八三	
第四年度	實績	一,五六一	—	—	—	—	
	豫定(A)	一,七一九	—	—	—	—	
上半期概況	豫定(A)	一,〇三〇	七三,三〇一	—	一四七,二五六	—	
	豫定(B)	一,八〇〇	—	—	—	—	
第四年度	實績	二,〇二四	—	—	—	—	
	豫定(B)	—	—	—	—	—	

第四編 第五章 産業組合に於ける諸矛盾の成熟



日本産業組合誌

第五年度 一、九一九  
 豫定(A) 二、二四二  
 豫定(B)

〔備考〕 Aハ中央會寮、Bハ道府縣寮。

次に販賣事業に於ては、購買事業よりも更に著しい躍進的な發展がみられる。而してこの發展は何よりも先づ米穀の取扱の發展によつてリードせられてゐる點が注目せられる。

販賣事業發展要年表

昭和七年末	米穀販賣高		販賣品取扱總額	
	数量 千石	金額 千圓	金額 千圓	指數
第五年度 豫定(A)	一三、七二九	一七、四九三	二〇三、八三八	一〇〇
第五年度 豫定(B)	九、二五八	一七、四九三	二九六、五七〇	一四六
第四年度 豫定(A)	一五、九八九	一八六、二六五	三六四、一五四	一八〇
第四年度 豫定(B)	一九、八六九	一八六、二六五	三六四、一五四	一八〇
第三年度 豫定(A)	一一、一一〇	一九六、七七〇	四二二、八五一	二〇四
第三年度 豫定(B)	二〇、一六〇	一九六、七七〇	四二二、八五一	二〇四
第二年度 豫定(A)	一七、五三九	一九六、七七〇	四二二、八五一	二〇四
第二年度 豫定(B)	一七、五三九	一九六、七七〇	四二二、八五一	二〇四
第一年度 豫定(A)	一三、三三二	一九六、七七〇	四二二、八五一	二〇四
第一年度 豫定(B)	一三、三三二	一九六、七七〇	四二二、八五一	二〇四

下半年期概況		一〇、八三七	二二六、〇三二	二一四、四八一
第四年度	豫定(A)	一五、九九八		
	豫定(B)	二九、〇六四		
第五年度	豫定(A)	一八、三九八		
	豫定(B)	三三、一六九		

これらの購・販事業の著しい進展は、夫々の系統機關、特にその中央機關の發展を手段とし、前者の購買事業にあつては、肥料工業に於ける獨占資本との連繫の下に、後者の販賣事業に於ては、國家との連繫(米穀)、獨占的産業資本との連繫(麥)及び輸出貿易従事の巨大金融獨占資本の分派たる商業資本との連繫(絹糸、蜜柑等)を主導として展開せるものであることは既に述べた。

明らかにこの目ざましい進展は、從來のあまりに數多い私的商人資本の繁茂、これらと組合との無統制な野合に對する、整理・再編成を意味し、其の摩擦は、肥料商から米穀商ひいてはあらゆる間屋小商人にまで派及し昭和九—十年にかけて第六十七議會を中心にした政治問題化されたところの反産運動に於て、現れてゐる。だがそれは要するに整理・再編成上の單なる摩擦に過ぎないのであつて、いづれも半封建的農業を地盤とする商業資本と産業組合とが全體として決定的に相敵對し矛盾する譯ではない。ヨリ統合された形態で、從來よりもヨリ少數の大きな商業資本家との、ヨリ緊密な結合を以て、組合的流通機關の補充が、諸々の面に於て爲されざるを得ない

のである。そこで、右の整理・再編成が一應完成すれば、購・販事業に見られた産組五ヶ年計畫に於ける組合の伸張も、遠からず限度に到達することが想像せられる。早くもこの兆候は看取せられるのであつて、例へば肥料の取扱に於ては、有機質肥料に對する無機質肥料の代替の過程が一應終了したといふ特殊の事情、及び農民窮乏の深化に基く金肥施用の一般的減退といふ事情が右の整理再編成の一應の完成と相伴つて、購買事業の伸長をにぶらし始めて居り、更に又米穀其の他木炭、鶏卵等の大衆の直接的消費資料の取扱に於ては、勤勞大衆の消費組合の未發達といふ障礙にぶつかることによつて、問屋の活動力への依存が始めから不可避であり、従つて組合取扱の伸長がそれによつて制約をうけてゐるといふ事情と共に、販賣事業進展のやまが見え始めてゐるのである。

さて次に、これらの購販事業の進展が、この進展と不可避的に結びついてゐるところの組合の貧農抱擁に相俟ふ産組内の基本的階級的矛盾の成育に對し、夫々いかなる意義を持つてゐるかといふことに關し、既に述べたことを再言して置かう。即ち中農以下貧農までの現實的耕作者を萬遍なく涵蓋、之を獨占資本へ直接繋ぎ出すといふためには、肥料を積貯とする購買事業が販賣事業よりも、ヨリ有効に作用してゐる。之に反し販賣事業に於ては、農奴制的商品販賣の、地主による收取小作料の販賣と、小作隸農による飯米の窮迫販賣との二形態への分裂により、半封建的土地所有對半封建的土地利用の基本的矛盾の兩極への中農の分裂促進と、矛盾の觸發に購買事業よりもヨリ強く作用してゐるのである。

IV. 上級系統機關について

産組五ヶ年計畫の一つの特徴は、産組上級系統機關、時にこの全国的中央機關の尨大なる發展である。

地方的聯合會發展年表

聯合會數	昭和七年末			
	第一年度實績	第二年度實績	第三年度實績	第四年度上半期
所屬組合數	一九、二三三	二〇、二六九	二一、四四四	二一、六九四
貯金	一六六、四〇八	二〇、七二六	二七六、九七九	二七九、四七一
貸出金	九七、八二二	一〇三、一七九	九九、八二一	一一〇、二九三
販賣總額	七九、五九二	一四〇、四五八	一九四、六〇〇	二二五、〇二五
購買總額	四七、三五九	六三、二四九	八六、九三〇	一二三、四七七

全国的聯合機關年表(昭和十一年六月末)

所屬組合聯合會數	産組中央金庫		全 聯		大日本生絲販聯	大日本柑橘販聯
	全	購	全	販		
所屬組合聯合會數	一一、九一八	五、四八四	五〇	一一四	一一四	一〇
持ち出し資總額	三、七〇七	二、八九七	五五五	三七三	三七三	五八
貸出金	一三〇、三八八	一	一	一	一	一
貯金	一〇八、二二一	一	一	一	一	一

第四編 第五章 産業組合に於ける富矛盾の成態

日本産業組合論

三三六

販賣總額	千圓	六八、二八〇	三三、六九八	一、五五五
購買總額	千圓	八九、三三四	五、九九九	—

これを以て、さきに述べた半封建的農業の獨占資本主義へのヨリ直接的な結びつけ、小、中商業資本の整理・再編成が實行せられる。而してこの整理・再編成の一應の完成に於て到達する購・販事業伸長の限度の見透しを前に述べたが、この見透しは、系統的聯合機關に於ける經營上の一つの困難として早くも現れてゐる。

全購聯の肥料取扱に於ける肥料會社との結びつきによる従來のボロい分前は、化學肥料の有稈質肥料への代替の異常な過程が一應終了するや、漸次にすり減り、今や全購聯經營の主力を従來の如く肥料に偏重することを止め、雜貨等の取扱に分散轉換せざるを得ざらしめてゐる。

全販聯に於ても、従來經營の主力は、米穀に置かれて居たが、國家の米穀統成一應の編制と共に、その取扱發展は消費團體の組合結成の跛行にぶつかつて行きづまつて居り、今後經營の主力は産業資本への原料供給（製粉會社を大手筋とする小麦取扱のみは、全販聯經營に於ける唯一の黒字部分である）又は輸出従事の巨大資本へ取り繼がれる輸向農産物の取扱に向つて、移行することを餘儀なくせられてゐる。

さて又次に、これら中央系統機關の尨大なる發展は、産組官僚群の發生を助長することに注意を向けねばならぬ。右にのべた中央機關經營の一應行つまりへの到達と、一流の資本に非らざる三流以下の資本への結びつきの

現状とは、之等の産組官僚を腐敗の危険にさらして居り、産組下部に於ける基本的な矛盾の展開は、中央機關に映じては産組官僚間の軋轢としてしか現れない。これは全くの喜劇である。

### 三、産業組合大衆化に於ける産組基本的矛盾の現出

以上に産業組合五ヶ年計畫の進行途上に成熟しつつある産業組合諸矛盾は、この計畫の主要目標たる産業組合「大衆化」即ち貧農抱擁の進行によつてその基本的な矛盾を集約的に現出して來る。

この産組の基本的な矛盾とは、産組が中農上層・自作農中堅の分壤の阻止による半封建的農業の堅持の稜堡たることを果しつつ、自ら一面に於てこの分壤に参加せざるを得ないといふことである。而してこの分壤は、農業資本家階級と農業プロレタリアートとの兩極に趨致するところの資本主義農業の勝利によつてとつて代はられつつあるところのものでなくて、半封建的生産關係に於ける基本的矛盾の兩極、半封建的土地所有と半農奴制的土地利用（耕作）への趨致、農業の毀廢・農業クリーズを結果するところの半封建的生産關係の基本的なアンタゴニステツクな矛盾の激化を意味する。

貧農の参加が、産業組合の經濟的諸機能の組合員への階層別作用の不均等、即ちこの作用の地主への優位性の一層の保證と、それへの貧農の半隷屬的從屬性の強化との二面への分裂、を露骨ならしめて來るのである。

信用事業に於ける貯金、貸付金の地主、貧農層への夫々の偏位的分裂、販賣事業に於ける地主の收取小作料賣却と、貧農の窮迫的飯米賣却への分裂、等々之等は既に屢々述べ盡したところである。

之等の貧農参加による組合の經濟的諸機能の組合員への作用の分裂の鋭化は、經營的に組合發展を不隨化せしめる（貸付不振、購買不振、貯金逆輸、餘裕金湧出、販賣統制困難等々）のみならず、組合にとつて何よりも大きな損失は所謂組合の「隣保共助」の精神の損傷でなければならぬ。

貧農に向つての産業組合の門戸開放は、既に早くも産業組合にとつて頭痛の種となりつゝある。貧農加入を容易ならしむるために開かれた農事實行組合による法人團體加入の便法は、當初は産業組合組織網の下層細胞組織の鞏化とさへ産組指導者達に目されてゐたが、現在では貧農の集團的結束の組合内部への持ち込みとして、むしろ脅威になつてゐることについては既に前々節にも觸れた通りである。

何よりも先づ、産業組合大衆化のための突撃隊として上から組織せられた産業組合青年聯盟のうちに、産業組合の實踐的批判者たる自らを銘うつ如く、逸早く鋭い「批判の目」が胚胎し來つてゐる。それは産組大衆化のスローガンに産組自主化のスローガンを結びつけて、いかに弱々しいにせよ、逆流に棹さしてゐるのである。

かくの如く、産組大衆化・貧農包攝が産組の基本的矛盾をつゞき出すに拘らず、いまや産組は貧農を閉め出すことが出來ぬ。而して半封建的「産關係帝權の發達——ひいては日本資本主義社會の基礎——たらしめんが爲に

は中農を貧農から切り離して把んだのでは意義を充分に發揮しなくなつてゐるからである、小作運動が發展すればする程益々さうである。

組合が日本ファシズムへその大衆的基礎を貸さんとするところの、組合政治的機能の積極化が必至となれば、その貧農からの懸絶は表面益々打ち消されなければならないこととなる。

この組合政治的機能の積極化は、第六十七議會を中心として昂揚した反産運動に對する反・反産運動を契機として行はれたことに注目すべきである。反産運動がもと／＼五ヶ年計畫に於ける中・小商業資本の整理・再編成過程の單なる摩擦に過ぎないことは實に述べた通りであつて、特に又プチ・ブルジョアの商人の眞の内部的結束があり得ないといふ點から見ても、この運動の永續性がないこと、妥協的なことは、始めから明白なものである。だが反産運動が持つた意義はむしろ、これに對抗する組合側の反・反産運動を好機として、組合の所謂「政治的進出」が日程に登つたと言ふことにある。今更らしく「組合の政治的中立性」のお題目を捨て、の「政治的進出」とは、木村氏が之を看破せるごとく、反産運動への抗争に托して、反資本主義的言辭の下に組合の統制を固め乍ら漸次日本型ファシズムへの途を清めることに他ならない。

(註) 木村恒夫『轉換期にある産業組合』經濟評論、第三卷、第三號。

産業組合のファシズム化がいまや否めぬ傾向となればなる程、産業組合内部に於ける「批判者的」要素の存在



負債の支脈の組合内部への結集は、それに對するブレイキとして貴重なものとなつて来る。

### 附節 第二次産業組合擴充三ヶ年計畫へ

産業組合五ヶ年計畫は既に本年末を以て、第五ヶ年度の幕を閉ぢようとしてゐる。而して現在それに引き續いで、第二次産業組合擴充三ヶ年計畫が中央會に於て考究立案されつゝある。この第二次計畫への繼續を提案せる第四十八回中央會支會役員乃至理事協議會（本年一月開催）の決議に於て、この第二次計畫の目標として掲げられたところを見れば次の如く、

1 組織の整備擴大と全組織の綜合的運営

2 事業の擴充と其の大衆化

3 都市組合の發展

4 組合教育の徹底

5 各種團體の連絡強化

この計畫が第一次計畫に現れた矛盾の部分的調整（例へば3都市購買組合未發達の甚だしき跋行の調整、4豊會方面との軋轢の除去等）を含んではあるが、本質に於て第一次計畫の踏襲であることが明白である、而してこ

の踏襲に於て特に集中せられた意圖を、吾々は次の點に看取せざるを得ない。

一つには「組織の整備擴大と全組織の綜合的運営」といふことに現れてゐるところの、この國の準戰時體制の一翼につらなる食糧徵集配給機能擔當の氣構へ。

今一つには「組合教育の徹底」に現れる、産組大家のフアツショ地盤への養掖、この後の點は、各組合の信用販賣、購買、利用に肩を並べての組合教育部の設置といふ具體案とさへなつて頭を現して來てゐるのである。

— 終 —



# 附錄

## 日本產業組合年表

年次	日本資本主義初期及産組同盟の社會經濟的諸事項	産業組合初期及主要過程
一八四三	天保一四	
一八五九	安政六 横濱開港、生糸外國商館貿易興隆 (明治三十年又は四十年頃迄)	報徳社發生 P. 107-108 小田原報徳社創設
一八六七	慶應三 大政奉還	
一八六八	明治元 原始的蓄積典型期 (明治元—廿二年) 官營マニユファクチュア設置 農民監視 (明治十七年迄二百五十件餘)	報徳社自然衰微 P. 107-108
一八六九	二 版權奉還 P. 98 新貨幣法發布 諸海米廢輸出解禁 工部省設置	
一八七一	三 模範的製絲工場の移入官設 (群馬縣富岡) 四 廢藩置縣 西洋器具賣場及操練試驗場、駒場農事試驗場設置	

日本産業組合年表

一八七二	五	徵兵令、學制、區長戸長制 土地自由買賣許可 鐵道橫濱東京間開通
一八七三	六	地租改正（地租米納の金納化）P. 28 共同地入會山の官收 勸業寮設置、バツタン機輸入 東京米穀問屋市場設立 土地分割制限俾禁 東京米穀商取引所開設
一八七七	八	西南戰爭
一八七八	九	駒場學校設立
一八八〇	一〇	生絲輸出の同仲會社創立（内商輸出商の整頓） 横濱正金銀行創設 P. 273
一八八一	一一	官營工場拂下（民間産業資本擡頭） 體制的沈衰（明治十四—十八年） 農商務省設置 大日本農會創立 自由黨、改進黨組織、國會開設諮詢
	一二	
	一三	
	一四	

産業組合先蹤の發生、碓水精絲社創設（群馬縣磯部）P. 271-272  
共立商社設立（東京）P. 296  
北百樂精絲社創設（群馬縣富岡）P. 271-272

一五	朝鮮事變	一八九二
一六	日本銀行創設	一八九一
一七	破局的恐慌	一八九〇
一八	秩父騒動	一八九〇
一九	内閣制度創立	一八九〇
二〇	蠶絲業組合準則決定	一八九〇
二一	茶業組合規則發布	一八九〇
二二	市町村制(地方自治勸)施制	一八九〇
二三	憲法發布	一八九〇
二四	東海道線全通	一八九〇
二五	第一次資本主義恐慌	一八九〇
二六	日清戰爭(廿七、廿八年)	一八九四
二七	不平等條約改正	一八九四

日本陸業組合年表

釜集社創立(磐岡縣上内田村) P.271	同仲社創立(神奈川縣金目村)
信用組合法案上提 P. 101	マイネット「日本振農策」杉山・平田「信用組合論」出版 P. 103
掛川信用組合(靜岡縣、見附報德社)	聯合信用組合(磐岡縣)設立

一九〇五	三六	興業銀行創立	
一九〇四	三七	日露戰爭(三七年、三八年)	
一九〇五	三八	南樺太領有、關東洲租借、滿鐵攝收	
一九〇一	三四	日本社會民主黨(片山、幸徳、西川)結成即日停散	
一九〇〇	三三	北清事變 治安警察法 P. 107	
一九〇〇	三二	農會法發布	
一九〇〇	三一	耕地整理法(産米増産政策)	
一九〇〇	三〇	日本鐵道罷工	
一九〇〇	二九	鐵工組合 P. 286	
一九〇〇	二八	日本鐵道罷工	
一九〇〇	二七	輸入棉花關稅撤廢(地作獎勵、裁量交代)	
一九〇〇	二六	産業資本確立期(三〇、四〇年頃)	
一九〇〇	二五	金本位制實施、八幡製鐵所設立、労働運動初期、	
一九〇〇	二四	鐵工組合 P. 286	
一九〇〇	二三	平田東助「信用組合提要」出版	
一九〇〇	二二	製茶聯合販賣社設立(静岡縣)	
一九〇〇	二一	第一次産業組合法案貴族院上提 P. 101	
一九〇〇	二〇	鐵工組合共働店開店 P. 296	
一九〇〇	一九	産業組合移植構築	
一九〇〇	一八	産業組合法發布 P. 103-106	
一九〇〇	一七	(信用組合を基本とする構築開始)	
一九〇〇	一六	地方隨主權産業組合講習會の聯失(岩手縣)	
一九〇〇	一五	農商務省主權産業組合講習會開催	
一九〇〇	一四	大日本産業組合中央會設立決議 P. 108	
一九〇〇	一三	第一回全國産業組合役員協議會開催	

一九〇六	三九	端初的帝國主義金融獨占資本主義構成の設立	中央會議關紙「産業組合」創刊 二宮尊徳五十年祭舉行 P. 108
一九〇七	四〇	日本社會黨結成（西川、勢） 農業クワリヤ開始（日露戰爭前後） P. 97-102, 109-113	信用組合の他種事業兼營の法認—— 産業組合法第一次改正
一九〇八	四一	職後恐慌 戊申詔書 幸徳事件 肥料取締發布	第一次優良組合表彰式舉行
一九〇九	四二	三井財閥再組織 耕地整理法改正（該政策預報）	産業組合聯合會及産業組合中央會の法認—— 産業組合法第二次改正
一九一〇	四三	朝鮮併合	産業組合御獎勵御下賜金あり
一九一一	四四	蠶絲業法發布	第一回産業組合主任官（地方官更）會議開催
一九一二	大正元	改良主義團體友愛會結成 P. 126	臺灣産業組合規則公布
一九一四	三	歐洲大戰（三十七年） 耕地整理法改正（該政策預報） P. 113, 117, 217-218	朝鮮地方金融組合令公布
一九一五	四	米價調節聯合會設置（米價調節進行の準備階段） P. 218, 222, 227	産業組合普及一應の完了、

日本産業組合法



附議的農産物控頭 P. 203	五	一九一七
金輸出禁止	六	一九一七
小作爭議與際起點 P. 118-119		
勞働爭議與際起點 P. 296		
本格的金融獨立資本確立 P. 174	七	一九一八
米騒動勃發 P. 217	八	一九二〇
北海道産米増産計畫 P. 117, 218		
アルゲマイネ・クリーゼ P. 116-117	九	一九二〇
恐慌、蠶絲業救済		
朝鮮産米増産計畫 P. 117		
米穀法發布 P. 222 肥料改良獎勵規則發布	一〇	一九二一
小作爭議千件突破		
府縣聯合會組織の發展開始 P. 115		
全國市町村段の九三%に産組普及		
樺太に産業組合實施		
農業倉庫業法公布 P. 227		
市街地信用組合特定——第三次産業組合法改正		
中央會主催購買販賣組合聯合協議會開催		
友愛會共働社等消費組合運動開始 P. 296		
産組販賣事業控頭端緒		
産組全國的聯合會の法認——		
第四次産業組合法改正		
バーゼル市國際協同組合大會代表出席		
(代表 那須皓)		

日本産業組合年表

一九二六	一五	過激社會運動取締法案 日本農民組合結成 關東大震災恐慌 化學肥料工業國內確立（合成アンモニア法工業化の成功）P. 192, 195	中央會第一回産組婦人講習會開催 産業組合中央金庫法公布 P. 115 産組購買事業本格的展開時期・全國購買組合聯合會事業開始 P. 199 中央會國際協同組合聯盟に友誼的に加入 産業組合中央金庫事業開始 横と縦との規模に於ける産組陣容の編成完了、全國的中央機關の發展及組合員組織率擴大への趨向 P. 115, 120-121, 132
一九二四	一三	小作調定法	農林省産業組合課新設 中央會産組宣傳誌「家の光」創刊
一九二五	一四	普通選舉法公布 評議會創立 P. 207 治安維持法公布 小作爭議三千件突収 農林省獨立 副業獎勵規則公布 共同貯倉庫共同範圍擴張助成規程、鶏卵共同處理獎勵規程公布 自作農創設維持開始 P. 119 労働會議調停法公布 労働農民黨、社會民衆黨、日本労働黨結成	農林省産業組合課新設 中央會産組宣傳誌「家の光」創刊 農業倉庫受寄物範圍擴張及聯合農業倉庫設定 ——第一次農倉法改正 利用事業員外利用、其の他特典設定—— 第六次産組法改正

一九二七	昭和二 金融恐慌 弱小銀行破綻、金融預占資本の新たなる強化 P. 171	關東消費組合聯盟結成 P. 298-299 産經中央倉庫の發展時期 P. 171 大日本生絲販賣組合聯合會設立 P. 226 岡山縣産青礬結成
三・一五事件	治安維持法改正緊急勅令 特約養蠶組合普及	
四 世界恐慌下半年より波及	四・一六事件	
一九三〇	五 金解禁 農業クリーゼ急迫化 産業合理化進行 P. 316 化學肥料カルテル進行 P. 107-198	産業組合不隨化兆候 P. 315 産經肥料配給改善への助成 長野縣産青礬結成
一九三一	六 滿洲事變 東北北海道凶作	
一九三二	七 滿洲國成立、金輸出再禁止、五・一五事件 農山漁村經濟更生運動 P. 316 救農土木	産組販賣事業本格的展開時期 II 全國米穀販賣購買組合聯合會設立 P. 224 産業組合擴充五ヶ年計畫樹立 P. 314 産業組合大衆化 農事實行の組合 II 産業組合法人加入法認 P. 132, 204

一九三三	八	自治農民協會請願運動 磁安カルテル強化 P. 198 不動産協賛及損失補償法 金融債務臨時測定法 國際聯盟脫退 陸大軍事豫算編成、軍需工業中心の發行景氣 米穀統制法公布 P. 222 農村負債整理組合法、農業勸産信用法公布 小麦増殖五ヶ年計畫開始 P. 230—232	中央倉庫特別檢査及損失補償法公布 P. 183 日本清實組合聯盟結成 P. 289—300 五ヶ年計畫開始 産業組合青年聯盟全國聯合結成 P. 319—323, 338 漁村産業組合設立 産業組合による負債整理實行 反産運動接頭會日本商權擁護聯盟結成 P. 333 (八年乃至十年前期) 全購聯滿州化學工業株五萬株買入 P. 203 産組小麦販賣統制開始 P. 282 官部官商農工第一回産業組合問題研究會開 催 P. 8
一九三四	九	東北地方凶作 P. 268 副業奨励 農村中堅青年養成 (農民道場) P. 316 合理化・統制化進展 重要産業統制法成立、工業組合法、輸出組合法改正 P. 317	全國農村産業組合協賛成立 大日本柑橘販賣組合聯合會設立 P. 237—238

日本産業組合法年表

<p>一九三五 一〇 北鐵讓渡接收 (大陸經營本格化) P. 279-281 滿洲移住協賛設立 ソーシヤル・ダー・ビシヤ 農村工業獎勵規則公布 P. 279-281 飯米差押禁止法成立</p>	<p>反、反産運動、産組「政治進出」の問題 P. 239 中央會機關新聞「中央産業組合新聞」發刊 産組農村工業の經營 P. 281-286 農村工業品販賣所創立 P. 279-281</p>
<p>一九三六 一一 進戰時體制、日獨防共協定 二・二六事件 彪大軍事豫算 (稅制改革) 電力國營案、重要肥料業統制法 米穀自給管理法 P. 232 租共同時政助成規則 産組處理統制法 東北興業會社及東北振興電力會社設立</p>	<p>産組課稅反對氣勢 全販聯赤字問題 産業組合五ヶ年計畫終了、産組自己矛盾成熟 産組監督制度擴充 P. 234 以下 産組滿洲移植開始 産組擴充第二次三ヶ年計畫樹立 P. 240 産組教育施設問題起る (産組教化組織化) P. 341</p>
<p>一九三七 一二 北支問題 インフレ急騰 上半年入超七位 國民保險法案 P. 269 生産力擴充五ヶ年計畫</p>	<p></p>

〔備考〕 産業組合中央會「産組組合年表」及下山田盛太郎「日本資本主義分析」に於ける年表を參照。

古賀辰己著	最新鑛山測量學	定價六圓五十錢	送料二十二錢
清水寛孝著	織物組織學	定價五圓	送料十四錢
石倉新十郎著	紡績原論	定價一圓五十錢	送料十四錢
安宅彦三郎著	交流回路學	定價二圓八十錢	送料十四錢
勝呂弘著	保險學	定價四圓五十錢	送料二十二錢
水谷吉藏著	政治學要綱	定價二圓	送料十四錢
向井梅次著	倉庫業法論	定價四圓五十錢	送料二十二錢
中島時雄著	法律學の基礎概念	定價二圓	送料十四錢
豐田悌助著	海運經濟研究	定價三圓五十錢	送料二十二錢
石津連著	金融要論	定價二圓三十錢	送料十四錢
長尾義三著	商業簿記	定價三圓五十錢	送料二十二錢
根岸正一著	經濟地理と地誌	定價四圓	送料二十二錢
藤野靖著			

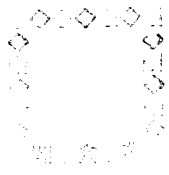
小田内通敏著	風土日本の研究基準	定價四圓五十錢	送料二十二錢
柴田銀次郎著	外國貿易統計論	定價四圓五十錢	送料二十二錢
森文三郎著	經濟統計論	定價二圓	送料十四錢
御園生桂三郎著	工場管理	定價四圓八十錢	送料二十二錢
根岸勉治著	栽植企業方式論	定價五圓	送料二十二錢
伊藤兆司著	植民地農業	定價三圓	送料十四錢
我妻東策著	轉換期の農業問題	定價二圓	送料十四錢
石坂橘樹著	農政學要論	定價四圓	送料二十二錢
池野勇一著	森林法學	定價二圓八十錢	送料十八錢
西田孝太郎著	農産物加工論	定價五圓	送料二十二錢
關谷文彦著	樹木の外科手術	定價一圓五十錢	送料十四錢
ヲブライエ <small>ン</small> 著	農業經濟學	定價二圓	送料十四錢
松田武雄 <small>譯</small>			

- |            |             |          |         |
|------------|-------------|----------|---------|
| 風間 卓著      | 近世中華國民國史    | 定價 三圓    | 送料 二十二錢 |
| 藤枝 丈夫著     | 現代支那の根本問題   | 定價 三圓    | 送料 二十二錢 |
| 小林 幾次郎著    | 支那財政經濟論     | 定價 三圓八十錢 | 送料 二十二錢 |
| 濱田 峰太郎著    | 支那資本機構財閥政權  | 定價 三圓    | 送料 二十二錢 |
| 廣畑 茂著      | 支那貨幣金融發達史   | 定價 三圓五十錢 | 送料 二十二錢 |
| マデ マール著    | 支那問題概論      | 定價 二圓    | 送料 十四錢  |
| ヴァイツトホーゲル著 | 支那經濟史研究     | 定價 一圓五十錢 | 送料 十四錢  |
| 吳 承 禧著     | 支那銀行論       | 定價 二圓五十錢 | 送料 十四錢  |
| 陳 翰 笙著     | 南支那に於ける農村社會 | 定價 二圓    | 送料 十四錢  |
| 薛 暮 橋著     | 支那農村經濟概論    | 定價 二圓    | 送料 十四錢  |
| 立田 信 夫著    | 日本產業組合論     | 定價 二圓八十錢 | 送料 二十二錢 |
| トラハテンベルグ   | 現代の信用及び信用組織 | 定價 二圓    | 送料 二十二錢 |



昭和十五年一月廿八日印刷  
昭和十五年二月一日發行

【定價二圓八十錢】  
外地定價一割増



著者 立田信夫

發行者 西村豊吉

印刷者 石上文七郎

東京市芝區西久保四町五〇番地

東京市麴町區九段四丁目八番地

御申込次第  
新目錄贈呈

發行所

叢文閣

電話東京四二八八九番  
電話九段(33)二五六八番

2497

